

平成22年 第3回定例会

摂津市議会会議録

平成22年9月10日 開会
平成22年9月30日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成22年第3回定例会

○9月10日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長あいさつ	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 議案第55号～議案第57号	1- 3
提案理由の説明（市長）	
採決	
小野吉孝氏あいさつ	
日程3 認定第1号～認定第9号、議案第53号、議案第54号、議案 第64号～議案第68号	1- 4
提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、 生活環境部長、生涯学習部長、消防本部理事）	
委員会付託	
日程4 議案第58号	1-29
提案理由の説明（市長公室長）	
委員会付託	
日程5 報告第13号	1-33
報告（総務部長）	
質疑（三好義治議員）	
日程6 議案第59号	1-37
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（三好義治議員、木村勝彦議員、山本靖一議員、柴田繁勝議員）	
採決	
日程7 議案第60号～議案第63号	1-48
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（山崎雅数議員、野口博議員、山本靖一議員、渡辺慎吾議員、 三宅秀明議員）	
採決	
休会の決定	1-65
散会の宣告	1-66

○9月27日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問	
野原修議員	2- 3
川端福江議員	2- 8
三好義治議員	2-15
嶋野浩一朗議員	2-23
村上英明議員	2-27
藤浦雅彦議員	2-33
大澤千恵子議員	2-47
三宅秀明議員	2-53
山崎雅数議員	2-62
延会の宣告	2-71

○9月28日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	3- 2
開議の宣告	3- 3
会議録署名議員の指名	3- 3
日程1 一般質問	
原田平議員	3- 3
山本靖一議員	3-10
本保加津枝議員	3-17
弘豊議員	3-21
森西正議員	3-30
木村勝彦議員	3-37
日程2 議案第53号、議案第54号、議案第64号～議案第68号	3-42
委員長報告（総務常任委員長・建設常任委員長・文教常任委員長 民生常任委員長）	
討論（山崎雅数議員）	
採決	
日程3 議会議案第20号	3-45

採決	
散会の宣告	3-45

○9月29日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	4-1
議事日程、本日の会議に付した事件	4-2
開議の宣告	4-3
会議録署名議員の指名	4-3
日程1 議長辞職許可の件	4-3
採決 議長辞職のあいさつ（上村高義議員）	
日程2 議選第1号	4-3
選挙 議長就任のあいさつ（藤浦雅彦議員）	
日程3 副議長辞職許可の件	4-4
採決 副議長辞職のあいさつ（安藤薫議員）	
日程4 議選第2号	4-5
選挙 副議長就任のあいさつ（森西正議員）	
日程5 議案第69号	4-5
提案理由の説明（市長） 採決	
延会の宣告	4-6

○9月30日（第5日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	5-1
議事日程、本日の会議に付した事件	5-2
開議の宣告	5-3
会議録署名議員の指名	5-3
日程1 常任委員会委員選任及び議会運営委員会委員選任の件	5-3
選任	
日程2 特別委員会委員選任の件	5-3
選任	
日程3 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	5-3
閉会中の調査に決定	

閉会の宣告	5	3
-------	---	---

☆添付資料

審議日程	資料	1
議案付託表	資料	2
一般質問要旨	資料	3
選任名簿	資料	7
議会運営委員会の所管事項に関する調査表	資料	8
議決結果一覧	資料	9

摂津市議会会議録

平成22年9月10日

(第1日)

平成22年第3回摂津市議会定例会会議録

平成22年9月10日(金曜日)
午前10時 開会
摂津市議会 議場

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	寺本敏彦	水道部長	中岡健二
消防長	北居一	消防本部理事	浜崎健児

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 議 案 第 5 5 号 副市長の選任について同意を求める件
- 議 案 第 5 6 号 教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 議 案 第 5 7 号 公平委員会委員の選任について同意を求める件
- 3, 認 定 第 1 号 平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 2 号 平成21年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認 定 第 3 号 平成21年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 4 号 平成21年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 5 号 平成21年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 6 号 平成21年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 7 号 平成21年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 8 号 平成21年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 9 号 平成21年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議 案 第 5 3 号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 5 4 号 平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議 案 第 6 4 号 大阪広域水道企業団の設置に関する協議の件
- 議 案 第 6 5 号 摂津市民図書館条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 6 6 号 摂津市立鳥飼図書館センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 6 7 号 摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 6 8 号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- 4, 議 案 第 5 8 号 摂津市総合計画基本構想について議会の議決を求める件
- 5, 報 告 第 1 3 号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
- 6, 議 案 第 5 9 号 工事請負契約締結の件
- 7, 議 案 第 6 0 号 動産取得に関する件
- 議 案 第 6 1 号 動産取得に関する件
- 議 案 第 6 2 号 動産取得に関する件
- 議 案 第 6 3 号 動産取得に関する件

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程7まで

(午前10時 開会)

○上村高義議長 ただいまから平成22年第3回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、平成22年第3回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、大変暑い中、ご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件、認定案件といたしまして、平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件ほか8件、議案といたしまして、平成22年度摂津市一般会計補正予算ほか15件、合計26件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

○上村高義議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森内議員及び山本議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月30日までの21日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議案第55号など3件を議題と

します。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 ただいま一括上程となりました議案第55号から議案第57号の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第55号、副市長の選任について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成22年9月18日付で小野吉孝副市長が任期満了となることに伴いまして、引き続き小野吉孝氏を摂津市副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第56号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成22年9月30日付で和島剛委員が任期満了となることに伴いまして、引き続き和島剛氏を摂津市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第57号、公平委員会委員の選任について同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、平成22年11月12日付で古谷博子委員が任期満了となることに伴いまして、引き続き古谷博子氏を摂津市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、それぞれの履歴書を議案参考資料の3ページから5ページに添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

- 上村高義議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 上村高義議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本3件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 上村高義議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第55号及び議案第56号を一括採決します。

本2件について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

- 上村高義議長 起立者多数。よって本件は同意されました。

議案第57号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 上村高義議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

小野吉孝氏からあいさつを受けます。

(小野副市長 登壇)

- 小野副市長 ただいま副市長選任のご同意をいただきまして、ありがとうございます。ちょうど4年前の助役就任の際のあいさつの中でも申し上げたところでございますが、市長、副市長2人は2馬力でございます。それをともに協力しながら3倍、4倍の仕

事をしようではないか、そして、そのことで市民の皆さん方にお返しをしていこうという森山市長の言葉を再度心に刻みまして、これからの行財政運営に邁進してまいりたいと、かように考えております。

議員各位のより一層のご指導をお願い申し上げます。副市長就任に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

- 上村高義議長 日程3、認定第1号など16件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

- 有山総務部長 認定第1号、平成21年度撰津市一般会計歳入歳出決算認定の件について、その内容を説明させていただきます。

本市の平成21年度決算は、歳出では、職員給与の抑制や公債費の減少などがあったものの、退職手当や扶助費の増加が上回りました。一方、歳入では、景気後退の影響を受け、法人市民税が大幅な減となったことなどにより、市税は前年度から10億円を超える減収となりました。そのため、赤字地方債の発行により市税減収に対処することによって、主要基金の残高を減らすことなく実質収支の黒字を何とか確保することができました。また、他の財政指標につきましても、経常収支比率が1.2ポイント減少の92.8%になったことをはじめ、実質公債費比率、将来負担比率など、前年度数値を下回っております。しかしながら、財政指標改善の要因を分析いたしますと、企業誘致に伴う税収の増加や赤字地方債の増発など、一時的な要因によるところもございます。それを考慮いたしますと、抜本的に財政状況が改善されたとは言えません。

景気低迷などにより市税収入の大幅な増

加が今後見込めない一方で、社会保障経費の増加が想定される状況下でさまざまな課題に対処するためには、さらなる行財政改革の推進が必要であります。これまでの取り組みに対し満足することなく、健全な財政運営を継続的に実現し、これを確固たるものとするためにも、今後も一丸となって行財政改革を推進してまいります。

それでは、平成21年度一般会計決算の概要についてご説明させていただきます。

まず、予算額につきましては、当初予算額313億5,300万7,000円に対し、33億438万9,000円を増額補正し、前年度繰越事業費28億2,198万950円を合わせまして、最終予算額は374億7,937万6,950円となりました。

歳入につきましては、調定額360億7,232万7,155円に対し、収入済額348億3,622万2,687円で、収入率96.6%となっております。

収入構成は、別冊の平成21年度決算概要11ページに記載しております。自主財源が231億7,813万7,761円、依存財源が116億5,808万4,926円となっており、その構成比率は、自主財源が66.5%、依存財源が33.5%であります。歳入の主な構成比率は、市税が52.7%、市債が9.8%、国庫支出金が13.5%、府支出金が5%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額374億7,937万6,950円に対しまして、支出済額339億9,675万4,191円で、執行率は90.7%となっております。

これを性質別に見てまいりますと、決算概要の15ページに記載しておりますとお

り、人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費は170億709万4,584円となっており、歳出全体に占める割合は50%となっております。

普通建設事業費は26億7,481万8,986円で7.9%となっており、その他の経費では、補助費等が35億8,206万4,218円で10.5%などとなっております。

この結果、平成21年度の一般会計の決算額は、歳入歳出差し引き8億3,946万8,496円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた後の実質収支は1億5,298万8,184円となりました。

この実質収支額は、臨時財政対策債をはじめとする赤字地方債の増額発行などにより確保したものでございます。

なお、年度末における市債現在高は、一般会計で277億9,262万6,090円となっております。また、主要基金の現在高は50億6,020万1,987円となり、前年度末現在高と比べ3億7,708万3,853円の増となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別のその主な内容について、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、10ページ、款1、市税は、収入済額183億7,366万7,902円、前年度に比べ6.9%、13億5,806万9,432円の減額となっております。

項1、市民税は、収入済額58億7,881万4,546円、前年度に比べ19.9%、14億6,452万3,522円の減額となっております。これは、景気低迷による法人市民税が減額となったことなどによるものでございます。

項2、固定資産税は、収入済額87億6,

9 6 6 万 4, 4 3 8 円、前年度に比べ 0. 2 %、1, 3 4 1 万 2, 8 1 7 円の減額となっております。これは、家屋の経年減価や償却資産の新規設備投資の減少によるものでございます。

項 3、軽自動車税は、収入済額 7, 9 2 5 万 5, 3 5 7 円、前年度に比べ 2. 5 %、1 9 4 万 7, 9 5 7 円の増額となっております。

項 4、市たばこ税は、収入済額 2 0 億 2, 9 9 2 万 1, 0 3 0 円、前年度に比べ 6. 3 %、1 億 2, 0 3 5 万 2, 0 1 4 円の増額となっております。

項 5、都市計画税は、収入済額 1 6 億 1, 6 0 1 万 2, 5 3 1 円、前年度に比べ 0. 2 %、2 4 3 万 3, 0 6 4 円の減額となっております。

なお、市税の徴収率は 9 4 % で、前年度に比べ 0. 6 ポイント低下いたしております。また、不納欠損額につきましては 7, 8 8 1 万 9, 5 6 0 円となっております。

款 2、地方譲与税は収入済額 1 億 7, 6 5 0 万 1, 4 3 7 円、前年度に比べ 6. 1 %、1, 1 5 4 万 8, 5 6 3 円の減額となっております。

項 1、地方揮発油譲与税は、収入済額 2, 8 4 9 万 1, 0 0 0 円となっております。これは、平成 2 1 年度の税制改正により、地方道路譲与税にかわり一般財源として譲与されたものでございます。

項 2、自動車重量譲与税は、収入済額 1 億 2, 8 4 4 万 8, 0 0 0 円、前年度に比べ 9. 7 %、1, 3 8 7 万円の減額となっております。

項 3、地方道路譲与税は、収入済額 1, 9 5 6 万 2, 4 3 7 円で、前年度に比べ 5 7. 2 %、2, 6 1 6 万 9, 5 6 3 円の減額となっております。

款 3、利子割交付金は、収入済額 6, 3 8 1 万 3, 0 0 0 円、前年度に比べ 1 4. 6 %、1, 0 8 9 万 6, 0 0 0 円の減額となっております。

款 4、配当割交付金は、収入済額 2, 3 9 3 万 8, 0 0 0 円で、前年度に比べ 1 8. 5 %、5 4 4 万 1, 0 0 0 円の減額となっております。

款 5、株式等譲渡所得割交付金は、収入済額 1, 1 1 2 万 3, 0 0 0 円で、前年度に比べ 6. 5 %、6 7 万 5, 0 0 0 円の増額となっております。

款 6、地方消費税交付金は、収入済額 9 億 7, 0 7 1 万 7, 0 0 0 円、前年度に比べ 5. 6 %、5, 1 1 9 万 3, 0 0 0 円の増額となっております。

款 7、ゴルフ場利用税交付金は、収入済額 2 6 6 万 4, 4 0 9 円、前年度に比べ 5. 5 %、1 5 万 4, 8 3 4 円の減額となっております。

款 8、自動車取得税交付金は、収入済額 8, 9 4 5 万 7, 0 0 0 円、前年度に比べ 4 2. 7 %、6, 6 7 3 万 9, 0 0 0 円の減額となっております。これは、税制改正による自動車取得税の減税によるものでございます。

款 9、地方特例交付金は、収入済額 2 億 1, 2 6 1 万円、前年度に比べ 7. 7 %、1, 7 6 3 万 6, 0 0 0 円の減額となっております。

項 1、地方特例交付金は、収入済額 1 億 4, 5 9 8 万 1, 0 0 0 円、前年度に比べ 8. 9 %、1, 4 2 2 万 3, 0 0 0 円の減額となっております。

項 2、特別交付金は、収入済額 6, 6 6 2 万 9, 0 0 0 円、前年度に比べ 3. 5 %、2 2 4 万 2, 0 0 0 円の増額となっております。

款10、地方交付税は、収入済額2億2,647万9,000円、前年度に比べ1万円の増額となっております。

款11、交通安全対策特別交付金は、収入済額1,863万5,000円、前年度に比べ3%、57万3,000円の減額となっております。

12ページ、款12、分担金及び負担金は、収入済額9億5,955万699円、前年度に比べ7.8%、6,951万1,475円の増額となっております。

款13、使用料及び手数料は、収入済額6億294万3,592円、前年度に比べ5%、3,156万4,352円の減額となっております。

項1、使用料は、収入済額4億7,689万8,260円、前年度に比べ3.3%、1,630万8,716円の減額となっております。

項2、手数料は、収入済額1億2,604万5,332円、前年度に比べ10.8%、1,525万5,636円の減額となっております。

款14、国庫支出金は、収入済額47億1,142万6,610円、前年度に比べ54.6%、16億6,488万4,388円の増額となっております。

項1、国庫負担金は、収入済額28億6,038万468円、前年度に比べ9.4%、2億4,613万6,233円の増額となっております。これは、生活保護費等負担金の増などによるものでございます。

項2、国庫補助金は、収入済額17億9,915万6,261円、前年度に比べ351.9%、14億105万3,261円の増額となっております。これは、定額給付金に係る国庫補助金の増などによるものでございます。

項3、委託金は、収入済額5,188万9,881円、前年度に比べ51.7%、1,769万4,894円の増額となっております。これは、衆議院議員総選挙に係る委託金の増などによるものでございます。

款15、府支出金は、収入済額17億2,702万470円、前年度に比べ14.7%、2億2,153万6,566円の増額となっております。

項1、府負担金は、収入済額9億7,021万3,798円、前年度に比べ5.8%、5,349万5,137円の増額となっております。

項2、府補助金は、収入済額6億556万9,622円、前年度に比べ55.7%、2億1,673万1,239円の増額となっております。これは、民間保育所施設整備に係る府補助金の増などによるものでございます。

項3、委託金は、収入済額1億5,123万7,050円、前年度に比べ24.4%、4,868万9,810円の減額となっております。これは、府税徴収事務委託金の減などによるものでございます。

款16、財産収入は、収入済額7,498万5,961円、前年度に比べ11.7%、786万451円の増額となっております。

項1、財産運用収入は、収入済額4,741万4,683円、前年度に比べ3.8%、185万8,976円の減額となっております。

項2、財産売払収入は、収入済額2,757万1,278円、前年に比べ54.4%、971万9,427円の増額となっております。これは、土地売払収入の増によるものでございます。

款17、寄附金は、収入済額1,174

万2, 283円、前年度に比べ25.5%、400万8,897円の減額となっております。

款18、繰入金は、収入済額11億4,133万2,386円、前年度に比べ48.5%、3億7,283万777円の増額となっております。

項1、特別会計繰入金は、収入済額2,337万3,244円、前年度に比べ0.4%、8万8,272円の減額となっております。

項2、基金繰入金は、収入済額11億1,795万9,142円、前年度に比べ50.1%、3億7,291万8,349円の増額となっております。これは、減債基金を10億9,000万円取り崩したことなどによるものでございます。

款19、諸収入は、収入済額7億1,790万1,446円、前年度に比べ9.4%、6,147万3,592円の増額となっております。

項1、延滞金、加算金及び過料は、収入済額1,990万547円、前年度に比べ11.4%、256万9,109円の減額となっております。

項2、市預金利子は、収入済額223万5,897円、前年度に比べ69.9%、520万3,417円の減額となっております。

項3、貸付金元利収入は、収入済額1億397万7,400円、前年度に比べ0.7%、74万8,100円の増額となっております。

項4、雑入は、収入済額5億9,178万7,602円、前年度に比べ13.1%、6,849万8,018円の増額となっております。

款20、市債は、収入済額34億2,3

70万円、前年度に比べ18.6%、7億8,080万円の減額となっております。これは、借換債の減額などによるものでございます。なお、借換債を除く実質収入済額は、前年に比べ60.4%、11億2,560万円の増額となっております。

款21、繰越金は、収入済額12億9,601万3,492円、前年度に比べ22.3%、8億9,479万6,585円の増額となっております。繰越金の内訳は、平成20年度実質収支額及び南千里丘まちづくり関連事業などに係る繰越財源でございます。

続きまして、歳出でございますが、18ページ、款1、議会費は、支出済額3億1,062万2,843円、執行率は98.5%となっております。

款2、総務費は、支出済額68億2,111万8,692円、執行率は87.8%となっております。

項1、総務管理費は、支出済額57億9,986万9,471円となっております。その主な内訳は、広報に係る経費、人事、会計管理に係る経費、電子計算事務に係る経費、庁舎等の財産管理に係る経費、自治振興に係る経費、コミュニティプラザ整備に係る経費などを執行いたしております。

項2、徴税费は、支出済額7億2,140万2,330円となっており、税務事務に係る経費でございます。

項3、戸籍住民基本台帳費は、支出済額1億7,260万9,842円となっており、戸籍関係などの事務執行経費でございます。

項4、選挙費は、支出済額7,190万8,411円となっており、市議会議員一般選挙及び衆議院議員総選挙に係る経費などを執行いたしております。

項5、統計調査費は、支出済額2,829万4,975円となっており、各種基幹統計調査に係る経費でございます。

項6、監査委員費は、支出済額2,703万3,663円となっており、監査事務に係る経費でございます。

款3、民生費は、支出済額108億2,622万5,400円、執行率は96.6%となっております。

項1、社会福祉費は、支出済額45億3,272万6,200円となっております。その主な内容は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金のほか、市立せつつ桜苑やみきの路運営委託料などの経費を執行いたしております。

項2、児童福祉費は、支出済額38億2,020万2,517円となっており、保育所の管理運営に係る経費などを執行いたしております。

項3、生活保護費は、支出済額23億491万1,199円となっております。

項4、生活文化費は、支出済額1億6,838万5,484円となっております。その主な内容は、摂津市施設管理公社委託料や文化ホールなどの施設に係る管理経費のほか、旧保健センター改修に係る経費を執行いたしております。

項5、災害救助費は、執行はございません。

款4、衛生費は、支出済額20億2,434万5,893円、執行率は90.4%となっております。

項1、保健衛生費は、支出済額6億991万3,800円となっております。その主な内容は、保健センターや葬儀会館の業務委託料、各種健診や予防接種に係る経費などを執行いたしております。

項2、清掃費は、支出済額14億1,4

43万2,093円となっております。その主な内容は、ごみの収集や処理に係る経費、クリーンセンター及び環境センターの維持管理経費などを執行いたしております。

款5、農林水産業費は、支出済額1億2,344万9,451円、執行率は95.3%となっております。その主な内容は、農業振興に係る事務経費及び農業水路のポンプ場維持管理経費のほか、農業水路改修工事に係る経費を執行いたしております。

款6、商工費は、支出済額5億5,432万2,082円、執行率は98.8%となっております。その主な内容は、地域商業の活性化に関する経費や商工業の振興に係る経費を執行いたしております。

款7、土木費は、支出済額52億20万8,369円、執行率は84.9%となっております。

項1、土木管理費は、支出済額25億4,745万2,338円となっております。その主な内容は、公共下水道事業特別会計への繰出金、自転車・自動車駐車場管理関係経費のほか、交通安全推進経費などを執行いたしております。

項6、道路橋りょう費は、支出済額4億2,127万1,775円となっております。その主な内容は、道路維持補修工事、道路改良工事のほか、歩道改良などの交通安全対策工事を執行いたしております。

項3、水路費は、支出済額8,556万3,958円となっております。その主な内容は、ポンプ場の維持管理のほか、排水路改修工事に係る経費などを執行いたしております。

項4、都市計画費は、支出済額20億8,079万2,704円となっております。その主な内容は、南千里丘まちづくり関連事業に係る経費のほか、阪急京都線連続立

体交差事業に係る経費などを執行いたしております。

項5、住宅費は、支出済額6,512万7,594円となっております。その主な内容は、市営住宅の維持管理や建て替えに係る経費を執行いたしております。

款8、消防費は、支出済額9億9,376万5,176円、執行率は93.9%となっております。その主な内容は、消防活動、救急救助活動、予防活動に係る経費のほか、消防団に係る経費などを執行いたしております。

20ページ、款9、教育費は、支出済額29億6,590万8,975円、執行率は76.4%となっております。

項1、教育総務費は、支出済額5億813万517円となっております。その主な内容は、学校の安全対策事業や教育研究所の教育相談事業のほか、学校教育充実のための各種事業に係る経費などを執行いたしております。

項2、小学校費は、支出済額10億7,000万7,158円となっております。その主な内容は、耐震補強工事や給食調理室改修工事のほか、小学校運営に係る経費を執行いたしております。

項3、中学校費は、支出済額3億5,184万5,573円となっております。その主な内容は、空調機設置工事のほか、中学校運営に係る経費を執行いたしております。

項4、幼稚園費は、支出済額2億7,118万685円となっております。その主な内容は、耐震補強に係る経費のほか、幼稚園運営に係る経費を執行いたしております。

項5、社会教育費は、支出済額3億8,609万8,256円となっております。

その主な内容は、摂津音楽祭、市美術展、こどもフェスティバル等の各種行事のほか、学童保育、公民館の管理運営経費を執行いたしております。

項6、図書館費は、支出済額1億5,559万4,465円となっており、市民図書館及び鳥飼図書館に係る管理運営経費を執行いたしております。

項7、保健体育費は、支出済額2億2,305万2,321円となっております。その主な内容は、市長杯総合スポーツ大会に係る経費のほか、地区市民体育祭に係る補助金、体育施設の管理運営経費などを執行いたしております。

款10、公債費は、支出済額41億7,678万7,310円、執行率は99.9%となっております。借換債を除いた実質では37億4,168万7,310円となっております。なお、実質公債費比率は7%となっております。

款11、諸支出金につきましては、執行いたしておりません。

款12、予備費につきましては、当初予算3,000万円に対しまして1,254万9,143円の充当額となっております。その内容は、衛生費で新型インフルエンザに係る医師報酬、医薬品及び陰圧式テント等に1,230万7,973円、消防費で新型インフルエンザワクチン接種費用に24万1,170円を充当いたしております。

以上、平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第5号、平成21年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

特別会計歳入歳出決算書63ページ以降をご参照願います。

平成21年度の決算といたしましては、歳入15億6,573万5,970円、歳出4,710万9,094円となり、差し引き15億1,862万6,876円の剰余金を見た次第でございます。この剰余金につきましては、全額、平成22年度の同会計の収入といたすものであります。

以下、その内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、72ページ、款1、財産収入、項1、財産運用収入の6,220万8,000円は、前年度と比べ1.3%、80万円の増となっております。

次に、款2、繰越金、項1、繰越金は、収入済額14億9,931万3,347円となっており、前年度と比べ2.4%、3,559万2,764円の増となっております。

続きまして、款3、諸収入、項1、預金利子等は421万4,623円となっており、前年度に比べ10.1%、47万3,922円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、74ページの款1、繰出金、項1、繰出金1,244万1,600円は、前年度に比べ3.2%、38万4,000円の増となっております。これは、味舌上財産区の財産運用収入に係る一定割合を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、款2、諸支出金、項1、地方振興事業費3,466万7,494円は、各財産区への事業交付金であり、前年度に比べ87.9%、1,622万1,313円の増額となっております。この内容といたしましては、決算概要の229ページから235ページに記載しておりますので、ご参照いたします。

以上、平成21年度摂津市財産区財産特

別会計歳入歳出決算のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第53号、平成22年度摂津市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容としましては、歳入につきましては、子育て支援事業に係る府補助金のほか、介護保険特別会計からの繰入金などとなっております。歳出につきましては、子育て情報に係るホームページ開設経費をはじめとする子育て支援事業のほか、過年度の国庫府費返還金など、一部緊急を要する事業についての追加補正となっております。

まず、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,232万円を追加し、その総額を320億4,739万1,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

歳入につきましては、款15、府支出金、項2、府補助金2,070万1,000円の増額は、子育て支援事業に係る補助金を計上いたしております。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金2,290万6,000円の増額は、介護保険特別会計の過年度分の精算により、一般会計への繰入金を計上いたすものでございます。

項2、基金繰入金1,691万3,000円の増額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金の増額を計上いたしております。

款20、市債、項1、市債180万円の増額は、臨時財政対策債の増額を計上いた

しております。

続きまして、歳出でございますが、款3、民生費、項1、社会福祉費では、老人医療、障害者医療及び障害者自立支援給付費等に係る過年度精算による返還金3,482万1,000円を計上いたしております。

項2、児童福祉費では、子育て情報ホームページ構築業務委託料など、子育て支援に係る経費のほか、乳幼児等医療の過年度府費返還金など2,369万3,000円を計上いたしております。

項3、生活保護費では、過年度国庫府費返還金160万1,000円を計上いたしております。

款4、衛生費、項1、保健衛生費では、過年度国庫返還金103万8,000円を計上いたしております。

款9、教育費、項4、幼稚園費では、公立幼稚園に設置するAED購入経費116万7,000円を計上いたしております。

次に、第2条、債務負担行為の補正につきましては、3ページ、第2表債務負担行為の補正に記載のとおりでございます。

一般廃棄物収集運搬業務委託事業につきましても、業務委託の範囲を拡大の上、長期契約を行うもので、平成23年度から平成27年度までの間、7億7,560万円の債務負担行為の限度額を設定いたすものでございます。

学校給食調理業務等委託事業につきましては、従前から実施いたしております長期契約の更新を行うもので、平成23年度から平成25年度までの間、6,150万円の債務負担行為の限度額を設定いたすものでございます。

次に、第3条、地方債の補正につきましては、4ページからの第3表地方債の補正に記載いたしております。変更分につつま

しては、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い、その限度額を変更するものでございます。

以上、平成22年度摂津市一般会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

○上村高義議長 水道部長。

（中岡水道部長 登壇）

○中岡水道部長 それでは、まず初めに、認定第2号、平成21年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書の2ページから3ページの収益的収入及び支出、4ページから5ページの資本的収入及び支出につきましては、消費税及び地方消費税を含んだ金額で表示いたしております。

まず、2ページから3ページの収益的収入及び支出でございますが、収入の款1、水道事業収益は、決算額24億588万2,395円で、前年度に比べ4.7%、1億1,772万9,470円の減少となっております。この主な要因は、項1、営業収益が23億337万9,697円で、前年度に比べ4.7%、1億1,329万8,607円減少し、項2、営業外収益が1億250万2,698円で、前年度に比べ4.1%、443万863円減少したもので、基幹収入である給水収益は、企業や市民の節水などにより減少し、さらに住宅開発に伴う納付金なども減少したことによるものでございます。

次に、支出でございますが、款1、水道事業費用は、決算額21億2,637万8,433円で、前年度に比べ1.5%、3,220万2,824円の減少となっております。この主な要因は、項1、営業費用が19億3,410万7,347円で、前年

度に比べ0.8%、1,561万488円減少しております。これは、賃金や退職給与金などが増加したものの、人件費や有形固定資産に係る減価償却費などが減少したことによるものでございます。

項2、営業外費用は1億8,024万7,872円で、前年度に比べ9.3%、1,841万8,344円減少しております。これは企業債の支払利息が減少したことによるものでございます。

項3、特別損失は1,202万3,214円で、前年度に比べ17.9%、182万6,008円増加しております。これは、水道料金滞納者に対する追跡調査等を実施してきたにもかかわらず、転出先不明や企業倒産等による徴収不能により、過年度損益修正損として処分したものでございます。

項4、予備費は、項2、営業外費用の支払消費税及び地方消費税へ281万1,000円を充当し、残額718万9,000円を不用額といたしております。

続きまして、4ページから5ページの資本的収入及び支出でございますが、収入の款1、資本的収入は決算額5億3,087万円で、前年度に比べ0.2%、116万円減少しております。この主な要因は、項2、工事負担金が87万円で、前年度に比べ57.1%、116万円減少したもので、これは消火栓設置に係る工事負担金が減少したことによるものでございます。

次に、支出でございますが、款1、資本的支出は、決算額10億7,511万9,090円で、前年度に比べ1.2%、1,339万6,667円の減少となっております。この主な要因は、項1、建設改良費が2億7,175万575円で、前年度に比べ10.4%、2,550万756円増加しております。これは、固定資産取得費

が減少したものの、太中浄水場の施設改修費などが増加したことによるものでございます。

項2、企業債償還金は3億336万8,515円で、前年度に比べ11.4%、3,889万7,423円減少しております。これは、公的資金補償金免除繰上償還制度に基づく繰上償還がなくなったことによるものでございます。

項3、貸付金は5億円で、前年度と同額となっております。これは摂津市土地開発公社へ貸し付けているものでございます。

項4、予備費につきましては、500万円の予算額全額を不用額といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億4,424万9,090円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億8,216万2,318円、減債積立金2億円、建設改良積立金1億5,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,208万6,772円をもって補てんしております。

また、棚卸資産購入限度額の執行額は2,591万9,215円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税相当額は123万4,198円でございます。

続きまして、6ページに記載しております水道事業会計損益計算書につきまして、ご説明申し上げます。

損益計算書につきましては、当年度中における水道事業の経営成績をあらわすもので、消費税及び地方消費税を含めない金額で表示しております。

まず、営業収益21億9,414万3,757円に対し、営業費用は18億8,574万6,612円で、差し引き3億839万7,145円の営業利益が生じました。

また、営業外収益 9,926万7,511円に対し、営業外費用は1億3,003万984円で、差し引き3,076万3,473円の損失が生じ、営業利益から営業外収支の損失を差し引きした額2億7,763万3,672円が経常利益となりました。

この経常利益から特別損失である過年度損益修正損1,145万680円を差し引きいたしますと、当年度純利益は2億6,618万2,992円となりました。

したがって、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金6億9,020万7,535円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は9億5,639万527円となりました。

また、8ページに記載しております剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金9億5,639万527円の処分方法をあらわすもので、減債積立金に2億円、建設改良積立金に1億5,000万円を積み立て、残り6億639万527円を繰越利益剰余金といたしまして、翌年度へ繰り越すものでございます。

9ページから10ページにかけての水道事業会計貸借対照表は、平成21年度における水道事業の財政状態をあらわすもので、保有するすべての資産、負債及び資本を総括的にあらわしたもので、資産の合計額は123億2,520万9,535円、負債の合計額は9億3,130万2,055円、資本の合計額は113億9,390万7,480円となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第64号、大阪広域水道企業団の設置に関する協議の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本議案につきましては、水道用水供給事

業の経営に関する事務、水道事業の受託・技術的支援に関する事務、工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するため、大阪広域水道企業団を設置することに関し、地方自治法第284条第2項の規定により、関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により提案するものでございます。

9月議会で上程する団体は、規約（案）の別表にある37団体でございまして、議決後、速やかに大阪府知事の許可をとり、企業団を設立するものでございます。残る団体は、12月議会での上程となりますが、その際、既に議決をいただいた団体は構成団体の追加ということで、規約改正の議決をお願いすることになります。

企業団設立の趣意といたしましては、府域の水道事業の課題が、水源開発・施設拡張から維持更新へと変化しており、さらに市町村においては、施設の老朽化による更新費用の増加や団塊世帯の退職による技術力の低下が見込まれております。このような厳しい環境にある水道事業の経営基盤を強化するため、住民に身近な市町村が連携して用水供給事業を経営し、市町村みずからが事業、経営計画、料金決定を行い、併せて市町村水道事業との連携拡大を進めることで双方の効率化を図っていくことが重要であるとの認識に立ち、企業団を設立するものでございます。

協議の内容につきましては、大阪広域水道企業団規約（案）のとおりでございまして、条文に沿ってご説明申し上げます。

なお、議案参考資料20ページに企業団設立の経過、設立趣意等の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

まず、第1条は、企業団の名称に関する規定で、大阪広域水道企業団とするものでございます。

第2条は、企業団を組織する地方公共団体に関する規定で、設立当初におきましては、企業団は別表に掲げる37市町村で構成するものでございます。

第3条は、企業団の共同処理する事務に関する規定で、企業団は大阪府が運営する水道用水供給事業及び工業用水道事業を承継し、市町村の共同事務として運営していくものでございます。また、市町村が運営する水道事業に対し、企業団として受託や技術的支援を行うことで、府域の水道事業の経営基盤強化に向けた連携拡大を図るものでございます。

第4条は、企業団の事務所の位置に関する規定で、円滑な事業開始が図れるよう、当面、現在の大阪府水道部庁舎を事務所とするものでございます。

第5条は、企業団の議会の組織及び議員の選挙方法に関する規定で、企業団議会の議員定数については、地方公営企業法の規定による定数の上限である30人とし、選挙方法については、構成団体の議会の議員の中から選挙し、構成団体の長が共同して推薦するものでございます。

第6条は、企業団議員の任期に関する規定で、第1項の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とするものでございます。ただし、企業団における実際の運用方法につきましては、今後、市議会議長会及び町村議会議長会と調整して決定することになります。

第7条から第10条は、それぞれ企業団議会の事務局、企業長、補助職員及び監査委員に関する規定でございます。

第11条は、首長会議の設置に関する規定で、構成団体の総意で企業団を運営するため、首長会議を設置するものでございます。首長会議は、企業団の特に重要な事項

を協議するため、構成団体の長を委員として構成するもので、詳細は企業長が規則で定めることとなりますが、具体的な協議事項といたしましては、料金、重要な計画、規約の変更等を想定いたしております。

第12条は、運営協議会の設置に関する規定で、運営協議会も構成団体の総意で企業団を運営するため設置するもので、企業団の重要な事項を協議するため、構成団体の水道事業者を委員として構成するものでございます。詳細は企業長が規則で定めることとなりますが、具体的な協議事項といたしましては、予算、決算、利益処分の方案等を想定いたしております。

第13条は、企業団の経費の支弁の方法に関する規定で、企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金、その他の収入を充てるものでございます。実際には府営水道の資産を無償承継することにより、設置に当たっては、出資金、負担金など市町村の新たな負担はございません。

次に、附則についてでございますが、本規約の施行期日及び職務執行者に関する規定でございます。規約は、平成23年4月1日から施行いたしますが、名称、構成団体、企業長及び補助職員については、知事の許可の日から施行するものでございます。これは、平成23年4月1日の共同処理の開始までの間に、企業団として各種準備行為を行う必要があるため、許可の日をもって主要な事項を施行するものでございます。

また、規約施行後、速やかに企業団の関連事務を執行することができるよう、企業長が選任されるまでの間は、大阪府営水道協議会会長市の長である堺市長が企業長の職務を執行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○上村高義議長 保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 それでは、特別会計決算書5ページ、認定第3号、平成21年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計につきましては、老人保健医療制度が平成20年4月から新たに発足した後期高齢者医療制度に移行したことや、前期高齢者について、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための制度が設けられたことにより、予算の枠組みが大きく変動し、それに伴って精算額が多額になっております。

まず、予算額につきましては、当初予算96億6,183万9,000円に対し、7億9,645万7,000円を増額補正し、最終予算額は104億5,829万6,000円となりました。

歳入につきましては、調定額109億5,688万2,567円に対し、収入済額95億6,984万1,472円で、収入率は87.3%となっております。

歳入の主な構成比率は、国庫支出金が25.9%となり、これまで最も割合が高かった国民健康保険料が23.5%に低下しました。また、前期高齢者交付金が16.6%、共同事業交付金が12.5%と増加をしております。

次に、歳出でございますが、予算現額104億5,829万6,000円に対しまして、支出済額99億6,127万8,416円で、執行率は95.2%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費が6

4.4%、後期高齢者支援金等が11.7%、共同事業拠出金が10.4%、繰上充用金が7.9%、介護納付金が4.1%などとなっております。

この結果、37ページ、実質収支に関する調書で表記のとおり、平成21年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入歳出差し引き3億9,143万6,944円の赤字となり、平成22年度予算から不足分を繰上充用させていただきました。

なお、単年度収支では3億9,311万9,842円の黒字となっておりますが、平成22年度において精算返還すべき交付金や、平成19年度、平成20年度の精算交付金等を控除いたしますと赤字となっております。依然として厳しい財政状況となっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別のその主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明をさせていただきます。

12ページ、款1、国民健康保険料は22億4,912万3,340円で、前年度に比べ5.8%、1億3,918万4,495円の減額となっております。これは、被保険者数の減少や賦課所得の減少によるものでございます。収納率は、現年度分が84.6%で、前年度に比べ0.6%の減、滞納繰越分が8.9%で、前年度に比べ2.4%の減となり、全体では61.9%となりました。なお、不納欠損につきましては、平成19年度賦課分の消滅時効等によるもので、延べ3,471件、2億1,328万8,076円となっております。収入未済額は11億7,375万3,019円となっております。

款2、使用料及び手数料は24万6500円で、前年度に比べ8.9%、2万3,650円の減額となっております。

款3、国庫支出金は24億8,233万3,423円で、前年度に比べ16.3%、3億4,866万8,526円の増額となっております。

項1、国庫負担金は20億1,078万1,518円で、前年度に比べ10.8%、1億9,547万7,621円の増額となっております。これは医療費の増加に伴う療養給付費等負担金の増によるものでございます。

項2、国庫補助金は4億7,155万1,905円で、前年度に比べ48.1%、1億5,319万905円の増額となっております。これは財政調整交付金の増によるものでございます。

款4、療養給付費交付金は7億1,978万7,133円で、前年度に比べ10.5%、6,811万1,642円の増額となっております。

款5、前期高齢者交付金は15億9,138万2,796円で、前年度に比べ15.6%の増額となっております。

款6、府支出金は4億6,039万9,718円で、前年度に比べ9.0%、3,801万1,159円の増額となっております。

項1、府負担金は5,292万1,448円で、前年度に比べ10.0%、590万7,296円の減額となっております。

項2、府補助金は4億747万8,270円で、前年度に比べ12.1%、4,391万8,455円の増額となっております。これは財政調整交付金の増によるものでございます。

款7、共同事業交付金は11億9,15

4万9,193円で、前年度に比べ20.5%、2億303万6,741円の増額となっております。これは高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金等の増によるものでございます。

款8、繰入金は8億4,826万6,561円で、前年度に比べ5.4%、4,346万9,269円の増額となっております。

款9、諸収入は2,675万8,658円で、前年度に比べ361.5%、2,096万157円の増額となっております。これは第三者行為による納付金等の増及び老人保健拠出金還付金が雑収入で歳入されたことによるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明をさせていただきます。

14ページ、款1、総務費は1億375万4,568円で、執行率は88.2%となっております。

項1、総務管理費は9,141万9,501円となっており、その主な内容は、職員12名に対する人件費、その他国保運営に係る経常経費を執行いたしております。

項2、徴収費は1,194万9,387円となっており、保険料徴収員8名の報酬や印刷製本費など徴収業務に要する費用を執行いたしております。

項3、運営協議会費は38万5,680円となっております。

款2、保険給付費は64億1,852万2,896円で、執行率は93.8%となっております。

項1、療養諸費は57億1,648万6,256円で、前年度に比べ2.1%、1億1,807万1,505円の増額となっております。

項2、高額療養費は6億3,110万2,553円で、前年度に比べ12.3%、6,911万7,213円の増額となっております。

項3、移送費は執行いたしておりません。

項4、出産育児諸費は5,313万4,017円で、前年度に比べ1.1%、61万5,983円の減額となっております。

項5、葬祭諸費は829万円で、前年度に比べ17.1%、121万円の増額となっております。

項6、精神・結核医療給付費は951万70円で、前年度に比べ1.3%、11万9,364円の増額となっております。

款3、後期高齢者支援金等は11億6,739万3,359円で、前年度に比べ12.0%、1億2,527万1,902円の増額となっております。

款4、前期高齢者納付金等は331万9,359円で、前年度に比べ136.6%、191万6,139円の増額となっております。

款5、老人保健拠出金は7万8,318円で、前年度に比べ、ほぼ100%、1億7,775万2,734円の減額となっております。これは、平成21年度分の支払いが事務費拠出金のみとなったことによるものでございます。

款6、介護納付金は4億1,083万6,856円で、前年度に比べ5.8%、2,510万6,569円の減額となっております。これは前々年度納付金の精算等によるものでございます。

款7、共同事業拠出金は10億3,129万2,828円で、前年度に比べ3.5%、3,745万6,079円の減額となっております。

款8、保健施設費は3,649万9,5

08円で、前年度に比べ13.1%、549万2,630円の減額となっております。

款9、諸支出金は502万3,938円で、前年度に比べ27.7%、192万4,527円の減額となっております。これは過年度分保険料還付金の減によるものでございます。

款10、繰上充用金は7億8,455万6,786円で、これは平成20年度の不足額を補てんしたものでございます。

款11、予備費については未執行となっております。

以上で、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書41ページ、認定第4号、平成21年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、初めに決算概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

老人保健医療特別会計につきましては、老人保健医療制度が平成20年4月から新たに発足いたしました後期高齢者医療制度に移行したことにより、医療費の実質的な執行は平成20年3月診療分までとなっております。平成20年度からはこれまでの精算等、整理期間に入っております。

まず、歳入でございますが、調定額3,145万3,159円に対し、収入済額は同額の3,145万3,159円で、収入率は100%となっております。前年度に比べ93.8%、4億7,243万4,826円の減額となっております。

歳入の構成比は、支払基金交付金6.6%、国庫支出金10.1%、府支出金2.0%、繰入金0.8%、諸収入23.5%、繰越金57.0%となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額8

15万9,000円に対しまして、支出済額は373万1,685円で、執行率は45.7%となっております。その結果、平成21年度の実質収支は、61ページに表記のとおり、歳入歳出差し引き2,772万1,474円の黒字となったものでございます。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明をさせていただきます。

48ページの款1、支払基金交付金は206万3,974円で、前年度に比べ99.2%、2億6,759万4,596円の減額となっております。

款2、国庫支出金は318万9,267円で、前年度に比べ98.0%、1億5,722万5,049円の減額となっております。

款3、府支出金は63万8,305円で、前年度に比べ98.1%、3,268万6,014円の減額となっております。

款4、繰入金は24万7,765円で、前年度に比べ83.1%、122万1,292円の減額となっております。

款5、諸収入は738万9,340円で、前年度に比べ52.6%、820万8,765円の減額となっております。これは第三者行為による納付金や医療機関からの医療費の過誤調整金を収入したことに伴うものでございます。

款6、繰越金は、平成20年度の繰越金で1,792万4,508円、前年度に比べ23.5%、549万9,110円の減額となっております。

この結果、歳入合計額は3,145万3,

159円となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明をさせていただきます。

50ページ、款1、総務費は24万7,765円となっており、執行率は96.4%でございます。これは第三者行為求償事務等に係る執行経費でございます。

款2、医療諸費は348万3,920円となっており、執行率は50.5%でございます。主な内容といたしましては、平成20年3月診療分までの月おくれ請求分医療給付費の支出でございます。

款3、諸支出金及び款4、予備費については執行がなく、不用額といたしました。

以上の結果、歳出合計額は373万1,685円となったものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書137ページ、認定第8号、平成21年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要について、ご説明をさせていただきます。

まず、平成21年度の実質収支は、保険料が計画比約2.5%、2,044万円の増、保険給付費が計画比約3.7%、1億2,597万円の減となったことなどから、7,944万1,877円の黒字となりました。

歳入につきましては、調定額36億2,531万5,867円に対し、収入済額35億8,252万8,713円で、収入率は98.8%となっております。

歳入の主な構成比率は、支払基金交付金28.0%、保険料23.2%、国庫支出金17.4%、繰入金17.0%、府支出

金14.1%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額36億8,240万円に対し、支出済額が35億308万6,836円で、執行率は95.1%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費94.0%、総務費3.0%、地域支援事業費2.3%などとなっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、金額につきましては収入済額でご説明をさせていただきます。

144ページ、款1、保険料は8億2,990万4,604円、前年度に比べ4.6%、3,612万5,409円の増となっております。

現年分調定額8億4,099万4,105円に対する還付未済額を除いた収納率は98.0%となっております。時効による不納欠損額は1,045万317円、収入未済額は3,233万6,837円となっております。

款2、使用料及び手数料は8万9,950円、前年度に比べ0.1%、50円の増となっております。

款3、国庫支出金は6億2,442万5,627円、前年度に比べ0.1%、55万37円の減となっております。

項1、国庫負担金は5億8,904万6,777円、前年度に比べ8.2%、4,478万7,974円の増となっております。

項2、国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業費交付金の介護予防事業分と包括的支援事業分で3,537万8,850円、前年度に比べ56.2%、4,533万8,011円の減となっております。

款4、支払基金交付金は10億461万9,733円、前年度に比べ4.2%、4,018万9,941円の増となっております。

款5、府支出金は5億526万5,881円、前年度に比べ7.9%、3,705万9,248円の増となっております。

項1、府負担金は4億8,666万8,456円、前年度に比べ7.6%、3,457万9,925円の増となっております。

項2、府補助金は、地域支援事業費交付金の介護予防事業分と包括的支援事業分及び介護職員処遇改善等臨時特例交付金の施設開設準備経費助成で1,859万7,425円、前年度に比べ15.4%、247万9,323円の増となっております。

款6、繰入金は6億1,049万5,000円、前年度に比べ15.8%、8,323万円の増となっております。

項1、一般会計繰入金は5億5,315万2,000円、前年度に比べ4.9%、2,588万7,000円の増となっております。

項2、基金繰入金は、介護保険準備基金繰入金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金で5,734万3,000円、前年度に比べ皆増となっております。

款7、諸収入は21万1,450円、前年度に比べ21.0%、3万6,653円の増となっております。

款8、財産収入は33万4,017円、前年度に比べ155.9%、20万3,498円の増となっております。

款9、繰越金は718万2,451円、前年度に比べ92.0%、8,276万8,050円の減となっております。

続きまして、歳出でございますが、金額につきましては支出済額でご説明させてい

ただきます。

146ページ、款1、総務費は1億656万7,949円、前年度に比べ10.9%、1,309万7,894円の減となっております。

項1、総務管理費は7,314万2,411円、前年度に比べ16.0%、1,393万5,383円の減となっております。

項2、徴収費は300万73円、前年度に比べ21.1%、52万2,504円の増となっております。

項3、介護認定審査会費は3,042万5,465円、前年度に比べ1.0%、31万4,985円の増となっております。

款2、保険給付費は32億9,238万5,315円、前年度に比べ6.9%、2億1,190万3,718円の増となっております。

項1、介護サービス等諸費は28億7,993万1,191円、前年度に比べ7.2%、1億9,464万1,360円の増となっております。

項2、介護予防サービス等諸費は2億1,511万3,418円、前年度に比べ0.8%、177万7,064円の減となっております。

項3、その他諸費は367万3,930円、前年度に比べ5.5%、19万1,295円の増となっております。

項4、高額介護サービス等費は6,070万4,196円、前年度に比べ17.8%、918万2,427円の増となっております。

項5、高額医療合算介護サービス等費は273万9,110円、皆増となっております。

項6、特定入所者介護サービス等費は1億3,022万3,470円、前年度に比

べ5.6%、692万6,590円の増となっております。

款3、地域支援事業費は7,887万2,419円、前年度と比べ8.5%、617万1,131円の増となっております。

項1、介護予防事業費は1,877万6,899円、前年度と比べ25.0%、375万3,902円の増となっております。

項2、包括的支援事業・任意事業費は6,009万5,520円、前年度と比べ4.2%、241万7,229円の増となっております。

款4、基金積立金は33万4,017円、前年度と比べ99.8%、1億3,427万158円の減となっております。

款5、諸支出金は2,492万7,136円、前年度に比べ41.6%、1,775万4,246円の減となっております。

項1、償還金及び還付加算金は1,399万5,492円、前年度に比べ55.3%、1,728万1,974円の減となっております。

項2、繰出金は1,093万1,644円、前年度に比べ4.1%、47万2,272円の減となっております。

以上で、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書173ページ、認定第9号、平成21年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、初めに決算概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

後期高齢者医療特別会計は、平成18年6月に高齢者医療制度関連法案が国会で議決され、平成20年4月から従前の老人保健医療制度にかわって後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、高齢者の医療の

確保に関する法律第49条により、特別会計の設置が義務づけられたものでございます。

まず、歳入でございますが、調定額6億1,714万2,267円に対し、収入済額は6億1,043万1,642円で、収入率は98.9%となっております。

歳入の主な構成比は、後期高齢者医療保険料81.0%、繰入金15.0%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額6億380万1,000円にしまして、支出済額は5億8,772万2,737円で、執行率は97.3%となっております。その結果、平成21年度の実質収支は、191ページに表記のとおり、歳入歳出差し引き2,270万8,905円の黒字となったものでございます。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明をさせていただきます。

180ページの款1、後期高齢者医療保険料は4億9,435万3,751円で、これは市町村が徴収し、広域連合へ納付するものでございます。

款2、使用料及び手数料は7万6,200円で、保険料徴収事務に係る督促手数料でございます。

款3、繰入金は9,154万412円で、本制度施行に係る事務経費の繰入金及び軽減保険料補てんに係る保険基盤安定繰入金でございます。

款4、国庫支出金は419万6,000円で、前年度からの繰越しの後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。

款5、繰越金は2,017万3,609円で、前年度繰越金でございます。

款6、諸収入は9万1,670円で、後期高齢者医療制度特別対策補助金として大阪府後期高齢者医療広域連合から収入をいたしております。

結果、歳入合計額は6億1,043万1,642円となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額で説明をさせていただきます。

182ページ、款1、総務費は1,077万6,285円となっており、執行率は80.2%となっておりますが、これは後期高齢者医療制度の事務に係る執行経費でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金は5億7,694万6,452円となっており、執行率は97.9%でございます。これは、本市が徴収いたしました後期高齢者医療制度に係る保険料を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

款3、予備費100万円は執行がなく、不用額といたしました。

以上の結果、歳出合計額は5億8,772万2,737円となったものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第54号、平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な予算の内容につきましては、平成21年度決算に伴う繰越金の精算及び保険給付費の当初見込みを上回る伸びに伴う増額でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億199万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億7,521万1,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6、繰入金、項2、基金繰入金2,255万3,000円は、保険給付費の増額に伴います財源の繰り入れでございます。

款9、繰越金、項1、繰越金7,944万1,000円は、平成21年度決算に伴います実質収支額を22年度に繰り越して計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、款2、保険給付費、項1、介護サービス等諸費1,255万2,000円は、居宅介護住宅改修費で、当初見込みを上回る伸びに伴う増額でございます。

項2、介護予防サービス等諸費73万7,000円は、介護予防住宅改修費で、当初見込みを上回る伸びに伴う増額でございます。

項4、高額介護サービス等費926万4,000円は、高額介護サービス費で、当初見込みを上回る伸びに伴う増額でございます。

款4、基金積立金、項1、基金積立金4,060万1,000円は、介護保険給付費準備基金へ平成21年度決算に伴う保険給付費の剰余金3,494万7,000円及び平成22年度分の滞納繰越分保険料563万7,000円、及び介護従事者処遇改

善臨時特例基金へ平成21年度決算に伴う事務費の剰余金1万7,000円を積み立てるものでございます。

款5、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金1,593万4,000円は、平成21年度決算に伴う第1号被保険者保険料還付金455万9,000円の減額及び国庫府費等返還金2,049万3,000円を計上するものでございます。

項2、繰出金2,290万6,000円は、平成21年度決算に伴う一般会計への返還金でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第67号、摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、ふれあいの里にあります摂津市立ひびき園、摂津市立はばたき園につきまして、障害者自立支援法の施行に伴い、平成23年度末までに新法に基づく新体系への移行、いわゆる新法施設への移行が求められております。ひびき園、はばたき園は、知的障害者福祉法に基づき、知的障害者通所授産施設、知的障害者通所更正施設として、それぞれ設置認可を受けておりますが、同一敷地内に隣接して立地していることから、これまで利用者の実情に合わせ一体的に運営を行ってきた経緯がございます。

このたび、新体系への移行に当たり、新たに二つ以上の事業を一体的に行うことができる多機能事業所の設置が可能となっておりますことから、利用者の状況に合わせて利用枠を弾力運用できるよう、両園を一体化したひびきはばたき園に再編し、生活介護、就労移行支援及び就労継続支援の各事業を行うことによって、現在利用されて

いる方々はすべて新法施設への移行後もこれまでと同様の場が確保されることとなります。こうしたことから、これまで独立した施設として規定してきましたひびき園、はばたき園について、新体系への移行を契機に、多機能型事業所ひびきはばたき園への再編を平成22年11月1日から行うことを目的に、本条例の一部を改正するものがございます。

なお、議案参考資料10ページからの摂津市立ふれあいの里条例の新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明を申し上げます。

最初に、第2条についてでございますが、第2条、施設、第1号の「摂津市立ひびき園」及び第2号の「摂津市立はばたき園」を、新たに障害者自立支援法に基づく多機能事業所として一体運営を行う新法施設に再編することに伴い、第2条第1号の「摂津市立ひびき園」を「摂津市立ひびきはばたき園」に改め、第2号の「摂津市立はばたき園」を削り、第3号及び第4号を1号ずつ繰り上げるとともに、条例中の「ひびき園」を「ひびきはばたき園」に改めるものがございます。

続きまして、第5条、事業につきまして、条文中、「摂津市立ひびき園（以下ひびき園）」を「摂津市立ひびきはばたき園（以下ひびきはばたき園）」に改めるとともに、摂津市立ひびきはばたき園の実施する事業として、第1号を、これまでにはばたき園が行ってきた入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動の機会を提供する機能を継承する生活介護に関する事業とし、新たに第2号として、これまでひびき園の実施してきた就労に必要な知識及び技術もしくは就職

先の紹介等の支援を提供する機能を継承する就労移行支援に関する事業を、続いて第3号として、これまでひびき園が実施してきた生産活動に係る知識及び能力向上や維持の支援を提供する機能を継承する就労継続支援に関する事業を追加し、第2号を第4号とし、条文の整理を行うものがございます。

続いて、第3章、第10条から第13条につきましては、摂津市立はばたき園の摂津市立ひびきはばたき園への再編に伴い、全文を削除し、これに伴い、関係する目次、章、条番号をそれぞれ繰り上げるとともに、関連条文の項ずれの整備を行うものがございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成22年11月1日から施行するものがございます。

以上で、摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件につきましての提案説明とさせていただきます。

○上村高義議長 暫時休憩します。

(午前11時54分 休憩)

(午後 1時 再開)

○上村高義議長 休憩前に引き続き再開します。

提案理由の説明を求めます。土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 認定第6号、平成21年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明申し上げます。

予算現額は57億8,122万1,000円といたしております。

歳入につきましては、調定額57億1,053万4,238円に対し、収入済額56億2,201万8,425円、収入率は98.4%となっております。

歳入の主な構成比率は、使用料及び手数料が33.3%、繰入金が35.2%、市債が27.2%となっております。

歳出につきましては、支出済額57億3,498万619円、執行率は99.2%となっております。

歳出の主な構成比率は、下水道費が22.9%、公債費が76.5%となっております。この結果、特別会計決算書111ページ、実質収支に関する調書に表記のとおり、歳入歳出差し引き歳入不足額は1億1,296万2,194円で、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額は1億1,296万2,194円の赤字となっております。この不足額につきましては、翌年度歳入繰上充用金により補てんいたしております。

それでは、決算書に従い、歳入歳出の各款別にその主な内容についてご説明申し上げます。

決算書94ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1、分担金及び負担金、項1、負担金は、収入済額1億4,312万9,188円で、前年度に比べ22.2%、4,079万6,602円の減額となっております。これは下水道供用開始区域の減少に伴う下水道事業受益者負担金の賦課面積の減少によるものでございます。なお、不納欠損額は受益者負担金で91万9,080円となっております。

款2、使用料及び手数料は、収入済額18億7,079万7,989円で、前年度に比べ4.8%、9,522万7,655

円の減額となっております。

項1、使用料18億7,032万4,989円は、前年度に比べ4.8%、9,520万8,655円の減額となっております。これは主に景気低迷に伴う大口需要家の使用水量の減少によるものでございます。なお、不納欠損額は542万7,717円となっております。

項2、手数料47万3,000円は、前年度に比べ3.9%、1万9,000円の減額となっております。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金は、収入済額7,867万5,000円で、前年度に比べ5.9%、435万3,000円の増額となっております。これは補助対象事業量の増加によるものでございます。

款4、繰入金、項1、一般会計繰入金は、収入済額19億7,857万4,000円で、前年度に比べ2.7%、5,430万8,000円の減額となっております。

款5、諸収入は、収入済額2,162万248円で、前年度に比べ14.8%、376万460円の減額となっております。

項1、資金貸付金返還収入260万8,600円は、前年度に比べ34.0%、134万9000円の減額となっております。これは貸付件数の減少及び滞納繰越分の収入減によるものでございます。

項2、雑入1,901万1,648円は、前年度に比べ11.3%、241万6,160円の減額となっております。これは主に流域下水道事業市町村負担金精算返還金の減によるものでございます。

款6、項1、市債は、収入済額15億2,920万円で、前年度に比べ26.5%、5億5,090万円の減額となっております。これは主に公営企業借換債の発行がなかったことによるものでございます。

款7、項1、繰越金は、収入済額2万2,000円で、これは繰越明許費に係る財源を繰り越したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

96ページをお開き願います。

款1、下水道費は、支出済額13億1,055万5,183円、執行率97.0%で、前年度に比べ1.9%、2,398万2,379円の増額となっております。

項1、下水道総務費は、支出済額1億3,988万6,642円で、前年度に比べ18.6%、3,187万8,529円の減額となっております。これは消費税及び地方消費税の減額などによるものでございます。

項2、下水道事業費は、支出済額11億7,066万8,541円で、前年度に比べ5.0%、5,586万908円の増額となっております。これは流域下水道維持管理負担金及び建設負担金の増額などによるものでございます。

款2、項1、公債費は、支出済額43億8,621万6,702円、執行率99.9%で、前年度に比べ12.1%、6億548万7,083円の減額となっております。これは主に借り換えを行わなかったことにより元金償還金が減少したものでございます。

款3、項1、予備費につきましては、執行いたしておりません。

款4、項1、繰上充用金につきましては、支出済額3,820万8,734円で、これは平成20年度歳入不足額を補てんしたものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 特別会計決算書115ページ、認定第7号、平成21年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

本事業は、パートタイマー等退職金共済条例に基づき、昭和60年4月に発足し、25年が経過いたしました。平成22年3月末現在、加入事業所は41事業所、被共済者数236名でございます。また、平成21年度中の退職者は23名であり、その退職給付金額は817万2,158円でございます。

それでは、決算書に従い、ご説明申し上げます。

特別会計歳入歳出決算書121ページ以降をご参照願います。

予算額は、歳入歳出それぞれ2,924万5,000円でございます。

決算額は、歳入歳出とも1,416万420円で、対予算額比48.4%の執行率でございます。

次に、本共済制度の主な内容につきまして、127ページからの歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、収入済額でご説明申し上げます。

款1、共済掛金につきましては、被共済者1名につき月額2,000円の掛金を納付していただくもので、平成21年度中の掛金総額は延べ2,786人分の557万2,000円でございます。

款2、繰入金は、退職給付金の支給の際に積立金を取り崩し、歳入として受け入れるためのもので、平成21年度中の総額は850万831円でございます。

款3、諸収入は、積立金等の預金利子で、

平成21年度中に8万7,589円の収入でございます。

続きまして、130ページからの歳出でございますが、支出済額でご説明申し上げます。

款1、共済総務費は、事務的な経費でございますまして、12万5,800円でございます。

款2、共済金は、退職給付金の支払いに817万2,158円、還付金として2,000円、積立金等に586万462円、合計1,403万4,620円の支出となったものでございます。

款3、予備費は、平成21年度に支出がございませんので、全額不用額となりました。

次に、133ページの実質収支に関する調書につきまして、これは本特別会計の実質収支について記載いたしましたもので、歳入総額、歳出総額いずれも1,416万420円で、歳入歳出差し引き額はゼロ円でございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○上村高義議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 議案第65号、摂津市民図書館条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第66号、摂津市立鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、民間事業者のノウハウによるサービス向上と経費の削減等を目的に、平成23年4月から市民図書館及び鳥飼図書センターに指定管理者制度を導入するに当たり、公の施設を指定管理者に施設管理させる場合には、開館時間、休館日等の管理の

基準及び業務の範囲その他必要な事項を条例に定めることが必要であることから、それぞれの条例にこれらの事項を追加し、条例整備を行うものでございます。

議案参考資料(条例関係)の1ページから9ページも併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第65号、摂津市民図書館条例の一部を改正する条例について、改正内容をご説明申し上げます。

第2条は、指定管理者制度の導入に伴い、教育委員会による図書館の管理運営に係る規定にかえて、図書館法に基づき市民図書館で行う事業について規定し、改めるものでございます。

第3条は、指定管理者制度の導入に伴い、教育委員会が任命する公務員を対象とした職員の配置に係る規定にかえて、指定管理者による管理について規定し、改めるものでございます。

また、第4条として、指定管理者が行う業務の範囲について、第5条として、開館時間について、第6条として、休館日に係る条を追加するものでございます。

なお、第5条の開館時間につきましては、現行は水曜日、金曜日のみ午前10時から午後8時までの開館としておりますが、平日の開館時間をすべて午前10時から午後8時までとし、開館時間を拡大するものでございます。また、第6条の休館日につきましては、現行では祝日及び毎月曜日となっております休館日を第1、第3月曜日の月2日の休館日に改めるものでございます。これに伴い、改正後は開館日が現行のおよそ275日から40日拡大し、315日といたすものでございます。なお、休館日は、このほかに図書等を整理し点検するために毎月1回の資料整理日、年に10日以内の

特別整理期間がございますが、実施日が特定されていないことなどから、第6条第3号に教育委員会規則で定める日として規定いたしますのでございます。

第7条は、指定管理に伴う条の追加により、第4条を第7条に改め、文言の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第66号、鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

第1条及び第2条は、今回の改正に伴い、市民図書館条例に合わせて文言の整理を行うものでございます。また、指定管理者制度の導入に伴い、市民図書館条例と同様に、第3条として、指定管理者による管理について、第4条として、指定管理者が行う業務の範囲について、第5条として、開館時間について、第6条として、休館日に係る条を追加するものでございます。

開館時間につきましては、現行どおり、休館日は市民図書館の改正案と同様でございます。

なお、本条例第2条第2号による鳥飼図書センター会議室の貸付けにつきましては、図書等を整理し点検するための資料整理日、特別整理期間中の休館日は適用せず、従来どおり開館といたすものでございます。

第7条から第13条は、第2条第2号の会議室の使用の許可等に係る規定でございますが、指定管理に伴う条の追加により、それぞれ第3条を第7条に、第4条を第8条に、第5条を第9条に、第6条を第10条に、第7条を第11条に、第8条を第13条に、また第9条を第14条に改めるとともに、指定管理者制度導入に伴い、管理

権原者を摂津市教育委員会から指定管理者に改めるほか、文言の整理を行うものでございます。

なお、現行条例第7条、使用者の義務には、第1項に権利の譲渡等の禁止について、第2項に現状回復の義務についての内容が規定されておりますが、他の指定管理者施設の設置条例と同様、規定の内容別に条立てするため、第7条第1項を第11条に改め、第12条として現状回復の義務を追加し、文言の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、条例の一部を改正する内容の説明とさせていただきます。

○上村高義議長 消防本部理事。

(浜崎消防本部理事 登壇)

○浜崎消防本部理事 議案第68号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）の17ページから19ページに新旧対照表を記載しておりますので、併せてご参照をお願い申し上げます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

改正の内容は、第8条の3では、省令の改正に伴い、新たに対象火気設備等として固体酸化物型燃料電池が位置付けられたこ

とから、燃料電池発電設備の種類として固体酸化物型燃料電池を加えるものでございます。

第29条の5は、住宅用防災報知設備の設置免除について規定しておりますが、同条第3号、第4号及び第5号では、省令の改正に伴い、福祉施設等において火災発生時の初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等が定められたことにより、条例中で引用する条項を改めるものでございます。

同条第6号は、省令の改正に伴い、住宅用防災警報機等を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成22年12月1日から施行するものでございます。ただし、第29条の5第3号から第5号までの改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

また、経過装置といたしまして、この条例の施行の際に、現に設置され、または設置の工事がされている燃料電池発電設備のうち、固体酸化物型燃料電池による発電設備に限り、改正後の摂津市火災予防条例第8条の3の規定に適合しないものについては、同条の規定は適用しないものでございます。

以上、内容説明とさせていただきます。

○上村高義議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本16件のうち、認定第1号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同特

別委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

お諮りします。

認定第1号から認定第9号までの9件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議案第58号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、議案第58号、摂津市総合計画基本構想について議会の議決を求める件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

総合計画基本構想は、本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本となるものであり、今回、新たな計画を策定するに当たりまして、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

現在、本市では、平成8年に策定した第3次の総合計画に基づき、政策の推進に取り組んでいるところでございますが、近年の社会経済状況の変化は激しく、現計画策定時には想定しがたいさまざまな変化が生じております。

まず、高度経済成長期以降、紆余曲折はあったにせよ一貫して成長を続けてきた我が国の経済は、バブル景気崩壊後の失われた10年と言われる平成不況期を経て、一

時持ち直しはしたものの、リーマンショック以後の世界同時不況に陥っており、いまだ回復の兆しは見えない状況にあります。本市においても、前年度に比べて税収が減少するという事態が現実のものとなっており、ご迷惑を承知しております。

さらに、戦後経済成長の成果として、日本の社会は豊かになりましたが、その中で市民ニーズの個別化、多様化が進むとともに、地域社会における人の孤独化が課題となっており、人と人とのつながりが希薄化することにより、地域課題や社会問題が一層複雑多様になっており、このような中であって、どのように人のつながりを再生し、安心して暮らせるまちをつくっていくのかということも新たな課題となっております。

一方、急速に進む地方分権改革の流れの中で、地方自治体は、自己決定・自己責任の原則に基づいて、みずから政策を立案し、地域特性を生かしたまちづくりを進めることが求められる事態となっております。これらさまざまな課題や環境変化に対応していくためには、自治の主体である市民と行政が対等な立場で目標を共有し、協力し、それぞれの役割を果たすことにより地域課題を解決していくという仕組みをつくり、企業やNPOなど多様な主体が協働して課題の解決や身近なサービスの提供を担う新しい公共空間を創出して、地方自治の運営を持続可能なものにしていくことが必要と考えております。

このため、本構想においては、協働によるまちづくりを大きな柱とし、まちづくりの理念、摂津市の将来像、方向性、目標などをお示しし、現総合計画の成果も踏まえつつ、新たな時代の要請に応えることのできる計画といたしたものでございます。

策定の経過でございますが、今回の総合計画の策定に当たりましては、市民参画を最も重要な取り組みと位置付け、計画策定過程において、市民5,000人を対象としたまちづくりに関する市民意識調査を実施したほか、転入・転出者を対象とした人口移動に関するアンケート調査、まちづくりのついでに市民意見募集などの取り組みのほか、基本構想案に対するパブリックコメントや市内7か所での地区懇談会を開催するなど、広く市民のご意見、ご提案を募ってまいりました。

さらに、公募による市民委員22名で構成する摂津市まちづくり市民会議を平成21年4月から9月にかけて計11回開催いたしました。その中では、今後のまちづくりのあり方等について、計画策定の初期の段階から市民の活発な議論がなされ、平成21年9月には、市民会議提言書として貴重なご意見、ご提案を取りまとめたいただきました。この提言書では、20項目に及ぶ施策提言がなされるとともに、一般的な行政主導の施策では実情に応じたきめ細かい対応が困難になってきていることから、市民と行政の役割について見直し、市民が積極的にまちづくりに参画し、それを積極的に支援する行政と相まって協働できるシステムづくりが課題であるとされ、「協働」を今後のまちづくりのキーワードとして提言いただいたところでございます。

また、庁内の取り組みとしては、「職員総がかり」を合言葉に、職員アンケートを実施するとともに、課長代理級以下の若手職員で構成する実務担当者会議、次長、課長級職員で構成する幹事会、特別職、部長級職員で構成する総合計画策定委員会などの会議を開催し、さまざまな角度から検討を行ってまいりました。

以上のような経過を経て、平成21年1月16日に計画原案を総合計画審議会に諮問いたしました。審議会は、本年7月23日まで合計10回にわたって開催され、慎重な審議の結果、平成22年7月29日に市長に対し答申が出されたところであり、今回、この答申を踏まえて基本構想案を上程させていただいた次第でございます。

それでは、基本構想の概要についてご説明申し上げます。

まず、1ページ、序論の第1節では、総合計画策定の趣旨を示しております。

第2節では、総合計画の目的と役割を、市のすべての計画・業務の基本となる、まちづくりの指針であり、かつ協働のまちづくりを進める指針として位置付けております。

2ページ、第3節では、まず本計画の構成を基本構想、基本計画、実施計画により構成すると定めております。

次に、計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間といたしますが、社会経済状況などの変化により、策定時の状況と著しい差異が生じた場合には、必要に応じて修正や見直しを行うこととともに、基本計画の中間評価として、活動状況や達成度の検証を行うものとしております。

評価の進行管理につきましては、施策に関する評価指標を設定し、行政評価システムと連動した進行管理を行うものとしております。

3ページから10ページは、総合計画策定の背景となる時代潮流に関する記述で、1、経済低成長・成熟化の時代、2、少子・高齢化の時代、3、環境共生の時代、4、安全・安心の時代、5、情報通信技術の時代、6、グローバル化の時代、7、地

方分権の時代の七つの観点から時代の変化を説明いたしております。

次に、11ページから19ページにかけては、摂津市の現状についての記述で、1、人口構造、2、将来人口、3、昼夜間人口、4、都市構造、5、産業構造、6、財政の状況の六つの観点から、本市の置かれている現状と見通しを記述しております。特に、将来人口につきましては、平成21年度の人口をもとに、現在、読み込むことのできる人口変動要因を加味した上で、計画の目標年次である平成32年度の人口見込みを算出しておりますが、日本全体で進行する少子・高齢化の影響は免れがたいものとして、8万人と想定をしております。ただ、これはあくまで推計であり、今後さまざまな取り組みを進めることにより、多くの人から住みやすい、働きやすいまちと評価を得られるまちづくりを進めていく必要があると考えておるところでございます。

次に、20ページ、21ページでは、まちづくりの課題として、1、協働のまちづくりの実践を積み重ねていくこと、2、様々な危機に対応し、安心して生活や活動ができること、3、地域から、地球環境を良くすること、4、あらゆる立場の人が、安心して暮らせるように地域で支え合うこと、5、みんなで子どもを育み、誰もが生涯を通じて学び、成長できること、6、産業都市の特徴をまちづくりに生かすこと、7、質の高い行政経営を実現することの7点に整理をいたしております。

次に、22ページ、基本構想の第1章、まちづくりの理念では、まちづくりを進めていく上で共有すべき理念として、昭和46年に制定した摂津市民憲章のほか六つの都市宣言と、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約の五つの心を大切にする人づく

りとしての人間基礎教育の考え方を示しております。

26ページ、第2章、めざす将来像では、本市の将来像を「みんなが育むつながりのまち摂津」と設定し、その将来像を実現するための基本姿勢として、1、「住み続けたい」まちをつくり、2、「安心」を実感できるまちをつくり、3、「まち育て」という新しい発想で取り組み、4「摂津らしさ・強み」を生かしますの四つにまとめております。

28ページ、まちづくりの目標では、めざす将来像を実現するため、1、市民が元気に活動するまち、2、みんなが安全で快適に暮らせるまち、3、みどりうるおう環境を大切にするまち、4、暮らしにやさしく笑顔があふれるまち、5、誰もが学び、成長できるまち、6、活力ある産業のまち、7、計画を実現する行政経営の七つをまちづくりの目標として設定いたしております。

30ページから36ページまでの第3章、まちづくりの目標を実現する政策では、今ご説明いたしました七つのまちづくりの目標ごとに基本計画における各施策の大きな方向性を14の政策として示しております。

まず、第1節では、市民が元気に活動するまちを実現するため、「市民が活躍するまちにします」という政策を推進することとしております。

第2節では、みんなが安全で快適に暮らせるまちを実現するため、「都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします」と「生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします」の二つの政策を推進することとしております。

第3節では、みどりうるおう環境を大切にするまちを実現するため、「地球にやさしく美しい住みよいまちにします」と「自

然豊かな憩い、安らぐまちにします」の二つの政策を推進することとしております。

第4節では、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちを実現するため、「平和と人権を大切にするまちにします」、「男女共同参画社会を実現するまちにします」、「誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします」の三つの政策を推進することとしております。

第5節では、誰もが学び、成長できるまちを実現するため、「生涯学習を通じて心豊かなうるおいと安らぎを感じるまちにします」、「自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします」、「文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします」の三つの政策を推進することとしております。

第6節では、活力ある産業のまちを実現するため、「産業を支え、活力のあるまちにします」、「勤労者を守り、いきいきと働くことができるまちにします」の二つの政策を推進することとしております。

第7節では、計画を実現する行政経営を行っていくため、「市民の視点に立った質の高い行政経営を行います」という政策を推進することとしております。

最後に、37ページから39ページまでの第4章、計画の推進に向けてでは、本計画を推進していくための要点を、1、協働による計画の推進、2、協働を実現するための役割、3、協働による計画の進行管理の3点にまとめておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第58号、摂津市総合計画基本構想について議会の議決を求める件につきましての提案内容の説明とさせていただきます。

○上村高義議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、7人の委員をもって構成する総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま設置されました総合計画基本構想審査特別委員会の委員については、村上議員、野原議員、森内議員、森西議員、嶋野議員、三好議員、野口議員の以上7名を指名いたします。

日程5、報告第13号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 報告第13号、平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、その内容を報告申し上げます。

なお、各指標の算定方法につきましては、報告第13号、議案参考資料1ページ、2ページ、また、本年度、平成21年度決算に基づく健全化判断比率などの具体的な算定方法は、平成21年度決算概要42ページから45ページをご参照ください。

まず、1、健全化判断比率中、実質赤字比率につきましては、実質赤字額がなく、本市に適用されます早期健全化基準12.51%未満となっております。その内容は、一般会計の実質収支が1億5,298万8,000円の黒字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質収支ゼロ円で、合計額1億5,298万8,000円の黒字となり、実質赤字比率は赤字額がないことを示

す「-」という表記になっております。

次に、連結実質赤字比率につきましても、連結実質赤字額がなく、本市に適用されます早期健全化基準17.51%未満となっております。その内容は、水道事業会計の資金剰余額が20億115万2,000円、公共下水道事業特別会計の資金不足額がゼロ円、国民健康保険特別会計の実質収支が3億9,143万7,000円の赤字、介護保険特別会計の実質収支が7,944万2,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が2,270万9,000円の黒字、老人保健医療特別会計の実質収支が2,772万1,000円の黒字、合計18億9,257万5,000円の黒字となり、連結実質赤字比率は連結実質赤字額がないことを示す「-」という表記になっております。

次に、実質公債費比率につきましては、前年度に比べ1.9ポイント低下し7%となり、早期健全化基準25%未満となっております。本指標は、過去3年間の平均値で算出するものでございますが、単年度の数値で見えますと、前年度に比べ0.5ポイント増の7.2%となっております。これは、一般会計、公共下水道事業特別会計ともに元利償還金の額が減少したものの、分母となる標準財政規模の減少幅が大きかったためでございます。

次に、将来負担比率につきましては、前年度に比べ10.6ポイント低下し4.8%となり、早期健全化基準350%未満となっております。一般会計及び公共下水道事業特別会計において、地方債現在高が減少したことにより、前年度数値より改善したものでございます。

次に、2、資金不足比率につきましては、水道事業会計、公共下水道事業特別会計と

もに資金不足額がなく、経営健全化基準20%未満となっております。その内容につきましては、水道事業会計では、流動負債が7億4,561万円に対し、流動資産が27億4,676万2,000円で、20億115万2,000円の資金剰余となっております。そのため、資金不足比率は資金不足額がないことを示す「-」という表示となっております。

公共下水道事業特別会計につきましては、実質収支1億1,296万3,000円の赤字があるものの、赤字額から控除できるものとされている解消可能資金不足額が1億3,062万5,000円で赤字額を上回っております。そのため、資金不足比率の算定上は、将来的に赤字を解消できる見込みとされ、資金不足比率は資金不足額がないことを示す「-」という表示となっております。

平成21年度決算に基づき算出した各比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準未満となり、また、実質公債費比率、将来負担比率では、前年度数値から改善をされました。しかしながら、財政状況が好転したと言い切れるものではなく、本市の将来を見据え、健全な財政運営のためにたゆまぬ努力が必要であると考えております。

以上、報告第13号、平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の内容説明とさせていただきます。

- 上村高義議長 報告が終わり、質疑があればお受けいたします。三好議員。
- 三好義治議員 認定第1号で、また委員会付託もされる中で、本市の財政状況についての質問の機会があると思いますが、この際、確認も含めてご質問したいと思うんですが、まず、今、総務部長から報告のあっ

た数字については、これは好転したということの中で判断していけると思うんですが、特にこの監査の審査意見がつけられておりますが、私の感覚で言うならば、この審査意見の中に現在の財政状況を取り巻く環境関係を本来入れるべきではないのかなというふうに感じておるんですが、この点について監査の意見をお聞かせいただきたいと思っております。

それと、総務のほうですが、今、表面的な国の指針に基づいて出された数値は、まさにこのとおりだと思うんですが、隠れた数字の中に、我々は、この本市における状況の中では、地方債現在高の状況というのが平成21年度決算で一般会計で267億2,200万円、それから公共下水道で441億3,700万円、合計いたしますと708億5,900万円、こういった現在の市債残高があるわけですね。この辺について、こういった指標の中に盛り込まれないのかということが、1点疑問があります。

さらに、今回の決算状況を見ますと、1億5,000万円からの黒字になっておりますが、実態は赤字債を相当発行した中で1億5,000万円の黒字になっているんですが、これは財政運営上、本来赤字債を発行せずに、その部分におきましたら赤字という見方ができるんですが、その前段の中での財政運営上の考え方についてもお聞かせいただきたいというふうに思っております。

冒頭、以上でよろしく願いいたします。

- 上村高義議長 監査委員事務局長。
- 寺本監査委員事務局長 平成21年度の摂津市健全化判断比率等に係ります監査の意見についてのご質問について、ご答弁を申し上げます。

健全化判断比率等の審査におきましては、

数値の正確性を主眼にいたしているところ
でございます。審査に当たりましては、四
つの視点から審査を行っているところ
でございます。一つ目につきましては、法令
等に照らし、財政指標の算出過程に誤り
がないか、二つ目は、法令等に基づき、
適切な算定要素が財政指標の計算に用
いられているか、三つ目は、財政指標
の算定の基礎となった書類等が適正に
作成されているか、四つ目は、客観的
事実の妥当性を判断した上で、財政指
標の算定を行う場合において公正な判
断が行われているかといった点を中
心に審査を行いまして、意見についま
しては、数値が正確であった旨を報告
させていただいているところでございま
す。

以上です。

- 上村高義議長 総務部長。
- 有山総務部長 財政健全化法に基づく財政指標なんです、旧法は昭和30年で、当時、再建団体に値する団体に対する法令制度ができました。それから52年ぶりにこの財政健全化法という形で法令の改正が行われました。この内容を考えてみますと、昭和30年代、一般財源、一般会計というものが多くの行政領域をカバーしていたというふうに思います。しかし、この50年間の間にいろいろな分野に対し行政がかかわったということで、下水道でありますとか、病院でありますとか、公営企業でありますとか、そういう全体的な財政の健全性を見る必要が生じたことから、財政健全化法というのが52年ぶりに改正されたというふうに思っております。

それで、本市の今年度のそれぞれの指標については、すべてが健全であるというふうになっておりますが、今までと違って連結実質赤字比率というストックの指標というものができまして、公債費を今まで普通

会計ベースで見ていたものを、下水道で合わせて両方で見るというようなことになっております。

それと、現在の決算との比較の中で、それをどのように考えるかということでございますが、本年度につきましては、退職手当債をはじめ臨時財政特例債というような赤字地方債を発行して、その収支を図ってきたところでございます。一般会計においてもそうでございますが、下水道会計においても、資本費平準化債という形で11億円余りの地方債を発行し、そのことにより一般会計からの繰り入れを10億円ぐらい減少させるということで、1億5,000万円の黒字を図ったということでござい

ます。そして、何よりも私どもが心配しておりますのは、これらの赤字地方債と言われる比率が一般会計のうちの45%を占める状況になっており、多くの赤字地方債の場合、交付税算入という形であるのですが、私どもは不交付団体であり、みずからが借りた臨時財政特例債等をはじめとする赤字地方債を返還していかなければならない、それらの返済に充てる財源はみずからがつくり出していかなければならないということでもありますので、数値以上に厳しい財政状況にあるというふうに判断をいたしております。従前の数値で見てもかなり厳しいかなと思うんですが、健全化法による数値は楽観的な数値が出ておりますが、決して不交付団体である摂津市においては、そのように楽観視できるものではないというふうに考えております。

以上です。

- 上村高義議長 三好議員。
- 三好義治議員 今、総務部長から現在の財政状況においてでも予断を許さないという

強い決意をいただきまして安心したんですが、私は、ややもしますと、この健全化判断比率、それから資金不足比率報告だけを見ますと、非常に楽観視してしまうのではないかなという危惧はいたしております、まさに決算概要関係を見ると、それぞれの特別会計、一般会計の指標関係を読み取りますと、非常にまだ厳しい状況が続いているというのが読み取れるんですが、たがを緩めずやっていただきたいというふうに思っております。

そういった中で、本年度の経常収支比率を見てみますと、100%を切って94%近くまでになっているんですが、赤字債を除きますと、まだまだやっぱり100%も超えておりますし、先ほど言いましたような市債現在高が特別会計を入れますと700億円を超えております。さらに連結実質赤字を見てみますと、国保の特別会計をそれぞれ見ますと、先ほど報告がありましたように、国民健康保険が赤字ですし、さらに水道は今、健全な財政運営で20億円ほどの黒字になっておりますが、流動負債が相当増えてきております。流動資産でそれを賄っているんですが、こういった部分では非常にまだまだ財政は厳しい状況であります。

もう一つ加えますと、特に法人市民税で市税収入が14億円ほどマイナスになっておりますが、過誤納還付がされまして、それを合計いたしますと17億円ほど当初予算よりも減ってきている、こういったことが本当に危機意識として持つておかなければならないという中で、私は、先ほど監査のほうにご質問もさせていただいたのが、この部分でいきますと、こういった参考資料の中にも、監査としての私が言いましたような意見をまず添付すべきではないか

など。監査意見書、別冊になっているほうを見ましてでも、この4指標の評価というのが一切書かれていないんですね、監査として。だから、監査は本来数値監査も必要ですが、やっぱり行政監査にも立ち入って評価していくべきだというふうに思っております。

総務部長からは非常に危機意識を持っているということも伺いました。副市長、先ほど再任されまして、心からお喜び申し上げますが、この財政、第4次行革も含めての決意も含めてご答弁いただければ幸いです。よろしくお願いします。

○上村高義議長 副市長。

○小野副市長 今、三好議員が言われた中身につきましては、いずれにいたしましても、平成17年の110というのが新指標になってどうなるかということ、それが一気に府下平均値を下がる92.8%まで下がったと。税収は過去20年の中で一番最悪であったにもかかわらず、地方交付税不交付団体は私どもと1町のみという状況。これは、どこを見ましても市内が摂津市は大丈夫だと、過去から見てきたように、いろいろあったけども今までもできたのではないかと、そういうことに流れはしないかという危惧を持っておりまして、もうすぐ来年度予算の当初予算説明会に私も出て、もう一度話をしようと思っておりますが、たがが緩んではならないと思っております。

どっちにしても、その当時の平成10年、11年でしたか、公債費が最悪の約970億円ぐらいあったと思います。ここで議論されました1,000億円の借金をどうするんだという議論が、きのうのように思い浮かびます。それが七百何ぼまで下がってきたということでもありますから、一番怖い

のは、市内のたがが緩むことということだと思います。私もあいさつをさせてもらっておりますように、やはり市長ともどもの中で、どうやってたがを締めてやっていくかと。

第4次の行革については、一番大きいのは市民負担をどう見るかと。ただ、世情は非常に厳しいという中でどういう取り組みをすべきかと。これは、最終的には市長判断になりますが、そこはできるだけ知恵を絞ってといいますか、そして、やるべきものはきちっとやるということをやらなければならないと思っています。ただ、人件費の問題も、総量抑制の中身もまだございまずし、そういうこともやりながら、今回のごみ委託の問題も入っておりますけども、そういったこともいろいろ積み重ねながら進んでいかなきゃならないなど。ただ、世情がこれほど悪い中で、市民負担の問題というのは、市長も思われていますけども、より慎重にということでは思っておりますけども、これもやるときは事前事前に議会と十分な協議をしなければならないというふうに思っています。

いずれにいたしましても、平成17年の苦しみはきちっと踏まえて、やっどここまで来たということを見ながら、建設事業のあり方の問題も含めてどうすべきか、これは議論した上で議会ともまた議論させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○上村高義議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 以上で質疑を終わります。

日程6、議案第59号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第59号、工事請負契

約締結の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料6ページから15ページに図面等を添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

(仮称) 摂津市営三島住宅等建設工事の請負契約を締結する件につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、(仮称) 摂津市営三島住宅等建設工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は14億8,750万円でございます。

契約の相手方は、佐藤工業・小野工建特定建設工事共同企業体、代表者は、大阪府中央区北浜1丁目1番6号、佐藤工業株式会社、大阪支店、常務執行役員支店長、大前和博でございます。

工事の内容は、旧市民プール跡地に市営野々団地、市営鯨生野団地の集約建てに伴う(仮称) 摂津市営三島住宅の新築工事と(仮称) 地域福祉活動支援センターの新築工事、開発申請に伴う外溝整備と味舌用地水路の接続工事を含むものでございます。

市営住宅新築工事の主な内容につきましては、鉄筋コンクリート6階建て、一部5階建て、2DKタイプ47戸、3DKの1タイプ25戸、3DKの2タイプ12戸で、うち車いす対応が2戸、合わせて84戸で、建築面積1,461.83平方メートル、延べ床面積5,737.63平方メートルで、エレベーター2基設置となっております。

集会所につきましては、鉄筋コンクリート平屋建て、建築面積83.57平方メートル、延べ床面積81.54平方メートルとなっております。

駐車場の内容につきましては、建築面積751.7平方メートル、延べ床面積735平方メートルの83台収容の自走式2層の立体駐車場と車いす使用者用平面駐車場3台、合わせて86台となっております。

また、その他附属施設といたしまして、自転車置き場168台、バイク置き場14台、電気室、ごみ置き場となっております。

(仮称)地域福祉活動支援センターの主な内容につきましては、鉄筋コンクリート4階建て、1階が社会福祉協議会、2階がボランティアセンター、3階が地域包括支援センター、4階が各団体共用施設で、建築面積246.76平方メートル、延べ床面積957.04平方メートルで、エレベーター1基設置となっております。附帯施設につきましては、自転車置き場10台、駐車場3台で、うち屋根付き車いす使用者用1台となっております。

開発申請に伴う外溝整備につきましては、児童公園の整備326.7平方メートル、市道三島23号線拡幅工事と敷地外溝工事となっております。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

○上村高義議長 説明が終わり、質疑に入ります。三好議員。

○三好義治議員 素朴な質問なんですが、今回、入札状況を見ますと、11社ほど入札参加をされておまして、金額がすべて同額、これは最低金額を公表しての入札ということで、抽選で落札をされたというような話を伺っておりますが、この一般競争入札のあり方で、今回の最低価格の公表をしてきた背景というのは、なぜそういったことに持っていったのかという素朴な疑問で質問させていただきたいと思っております。

最低価格の公表については、他市でもい

ろいろな範例があるんですが、ただ、そういった最低価格を公表したときに競争原理が働かないという部分が1点と、もう1点は、公共事業というのは民間よりも高いというような批判があります。今回、こういった部分での最低価格を公表しての入札に至った経緯、この点についてお聞かせいただきたいのと、もう1点は、今、この価格に対してのいろんな仕様関係を伺いましたが、今回、この落札額が今後この市営住宅の中ですべて網羅されているのかということが非常に気になります。その点についてまずお答えいただきたいと思います。

○上村高義議長 総務部長。

○有山総務部長 まず、今回、入札の最低限度額を公表しているということでございますが、私どもは、平成11年10月から、予定価格1,000万円以上の工事を対象に予定価格及び最低制限価格を公表してきております。さらに、平成14年12月からは、すべての工事を対象に予定価格及び最低制限価格の事前公表を行っております。これに至りましたそもそもの原因は、当時、かなりの箇所で工事関係者と行政側の人間の癒着ということが社会的な問題になりました。当時を思い出していただきますと、名刺受けはありますものの、我々の仕事をしている執務室にも業者が名刺を持ってやってくる、設計図書等を開けているというような、そういう状況もあります。そういう中で公平公正に行政を進めていく、工事の発注を行うということから、平成11年10月、それから、すべての工事につきましては平成14年の12月から、こういう予定価格及び最低制限価格を公表してきたという経緯がございます。それが、私どもが公表をしてきたという背景でございます。何も私どもの自治体に限ったことではなく、

その当時、多くの自治体がそのような方向で動いていました。

それと、民間との価格の差、公平公正な、逆に言う競争原理を働かすためには、価格の公表をしないほうがということのご発言であったと思いますが、この部分につきましては、現在、そういう方向で動いているという市町村もございまして、私どもについても、今後、現在の予定価格及び最低制限価格を公表していくというやり方を引き続いてやっていくのか、あるいは価格については設計図書で業者のほうできちんと計算をしていただいてやっていくのかということについても、併せてどちらの方法がいいのかということは今後検討させていただきたいと思います。

○上村高義議長 この金額ですべていけるということは、仕様を満足できるかと。

総務部長。

○有山総務部長 仕様に基づいて設計図書の配布を行っております。もちろん、その設計図書に基づいて、それぞれの業者が積算をし、これで十分いけるという判断をされたというふうに考えておりますので、当然すべての設計図書に基づいたものが完成されるというふうに判断しております。

○上村高義議長 三好議員。

○三好義治議員 まず、1点目の最低価格の公表の件については、これから検討していただいたらいいんですが、私はそれ以前に、建設物価指数で国交省の基準に基づいて算定しているという部分が一方では問題ではないかなというふうに思っています。やっぱり地方におきますと、いろんな建設物価指数を見ていきますと、人件費も材料費も相当ばらつきがあるし、その中で仕様をつくりながら単価を決めていく、この方式をさらに検討していただきたいというこ

とを、これは要望しておきます。だから、公共事業が高いというふうに言われている部分を再度認識していただいて、市民からいただく税金を有効活用していくための努力をしていただきたいなというふうに思います。

それともう1点、総務部長、本当に今、14億数千万円でこの市営住宅がすべて完成するんですか。私は、これ以外の外溝を含めて太陽光発電、こういったことがまだこの見積もりに入っていないというふうに伺っているんですが、その点について、理事者は本当にこれですべてで追加予算はないと言い切れるかどうか、ご答弁いただきたいというふうに思っていますし、まずその部分をお願いいたします。

○上村高義議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 それでは、ただいまの、この予算ですべての市営住宅の工事ができるかというご質問に対してご答弁申し上げます。

この市営住宅の現在の契約につきましては、今ご指摘の太陽光発電のパネルでございしますが、これについては、街路照明灯の3基につきましては含まれておりますが、今後計画している自然エネルギーを活用するという観点から、太陽光パネル設置の検討を考えております。この分につきましては、この工事の予算の中には含まれておりませんで、今後、来年度に向けて、この太陽光パネル設置に向けて計画し、来年度予算要求もしてまいりたいと考えております。

以上です。

○上村高義議長 三好議員。

○三好義治議員 先ほど総務部長は、この市営住宅にかかわる分はすべて盛り込んでおるということで、太陽光発電については別途発注するという原課の今ご答弁ですが、

もともと建設常任委員協議会を私は聞いておりますと、もともとそういった太陽光発電というのは、最初の建設段階からの議会での議論の中に入っていたというふうに思うんですが、なぜその太陽光発電の部分だけを外し、さらに予算要求をしていかなければならないかというのが非常に疑問に思います。だから、この市営住宅の建設予算の中に本来太陽光発電もすべて盛り込んで、建築設備と分けるならば分けるということの中で議会に説明すべきが本来のものだというふうに思うんですが、この辺、理事者としての考え方は一になっていないと思うんですが、この辺もお願いしたいというふうに思います。

それと、今回、市営住宅84戸の建設戸数になっておりますが、今回の事務報告書をざっとですが目を通してありますと、市営住宅の八町のほうが、政策空き家というのが今1室と書いておまして、実態は2室あるんですね。この八町のほうまでは、ここは含まれていないと思うんですが、これは今回の上程されている議案とはちょっと逸脱しているかもわかりませんが、建設戸数の84戸に加えて質問ということの中でご理解をいただきたいと思うんですが、この分については鯨生野と野々団地の方々が引っ越してこられて、これで大概満室になるけども、何で八町のほうが政策空き家できて、この部分まで入れるのかどうかということが、我々としても八町まで盛り込んでくるのかなということが今見ておって気になったんですが、この点については、今回3回目の質問ですから、ただ、今の政策的な部分の中の本来の見積額、要は落札額の中に、何で太陽光発電まで予算の中に盛り込んでいなかったのかということをご答弁いただきたいと思います。さっきは、

総務部長はこれで全部できると、太陽光発電は予算はとっていないから、これからまだ予算計上していくと。しかしながら、前段では、議会からは要望もあって太陽光発電をつけるというふうに言い切っておったと思うんですが、よろしくお願いたします。

○上村高義議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 それでは、2回目のご質問にご答弁申し上げます。

太陽光発電の考えでございますけれども、当初は小規模でありながら街路照明3基に太陽光パネルを設置し、自然エネルギーという形でこの計画には盛り込んでおりました。昨年10月の議会で太陽光発電を使用しないのかというご質問もございまして、南千里丘のまちづくりではCO2削減のために太陽光パネルを取り組んできました経緯がございまして、その後で計画をもう一度見直しながら自然エネルギーの活用を検討してまいりました。その段階では、まだ太陽光発電の大きさ、あるいはどれだけの容量が必要かということも決まっておりました。国の制度も変わりながら、公共施設に太陽光パネルを設置しても、制度上、買い取り制度があるのかどうかということも、去年の暮れには変わりましたので、その辺を検討している間に、市営住宅との同時の発注がおくれたという状況でございまして、国の制度等が明らかになってまいりましたので、来年度、別の工事としてできれば発注していきたいと。太陽光パネルにつきましても補助制度を使っていきたいと思っておりますので、市営住宅の補助制度と太陽光パネルの補助制度は違いますので、その補助制度の採択に向けての計画をもう少し進めて、来年度、この太陽光パネルを市営住宅の屋根の上に設置しながら、

共用部分、例えばエレベーターとか、あるいは受水槽の電力にできれば使用していきたいという当課の考えがございます。これはまだ予算化もできておりませんので、来年度予算に向けて予算要望してまいりたいと考えております。

それともう一つは、市営住宅の政策空き家の件でございますが、この84戸には八町住宅は移転してきません。あくまでも野々住宅と鯉生野住宅だけが移転してまいりまして、八町住宅についてはそのまま存地、そこには今現在2戸の空き家が出ておりますが、1戸は政策空き家、あとにつきましては順次募集をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義議長 木村議員。

○木村勝彦議員 この入札について、11のJVがすべて同じ金額、最低金額で落札をされたということは、市にとっては最低金額で落札をされるということは非常にメリットがありますし、結構なことだと思うんですけども、やはりそこには何かの話し合いがあつてそういう金額がそろっているということに私はなっていると思うんですけども、最近の入札状況を見ますと、やはり南千里丘の関連の事業でも同じ金額で、抽選で落札をされたというケースがあります。そんな中で、業界の中でも言われていることは、やはりこの工事については、やっても赤字やでという形で、赤字覚悟でやられているというケースもあろうかと思うんですね。そういう点では、安かろう悪かろうでは、これは金銭的な面でメリットがあつたとしても、実態として、うちにとってはやっぱり好ましくないということもありますし、そういう点では、工事の検査体制、その辺がどういう体制できっちりやら

れているのかということについて、そしてまた今の検査体制で十分であるということの認識を持っておられるのか、その辺の見解についてお聞きしたいと思います。

○上村高義議長 総務部長。

○有山総務部長 現在の工事検査についてでございますが、委託の発注をするときから、つまり設計図書から検査をいたしております。そして、設計書については事前検査という形で行っておりますし、工事については受注事後に検査を行っております。したがいまして、検査によって、そのものが粗悪なものというような形のことは、本市の場合は起こり得ないというふうに考えております。万全の体制を整えて工事を発注している、事前の設計からその部分をやっているということでご理解をいただきたいと思ひます。

○上村高義議長 木村議員。

○木村勝彦議員 私は、検査体制について、本当に大丈夫なのかなという危惧をします。過去において、東別府1号線の道路工事なんかにつきましても、竣工した途端にあちこちで欠陥が出てくるというケースがあつて、やりかえたというようなケースもありますし、そういう点では、やはりチェック体制というのはきっちりやっついていかないとかなと思うんですけども、今の摂津市の検査体制で、これだけ大きなプロジェクトがどんどん工事をしていく中で、果たして十分な検査ができておるのかということに危惧しますし、そういう点では、人的な面も含めて、市としては今の検査体制で十分だということであるのかどうか、この辺だけを確認しておきたいと思ひます。

○上村高義議長 副市長。

○小野副市長 検査体制の問題に入りますまでに、私は副市長をやらせてもらっておつ

て、建築工事が摂津市には全く出ないということで、過去10年ぐらいは出ていなかったんでしょか。土木工事だけでも待ちに待っているという言葉聞いたことがあります。今回、ご存じのように一気に出ました。そういった意味では、設計管理、予算をつけてやらせておるんですけども、その時々建築は、当分これ以上は出ないだろうと思いますが、今年度、来年度と一斉に出たということの中で、そのときにどうあるべきかということの、急性期でしたから、そここのところの議論はやはり内部ではしなければならなかったのかなというふうには思います。

そして、今後、建築工事そのものが、私の頭の中にも、そうこれからまた出てこないなど。今後出てくるとすれば、吹操跡地問題でのプロポーザルなり、あれをどういうふうに考えるというのが大きいかと思います。

それで、この最低価格の問題につきまして、今、三好議員が言われましたように、私も国交省単価そのものを基本的にしないと、よく業界で言われているのは、フロッピーを持ってきまして、あれは全部フロッピーで出るんですね、基本的に。だから、これが安い、高いやないかと、それがいとも簡単にフロッピーで売っていますから、そういうところにおけるところで、どういう形で入札を応札してくるか。私のところに来るのは、高いときに言うてこられます、高過ぎるんじゃないかと。なぜそれがわかるんですかといったら、設計図書を見たらすぐにもうフロッピーで打ち込めるんだと。これはまさしく国交省単価でありますから、最低価格のあり方については、今後、我々も議論いたしますが、どの最低価格がいいのかというようなことをもう一遍議論せな

あかんと思います。

ただ、私どもが今回見ておった中では、この住宅問題は、多分建築がないがゆえに、相当競争して最低価格で出てくるんじゃないかということは、担当のレベルでは感觸的にそんな感じで聞いておりました。したがって、この額というのは正当だと思んですが、もう一度、他市のは言うてくれませんが、いわゆる最低価格をどう打つかと、どこで打つかということがありますね。ただ、そのことについては、またそれはそれであまり低くしても粗悪なものになるという可能性がありますし、以前にこの問題をやったときに思い出しますのは、これは1円入札のときもあったんです。そのときに1円入札というのもありました、大きな工事です。あれは11年か、私が助役になったころの話ですので、この問題も含めまして、もう少し知恵を絞るものがあるかどうかということと、それから、工事検査室の体制というのは、いま一度きちっと見た上で、設計管理委託もやっておりますけども、来年度、機構改革をやるということの中で、総務部長の意見も聞きながら、やっぱり工事検査は大事でございますから、これは業界になめられるということであったとしたならば、うちの工事検査は何なのかと、もし業者のほうで指導しているというようなことになりますと、これは非常に大きな問題にもなりますし、過去に一時期そんな話も聞かんわけではなかったというふうに私も承知しておりますので、工事検査は大事であるということの中で、いま一度配慮して総務部長とも一遍協議をしてみたいなというふうに考えているところでございます。

○上村高義議長 山本議員。

○山本靖一議員 同趣旨の質問になるかもしれませんが、第1点目は資金計画ですね。

当初予算では約20億円近く、これで消費税も入れて約15億円ですね。そうすると、4億円を超える、5億円に近い当初予算とは乖離が出てきました。これで資金計画、例えば国の補助金、それから市の積立金、それから公債費、こういうものがどういう形になっていくのか。それから、地域支援のセンターの建屋の社協の負担金なども、これも変わってくるというふうに思うんですけれども、今の時点でこの資金計画はこういうふうになっていくのかということをお教えいただきたいと思っています。

それから、2点目には、この市営住宅がいよいよ動いてくるということで、今、体制の問題、仕様の問題が議論になりましたけれども、今おっしゃったようなことが本当にこの間確立されてきたかというのが非常に疑問に思うわけですね。今年の4月に市営住宅の関係で大きな役割を果たしておられた方が退職をされた。その後の補充が不十分であったというふうに私は認識しているわけです。そうすると、今おっしゃっていることは、こういう大きなプロジェクトを出発するとき、そういう体制がきちっと確立できていたのかという、そういうことについて非常に疑問を持つわけです。例えば公共事業について、あちこちで入札が不調になっている、つまり業者からボイコットされてしまって、随分仕事がこの間滞っているというふうな事例も聞きました。今の最低価格の発表がだめだという意味ではありません。そういう意味では、やっぱりきちっとした設計、それからそれに基づく検査の体制、ずっと経常的にそのことをつくっていきけるような状況には今ないと思いますけれども、大きな事業のあるときには、これまでつくってきたような体制をその時点だけでも確立していくというのは非

常に大事な問題ではないかという認識をしています。この点でお聞かせいただきたいと思っています。

○上村高義議長 総務部長。

○有山総務部長 もちろん入札で予算組みをしている金額から落ちるということは、不用額が出るということなんですが、その財源の内訳としましては、国の補助は一定割合、それから地方債についても充当率というものが決まっておりますので、その補助裏に対する金額が起債の発行額ということになります。したがって、入札による落札が出たということについては、地方債の額が減じられる、国費が減じられるということになります。それに充てております一般財源部分にある積立金も当然落ちるということになります。ただし、それぞれの割合については、もともと補助の率でありますとか起債の充当率という率が決まっておりますので、その範囲の中での減になるということになります。

○上村高義議長 工事体制について、副市長。

○小野副市長 職員体制につきましては、今、名前を言われていない職員については、この3月でやめました。彼のときに長年ずっとこの議論をしながら最終的に市長が認めたということでありまして、彼が設計の関係を全部積み上げてきて今回の入札になっていますから、その時点では、私はそこにそごはなかったと、別に段差ができたわけではないというふうに思います。ただ、今後における課題として、確かに南千里丘まちづくりなんかはこのことは生かしていかなくちゃならないなど。いわゆる土木下水道部と都市整備部の融合性ということを図らなければ、このまま一部だけでやっておいて、クリーンセンター問題、ここに大きなこれからの課題があるなど。ですから、こ

これは両部でやる、そして政策部門も入らなければならない。こういうこともやらないと、都市整備部だけでやっておると、いわゆるあっと驚くような結果が待っているような気がしてなりません。このことについてはよくわかっておりますので、今後この市営住宅の問題は、過去の3月にやめた次長のもとでやった予算でございますので、これはきちっとできておるといふふうに思いますが、今後の大きな課題である分については、吹操跡地に限らず、タイムリーにそういうことを考えて、やはりPT等で集めてそこで議論させるということは、660人体制を持っていく上には、より一層これが大事になってくるというふうに思いますので、そういうことについても今後十分配慮して行政執行をしていきたいなと考えているところでございます。

○上村高義議長 山本議員。

○山本靖一議員 資金計画の関係、これは今の金額を圧縮していくというふうなお答えやったと思うんですけども、今、21年の決算の報告がありましたけれども、不用額が15億円を超えているわけですよ。当初予算と決算がこれほど乖離をすると。今、最低価格に確信を持っていると、間違いないというふうにおっしゃっているわけですから、そうすると、この当初予算の20億円近いお金はどこから出てきたのかなという気持ちがするわけですね。そんな予算の組み方をされているのか。予算決算の乖離というのはいつもあるんですけども、しかし、20%から25%の乖離というのは、やっぱりこの厳しい状況の中で、予算の組み方としてなかなか納得いけるような数字ではないなというふうに私は受けとめています。つまり、仕様書に確信を持っている、そういう体制の中でつくってきたと

いうことですから、その予算の金額はどこから出てきたのかと。そうすると、全体の資金計画が変わってくるわけでしょう、大きな事業ですからね。そういうことについて本当に説明できるのか。であれば、なおさらのこと、こういう圧縮した中でも、それぐらいの見通し、資金計画というのは、今の時点でも示されるんじゃないですかという気がするんですが、いかがでしょうか。改めてその社協の負担の部分も含めて、単純にそれはずっと圧縮していくのかというようなことも含めて、これは教えていただきたいんですが、社協に対する基本的な姿勢がここにも問われているというふうに思うんです。

それから、体制の問題では、3月までにでき上がっているから、もうそれで大丈夫だというふうな今お答えでしたけれども、今から実際には動いていくわけですよ。それは、いろんなこれまでのやり方の中でそのことが生きていくような体制を組んでこられたというふうに私は思うんです。今どうのこうの言うわけじゃありませんけれども。しかし、これほどの大きなものが本当にこの2年間の間にきちっと進んでいくためには、そのことを監視していく、今、それぞれ同僚議員が示されたような、そのことは本当に必要だと思うんです。この点について、今は状況はわかりますけれども、考え方だけ示していただきたいというふうに思います。

○上村高義議長 総務部長。

○有山総務部長 私どもでは資金の計画、当初の予算の組んだもの、それから決算、これは必ず決算額に合うような形の予算額というのは組みようがないので、必然的に予算・決算というのは乖離をいたします。ここ数年、私どもでは7月の決算を見て、そ

れ以降の中期財政計画という形で10月に今までその部分を修正し、当該年度の予算での動きにある部分を反映させながら見てまいりました。現在、中期財政計画を作成中ですが、その中で予算との乖離の部分というのは反映して、今後の数年分の計画というのを立てていっておりますので、その中で反映しているというふうにご理解をいただきたいと思います。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 私のほうから体制についてお答えをしておきますけれども、先ほど来、非常に議会のほうで懸念といいますか、ある意味では大丈夫かということで、これはありがたいことでございますけれども、私は市長になりまして5年と数か月過ぎました。この間、摂津市ではいろんなハードなまちづくりは課題がいっぱいありました。好むと好まざるとにかかわらず取り組んでいかななくてはならない、そういった課題がいっぱいあったわけですが、その都度、議会の皆さんと相談しながら今日まで参りましたが、それにいたしましても、役所の職員の体制がしっかりできているか、このことは常々しっかり私なりに点検をしてきたところでございます。毎年職員が退職したり順番にかわってまいりますけれども、間違いのない引き継ぎがしっかり行われております。そして、都市整備、土木下水ともども、私は、摂津市は小ぢなまちですけども、それぞれ優秀な職員がいることを確認いたしております。そして、今の体制で今行われている事業をしっかりと私はこなせると、また、こなしてもらわな困るということで、これからも議会のほうでご指摘があるような点を一つ一つチェックしながら、さらに磨きをかけて今後も怠りなく事業を展開するように努めてまいりますの

で、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○上村高義議長 社協との関連について、保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 では、社会福祉協議会の費用負担の部分についてお答え申し上げます。

建設費に社会福祉協議会からの費用負担を求めますと交付金等が受けられなくなるということで、建築費の圧縮と社会福祉協議会への費用負担とは少し切り離して考えていきたいと考えているところでございます。

○上村高義議長 山本議員。

○山本靖一議員 体制問題は今、市長がお答えになりましたので、それは今、同僚議員からいろいろ提案がありましたけれども、これがかみ合うような形で執行していただきたいというふうに思います。

それから、資金計画の関係は一般論なんですよ。具体的に今聞きました。つまり最低金額のものをちゃんと自信を持って出された。それが25%近い乖離があるということとの矛盾を感じませんか。私はそういうふうに思うんですよ。絶対に自信を持っている、しかも、そういうところに張りつくだろうというふうな入札結果についても想定されている。ところが、予算はそれよりはるかに大きな金額を出すという、そういうことについて、これはおかしいんじゃないですかというのが私は素朴な思いなんですよ。これだけ全体的に100円、200円で厳しい状況で予算査定をしているわけでしょう。ところが、自分たちは絶対の自信を持っているその金額よりはるかに高い予算措置をするというのは、安全率を見るというのはわかりますけれども、予算・決算の乖離というのは、それも理解で

きますけれども、これほどの乖離について財政としてどういうふうに認識しているのかということを知っているわけでは、具体的な話ですからお聞かせください。

○上村高義議長 総務部長。

○有山総務部長 予算編成を毎年行いますときに、それぞれ根拠を積み上げてまいります。このように、工事の場合、設計金額に基づき、その予算額、工事請負費の計上をいたしているところでごさいます。先ほど少し話題になりました国土交通省の建設物価でありますとか、そういうものに基づく設計図書が既に出され、それに基づいて予算を計上しているところでごさいます。そのほかのものにつきましても、備品、物品などにつきましても、業者から見積もりをとり、その根拠とし、その積み上げを担当原課とは行い、財政課との予算折衝をするということでごさいますので、設計に上がった金額を要求額としておりますので、過大にその分を積み上げてきたというふうには理解をしております。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 私のほうからもお答えしておきますけど、私は今、山本議員がおっしゃっていることについて、少し理解できないことがあるんですけど、これがめっちゃくちゃ高くなってしまふのならまだしも、一生懸命努力して、できるだけ安くということ、しかし、そこにはルールがありまして、最低最高というんですか、これがあるわけですね、今。私は、ここでこういう発言をしていいかわからないけれども、最低でみんなが入れて抽選せよ、そして、そのしわ寄せがどこへ行くかといったら、また下請け下請けへ行くんですね。だから、おっしゃっていることは、今の世の中自体が私はおかしいと思うんですね、そういう

ことに全部なっていくということは、やっぱりある程度きちっとしたルールに基づいて設計した額が出ているわけでありますから。我々は安いほどいいんですよ。いいんですけれども、そのルールに基づいて最低で入札していただく、ありがたいなど。ですけれども、一方でおかしな社会現象が起こっているわけでありますから、こっちのほうをもっときちっとせないかなというほうに思いをはせておりますので、ただ、この乖離はおかしいやないかと言われても、これはある程度ルールによって設計して、それに基づいて我々はもっと安くなったらええなと思ってやっておりますので、行政が何かめっちゃくちゃな値を出して、この差をつくってやっているのではないので、その辺はちょっと理解をしてほしいなど。私が言うていることは間違っているのでしょうか。私のほうからあえてお答えします。

（「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ）

○上村高義議長 山本議員。

○山本靖一議員 前提がありまして、先ほど言いましたけれども、最低金額に自信を持っていると、絶対間違いないと。つまり、そういうところから、今おっしゃった設計図書の金額からは導き出されているというのはわかりますけれども、それほどの開きがある、つまり2割以上開きがあるということについて、非常にこれはほかのものとは違って随分開きがあるということ指摘しておるわけです。安いからけしからんとか、そんな話ではないわけですね。今、不調に終わることだってたくさん事例があるから、それはやっぱりよくないことですし、今、市長がおっしゃったそのとおり私は理解しますけれども、しかし、最低金額について、これだけの根拠があるし自信があると。しかし、実際に出された金額というのは、予

算措置として20億円近くあると。つまり、この間に5億円、25%近くも乖離があるような予算の組み方についてはどうなのかという素朴な疑問を投げかけていまして、この点のお答えを今いただいたということですから、市長との認識の関係は、そこはおっしゃっている意味はよくわかっていますので、理解しておりますので、議長のほうでさばいていただいて結構です。

○上村高義議長 ほかにございますか。柴田議員。

○柴田繁勝議員 今回の工事契約のことにつきまして、中のことですので、もし私のお尋ねすることが、それはちょっと違うということであれば、議長でさばいていただいて結構なんです、いよいよ市営住宅がこうして建っていくわけですけれども、私は、この住宅を建てるのに、今日の水道を中心とした考え方ですけれども、大阪市などでは10階建て以上でも直圧水道が採用されている、また、他市でも直圧水道によって、0-157だとかいろいろな問題が発生しないような直圧ということを考えておられる。この中で、摂津市の今回の建物については、直圧水道でいくかどうかというような議論を、今日まで、これを入札されるに至るまでにやってこられたのかどうか、少しお尋ねしたいと思います。

○上村高義議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 今のご質問の水道の直圧ということでございますけれども、今現在、市営住宅では、平屋等については直圧で送っておりますが、今回の市営住宅の建設に関しましては受水槽対応で設計してまいっております。この受水槽につきまして、点検ということで、定められたそういう点検を行えば水質に問題がないと考えておりますので、受水槽でこの建設を行うと

いうことで設計に反映しております。

以上です。

○上村高義議長 柴田議員。

○柴田繁勝議員 通常では、今までは2階以上はタンク方式、摂津市はもう少し高いところまで直圧方式を採用されていると思いますし、この前聞いたときには、5階までであれば直圧方式がイケる、私の聞き違いかも知れませんが、そういうふうにお聞きしたような記憶があるんです。この建物を見てみますと5階建てが大部分で、6階の部分が6軒ぐらいしかないわけですね。そのために全部もし5階までが直圧でいけるということであれば、それをタンク方式にすると。タンク方式にするメリットもあるでしょうけれども、デメリットのほうが多いと思うんですね。毎年1回タンクの清掃はしなければならない、そしてまたアフター管理はしなければならない、また、その清掃期間中はやはり断水をしなければならない。こういうことを考えたときに、市民の皆さんでも年に1回は断水があるというようなことにもなりますし、本来なら、こういう建物でなることであれば、直圧式でやられるということのほうが市にとっても将来的、経済的な負担が少ない、また市民にとってもメリットがある。そういうことから、本来ならこれぐらいの建物であれば直圧方式ができないかという検討をもっと具体的に庁内でされるべきではないのかなという感を持っております。

ちなみに、摂津市の水道は、最近是非常に圧力が上がって6キロはあるというふうに言われています。6キロあるということは、単純計算すれば60メートル上がるということです。この建物はどんなに計算しても30メートルはないと思います。そういうことからいきますと、十分対応できる

水圧が既に網羅されている中で、やはり今後は直圧方式というものは考えていくべきではないのかというふうに思うんですが、ここまでもう至っております、契約もタンク方式ですから、これ以上それをどうのこうのということは申しませんけれども、他市との関係、またこれからのメンテナンス、維持管理、いろいろなことを考えたとき、また〇ー157のような残留塩素の問題などを考えたとき、やはり直圧方式というものをもう少し考えていかれる必要があるのではないかと思います、その辺のご見解を聞かせていただければありがたいと思います。

○上村高義議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 今回の市営住宅につきましては、受水槽対応で水道を計画しております。今の議員のご指摘がございましたように、これにつきましても、水道部と協議しながら直圧がいいのか受水槽がいいのかという協議をして設計してまいっております。今後、こういう計画がございましたら、やはり水道部と協議しながら、今の水道の対応はどういうふうな対応でできるのかということ聞きながら設計に反映していきたいと思っております。

以上です。

○上村高義議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第59号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者全員です。よって本件は可決されました。

日程7、議案第60号など4件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第60号、動産取得に関する件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料16ページに添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

摂津市立学校等地上デジタル放送対応薄型テレビ購入(その1)契約を締結する件につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津市立学校等地上デジタル放送対応薄型テレビ購入(その1)でございます。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は1,257万9,000円でございます。契約の相手方は、大阪府摂津市正雀本町1丁目20番10号、木原電気株式会社、代表取締役、市川幸衛でございます。

物品の内容は、地上デジタルテレビ放送対応薄型テレビで、小学校、中学校、幼稚園、公民館で使用いたすものです。

納入の期日は、平成22年10月29日で、購入物品の規格は、キャスター付きスタンドを装備した40型デジタルフルハイビジョンテレビ94台及び32型ハイビジ

ョンテレビ16台でございます。

以上、提案内容のご説明といたします。

次に、議案第61号、動産取得に関する件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料17ページに添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

摂津市立学校等地上デジタル放送対応薄型テレビ購入（その2）契約を締結する件につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津市立学校等地上デジタルテレビ放送対応薄型テレビ購入（その2）でございます。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は1,625万4,000円でございます。契約の相手方は、大阪府摂津市正雀本町1丁目20番10号、木原電気株式会社、代表取締役、市川幸衛でございます。

物品の内容は、地上デジタルテレビ放送対応薄型テレビで、小学校、中学校で使用いたすものです。

納入の期日は、平成22年10月29日で、購入物品の規格は、キャスター付きスタンドを装備した40型デジタルフルハイビジョンテレビ116台及び32型ハイビジョンテレビ25台でございます。

以上、提案内容のご説明といたします。

続きまして、議案第62号、動産取得に関する件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料18ページに添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

摂津市立小・中学校パーソナルコンピュータ購入（その1）契約を締結する件につ

きまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津市立小・中学校パーソナルコンピュータ購入（その1）でございます。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は4,399万5,000円でございます。契約の相手方は、大阪府摂津市千里丘2丁目13番26号、トミヤ文具店、杉本公男でございます。

物品の内容は、教職員が使用いたします校務用A4型ノートパソコン446台でございます。

次に、議案第63号、動産取得に関する件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料19ページに添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

摂津市立小・中学校パーソナルコンピュータ購入（その2）契約を締結する件につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津市立小・中学校パーソナルコンピュータ購入（その2）でございます。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は4,305万円でございます。契約の相手方は、大阪府摂津市千里丘2丁目13番26号、トミヤ文具店、杉本公男でございます。

物品の内容は、持ち運びができる教育用のA4型ノートパソコンを90台と、ペン入力やタッチパネル入力ができる教育用タブレットパソコンが32台、中学校のコンピュータ室で使用するデスクトップ型パソコンが205台でございます。

○上村高義議長 説明が終わり、質疑に入り

ます。山崎議員。

○山崎雅数議員 動産購入の入札について伺いたいと思います。

テレビとパソコンの購入なんですけれども、ともに指名競争入札で5社の指名ということで、これに辞退があるんですね。特にパソコンのほうは5社で3社の辞退というのは、ちょっとおかしな状態と言えないでしょうか。結局2社だけで争うというのは、そもそも入札の条件が成立していると言えるのでしょうか。先の建設の入札でしたが、3社に満たない場合はやり直すということになっているわけですし、これはなぜ3社が辞退ということになったのか、原因がどういったところにあるのか、聞き取りなどはされているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。入札の条件というか、これがもともと応じられる状態でなかったということであるなら、競争がもう初めから働かないという状態ではなかったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それからまた、受注機会を増やすというか、条件も若干違うということで、テレビもパソコンも二つに分けられたと思うんですけれども、結局、ともに最終1社が受注したということに対してどう考えておられるのか。分けた意味がなかったと言ってしまう言い過ぎですけども、いっそ市内業者に細かく配分できるような工夫ができなかったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義議長 総務部長。

○有山総務部長 まず、辞退が多かったけれども、その件についてどうかということですが、指名競争入札の場合、辞退者が出ましても入札として成立しております。適法にこの部分については契約が成立しているということが言えます。

それから、もう1点、辞退者が多かったのに、その理由の聴取をしたのかどうかというお問い合わせがございましたが、この件につきましては、国土交通省が出しております文書でございますが、入札辞退の自由と不利益な取り扱いがなされないということが、一般競争入札、指名競争入札についての扱いというふうにされております。ちなみに本市の、これは指名競争入札ではないのですが、事後審査型制限付一般競争入札要綱に基づく入札にかかる共通公告事項というものがございまして、この中においても、入札の辞退については、入札をした者にこれを理由として以後の入札参加に対して不利益な扱いを受けるものではないということで、入札の辞退そのものの自由を国と同様に認めているところなので、事情聴取は行っておりません。

以上です。

○上村高義議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 入札の辞退が多い中で入札の条件が応じられなかったんじゃないかという、そういうご質問だと思いますけれども、私のほうでテレビとパソコンの仕様を決めた考え方でございますが、いずれも今回、国の補助を受けまして整備を進めるものでございますが、教育用のテレビであり教育用のパソコンであるということの前提で、教育用に使うときに摂津市ではどういうテレビ、どういうパソコンが必要かということを協議いたしまして、現在市販されているテレビないしパソコンの仕様書を検討いたしまして、そういう教育用パソコンに使う場合の仕様を決めました。一応総務のほうへ入札依頼をいたしまして、今回入札していただいたわけですが、いろんな仕様を決めておりますので、業者のほうからも質問も出てきましたが、基本的には、

質問の中でお答えをお伺いした中でそれ以上質問がなかったので、私どもは必要な説明もさせていただき、必要な教育用の仕様で入札が行われたと、そういうふうを考えています。

○上村高義議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 そうしますと、今聞きましたら、最悪1社でも競争入札と言っている話になるんでしょうかね。それもおかしい話だなと思うんですけどもね。それから、その状態がまだ聞けていないということであるなら、仕様書もちょっと見せてもらったんですけども、納期が10月の半ばと10月の末、もうこれが決定して、発注して1か月あまりで納めないかんといい納期の早さですとか、電気屋さんがテレビと併せて台も用意せないかんといいのが、何百台もとかいうのがさっと用意できるとかいうのは、やっぱり条件が限られてくるのではないかなとか、そういった疑問点があるんじゃないかなと思っておりまして、こういった発注条件になったところに何か働いてはないのかということと、もっと本当にだれでも受けれると言ったらおかしいですけども、入札がやっぱり競争原理も含めて参加できるというものにするべきだったのではないかなと思うんですが、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義議長 総務部長。

○有山総務部長 指名に当たりまして、パーソナルコンピュータは市内業者ということで、市内業者に受注の機会を与えることで市内業者の発展というものを考えて発注をかけました。それから、辞退者数については、一般競争入札のように広く公募をかけた場合は、1社でもその分は有効になります。指名競争入札の場合につきましては、応札をする者が1人しかないということに

なりますと競争が働かない、あえてこちらから指名をしていますので、そういう制度になっております。しかし、今回の場合は、いずれにいたしましても、事前に行った中で成立をしているもので、正当であると思います。

それから、納期限等につきましては、本来なら教育委員会から言うべきことかもわかりませんが、私どもは、所管をしております情報政策もこの入札に当たりまして相談に入っております。納期に無理があるということは決してございません。そういう意味で正規にやられた入札であり、契約として成立している、契約としてというよりも、議会の議決はありますが、そのやり方としては成立しているものと考えております。

○上村高義議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 これが間違えているということではないんですけども、最終的に両方とも1社ずつということになった状態、市内業者ということも念頭に置いていただいてやられたということなんですけれども、これが果たして、結果を見てどうこう言うことじゃないんですけども、よかったのかなというふうに映るかなということに対してお考えを聞きたいと思いますので、最後をお願いいたします。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 私から答えておきます。先ほど、山崎議員が結果を見て何か働いているのと違うかというようなお話をなさいましたけれども、一切そういうことはありませんので、念のために言うておきます。これは、普通一般的に幅広く門戸を開いたら、何ぼでももっと安く応募はあったと思うんです。我々は何とかして市内の業者の皆さんにこれを取ってほしいと。結果的に1、2に分

けて、同じ業者になってしまったので、今、ご指摘があるんだと思うんですけど、その辺はわかっておられると思いますけど、市内の業者さんでできるだけ安く、本来なら家電のみんなに取ってもらったらいんですけど、そうもいきませんが、これは一般競争入札で門戸を開いたら、どっと来ると思うんですね、今のとき。ほんなら、さっきの市営住宅の話じゃないですけど、そんなことまでしてやってはいかがなものかということで、行政として何とかこれまた知恵を絞ってやったことが、こういう結果になっていますが、今後、これをまたひとつ参考に、こういう場合、偶然にしろ、その1、その2が同じようになってしまうのがいいのか悪いか研究していきたいと思しますので、理解をしてください。

○上村高義議長 野口議員。

○野口博議員 市長のおっしゃっていることはよくわかります。そういうことではなくて、普通一般的に素人が考えますと、わざわざ5社を指名されて、そこで入札をお願いしますよといった場合には、いろんな仕様に基づいて説明して入札に参加していただきますけども、入札に参加を要請した5社がすべて入札を出して、結果出てくるとい形が普通だと思うんですね。その中で、特に今回3社がパソコンについては辞退されたというところには何かあるのではないかなという疑問を持つわけですね。

そこで幾つかお尋ねしますが、まずテレビのほうであります。木原電気さんが一応落札はされておりますけども、仕様書を担当課からいただきました。単純な質問で申しわけありませんが、40型と32型の2種類あります。仕様書でいきますと、32型についてはフルハイビジョン薄型テレビという仕様なんですけども、参考資料で

見ますとフルハイビジョンのフルが抜けているわけですね。これがなぜそうなったのかというのが第1点であります。

パソコンのほうは、先ほど冒頭にそういう懸念を申し上げましたけども、その懸念の背景にあるのが、この仕様の中で、いわゆるそこに行くような形で仕様がされたんじゃないかという疑問を持っているわけですね。具体的に申し上げますと、私もパソコンはあまり得意ではありませんけども、例えばソフトがあります。パソコンの中で調達物品の詳細要件で3点示されています。その他の分で、ソフトとして教科学習用ソフトでエデュメール小学校撰津市版、エデュメール中学校撰津市版というソフトがあります。本来ならばこのソフトを別発注にして、それ以外で同じ条件で入札をしていただくというのが、一般的に見たら公平な入札のあり方だと思いますけども、その点で、この二つのソフトを仕様に使われて、入札で説明をされて入札をお願いしたという点について、わかりやすく公平にされたという観点からしてどうなのかというのを若干説明していただきたいと思えます。

○上村高義議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 まず、テレビのほうの仕様で、40型がフルハイビジョン、それと32型がハイビジョン、この差が何かということなんですが、実は、私どもは、当初検討したときに、国のほうは教育用パソコンで50型を推奨するという話がありました。ただ、学校現場等々と話し合いをしまして、50型はやはりあまりにも大き過ぎて今の学校ではちょっと使い勝手が悪いということで、普通教室は40型を入れてほしいと。それと少人数の教室、例えば支援教室等でございますが、これについては32型で結構ですというふうな学校の希

望がございましたので、私どもは其中で機種を選定しましたら、現在、フルハイビジョンにつきましては、もう32型は生産していないということがわかりましたので、32型につきましては通常のハイビジョン、それと40型は、やはりこれからの発展性を考えましてフルハイビジョンに分けたと、そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

それと、パソコンの仕様の中で、ソフトについて別に買ったほうがよかったのではないかとございます、パソコンはハードの機械だけでは機能しません。どういったソフトを入れてどういったふうに使うかというのが今日的に非常に大事なことになりますので、ソフトが動く形のハードの仕様という、逆にそういう形も必要になってきます。例えばメモリーでございますとか、ハードディスクの機能でございますとか、そういうこととございますので、まず私たちは、先ほど申し上げましたように、教育用パソコンとしてどういうパソコンを入れたらいいのかという議論から始めまして、やはりこういう教育用のソフトを入れた形で使いたいという先生のご希望がございました。ここに書いておりますエデュメールなりにつきましては、ソフトの開発会社の商品でございます、これにつきましては、いずれの機械にも入るということとございますので、特にこれがあつたから競争が有利・不利ということとございません。

以上です。

○上村高義議長 野口議員。

○野口博議員 なかなか理解できない部分もあるんですけども、そうしましたら、市として5社に入札をお願いするとした場合に、そのときの考え方としては、いわゆる多く

の方々に地元業者として受注に参加していただきたいと、その条件は提示しますよということで入ったわけですね。それがなかなかできなくて、あまり近來ない、いわゆる60%の業者3社が辞退するという、この問題についてどうお考えなんですか。もともと条件がつくときに、5社が参加できる状況にされて入札をお願いするのが普通だと思うんですけども、実際に入札を指名されて集まっていたいて説明するとした場合、いろんな条件を聞かれて、そこで5社が参加できるようにと、いろんな条件を整備してその方向に行くように努力するのが当然だと思うんですけども、そういう問題からして、3社が辞退した問題について、その説明ではなかなか理解できないと思うんですけども、わかりやすく説明いただけませんか。

もう1点は、ソフトの問題をお話ししましたけども、今回、トミヤさんがパソコンでは落札されましたけども、パソコンのメーカーは決まっているわけですかね。今、ご答弁では、どのメーカーでも対応できると。ただ、そのときに、例えば先ほど仕様書に書かれているこのソフトをつくったメーカーがあるとしておすわな。メーカーとの日ごろのおつき合いが多いところが安くソフトを購入できると、つき合いのないところは高くなりますよという、そういう点でも不利益が生じるという場合もあろうかと思ひますけども、もう少しソフトの問題について、どの機種、どのメーカーでも値段も含めて公平に考慮されて入札に参加できるのかという点についてお答えてください。

○上村高義議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 まず、辞退の件でございますが、繰り返しにはなりますけれども、私どもは、まず学校で使うパソコンが今日

的にどういった形の仕様であれば摂津の子どもたちに一番使いやすいか、また、パソコンでございますので、こういう機械は日進月歩でございます。ただ、一度入れますと、やはり財政上の関係で5年7年使っていかなきゃならないという中で、やはり今日的に各社のメーカーの仕様等を見た中で、複数社以上で入っている部分については、そういった今考えられるいいものを予算の範囲の中で私どもは求めたいということで、こういう仕様を決めました。ただ、それにしても、この仕様の中で入らないということはないということで、これを決めさせていただきます。

それと、それにもかかわらず、なぜ3社が辞退なんだと言われても、それは私どもはなかなか答えにくいんですが、いずれにしても、先ほど申し上げましたように、仕様書をお出した後に質問の期間を設けております。延べで2回、7項目にわたって質問が上がってきました。それについて、私どももこういうことですよということでお答えした中で理解していただいておりますので、私どもは其中で理解していただいた中で、当日入札に参加していただけたというふうに考えております。

それとソフトの問題でございますが、パソコンはハードのメーカーとソフトのメーカーがございます。ソフトのメーカーは、いずれのハードにも準拠できる形で作るということが一般的でございます。特にこういう教育用のソフトにつきましては、作るソフトの会社がやはり限られておりますので、どうしても特定の部分を選びますが、それにしても、それについてはどのハードでも動くということを確認しておりますので、そのことによって有利・不利はなかったと考えております。

○上村高義議長 野口議員。

○野口博議員 最初に3社辞退した問題について懸念を表明しましたけども、業者に発注する場合には、地元業者育成ということで、そのことをキーワードにして事を進めていきますけども、5社が入札に指名して3社辞退になったという点で、いろんな質問に答えたとおっしゃったんですけども、その他の業者を含めて、地元にはほかにあれば、ほかの業者も集まっていたら、改めて多くの業者が参加する中で入札を行うというのが自然な形だと思いますけども、そういうことはお考えにならなかったのかという問題が一つ。

先ほど質問しましたけども、ソフトの活用について、それをただトミヤさんが落札しましたから、このソフトを使って市のほうに納入されますけども、ソフトの金額について、例えばどの業者が落札しても、このソフトを持っているメーカーとの関係で同じ金額でいくのかというのは確認されたかな。そういう問題が根っこに僕は残っていると思っていますけども、最初の問題を含めてお答えをいただきたいと思いません。

○上村高義議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 ソフトの問題にお答えさせていただきます。今回、私どもが購入したのは、こういったハードの仕様で、それと、そのハードにこういった仕様のソフトを入れていただいて、こういうトータルの機能が欲しいということの仕様書を一応我々はつくりました。当然メーカーによっては、いろんなメーカーの工夫によって、ハードが得意なメーカー、いや、うちはソフトのほうで得意なメーカー、はたまた他の部品、メモリーだけが非常に安いとか、いろんなことが私はあると思います。その

中で、トータルの企業努力をしていただく中で私どもは入札に参加していただきたい。ですから、この部分が安いとかこの部分が高いということじゃなくて、私どもが求めるトータルの性能の中で、このハードの機械を落札していただきたいということをしたので、個々に何の分が安いとか高いとかの確認はもういたしません。

○上村高義議長 総務部長。

○有山総務部長 3社辞退ということで、メンバーを差しかえてもう一度入札するというようなことは考えなかったのか、市外業者を含めてというお尋ねでございますが、実は、市内業者育成という意味でこの5社を指名いたしました。事前に辞退の申し出があったのは2社でございまして、入札当日は3社による入札が行われております。入札書に辞退というふうに、本来金額を書くべき欄に辞退と書かれた業者さんが1社ございまして、結果として3社辞退ということになっております。そのことからかんがみまして、私どもとしましては、どうしても市外業者を含めた形の中での競争というよりも、市内業者を育成するという観点から3社による入札を行ったものであり、市外業者を入れてもう一度メンバーを組み直すという考えはそのときにはございませんでした。

○上村高義議長 山本議員。

○山本靖一議員 重なると思うんですけれども、改めてお聞きしたいと思います。

市長がおっしゃった不自然だというふうな観点でお聞きしているわけではありません。こういう事態ですから、市内のたくさんの業者にこういう機会に参加していただくというのが一番の目的、そのためにお互いに知恵を出したらどうだというふうな立場でお聞きしています。

それで、この事業については、最初におっしゃったように、目的は景気対策ということから、国の補助金10の10ということから来ているというふうに理解しています。あるいは、その目的に沿った入札のあり方という点で、その1、その2、すべてこれは同じ業者を当初から呼んでいると。受け皿がこういう五つの業者しか本当になかったのかというふうな思いがするわけです。広く事前に業者を指名するという、そういう方法はなかったのかと。それから、今おっしゃったけれども、その1で入ったら、その2は外していくというふうなこととかね。

過去で言えば、市民図書館ができたときには、書店会、これに加盟していない書店も含めて地元の業者が一体となって作業をしていくという、そういうふうな方法もとられたことがありました。それから、この庁舎が新しくなったときの備品についても、市内業者が参加するまたとない機会ということで、ほぼすべての業者にいろんな仕事が回っていったというふうな経過を記憶しています。

こういう本当に厳しい時期ですから、そういう知恵の働かし方があったのではないかという思いがするわけですね。恐らくこれは合わせて1億1,000万円の金額がこれから簡単に出るというふうには思いません。であれば、なおさらのこと、たくさん市内業者に参加をしていただく、そういう工夫が必要であったのではないかと、そういうふうに思うんですけれども、業者選定に当たって、なぜこの5社しかなかったのか、広く当たる必要があったのではないか、そういう選定そのものに全く問題意識がなかったのかということについて聞かせていただきたいと思います。

それから、辞退者について、これは業者の保護ということで聞き取りをしないということですが、幾つか聞いてきました。早速、これはとてもやないけれども、呼んでいただいておりますけれども、とても参加できるような状態ではありません。つまり、1人しかいないような家電屋さんなんか、市のたくさんの書類を書いて、しかも、現説もない。現説がないんですよね。それから、納期は十分間に合うというふうにおっしゃったんですけれども、例えば、きょう10日に議決して15日に納入でしょう。事前に入札したときから、これは絶対間違いないということで入れば別に問題はないですけれども、現説はない、それから納入期限は十分あるというふうにおっしゃっていたけども、たった5日で本当に入れられるんですかね。こんな危ない橋を渡っていくことができるんでしょうか。440台ものパソコンをね。そういう気がするんですよ。

ですから、この仕様書をつくられた問題について、お聞きしたいんですけれども、例えば、先ほどおっしゃったテレビの関係は、40インチはフルハイビジョン、ところが30インチの関係はフルの製品はないわけですね。ですから、この仕様書を変えて、また入札の方に仕様書を出された。つまり、最初からないようなものを仕様書に押し込んでいた。これは仕様書をつくる体制があったのかなと、素朴に感じるわけですよ。それから、B-CASカードが盗難に遭わないような、そういう製品をとるというふうなことも書いておられますよね。このB-CASカードを抜き取らないような製品をつくられているメーカーは幾つあるんでしょうか。つまり、そういうメーカーと関係のない業者は、もう最初から参加で

きない、ハードルが高いということになるわけです。汎用品で何ぼでもあるというふうにおっしゃっているんですが、そうじゃないんですね。B-CASカード、これが抜き取られないような、そういう装置を持っているメーカーというのは限られているわけです。そうすると、先ほど言いましたけれども、もう最初から参加できない、辞退せざるを得ないというふうな状況になっていると、これが実態じゃないかと私は思うんですね。そういう方も集めて5社集めたから指名競争入札と、形としては問題ないと、そういうことではないというふうに思うんです。この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう一つ、仕様書の関係でテレビのキャスターの関係ですよ。テレビとその土台、これを一体型になってつくっているようなところはないわけですね。またキャスターも別注せないかんという。いろんなことを考えていったときに、今2件、7点の質問があったとおっしゃっているんですけれども、質問する以前に現説も何もやってへんわけですから、いろいろ努力されているけれども、その段階でもう参加できないというふうな、こういう実態があるわけです。

ですから、もう一度もとへ戻りますけれども、業者選定の段階で、それから仕様書をつくる段階で、本当にその業者に対して十分な納期と、それから現説、そういう丁寧な対応が必要でなかったのかなという思いがするわけです。この点についてお聞かせ願いたいと思います。

10月の15日。失礼しました。あと1か月あるんですね。

それから、先ほどパソコンの関係でおっしゃっていましたが、これも汎用品

で十分にできるというふうなお話でした。
この仕様書でいえば、ハードディスクの情報
を消去するために物理的に壊すということ
と、ツールをもって壊すという、このツ
ールをもって壊す機能を持ったメーカーと
いうのは限られているわけですよ。つま
り、先ほど言いましたけれども、そこの
取引がある業者でないと、なかなかこの
入札に参加できないというようなことがあ
るんじゃないかなというふうな気がするわ
けです。

それから、今おっしゃったように、ソフ
トの関係ですね。どなたが開発をされて、
この所有権、著作権はどこにあるのかと。
本来でしたら、一番もとになるようなこ
ういうソフトについては、少なくとも市の
教育委員会がやっぱり著作権として持っ
ておくと、同じ値段で同じ土台で競争し
てくださというふうな、そういうあり方
が望ましいのではないかなというふう
に思ったりするわけです。それは、それ
ぞれの業者の努力で、メーカーとの交
渉ということではなしに、であれば、
このソフトの小学校、中学校用、それ
から学習支援用のソフトの関係でも、
これは市として確保すると。そうす
ると、開発した、あるいはそれを持っ
ているメーカーとの関係で随分いろん
なことが発生するのではないかなとい
うふうな思いがするわけです。例えば
1円入札なんてありましたよね。一たん
ルールを敷いたらそこしか行かない
というふうな、いろいろ今、汎用品
があって、何か全部が入札に参加
できるような仕組みに見えますけれど
も、実際はそうでないというふうな、
そんな感じがするんですが、この点
はいかがでしょうか。

○上村高義議長 暫時休憩します。

(午後3時32分 休憩)

(午後3時48分 再開)

○上村高義議長 再開します。

答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 5社ということござい
ますが、テレビ、パソコンともに市内
で登録をしておる業者が5社しかなか
ったということでもあります。

それと、指名登録制度というのは、
そもそも業者が市の発注に出来るとい
うことで登録をしているものでござい
まして、私どもがその部分で何か操
作をしたということではございませ
ん。

それから、質問の中に、例えば庁舎
などで業者にある程度市内の業者が
潤うような仕分けを過去にしたこと
があるではないかということがござい
ましたが、今回の場合はテレビ、パ
ソコンとも単品でございまして、過
去、庁舎でやったときのように多
種多様な用品を市が市内の業者から
広く購入するという中で、市内の業
者が潤うようにということで、市内
業者育成の意味で発注をしたとい
う、その状況とは明らかに今回は
違うということが言えるかと思いま
す。いずれにいたしましても、市内
業者育成の観点から、市内で登録
されておる、この登録というのは、
先ほども言いましたように、発注
者である市に対して受注ができる
ということのみずから示された業
者でございます。この5社に対
して入札をかけたところでござい
ます。

○上村高義議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 幾つかご質問
があったんですけど、まず、テレビ
の32型の仕様の変更の件でござ
いますが、これにつきましては、
当初、私どもは、この仕様書をつ
くる時点では、広くその32型が
フルハイビジョンであることは確
認して、40型も

32型もフルスペックの分で仕様書を提供いたしました。ただ、その中で、先ほどパソコンの質問でお話ししましたが、テレビのほうも複数社が延べ6個の質問状がありまして、その中で、一つの業者さんが、私どもはこれをこれから調達するのは難しいと、メーカーに問い合わせたところ、今後生産がもうない予定やということを知ったということでご質問がありましたので、私どもは、せっかく来ていただいたのでございますから、広く受注の機会は確保したいということで、32型の小さい分まで果たしてフルスペックが要るのかどうかということをお学校等内部で協議した結果、これについてはフルスペックではなくても学校のほうでいいということになりましたので、その業者さんの提案を入れて、仕様書の回答に32型についてはフルスペックでなくてハイビジョンで結構ですという形にしまして、その業者さんについても引き続き入札に参加できる形の配慮をさせてもらったら、そういうことでございますので、よろしくお願いたします。

それと、あとほかの分のC-CASカードとかキャスターとか、いろんなことがあります。いずれも私どもが仕様書をつくる際には、各メーカーともそういう対応はできるというふうな形で聞いておりますので、これも繰り返しになりますが、そういう対応はできないという質問もございましたので、ご指摘の点は、私どもは問題なかったと思っております。

それと、キャスター付きのスタンドにつきましても、これはご指摘のように別注の製品でございます。テレビは規格品ですが、それを載せる台は別注の規格品でして、私どもは学校で使うためには、やはり大きさとか使い勝手とか、あとは地震が来るとき

の安全ということでロックが要るとか、そういういろんな私どもが欲しい機能を盛り込んで、そういうテレビ台をセットで納品してくださいという形で仕様書をつくりましたので、中には得意な業者、不得意な業者さんがあったかもしれませんが、しかし、私どもが最低今後学校現場で使うために必要な機能は盛り込まないと、最小の経費で最大の効果を得るために、今後5年以上使うためには、そういった機能を盛り込ませていただいたと。あとは、申しわけないんですが、参加していただいた業者さんの中で工夫していただいて見積もっていただけたというふうに解釈しております。

それとパソコンの分につきましても、学校で使いますので、個人情報であるとかいろんな情報がこのパソコンに入ります。ですから、教育用で使うということと、それと校務用につきましても、やはりセキュリティが大事だということで、セキュリティについていろんな機能を私どもも研究させていただいて、複数社の中にある機能については盛り込ませていただきました。また、一部メーカーによれば、いわゆるオプションとして新たに盛り込まなければならなかったかもしれませんが、しかし、ほかの部分で有利な面があったかもしれませんので、私どもが期待する教育用の水準とそういったセキュリティの水準を、こういった形で撰津市は欲しいんだという提案書をつくらせてもらって、その同一条件の中で参加していただいたということでございますので、基本的には同じ条件で参加していただける条件はつくらせていただいたと思っております。

それと、ソフトについて開発メーカーとの関係等々ということでございますが、基本的にこのソフトをつくっている会社は、

広くソフトを扱っている会社でございまして、特殊な会社ではございません。一般によく知られている会社でございしますので、どこのメーカーであっても、どの機械であっても、このソフトは入りますので、商取引の中でどうかということは、ちょっと私どもはわかりませんが、特殊なソフトのために不利益ということは、私どもはなかったと、そういうふうに思っております。

以上です。

○上村高義議長 山本議員。

○山本靖一議員 総務部長のほうからお答えになったんですけれども、市内で5社しかない。つまり、非常に苦勞されている市内の業者が、今、量販店に押されて成り立たなくなっていることの裏返しだというふうに思うわけですよ。であればあるほど、こういう機会にそういう人たちに仕事を回していくという、考え方として業者育成ということから入ってきているわけですから、そここのところの配慮が必要ではなかったかということをお聞きしているわけです。指名の関係でいろいろ行政が操作したことはない、そんなことを言うているわけでは一切ありませんから、地元業者に広く仕事が渡るように、そういう観点で、何回も繰り返しますけれども、努力が必要であったのではないかとこのように思うわけです。

この方法としては、過去の例は当たらないというふうな話をされましたけれども、例えば市内の街路樹の剪定、公園の整備については造園組合にお願いするとか、いろんなことをやっているわけですよ。この場合だけ当たらないということにはならないと思います。つまり、市内業者育成ということから見ていったときに、いろんな工夫の仕方があったのではないかとこのように聞いているわけです。しかも、その

1、その2、これが同じような形になってしまっているんですけれども、その1で受けたら次のその2は外すと2社が受けられるわけですから、お金の関係は、市長がさっきおっしゃったように、例えば大手の量販店に行けばめっちゃくちゃ安くなるというのは目に見えているわけなんですけれども、そうではなしに、この目的からしていったときに、業者育成という立場から広く仕事を回していくと。もっと言えば、議会案件に当たらないような形で細かく割り方があったかもしれないけれども、いろんな工夫がされたのではないかと。間違いなかったとか間違いがあったというような話ではなしに、広くこの目的からしていったときに工夫ができたのではないかと、そういう趣旨でお聞きしていますので、この点をもう一度聞かせていただきたいと思います。

それから、仕様の関係は、どういうメンバーでどれだけの方でつくられてきたのかなど。実際に最初の業者選定の関係でも、例えば納期の関係は、さっき1か月間違えましたけれども、これは訂正させていただきたいと思うんですけれども、納期を十分にとっていく、それからペーパーではなしにちゃんと現場で説明していく、こういう丁寧さというのが必要になってくると思うんです。なおさら仕様書をつくるときに、その仕様書についてもどんな体制でつくっておられるのかなという感じがするんですね。集団でつくっておられると。これはメーカーとか業者に頼らなくても、自分たちできちっと仕様書がつかれるような体制があるのかなというふうなことも素朴に思うわけですね。ですから、業者の受け皿の問題、それから仕様書をつくる、それから説明していく体制の問題、それから、こういう事態に対して市がとるべき方法につ

いて、本当に集団的にこのことを置きかえにして1億1,000万円を広く業者に渡していこうと、そういう思想があったのかなというふうな思いがするわけです。

さっきおっしゃった一番最後のソフトの関係では、これはどこでもそういうふうなソフトが入ることなんですけれども、そのソフトを開発されたのはだれですか、著作権はどこが持っておられるんですかというふうなことが非常に大事なキーになると思うんですね。そこからこのソフトを買わなければ、これは全然その機械は動かないわけですから、そうすると、そういう共通の土俵に立って競争するためには、このソフトそのものが、少なくともこのソフトについては同じ値段で市内の業者に五つやったら五つ渡すような、そういう仕掛けが必要ではないですかというふうな思いがあるわけです。それは、著作権が教育委員会にあるということにすれば同じ条件でいくということになりますし、メーカーがそれぞれの業者との交渉能力の関係で値段に差がつくということ、これは大いにあり得ることやと思うんですね。こういう出発のところをならすというんですか、土台をちゃんとつくっていく、そういうことについて思いをはせていくというふうなことが大事ではないかという思いがするわけです。

したがって、もう一度もとへ戻りますけれども、こういう不況のときに、地元業者育成のためにもっといろんな知恵を働かすことができなかつたのかというふうな思いがしますので、ここのところのことだけ、もう一度聞かせていただきたいと思います。

○上村高義議長 総務部長。

○有山総務部長 今、かつて本を購入するときに書店組合というところで一括して受けたと。それは広く市内の業者を育成すると

いう意味でそのようにしたと。事実そのようにしておりました。ただし、本というものは再販価格があって、定価が決まっております、業者の取り分というものも逆に決まっているという、そういう制度があります。

今回5社に、というのは市内のすべての登録業者に当たります5社、テレビ、それからOA機器事務用品ということで登録されておられる業者、市内5社にそれぞれ分けて発注をしたものです。一つの窓口にして発注するということはあるのかもしれませんが、片一方で入札制度というものは競争が働き、お互いに切磋琢磨していただくと。先ほど話の中に市外の業者に負けているというような話も出ておりましたように、できるだけ私どもとしては摂津市の業者に頑張ってもらいたいというふうに思っておりますので、すべて競争がない社会の中で市からの受注を受けるというような考えは、そのときにはなかったのをございます。何か知恵が働かなかつたのかというご質問でございますが、私どもとしましては、市内業者の育成と入札制度による競争と両方を加味した方法として、それぞれ市内業者5社に入札をかけたものをございます。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 山本議員の質問に私のほうから答えておきます。今、質問のご趣旨は、これは、この時期に出た国の活性化事業でございます。あんまりかたいこと言わんと、もっと拡大解釈して市民に潤いを与えたらどうやねんというご指摘だと、私はそう思っております。確かに一つのルールのもとに、四角四面ではありませんけれども、そんな中でいかに市内の業者に潤いを与えられるかなと思って、担当はそれぞれ頑張っていました。けれども、今ご指摘のような

視点は、どこまで市として一定のルールの中で拡大解釈的にやれるか、先ほども山崎議員にお答えしましたけれども、今後、工夫、知恵を絞って、まさに今、活性化という大きな意味があったわけですから、そういう視点はこれから大事にしていきたいなと思っています。

以上です。

- 上村高義議長 仕様の件について、教育総務部長。
- 馬場教育総務部長 納期の件でございますが、納期につきましては、私どもは事前にメーカーのカタログとかホームページとか、そういった部分、それと専門の方にも聞かせていただきまして、最近、日本のメーカーはいわゆるジャストインタイムということで在庫を持たないと。発注後、直ちに納品してコストを下げる体制でやっているというふうに申しておられました。また、ホームページにもそれは載っています。通常、10日から14日、2週間あれば一定のもの納入できる体制をとっているというふうにメーカーのホームページでも記載されております。しかし、私どもは、いろんな私どもの注文がございましたので、一定いろんなことの中で、入札から50日、本日からでも35日という期間がありますので、十分入るということで今日まで来ております。

それと、仕様書の作成方法なんですけど、もちろん私どもは専門ではございません。私どもは、教育用にどういうふうに使いたいということは教育委員会のほうから提案する中で、いろんなメーカーの仕様を確認したり、市役所の中では情報政策課が専門のSEもおりますので、その方に相談してこういった仕様をつくっていただいたと。この仕様書で業者さんに発注した中で、い

ろんな質問がございましたので、その質問で補強して最終入札に耐え得る仕様になったと、そういうふうに考えております。

それと、ソフトの件で私はお答えを漏らしておりました。開発に関して、このソフトにつきましては開発業者に著作権がございます。ソフト一般にそういうことでございまして、開発業者が著作権を持っておると。我々はその使用权をかうと。ですから、摂津市バージョンに少しカスタマイズしていただいた、その分については使用权をかうということで、通常の例えばウインドウズの中に入っているオフィスであるとか、そういった分と同じで、あれも著作権はメーカーが持っておりますが、それを摂津市ではパソコンで何台使いますという、そういう使用权を買っています。ですから、そういう意味で、どの業者さんにおいても同じ条件で、このソフトについてはメーカーさんと交渉していただけたと、そういうふうに考えております。

- 上村高義議長 ほかにございませんか。渡辺議員。
- 渡辺慎吾議員 意見が出尽くしたと思うんですけど、先ほど市長がおっしゃいましたように、本当に市民の利益ということを考えますと、家電量販店は摂津市にもありますけど、そういう形で発注したら安い製品が入るわけですけど、百歩譲って市内業者育成という形で、行政は、このような時代であるわけですから、何とか市内業者に潤ってほしいという気持ちを込めてやられている、そのことは私は結構なんです。ただ、業者がそれをしっかり受けとめて応えたかということになりますと、非常に今回の入札、ちょっとその気持ちが受けとめられていないんじゃないかと思うわけですね。これは指名というか、摂津市の業者として登

録されておるわけですから、当然そのような仕事は受けられるという理屈のもとで業者登録をされておるわけです。それやのに今回2件が辞退、それから続いて、その間際に入札の札に辞退というようなことを書いたわけですね。そのような5社の中、2社までしかできないような状況が現実にも生まれたわけですから、そうやってきたら、これは本当に皆さんと気持ちに通じていない。これは礼儀としたら、しっかりとどんな状況であれ入札に参加するというのが行政に対する業者の答えだと思っんです。それがこのような状況にあるということに関しては、これは今後しっかりと指導していただかなくてはならないと思っんです。

この書類を見ましたら、大概の人は何でもこういうことが成立するのかわかるわけですから、当然、事前に辞退するのやったら辞退すると、いついつまでにきちっとルールをつくって、その間に辞退をする。もしくは、それでもう一遍がらぼんじやないんですけど、入札し直すということになったら、5社と言うてはりましたけど、このパソコンに関しては、事前のテレビのあれじゃないんですけど、家電メーカー、電気メーカーでも十分対応できるのではないかと。だから、この液晶テレビが落札できなかったほかの業者も含めて、もう一遍入札できるんじゃないかと、そのように思っわけですね、これを見たら。だから、そういう点の指導を今後しっかりとやっていただきたい。それで、新たなルールの構築も必要であると、そのように思っわけです。これは要望にしておきます。

それと、2社が入札したわけですけど、これは素朴な疑問ですけど、値段が500万円以上違うんですよ。1割以上違うんで

すけど、このことに関しても非常に不可解に思っますので、その点だけお聞きしたいと思っます。

○上村高義議長 総務部長。

○有山総務部長 入札されている値段の違いということでございますが、工事などの場合は、事前に設計をし、その設計に基づき積算された金額というのははじき出されまっす。物品の場合は、手持ちであるとか、その時々状況によって値段の乖離が出るといっものでございっますので、それぞれの中で落札すべく頑張られた結果、1割以上、大きく見ると15%近く、その1の場合でしたら違うのですかね。額の差が出ておりますが、今後、入札の競争がより働っような方法を考えてみたいと思っます。具体的に申しますと、今、工事については入札の予定価格などの表示をしておりますが、物品についても、そういうような形で、うちの予定をするような価格を明示するとか、何か手だてがないかどうかといっのを、今後、他市事例も含めて研究・検討してまいりたいと思っます。

○上村高義議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 答弁が理解できなかったんですけど、ルールづくりは本当にやっていただきたいと思っんです。こんなことをしとったら、何のための制度で、思いといっのがつながらへんわけであって、先ほど最初に言うたように、市民の利益といっことになりましたら、大手家電量販店に頼んだらええわけですから、そこをあえてこういう形でやっていくといっ意志があるわけですから、その辺をしっかりと指導していただきたい。

それから、価格なんですけど、先ほど例えば馬場部長からの説明があつたように、相当製品を絞られてきておるわけですね。

絞られて選定しながら製品を選ばれておるわけですか。在庫どうこうとかいうのは、それは私は理解できないんですけど、その中で入札するわけですから、こんなに価格の1割も割るような違いが出てくること自体、非常に私は不可思議で仕方がないんですけど、その点、もうちょっと明確な何でやろうということが、ちょっと理解に苦しむんですが、今さっきの答弁では。在庫どうこうというような問題とかいうのは、それは相手の業者が考えることであって、当然そういう形でさまざまな条件を出して製品をしっかり絞ってそれをやっておる中で、そういう在庫云々というのは、ちょっと僕は理解に苦しむので、その点、わかるようでしたら、もうちょっと詳しく聞きたいなと思います。

○上村高義議長 総務部長。

○有山総務部長 業者でそれぞれの調達コストが変わるといってもありますし、今回のように発注台数が多いということがございますので、1台で数万円、あるいは数千円の違いであっても、その差異は合計額としては1割というような金額の差は出てくるのかと思います。実際にこの価格について、根拠を示して業者に入札をさせたわけではないので、その詳細についてはわかりませんが、想像するところによると、発注台数が多いゆえに、それぞれその差というのが、より金額的に見た場合、大きくなっているのではないかというふうに考えております。

○上村高義議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 こんなん言うたら怒られるけど、業者の力の差といいますか、規模の差というか、そういうことでこういうことになっているのかなというふうに勝手に私は想像させていただきますので、その点、

あまりにも一般市民、また我々議会人が見て、ちょっと不可思議な入札の一つのパターンというか、結果ということに関しては、当然、私は行政がどうこうということは一切思っていないんですが、業者側にしっかりとそれを含めた指導をやっていただきたい、そのように要望して質問を終わります。

以上です。

○上村高義議長 三宅議員。

○三宅秀明議員 いろいろ質疑応答があった上での質問になります。恐縮ですがよろしくをお願いします。

まず、先ほどまでは、どちらかといいますと景気対策、地域活性化の観点による今回の物品取得のお話があったかと思いますが、一方で、これは学校ICT事業の一環でもあったかと思います。その観点からは、現場といいますか、ユーザー側の視点でどのような仕様をされたかというような思いがありまして、その中で、やはりセキュリティ、特に最近でしたら外付けのUSBであるとかSDカード等のリーダーライターとか、こういったものを外部から持ち込んで抜き差しして情報を持ち出すということも非常によく生じておりますので、特に今回数百台という大きな台数が絡んできますので、そういった点をどう考えておられるのか、まずこれが一つ。

そして次に、これは数百台のパソコンが一気に入ってくるということですので、電気使用の面、これは相当変わってこようかと思いますが、学校としてこれは対応できるのかについてお伺いします。

そして3点目ですけれども、やはりこれは大量に入ってくるということで、扱う側として、まず児童・生徒に教えるに当たって、教える側がしっかりとその性能等を把握していなければならないと思いますが、

その点、どのような体制を今とっておられるのかお伺いをいたします。

以上です。

○上村高義議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 今回のパソコンの導入は、三宅議員おっしゃっていますように、今後摂津市が進める学校ICT事業の根幹になる部分でございます。先ほど来、私どもが申し上げますように、選定に当たっては、まず教育用でどうあるべきかということをも最優先にしました。それ以外に、今ご指摘があったセキュリティ、これも今日的な非常に大事なことでございます。学校には生徒の個人情報がありますので、セキュリティも大事ということでございます。それと、あとの機械が、今回多額の予算を使いますので、少なくとも5年以上は安定的に動く、そういった仕様という、そういう3点を私どもは今回重点的に選定いたしました。

おっしゃっておりますセキュリティでございますが、まず、機械のセキュリティは、今考え得るいろんなセキュリティについて、それぞれのメーカーの営業の方なりに提案いただき、また、私どものSEとも相談しました。私は、その一つ一つを詳しく理解しているわけではございませんが、例えばBIOSパスワードといたしまして、電源を入れたときにパスワードを入れないと動かないと。通常、電源を入れればすぐ立ち上がるんですが、そのときに電源を入れて、かつパスワードを入れないと機械が立ち上がらない、そういうパスワード。それと情報をためておくハードディスクにアクセスするためのまたパスワードと。ですから、電源がついてもハードディスクのデータを見ようと思えばパスワードを入れないと見れない、そういった形ですね。あと、これ

は、今回学校のLAN、ローカル・エリア・ネットワークを構築するに当たっての端末でございます。ですから、学校のLANという一つのエリアの中で、当然インターネットとの接続でセキュリティが必要ですので、ご存じのようなファイヤーウォールという今日一般的に知られているソフトをかましまして、外から侵入されない、そういったこと等々。あと、物理的には盗難されないように盗難防止用の鍵、それを機械にかけるとか、あとセキュリティワイヤーといたしまして、鎖ですね。そういった部分で固定するとか等々、ソフトの面、それとハードの面でセキュリティをかけているということでございますので、基本的には私どもは、求められるセキュリティは今回一応この仕様の中に入れてさせていただいたと考えております。

それと、電源の問題ですが、実は私どもは以前に電源を非常に強化しております。中学校に大きな電気容量の機械を入れるときに、小・中学校併せて電源を強化しておりますので、職員室から新たにコンセントをつくることは全然無理なくできますので、電源については心配いたしておりません。

それと、先生の指導体制でございますが、基本的に今回の構築しようとしている学校のLAN、ローカル・エリア・ネットワークは、教育研究所に中心となるサーバーを置きまして、教育研究所と学校と教育委員会事務局をつなぐ、そういうシステムを考えております。教育研究所のほうでそういう情報の担当者が学校等々と指導研修等を組んでいただいて活用を以後できるような、そういう体制を組んでおります。

○上村高義議長 三宅議員。

○三宅秀明議員 3点いずれにもお答えをいただきまして、1点目のセキュリティに関

しては、パスワードであるとかファイヤーウォールは当然のこと、そのほかのセキュリティもかかっておるので、私がお伺いしたUSB等の抜き差しのロックも、恐らくはもう既に当然のように入っているのだらうというふうに理解をいたします。ですけれども、やはりセキュリティの突破はそれこそ日進月歩で、いろんなテクニックが開発されておりますので、これに甘んずることなく日々研究をしていただきたいと思います。

次に、電源の問題ですけれども、こっちはもう既に対応済みであるというようなお答えをいただきました。それであれば安心なんですけれども、もう一つ、パソコンは当然熱を出しますので、置いている教室内の空調、これが特に夏とか非常に暑くなることが予想されますので、そういった点への配慮も今後考えていただきたいと思いますので、これはよろしく願います。

三つ目ですけれども、これは各教育施設を連携させてネットワークを組んで、これからの活用に生かしていくというお答えがありました。学習指導要領が変わったり、また、いろんな生徒の部活動等の対応をはじめ、いろいろと人員の配置、また活用の難しい時期ではあると思うんですけれども、情報政策に関してはこれから非常に重要度が増してくると思いますので、そういった点も踏まえながら、今後日本に誇れる摂津市の情報教育が築けるような体制づくりをお願いして質問を終わります。

○上村高義議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本4件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第60号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者全員です。よって本件は可決されました。

議案第61号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者全員です。よって本件は可決されました。

議案第62号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者全員です。よって本件は可決されました。

議案第63号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者全員です。よって本件は可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

9月13日から9月24日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後 4 時 23 分 散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

摂津市議会議長 上 村 高 義

摂津市議会議員 森 内 一 蔵

摂津市議会議員 山 本 靖 一

摂津市議会継続会会議録

平成22年9月27日

(第2日)

平成22年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成22年9月27日(月曜日)
午前10時開議場
摂津市議会

1 出席議員(22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員(0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	中岡健二	消防長	北居一
消防本部理事	浜崎健児	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員会・ 固定資産評価審査委 員会事務局局長	豊田拓夫

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

1 議 事 日 程

1,

一般質問

野 原	修	議員
川 端	福 江	議員
三 好	義 治	議員
嶋 野	浩一朗	議員
村 上	英 明	議員
藤 浦	雅 彦	議員
大 澤	千恵子	議員
三 宅	秀 明	議員
山 崎	雅 数	議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○上村高義議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、弘議員及び山崎議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

野原議員。

(野原修議員 登壇)

○野原修議員 おはようございます。

先日、千里丘にある企業に工場見学とエコについての研修に行きました。その企業は、低炭素社会の実現に貢献する企業を目指して頑張っておられます。その企業では、円高で製造業は大変苦しく、海外への工場移転も考えられましたが、我が社は他市の工場を摂津市に移転し、設備投資を行い、地元で雇用も生み出し、将来は敷地全体をエコタウンとして整備していきたいと力強い思いを聞かせていただきました。国では、円高、デフレ、中小企業に対する支援が遅過ぎます。市長はよく言われます。物には旬が大切であると。これを逃せば効果も半減します。何事もスピード感が重要です。特に政治の世界では第一に要求されます。摂津市では、頑張っている企業、人を応援する。法人市民税に頼るところが大であります。市内での設備投資をする企業には他市転出防止の意味でも、減免など何らかの支援をする施策が必要だと思っておりますので、スピード感ある対応を要望いたします。

それでは、通告に従い質問します。

1、安全で災害に強いまちづくりについて、(1) 女性消防団の取り組みについて、(2) 消防職場における学生インターンシップの取り組みについて。

消防団員のサラリーマン率増加に伴う昼間の消防力確保の方策として、本年1月か

ら機能別消防団が発足するなど成果を上げられていると評価しております。摂津市には、現在、新八防婦人防火クラブ、別府婦人防火クラブ、三宅地区女性防火クラブの3クラブで構成されている摂津市婦人防火クラブ連絡会が活動されており、その活動理念は、家庭から火を出さないという地域を守る根本とも言える防火意識から成り立ち、各種の防火啓発や災害時の炊き出し訓練、住宅用火災警報器の設置促進にかかわる共同購入まで、多岐にわたるボランティア活動を展開されています。今後、さらなる安全・安心を確保するためには、婦人防火クラブ連絡会の活動に代表されるような人と人が協働してつくり上げる地域密着型の防災体制を構築していく必要があるのではないかと思います。そこで、近年、全国的にも注目されております女性消防団員の現状と本市の取り組みについて、どのような考えを持たれるのか、お聞かせください。

また、以前にも質問させていただきました学生インターンシップについてであります。人命にかかわる最前線の職場である消防において就業体験することにより、人の命の尊さ、人を思いやる心、人を助けた喜びなど、人間基礎教育にも通ずる心をはぐくむとともに、若い力を地域防災の担い手として共同参画してもらうことは、これからも必要不可欠であると思っております。これについてのどのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。

2番、ごみ収集業務について、(1) 民間委託について、(2) ごみ減量業務について。

これまででもごみ収集委託に係る質問を行ってきましたが、いよいよ平成23年4月には、入札によって特定された業者による一般廃棄物収集運搬委託業務が予定されて

いますが、その民間委託にかかわるものについて質問します。

摂津市におけるごみ収集の課題は、焼却炉の1炉運転実施に向けたごみ減量の取り組みと聞いております。現在、環境業務課のごみ減量のため、分別の徹底などにより1炉運転可能となっておりますが、現行、委託区域26%を含めたごみ減量の成果と認識していますが、今後、民間委託拡大によって、どれだけの費用対効果があるのか、また、ごみ減量の取り組みによる収集体制など、市としてこれまで同様にイニシアチブをとれるのか、また、ごみ減量の取り組みには、市民、自治会、事業所の理解・協力が不可欠であります。地域の把握をされている廃棄物減量等推進員の存在がありますが、どのような役割をされているのか、お聞かせください。

給食費滞納について、本市の現状と取り組み。

滞納状況の推移と徴収努力についてお聞かせください。

以上、1回目を終わります。

○上村高義議長 答弁を求めます。消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 質問番号1番、安全で災害に強いまちづくりについて、ご答弁申し上げます。

まず、女性消防団員の取り組みについてでございますが、消防団員は、地域の防災リーダーとして、自分たちの地域は自分たちで守るといふ崇高な精神のもと活動していただいております。ご質問にありましたように、全国的に見ましても、平成21年4月1日現在、全国の女性消防団員は1万7,879人、これは全体の2.0%を占めます。そして、女性消防団員を採用する消防団は1,180団、これは全体の50.

5%という数字が出されております。そのような現状も踏まえまして、本市におきましても、平成20年に策定されました摂津市消防団活性化総合計画において、基本計画の3本柱の一つである消防団ひとづくりの中で、女性消防団員の活動の必要性を掲げております。

今や災害対策においても、男女共同参画の観点から、女性の視点が極めて重要と認識しております。例えば、災害時の避難所では、授乳や着替え、睡眠というプライバシーに係る問題が発生いたします。また、避難が長期化すれば、トイレの問題や衛生用品の不足などが予想されますが、このようなときこそ女性の視点による女性への配慮が必要不可欠になると考えております。

次に、消防職場における学生インターシップの取り組みについてご答弁申し上げます。

市内の学生などの青少年に対して、消防職場における体験を通じての人づくりへの取り組みに消防がかかわることができるということは、今後の地域防災を担う若い力を育成するという視点からも極めて有意義なことであるとと考えております。

現在、本市消防では、毎年、市内の中学生を対象にAEDの取り扱い訓練、はしご車搭乗訓練、規律訓練、放水訓練などをメニューとした職業体験学習を実施し、これを通じて防災意識の向上を図るとともに、人としてのあいさつ、思いやり、感謝など人間基礎教育の精神を養い、健全な青少年の育成にかかわることができるものと考えております。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 質問番号2の(1)民間委託について、2の(2)ごみ減量と業

務について、ご答弁申し上げます。

民間委託をするに当たって、費用対効果があるのか、また、イニシアチブがとれるのかでございますが、現在、民間委託につきましては、可燃ごみ、不燃ごみについて2業者4台の収集業務委託を行っているところでございます。平成23年4月には、委託区域拡大により、特定された業者により委託業務を実施してまいります。予定しております委託方法については、プロポーザル方式で5年間の委託を考えております。

新たな委託による費用対効果でございますが、現行の可燃ごみの委託料が1世帯当たり697円、不燃ごみが1世帯当たり160円となっておりますが、他市の状況を参考にするなど、委託料の削減となるよう努めております。

また、市が委託業者に対してイニシアチブをとれるかでございますが、ごみ減量の取り組みとして分別の徹底を行い、1炉運転可能になっており、今後、継続を図るためにも、仕様書等による適正な収集運搬業務の履行が図れるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、摂津市廃棄物減量等推進員の業務についてでございますが、廃棄物減量等推進員は、市民と行政が連携をとりながら、地域における一般廃棄物の適正な分別排出及び減量、再生利用の促進、環境意識の普及に関する活動を行っていただいております。選任につきましては、自治会からの推薦に基づき、毎年、市が委嘱しております。国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、廃棄物減量等推進員として位置付けられており、本市では平成5年より設置規則を定め、委嘱を行っております。

設置の背景には、昭和、平成の大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システ

ムを背景として、私たちの生活が豊かになったことにより、その生活様式が多様化し、ごみも増加となり、地球環境の悪化を招いてきております。このことから、ごみを減らし、限りある資源を枯渇させないために、生産、消費、廃棄への一方通行の生活様式から循環型社会の生活様式に転換することが必要となってきたことによるものです。循環型生活様式の確立には、各家庭、地域での地道な活動や教育の積み重ねが必要で、こうしたことから地域におけるごみ減量、リサイクルの推進の重要性が増したことから、廃棄物減量等推進員制度が制定されております。

○上村高義議長 教育総務部長。

(馬場教育総務部長 登壇)

○馬場教育総務部長 質問番号3の(1)給食費の滞納について、滞納状況の推移の現状と徴収努力の取り組みについてのご答弁を申し上げます。

市内の小学校における給食費は、食材の選定や調理業務における工夫等により、府内でも最も安価な水準となっております。このような中で、給食費の徴収率は、各学校の担任や事務職員の努力により、現在99.8%程度と高い水準で推移いたしておりますが、一部に滞納が発生しております。未納者に対しましては、文書督促だけではなく、担任、事務職員等が保護者と面談するなど、徴収努力を続けているところでございます。未納者の多くは経済的に困窮している家庭であるにもかかわらず、公的扶助制度を申請しないケースもあり、このような家庭については、学校長が個別面談や家庭訪問などを重ね、公的扶助制度の説明をし、申請を促す努力も続けております。

しかし、一部の納付が可能と考えられるケースにつきましては、今後、学校と調

整・協力の上、対応マニュアルを整えるなど、法的措置も視野に入れた取り組みを進めております。

○上村高義議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、2回目、質問させてもらいます。

安全で災害に強いまちづくりについて。女性消防団員の全国的な現状につきましては、先ほどの説明で理解いたしました。混乱をきわめた災害現場の避難所で、女性でないとできない災害支援活動というのもたくさんあると思います。また、日常的な活動においても、ひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問や住民に対する防災教育及び応急手当の普及活動など、女性ならではのソフトな面を生かしての活動が期待できるのではないかと思います。今後、女性消防団員の具体的な加入促進については、どのように実施していかれるのか、お聞かせください。

また、消防職場における学生インターンシップの現状として、中学生の職業体験学習を継続して実施されていることもわかりました。今後、さらに、まさに社会へ飛び立とうとする高校生、大学生も対象とした学生インターンシップを実施していただき、人への思いやりや防災意識の高い人材育成がなされ、多くの人が協働できる安全・安心なまち摂津の旗印となるような地域防災の担い手として育てていただきたいと考えておりますが、その点につきまして、本市消防職場における学生インターンシップの今後の広がりについてお聞かせください。

ごみ収集業務について。市がイニシアチブをとるためにしっかりとした仕様書で収集体制を守りたいとのことですが、そのためには、どのような業者選定の方法を考えているのか、また、今後10年間の

廃棄物処理を考えると、一般廃棄物処理基本計画を策定中と聞いていますが、市民、事業所などの協力が不可欠であると思えます。廃棄物減量等推進員のかかわりが策定に求められているのではないかと思います。考えを聞かせてください。

給食費滞納について。国は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するという趣旨のもと、子ども手当を創設しました。また、その趣旨に従って子ども手当を用いなければならないことが受給者の責務として定められております。生活に困窮されている世帯の学校給食費は、生活保護受給者は生活保護費の中から、就学援助の対象者は援助費の中から給食費が支払われていると聞いております。それ以外の方は基本的に個別に給食費を支払うことになっており、学校給食が法の下で児童の心身の健全な発達に資するものであるとされていることからすれば、子ども手当の支給を受けながら給食費を滞納することは、当然のことながら受給者の責務として許されるものではないと考えますが、このことを踏まえた方策についてお聞かせください。

以上、2回目を終わります。

○上村高義議長 答弁を求めます。消防長。

○北居消防長 本市における女性消防団員入団促進については、現在、消防団本部主導のもと検討しているところで、具体的には、当初から女性だけの独立した消防分団等をつくるのではなく、まずは現在あります地域の分団に自主的に参画していただき、やがては女性の団員が増え、相互のネットワークが確立されていく方向が最善と考えております。

また、学生インターンシップの今後につきましては、先ほど申し上げました実績等も踏まえ、以前から議員にご提案いただい

ておりましたことから、高校生、大学生などを対象とした学生インターンシップが重要と考え、市内の高校に提案を持ちかけましたが、現在のところ、残念ながら明確な回答は得られておりません。しかしながら、このことは第4次摂津市総合計画にうたわれております協働にも直結する極めて重要な施策であることから、再度の提案を試みるとともに、大学生にも視野を広げ、より広い年齢層に対して消防行政への協力と理解を深めていただき、災害発生時には、ともに地域防災に貢献していただけるような人づくりの施策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 業者選定と、それから廃棄物減量等推進員とのかかわりということですが、まず、一般廃棄物処理に関しましては、契約の目的、また性質が、最低価格の落札者にはよりがたいものと考えております。家庭ごみなどを民間に委託する場合、廃棄物処理法及び施行令により、受託者の資格要件、能力、委託料の額、委託料の限界、それから委託契約に定めるべき条項等について詳細に規定いたしております。委託業務が適正に遂行されなければならないとされております。

このことから、指名型プロポーザル方式により、当該委託に係る実施体制等の提案書の提出を受けまして、原則として提出された書類をもとにヒアリングを実施した上で審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託候補者を特定する方法を考えております。

また、審査及び評価につきましては、客観性を確保するため、業者選定委員会を設置して、学識経験を有する方にもご参加い

ただきまして選定していく予定でございます。

次に、廃棄物減量等推進員とのかかわりということですが、現在、廃棄物減量等推進員には、地域と市とを結ぶパイプ役として、ごみ分別の啓発活動、ごみ減量や処理などについて市との連絡調整、それから、ごみ集積場の移設、新設、増設などの調整、地域での集団回収活動の推進、それから、不法投棄巡視活動など、多岐にわたって活動をいただいております。市民、行政が一体となつてのごみ減量対策を推進する窓口として、その活動の定着化と一層の活性化を目指して、今後も協働で取り組んでまいりたいと考えております。

また、本年につきましては、摂津市の一般廃棄物処理基本計画が本年度で終わることから、来年度に向けて一般廃棄物処理基本計画を策定中でありまして、廃棄物減量等推進員様には、そのことをご協力いただき、よりよいものができるよう現在策定中でございます。

以上でございます。

○上村高義議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 2回目の質問にご答弁申し上げます。

子ども手当の受給を受けながら給食費を滞納することは許されないではないかというご指摘でございますが、国においては、平成22年3月の子ども手当法の施行通知に際し、子ども手当の趣旨や受給者の責務、受給権の保護を踏まえると、仮に子どもの育ちに係る費用である学校給食費などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係ない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐわないものと考えするというふうに明記しております。したがって、子ども手当を受給しながら給食費を滞納す

ることは、ある意味、法の趣旨にそぐわず、適切でないものと考えております。

しかし、現時点で、子ども手当が受給される際に、給食費の滞納がある世帯に対し、自動的に子ども手当を給食費に振りかえることは法制度上できませんが、子ども手当法、学校給食法の趣旨を踏まえ、各学校と連携しながら、例えば子ども手当が支給される2月、6月、10月の15日前後に、滞納世帯に対して理解と協力を求める文書等の発送を行うなどを検討するなどして、少しでも徴収できるよう努力に努めてまいりたいと思います。

○上村高義議長 保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 子ども手当の支給と給食費滞納のご質問についてご答弁を申し上げます。

本年6月から子ども手当が支給され、厚生労働省が示しております子ども手当に係るQ&Aの中で、子ども手当と滞納している給食費や保育料等を相殺できないのかとの問いに対しまして、子ども手当は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに支給するもので、子ども手当がこのような趣旨に従って使われるよう受給者の責務を定めるとともに、子ども手当の支給を受ける権利は保護されているとあり、子ども手当と滞納給食費との相殺はできない旨の回答になっております。しかし、子ども手当の使途として、受給した世帯が給食費に充てることは、子ども手当の趣旨に照らして順当であり、子ども手当の支給の際に滞納者への電話による督促や、支給後に家庭訪問する等の徴収強化は許容されるものと思われ

ます。

以上でございます。

○上村高義議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、3回目の質問をします。これはすべて要望といたします。

女性消防団や学生インターンシップでの地域防災にかかわる人材が増えることにより、おのずとそこに人と人との協働が生まれ、一人ひとりの防災意識が高い災害に強いまちとなっていくのではないかと思います。消防団員OBや会社を定年退職されボランティア活動を希望されておられる方など、幾つになってもはつらつと地域貢献や生涯学習に参加していただけるよう、活力あるまちづくりの施策を要望いたします。

ごみ収集業務について。これまで環境行政を語る上で、ごみ処理問題は市の責務として最重要課題であったが、昨今、CO2削減が求められており、環境にかかわる職員の充実が必要と考えます。委託を拡大する中で廃棄物行政を推進するのならば、環境にかかわる職員、現場を知った人材を活用する人事交流なども行っていただき、また、費用対効果については、プロポーザル方式で公正で透明度のある契約にしてください、今後ともしっかりと見きわめ、報告していただきたいと思

います。

給食費滞納については、給食費の滞納徴収で校長や担任の先生の本来の仕事以上の負担になっております。国は、ばらまきではなく、給食費無料、保育所整備などの施策に重点を置くべきであります。子ども手当を続けるのなら、菅首相が言われる有言実行で、地方に負担をかけないで国費で賄うよう、市長には市長会などで強く発言していただくことをお願いし、質問を終わります。(発言終了のブザー音鳴る)

○上村高義議長 野原議員の質問が終わりました。

次に、川端議員。

(川端福江議員 登壇)

○川端福江議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、交通安全対策について、(1)都市計画道路新在家鳥飼上線の歩道確保についてであります。

以前から何回も質問をしておりますこの地域は、住宅開発がさらに進み、危険きわまりない状況になっていることから、市民の目線で質問をするものです。新幹線側道の川田水路から番頭面水路の間、約150メートルの区間については歩道がなく、歩行者、自転車の利用者は危険な状態での通行になっています。特にこの約150メートル区間を歩道確保して安全対策はできないのでしょうか。市としてのお考えをお聞かせください。

(2)鳥飼北小学校の正門前歩道の安全柵の設置についてですが、以前、質問をした折、答弁で、安全柵を取りつければ歩道の幅員が規定以下になるので設置できない、しかし、学校の敷地活用により設置も可能である、関係者と協議をするとのことでありました。その後の進捗状況についてお聞かせください。

(3)臈ヶ橋交差点、別府小学校近くの信号を歩車分離することについてであります。以前、質問をした後、府道正雀一津屋線の臈ヶ橋交差点で道路の拡幅工事が行われました。現在は完成し、右折の車線が増えまして、またそういった形態が変わりましたので、もう一度質問をいたします。この場所は市立別府小学校の通学路として指定されており、多くの児童が横断、通学している交差点です。朝の登校時にはPTAの保護者の皆さん、夕方下校時は地域の安全パトロール隊の皆さんが児童の安全のために立っていただいています。その保護者の皆さんからの強い要望です。この府道

正雀一津屋線は、慢性的な渋滞路線であります。だからこそ危険度も大きいと言えます。以前から事故もよく発生している場所でもあります。信号を歩車分離式にして、より安全対策を講じることができないのかお尋ねをするものです。市としてのお考えをお聞かせください。

2、公共施設巡回バスのバス停を設置することについて。

現在、市全体のバス網を検討すべく、公共交通懇談会の協議会が立ち上げられていますが、あえて市民の皆さんの要望でバス停の設置をお願いするものです。場所は通称野々公団です。高齢化も進み、地域の皆さんから強い要望が出ています。このバスは、公共施設をめぐるバスという性質のものであることは十分承知をしております。近くには市立第22集会所もあり、その内容もクリアできるのではないのでしょうか。この巡回バスが市民の皆さんに愛され、さらに利便性の向上を図るためにもバス停の設置をお願いするものです。市としてのお考えをお聞かせください。

3、脳脊髄液減少症の学校現場での現状と周知対策について。

学校現場において、教員の正しい認識が不可欠ですが、現在の摂津市の現状についてお聞きをいたします。この脳脊髄液減少症という病気は、交通事故やスポーツ、また暴力などによって頭部や全身に強い衝撃を受けることで、脳脊髄液が漏れ出し、頭痛、首、背中の痛み、腰痛、手のしびれ、目まい、耳鳴り、激しい疲労感などを引き起こすものです。患者数は20万人とも言われていますが、多くの患者は、事故の後、長年にわたりさまざまな症状に苦しむとともに、ほとんど知られていない病気のため、病院を受診してもなかなか原因が特定でき

ず、怠け病あるいは精神的な病気と判断をされ、診断をされ悩んできたという経過があります。大阪府では、どこの医療機関で診断・治療できるか公表されていなかったため、患者は府外に行き治療を受けなければならない状況が続いていました。しかし、大阪府においては、やっと診断や治療が可能な府内の医療機関名を9月から府のホームページで公表することとなりました。これは、患者の高校3年生の万膳さんが2万3,863人分の署名を府に提出した結果によるものであります。

そこで質問ですが、1、東京の府中市では、周知を図るため、小冊子を市内の全小・中学校の教職員に配布していると聞きますが、摂津市ではいかがでしょうか。

2、父兄をはじめ市民の皆さんにも広く知っていただくために市のホームページへ掲載してはいかがでしょうか。お伺いいたします。

4点目、ヒブワクチンの公費助成についてであります。

(1) 細菌性髄膜炎から子どもの命を守るための公費助成について。

昨年、我が党の藤浦議員が肺炎球菌について質問をしております。命に及ぶ病を予防するのがワクチンです。世界的に使用されているワクチンにもかかわらず、日本は他の先進国に比べワクチン行政が大きくおくれています。命を救うワクチンをすべての人に、日本をワクチン先進国へと公明党は奮闘しています。公明党では、昨年の6月に厚生労働省に定期接種化と安定供給の申し入れをしております。

前置きはこれくらいにして本題に入ります。ヒブとは、ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型のこと、日本で毎年約1,000人が発症すると言われて、そういう細菌

性髄膜炎の原因菌の一つです。乳幼児が感染、発症すると重症になることが多く、予後の経過が悪ければ、てんかんや聴覚障害、言語障害、発育障害などの後遺症が残ることもあります。初期症状が風邪と似ているため、医師でも診断がつきにくいものです。予防にはワクチンが最も有効で、生後2か月から7か月までの間に接種するのが望ましいとされます。費用は1回当たり7,000円から8,000円、接種回数は年齢で異なりますが、最大4回となるため、経済的負担が重いのです。家庭の収入に関係なく、すべての子どもが接種できる体制が必要です。今、地方自治体で助成制度の導入が拡大しています。接種費用が助成されている自治体は2004年に上り、うち2008年度は4、2009年度は57、そして、この2010年度が何と143自治体と急速に拡大をしています。私は、小さなお子さんを持つお母さんから強い要望を受けています。現在、半額程度を独自で助成する自治体が全国各地でも増えています。公費助成についてのお考えをお聞かせください。また、摂津市内の医療機関で受診されている状況がわかれば教えていただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○上村高義議長 答弁を求めます。都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 質問番号1の(1)都市計画道路新在家鳥飼上線の歩道確保についてであります。本路線の整備につきましては、過去において議会で幾度もご質問がございましたが、現在に至っている状況であります。鳥飼野々3丁目以東につきましては、鳥飼土地区画整理事業により整備が行われておりますが、鳥飼野々3丁目か

ら大阪中央環状線までの区間は未整備となっております。現状は、新幹線の側道沿いの水路敷きを活用し、歩道として利用している状況であります。ご指摘の約150メートル区間につきましては歩道がなく、現況の道路幅員が5メートル程度と狭小で、通行車両も多く、歩行者や自転車利用者にとっては危険な状態であることは認識しております。

本区間の歩道整備につきましては、周辺の開発状況から歩行者や自転車利用者の安全を考えますと、できる限り早い時期に都市計画道路としての整備が必要であると考えておりますが、都市計画道路としての整備を図るには、本市の財政状況から市単独費での取り組みは難しい状況であり、補助採択を受けて事業費の負担の軽減を図らなければならないと考えております。

近年の補助制度としましては、地方自治体が創意工夫を生かせる総合的な交付金が変わっており、社会資本整備総合交付金が創設されております。この交付金につきましては、一体的に実現可能なまちづくりを道路のみでなく地域のまちづくりの目標を立て、これらの計画を実現するため、整備計画書を国に提出し、承認を受ける必要があります。都市計画道路だけでは承認を受けることは困難と考えております。市としましても、都市計画道路としての整備の必要性については、交通安全対策上から必要と考えておりますが、市内にはほかにも整備を必要とする箇所が数多くあることから、整備につきましては、本市の財政状況を勘案する中で、今後、全体的な道路安全対策の位置付けの中で取り組んでまいりたいと考えております。

○上村高義議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 質問番号1番、交通安全対策について、(2)鳥飼北小学校の正門の歩道安全柵の設置について、ご答弁申し上げます。

以前に、平成19年第4回定例会でご質問がございました。鳥飼北小学校正門の歩道安全柵の設置についての進捗状況でございますが、まず、歩道安全柵の設置の基準がございます。その基準でございますが、大阪府道路構造物設計基準では、歩道の有効幅員が1.5メートル未満となるような場合は、防護柵等を原則として設置しないと規定されております。鳥飼北小学校正門前の歩道の現況でございますが、歩道幅員が1.5メートルのため、現時点で安全柵を設置いたしますと、歩道の有効幅員が1.5メートル未満となることから、現状のままでは安全柵の設置は構造基準上規格外の内容となるものでございます。また、児童の登校・下校時の動向を考えますと、柵の設置は困難であると考えております。しかし、車両の乗り上げ防止対策として、歩行者横断用の歩車道ブロック切り下げ部に車どめを設置し、歩行者の安全対策を行っている状況でございます。

歩道整備の内容でございますが、平成17年度には、機能を喪失し、ふた構造であった水路を埋め、透水性のアスファルト舗装により歩道改良し、平成18年度には、正門から北側の鳥飼北小学校西交差点までのおきまして、信号待ちの児童が車道へはみ出さないよう、関係機関とも協議し、安全柵を設置したものでございます。それ以降、鳥飼北小学校沿いの歩道整備は行っておりません。

安全柵を設置するための必要な歩道幅員は、道路構造令では、歩道は有効幅員を2.0メートルとし、柵を設ける場合は0.5

メートルを加えると規定されており、新たに安全柵を設ける歩道は原則として幅員が2.5メートル以上必要となっており、現況の道路幅員では、先ほど申し上げましたとおり、安全柵の設置は困難であると判断している次第でございます。しかしながら、安全柵を設置するとすれば、鳥飼北小学校の敷地の一部活用も考えられますことから、安全確保について関係課とその確認をしてまいりたいと考えております。

続きまして、(3) 臙ヶ橋交差点、別府小学校の近くの信号を歩車分離式にすることについてでございますが、大阪府茨木土木事務所において、府道正雀一津屋線の臙ヶ橋交差点から摂津市立第四中学校正門にかけて道路拡幅工事を施工されました。臙ヶ橋交差点は、府道正雀一津屋線と市道東別府1号線との交差点で、府道大阪高槻線及び府道大阪中央環状線への連絡道路でありますことから、正雀一津屋線の南北への直進及び東別府1号線への右左折車両が非常に多く、朝夕のラッシュ時には渋滞が発生いたしております。また、市立別府小学校の通学路として指定されておまして、多くの児童が横断し、通学している交差点でもございます。

歩車分離式信号機とは、信号機のある交差点において、歩行者と車両が通行できる時間帯を分離する信号をいうものでございます。また、歩車分離の目的でございますが、交差点において、右左折車両による巻き込み防止を図り、歩行者の安全を確保することが目的でございます。歩車分離式の長所としましては、交差点を通行する歩行者と車両の分離を行うことによりまして、歩行者の安全性が高まります。一方、短所でございますが、歩行者に専用の青信号を

与えるため、赤信号による車両の待ち時間が増えることとなります。歩行者と車両のお互いが信号を守る限り、交錯しないことから、事故が発生しない仕組みになっておりますが、標準的な信号機の動作と違うため、運転者は車両用信号を、歩行者は歩行者用信号をよく確認して通行、横断する必要があります。臙ヶ橋交差点は、連携信号になっておりますので、歩車分離式信号に変更することにより、右左折車両による巻き込み防止など、より安全な横断が期待できる反面、北側の浜町交差点や南側の東別府4丁目交差点との距離も短く、府道正雀一津屋線が慢性的な渋滞路線でありますことから、さらに渋滞を起こしかねない心配もございます。この交差点が通学路に指定されておりますことから、児童の安全確保のため、歩車分離式信号の運用について、摂津警察署並びに道路管理者であります大阪府茨木土木事務所に要望してまいります。

続きまして、質問番号2番、公共施設巡回バスのバス停を都市再生機構鳥飼野々団地前に設置することについてでございますが、都市再生機構鳥飼野々団地につきましては、現在巡回しております公共施設とは性格の異なるものと判断しております。ご要望の内容につきましては、ルートを変更することになりますし、運行距離に影響も出てまいります。また便数にも影響するものではないかと考える次第でございます。そのようなことから、現在立ち上げております懇談会、あるいはバス事業者それぞれに、協議項目とさせていただき、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

○上村高義議長 教育総務部長。

(馬場教育総務部長 登壇)

○馬場教育総務部長 質問番号3の(1)脳脊髄液減少症の学校現場での現状と周知に

ついてお答え申し上げます。

脳脊髄液減少症は、先ほど議員のほうからもありましたように、交通事故やスポーツ傷害など、何らかの衝撃が原因となって、硬膜から髄液が漏れるなどにより、脳脊髄液が減少し、慢性的な目まい、吐き気、倦怠感、集中力、思考力、記憶力の低下など、さまざまな症状が出現する病態と言われております。しかしながら、現在のところ、統一的な診断基準や治療法が確立されていないことから、広く認知されていない状況にもあります。

本市の学校現場への周知についてでございますが、平成19年5月の文部科学省からの事務連絡文書を配布し、周知いたしました。現在のところ学校からは対象となる児童・生徒の報告は受けておりません。

国においては、平成19年度から厚生労働省において日本脳神経外科学会など7学会で構成する研究班が発足し、ガイドラインの作成が進められている状況にあります。したがって、そのガイドラインが示された段階で、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。それまでも脳脊髄液減少症について学校において周知できる機会の確保も努めてまいりたいと考えております。

○上村高義議長 保健福祉部理事。

(福永保健福祉部理事 登壇)

○福永保健福祉部理事 質問番号3の(1)のうち、脳脊髄液減少症を市ホームページに掲載し、市民に周知してはどうかについてご答弁申し上げます。

特定の病気に絞って市のホームページに掲載することにつきましては、昨年、新型インフルエンザの感染の拡大が見られましたときに、症状や受診可能な医療機関等の情報を掲載した経緯がございますが、これ

は、感染の予防方法や感染したときの受診方法などを周知することによって感染の拡大を抑えることを目的としたものでございました。議員ご質問のご趣旨は理解しておりますが、脳脊髄液減少症によって起こる症状は他の疾病にも見られるもので、症状から直ちにこの疾病を疑うことは困難であることや、なかなか一般には知られにくい疾患が大変多い中、脳脊髄液減少症のみを取り上げたホームページへの掲載につきましては困難かと考えております。

次に、質問番号4、ヒブワクチンの公費助成についてのご質問にご答弁申し上げます。

ヒブワクチンは、インフルエンザ菌b型による髄膜炎の感染を予防するワクチンで、既に世界では100か国以上で接種されており、ワクチンの有効性も確認され、WHOからも乳児の定期予防接種プログラムに組み込むよう勧告を出されているところでございます。我が国では、平成19年1月に厚生労働省によって製造販売が承認され、平成20年12月から任意の予防接種とし接種が開始されております。

本市における受診状況や接種者数の把握は困難でございますが、現在、市内14医療機関でこのワクチン接種が実施されております。ワクチンの供給量がまだまだ十分ではなく、希望すればすぐに接種ができるという状況にはないと伺っております。

脳や脊髄を覆っている髄膜に細菌が感染して炎症が起こるのが細菌性髄膜炎ですが、その原因菌が判明した細菌性髄膜炎のうち、ヒブが原因であったのは全国でも平成20年が83人、平成21年が54人であったと感染症発生動向調査で報告されております。ヒブ髄膜炎は発症率が高い状況ではございませんが、感染した場合の重症度や後

遺症が残る場合も多く、これに対する予防としてヒブワクチンの接種が有効であると認識をいたしております。

平成21年12月から厚生労働省の予防接種に関する検討会におきまして、法定外の各種ワクチンの有効性、安全性等について審議中であり、平成22年8月末には専門家によるヒブワクチンの作業チームを設けて検討が進められているところでございます。予防接種法に基づいた定期予防接種ではない任意の予防接種には、ヒブワクチンのほか肺炎球菌ワクチン、おたふく風邪や水ぼうそうワクチンなど多数ございます。公費助成につきましては、これらの予防接種との整合性も勘案しながら慎重に検討していく必要があると考えております。

○上村高義議長 川端議員。

○川端福江議員 それでは、2回目の質問をいたします。

1、交通安全対策の新在家鳥飼上線の歩道確保についてであります。ご努力をいただいていることは重々承知をしております。さまざまな観点からご検討いただいておりますが、最終的には市単独での取り組みも前向きに考えていただき、一日も早く市民の安全確保を強く要望いたします。

1の(2)歩道の安全柵の設置についてであります。今、ご答弁をいただきましたが、全く何も進んでいない状況です。さまざまな事情があり、長々と説明をいただきましたが、現状は危険な状況が続いていることには変わりはありません。よくこの道を通りますが、子どもたちはふざけ合っただけで車道に飛び出しています。見ていてはらはらするのは私一人ではないと思います。車との接触がないことを祈らずにはおれません。もう一度安全柵についての市としてのお考えをお聞かせください。

1の(3)信号機を歩車分離することについてであります。今、ご答弁をいただきましたが、人の命より車の渋滞を優先するほうが大事だとおっしゃるのでしょうか。本市は子どもの安全安心宣言都市をうたっています。その観点からも、私は各小学校の近くに1か所安心して渡れる歩車分離式の信号機を設置してはどうかと考えるものです。どうかもう一度協議をしていただきますよう強く要望いたします。

2、公共施設巡回バスのバス停の設置についてであります。ぜひとも現在検討されている公共交通懇談会の議題に上げていただけるようお願いし、要望いたします。

3、脳脊髄液減少症の学校現場での現状と周知対策についてであります。ホームページ掲載については理解をいたしました。私は、CDで中学生時代まではトランペットを吹いていて発症した屋我えりいさんの高校卒業までの体験談を見ました。この病気だと判明するまで怠け病と勘違いされ、大変つらい思いをされています。子どもの場合、学校でのちょっとした外傷やけが、例えば友達との衝突や階段からの転落などから、既に脳脊髄液減少症を起こしている隠れた患者がいるのではないかと専門医から指摘をされるようになりました。中川医師は、「不登校の原因の中にも、この脳脊髄液減少症が隠れているのではないか。この病気は発見がおくれれば治癒力が下がります。しかし、いまだに社会的な認知度は低く、専門医も少ないことが課題です」と言われています。

答弁に、平成19年に事務連絡文書を学校現場に配布されているとのことですが、それ以後に教師になられた方もおられます。東京のように小冊子を配布すると

同時に、学校教職員、保護者を対象に、機会をつくって周知徹底に努めていただき、子どもたちを守るための万全な対策をお願いしておきたいと思います。

4、ヒブワクチンの公費助成についてですが、細菌性髄膜炎は、日本では毎年1,000人が発症し、5から10%の患者が死亡し、30%から40%の患者に後遺症が残ります。発症の原因はヒブと肺炎球菌での感染が8割を占めます。ヒブワクチンはアメリカより20年おくれて、昨年12月に販売されるようになりました。世界保健機構WHOが1998年に定期接種を勧告していたにもかかわらず、日本で承認されたのは2007年です。ご答弁で、摂津市での接種者は把握できないとのことですが、予防接種の徹底は将来の医療費抑制につながる面もあります。対応次第で救える命がある、こう肝に銘じて今後とも命と健康を守る取り組みの前進を切にお願いしておきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

- 上村高義議長 それでは、鳥飼北小学校の歩道の安全柵についての再度の質問に対して、土木下水道部長。
- 宮川土木下水道部長 それでは、2度目のご質問で、鳥飼北小学校の正門の歩道安全柵についての内容でございますが、このエリアにつきましては、ご承知のとおり、鳥飼区画整理事業で実施された内容のものでございます。ですから、それぞれの地権者に対しての用地配分、これが明確にされているという事実、この中で、その当時、教育施設への今のような形での配慮がなされていなかった、これは事実かと思えます。ですから、今後、歩道拡幅ということになりますと、用地を求めざるを得ない状況になってまいります。車道を犠牲にするのか、

歩道を広げて歩行者の安全性を高めるのか。ただ、そうしますと当初目的での区画整理の内容も多少崩れてくる部分があるんじゃないか、このように考えます。ですから、今後、歩道を整備するに当たりましては、先ほども少し申し上げましたように、小学校の用地の活用も考えられるのではないかと。このあたりにつきまして、関係課と協議させていただけたらと思っております。

○上村高義議長 川端議員。

○川端福江議員 それでは、3回目の質問でございます。

ただいまご答弁いただきましたけども、どうか関係各課で協議をしていただきまして、鳥飼北小学校に一日も早くこの安全柵の設置を検討していただきますように強く強く要望いたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○上村高義議長 川端議員の質問が終わりました。

次に、三好議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、質問させていただきたいと思えます。今回、2項目について質問をしていきたいというふうに思っております。

まず1点目で、地球温暖化防止地域計画の進捗状況についてでございますが、この案件につきましては、以前から強く要請も行ってきました。その結果、今年度、平成22年度市長の市政運営の基本方針にも出され、これから2年計画を策定していくと伺っておりますが、現在の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、指定管理者制度についてでございますが、指定管理者制度が平成18年に導入され、今日まで来られました。本来なら

ば、当初目的からいきますと、平成22年度には一般公募を行い、平成23年度からは公募で落札した事業者でスタートするとの計画でございましたが、今年の6月末に出されましたように、指定管理者制度導入に関する指針で、それぞれの外郭団体の運営方法、人員体制、経営体質に問題があることから、既存の指定管理者制度については3年間延長、新規の指定管理者は5年契約という指針が出されました。こういった背景の中で、まず初めに、この4年間指定管理者制度を導入した結果でのメリット、デメリット、そういった総括をお聞かせいただきたいと思えます。

また、それぞれ個々の指定管理者に指定されている摂津市の外郭団体の問題といたしまして、施設管理公社は、平成3年3月25日に施設管理公社設立について、大阪府知事の許可を受け設立されました。当時は、経費の削減、サービスの向上等を目的に55歳以上の高年者職員を採用し、運営がされておりましたが、市の職員を本庁に引き上げるのと並行してプロパー職員を採用し、現在ではプロパー職員11名、高年者職員12名、非常勤職員2名、臨時職員2名、常勤職員1名の合計28名体制で運営されております。中でもプロパー職員は平均給与が約624万円まで今高騰している状況でございます。本来の設立した当時の趣旨と指定管理者制度の本来のあり方から課題があると思えますが、どう認識されているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、摂津都市開発株式会社では、2,200株の発行株式のうち900株が摂津市の持ち株であります。そのほかは摂津市の民間企業に発行しており、都市開発株式会社の経営の意思決定は、まずは株主総会

で行われると思っております。指定管理者で委託している施設を公募した場合、都市開発株式会社の経営は成り立つのか。先日、新聞報道でありましたように、箕面市の箕面都市開発株式会社は、阪急箕面駅前の再開発ビル、箕面駅前サンプラザの管理運営会社で設立されました。同社は駐車場の管理業務が主な収入源だったのが、今年4月以降の指定管理者に選ばれずに経営が行き詰まったと報道がされております。摂津都市開発株式会社も同じような状況になるのではないかと危惧いたします。この点をどのように考えているのか。また、フォルテ摂津の自動車駐車場は都市開発株式会社で、同じ地下にある自転車駐車場はシルバー人材センターが管理しておるような矛盾もあります。同じ建屋内で管理運営が違っている点についてもどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

また、今議会で図書館の指定管理者制度導入に向けて条例が提案されておりますが、現状の指定管理者制度の総括がなされないままに実行するのはいかがか、考え方を聞きたいというふうに思っております。市民図書館、鳥飼図書センターに25名の職員がおられます。市職員5名は本庁に戻しても、施設管理公社職員4名、シルバー職員2名、非常勤再任用等の職員が14名の雇用は本当に確保できるのかというふうに思っております。外郭団体に雇用されている職員は、この間、雇用不安、仕事のやりがい、生きがいなどで多少なりも不安は持っているというふうに感じております。こういった点についてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、摂津市水泳連盟に委託している温水プール、これはまた視点がちょっと違うんですが、委託料が7,926万円ほど委

託をしております。収入については、温水プール使用料で約700万円、それから水泳教室参加費で約4,000万円、歳入合計が約4,800万円でございます。この差が3,100万円の今マイナス状況になっております。こういった指定管理者制度の中で、今、指定管理者管理料の精算方法にも問題があるというふうには私に思っております。こういった温水プール関係については、本来やったら利用料方式というのが僕は適切だというふうには思っているんですが、現在の精算報告書では、管理運営委託料に対する精算報告書だけであって、今の利用料、使用料については、先ほど申し上げました指定管理者の中では、我々は決算書の中で雑入もしくは委託料、管理費、こういったところを相殺してみないことには、今の指定管理者の部分がわからない状況でございます。これは、我々議員だけではなしに、今回、この一般質問をするに当たって、それぞれ所管の精算報告書も見させていただきました。こういった精算報告書には、ただ管理運営委託料だけの収入で、あとは支出部分で、それにかかわる経費分が載せられているだけでございます。こういった部分で、本当に行政として指定管理者制度に対するチェック機能が果たされているのかということが今回調べていく上でわかった課題でもございます。

こういったことを踏まえ、1回目の質問としては、先ほど申しましたような外郭団体の現状のあり方についても行政としての考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

1回目の質問を終わります。

○上村高義議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 地球温暖化防止地域計画の進捗状況についてご答弁申し上げます。

摂津市地球温暖化防止地域計画の策定につきましては、本年度と来年度の2か年で策定する予定をしております。これまで学識経験者や関係行政機関の職員、関係団体の役員、公募市民、関係企業の社員など14人で組織する地球温暖化防止地域計画策定委員会を設置するとともに、庁内からは各部長級職員から推薦のあった11人の管理職で組織する地球温暖化防止地域計画検討部会を設置したところでございます。今後は会議を重ね、地域特性の把握や市域の温室効果ガスの排出量の現状把握、排出量の将来推計、排出削減の潜在可能量と実行可能量の試算などを行うとともに、地球温暖化対策のための市民や事業所に対するアンケート調査や事業所ヒアリングの実施、温室効果ガスの削減目標の設定、対策の基本方針と基本的施策の検討などを行い、来年3月末には計画素案の策定まで行う予定でございます。

○上村高義議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、指定管理者制度について、ご答弁を申し上げます。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としたもので、受け皿となる事業者を出資法人以外の民間事業者等にまで範囲を広げるとともに、指定管理者の選定に当たっては、公募の過程をたどることが原則となっておりますのでございます。

本市においても、平成18年4月から42施設について同制度を導入いたしております。

ます。本市での導入に当たりましては、それまで管理委託制度を活用していた施設につきまして、受託してきた外郭団体等の活動実績等を考慮し、当該団体を5年間の期間を定めて指定管理者といたしました。その指定期間が平成23年3月末をもって終了することから、指定管理者制度導入に関する指針第1次改訂版を策定いたしました。

この4年間の総括としては、市民サービスの維持等の観点から、現指定管理者の施設運営や事業展開には一定の評価をしているところではありますが、制度本来の趣旨を十分に生かしているかどうかという点では、今後課題を残していると考えております。

各外郭団体は、それぞれ各時代の市民ニーズや各種施策展開に対応するため設立したものであり、当時としての行財政改革の一つという意味もございました。ただ、設立後のさまざまな経過の中で、職員数も増加し、人件費を含めた運営経費全体の議論が避けられなくなってきていると認識しております。そのため、第4次行財政改革実施計画において、外郭団体のあり方の見直し、指定管理者制度の拡大の項目を掲げており、先に述べました指定管理者制度導入に関する指針第1次改訂版に示した今後の取り組みもその一環として考えておるところでございます。

外郭団体のうち、施設管理公社につきましては、施設管理を目的とし、55歳以上の高年者職員の活用を基本に設立いたしました。時代の変化に伴い、プロパー職員と高年者職員がほぼ同数になってきているということは認識をいたしております。プロパー職員は、主に文化ホール、鳥飼図書センター、斎場の運営にかかわっており、各事業の取り組みにおいて一定の評価をい

たしておりますが、年数の経過により平均給与が増加していることも承知をいたしております。ただ、直営による施設運営と比較いたしますと、経費の削減という効果にはつながっていると考えておるところでございます。

都市開発株式会社につきましては、市が約41%の株式を保有していることは議員ご指摘のとおりであり、JR千里丘駅前の再開発ビルの管理運営を行うために設立されたことはご承知のことと存じます。

箕面都市開発の件は、先日、新聞報道に接しておりますが、市といたしましては、そのような事態にならないために、各団体に対し経営強化等の取り組み指針の策定を求めており、今後予定している検討委員会の中で各方面から検討していく予定であります。

また、議員ご指摘のフォルテ摂津の自動車駐車場と自転車駐車場につきましても、当然検討委員会の議題ということになると考えております。

次に、図書館についてでございますが、第4次行財政改革実施計画において、職員660名体制を目標に掲げ、市民サービスの維持向上を図りながら経費の削減につながる方法を個別の項目において展開する予定であり、その一つとして指定管理者制度の拡大も掲げているところでございます。図書館においても、民間のノウハウを取り入れ、経費増を来すことなしに市民サービスの向上を図れるとの判断のもと、その導入を市として決定したところであり、指針第1次改訂版の基本方針のとおり、制度本来の原則である公募によるものといたしました。

なお、図書館職員に関連するご指摘につきましては、先進市のケースを総括いたし

ますと、新たに指定を受けた指定管理者に雇用される例も見られ、市としても非常勤職員等がそのことを希望するのであれば努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、水泳連盟を含め、すべての指定管理者に対して利用料金制度を導入していないことについてはご指摘のとおりであり、料金制度の導入についても検討委員会の場で議論してまいりたいと考えております。

最後になりますが、指定管理者制度に関する今後の取り組みは、先に述べました第1次改訂版に示しており、具体的スケジュールに沿い、順次取り組んでいかなければならないと認識をいたしておるところでございます。

○上村高義議長 三好議員。

○三好義治議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、地球温暖化防止地域計画の進捗状況でございますが、今、スケジュール管理は確認をさせていただきました。ぜひ計画倒れにならないように進めていただきたいと思います。ただ、その中で、今年も相当地球温暖化が進んだ中で、猛暑ということ。世界中で異常気象に見舞われました。こういったのを踏まえながら早急な計画実行に移していただきたいんですが、計画して実行するに当たりましてでも、やはり人、物、金、情報ということが必要となつてまいります。その中で金という部分につきましては、ぜひ環境基金を創設していただきたいというふうに思っておりまして、先般の総務の常任委員会で提案もさせていただきました環境自販機が、今、相当公共施設の中で展開をしていただいております。この環境自販機の収益並びに今後の環境対策費用として、実効ある行動として環境基金

の創設の考えはないのか、お聞かせいただきたいと思っておりますし、さらに人の問題といたしましては、民間企業で環境問題に取り組んでいる先進企業が相当あると思っております。そういった中で、先進企業の方々との人事交流を含めた取り組みということについての考え方についてもお聞かせいただきたいと思っております。こういった中で、前回にも話しましたが、並行しながら一方ではCO2の吸収をするための緑化戦略ということは待ったなしだというふうに思っておりまして、この点の取り組みについての進捗状況についてもお聞かせいただきたいと思っております。

次に、指定管理者制度についてでございますが、私は外郭団体のプロパー職員の雇用という部分を一番気にしております。もう一方では、外郭団体のプロパー職員化に持っていった段階で、一方では摂津市の職員体制660名とラスパイレス指数を考えたときに、本庁は見かけ上の数字では下がってきているように思われますが、一方では、これは人員体制の隠れみのにもなっているということも認識しておかなければならないというふうに思っておりまして、これから指定管理者制度を見直すに当たって、今日までの大きな課題として、まず管理体制が足らなかったということは指摘をさせていただきます。今後どういう体制で持っていくのか、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

もう一方での問題といたしましては、業務報告で見ましたように、本来の今の摂津市の指定管理者制度においては、管理運営委託方式をとるべき施設と、もう一つは利用料金方式でとるべき施設、もう一方では直営方式という三つの選択肢を具体的に詰めるなければ、総花的にやると、また同じよ

うな指定管理者制度そのままになると思います。その中で、管理運営委託方式というのは、まさに図書館に当てはまると思います。これは利用料金も何もありませんから。あとの先ほど申しましたシルバーを含めて施設管理公社、都市開発株式会社、こういったところについては、ぜひとも来年度予算から利用料金方式でわかるような財政当局で考えていただきたいなど。これによって、政策から各外郭団体に指令をしております経営のあり方についても、具体的な評価ができてくるし、これから3年間の中での段階的な管理運営方式というのが見えてくるのではないかなど。また一方では、直営方式については、いろいろ研究はしなければなりません、社会福祉事業団とかみきの路とか、こういった福祉施策については直営方式も考えるべきだと。こういったことについて、先ほど言いました財政の問題、それから管理運営の問題、こういったことについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、ぜひ副市長にお聞かせいただきたいのが、冒頭にも申しましたように、この指定管理者制度を導入してもう丸5年になるわけですね、23年の3月末で。本来ならば、この時期に一般公募しなければならなかった。この4年間、だれがどういったことの中でこれができなかったのか、行政の副市長として、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上、2回目を終わります。

- 上村高義議長 2回目の質問に答弁を求めます。生活環境部長。
- 水田生活環境部長 地球温暖化防止地域計画を着実に進めるためには環境基金を創設すべきではないか、それから、計画を着実に進めるためには、民間事業所などとの人

事交流を行うことが必要ではないか、それから、地球温暖化にはなくてはならない緑化を推進する必要があるのではないかというお問い合わせでございますが、まず、環境基金につきましては、地球温暖化対策に関連いたします再生資源対策基金なども取り込んで地球温暖化対策基金を設置して、環境支援自販機などからの収入も積み立てる一方で地球温暖化防止地域計画に盛り込む各種環境施策の財源として使用していきたいと考えております。

それから、事務局の体制につきましては、経営、計画の着実な推進や進行管理の観点からいたしますと、強化が必要となりますが、それを民間事業所との人事交流を行って強化するという点につきましては、他市の例なども参考に研究してまいりたいと考えております。

それから、緑化の推進につきましては、横浜市青葉区や大分市などで積極的に取り組まれていることも承知いたしております。街路樹の拡充や河川堤などへの植樹、工場緑化などの推進につきましては、温室効果ガスの削減に大変有効と考えております。策定委員会や検討部会でご議論いただき、主要な施策として撰津市地球温暖化防止地域計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 上村高義議長 副市長。
- 小野副市長 指定管理に係ります内容につきまして、一括してお答え申し上げたいと思います。

まず、外郭団体のプロパー職員の人件費につきましては、ご指摘いただいておりますように、市としても過去から加齢、また業務上による増員などで年々増加しております。その状況は厳しく認識をいたしております。

ます。それで、現在の外郭団体でもって指定管理を続けるにしろ、また他の団体を指定するにしろ、現外郭団体の安定的、継続的な運営という視点に立った場合に、人件費並びに維持補修経費ともに、この増高が外郭団体の管理運営上、経営を圧迫するという点を基本的な認識点にすべきだというふうにも思っております。したがって、今後、各団体に求めております経営強化の取り組み方針、これは今年度中に提出を求めておりますけれども、その今後の方策の中で検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

利用料金制度の導入でありますけれども、摂津市はご指摘のとおり、施設利用等の収入につきましては、市の歳入として扱っております。この方法は指定管理者として非常に安定的な経営という視点から立てば適しておるんですが、一方、当該団体がアイデア、工夫によって収入増を図るという視点ということから見れば、その経営努力を阻害するという点も考えられるというふうに思っています。この点は、見直しも含めて検討していきたいというふうに思っているところでもあります。

また、指定管理者制度の導入後の外部団体への指導監督という点でありますけれども、市の施設の管理運営、事業実施の中身につきましては、今日まできちっとやってきたつもりでありますけれども、市の担当部がいま一度しっかり管理すべき立場にあるということをお願いしなければならないというふうにも考えております。今後より一層指導を行ってまいりたいと考えます。

ただ一方では、法人自体にもその管理運営、経営については、一義的には法人自体の責任でもって行うべきということも、この3年間といいますか、再度指定した中で、

いま一度厳しく理解を求めていきたいというふうに考えているところでございます。

それで、今後の外郭団体と市の取り組みの方向性、反省も含めてなんですが、基本的には今日まで市と外郭団体の関係から、法人の自主独立の立場を尊重して関与をしてきたということございまして、だからこそ法人自体のより一層の努力を求めなければならないというふうにも考えます。これが基本であります。したがって、いずれにいたしましても、各団体の経営努力の方策を求めてまいります。そして、各団体の所管部課の責任、そして努力の中で具体の協議をさせてまいりたいというふうに存じます。そのこの視点をいま一度共有することが一つの方向性を見出す大きな視点であるということ認識したいと思っております。

そこで、今後の指定管理者としての継続施設は3年間としたところでもありますけれども、先ほどの答弁で申し上げましたけれども、本年度中に団体みずからの発意による内部改革、経営強化策を市に提示するという点、その際、所管部課と十分議論して共通理解を図るということにしてまいりたいと思っております。その議論の観点は、先ほどご指摘がありましたように、人件費の今後の伸び、現職員体制と今後の改善策、そして維持補修計画とそれらを含めた経営努力などというふうに考えます。それにつきましては、平成23年度には市が設置します外郭団体の（仮称）あり方検討委員会、これは構成には外部の識者等の委員をもっていたしておりますけれども、外部団体の責任者、担当部課長のヒアリングなどもその中で行ってまいりたいと思っております。

そして、この議論の中で、いわゆるその外部団体を守るとか守らないとかいう何か結論ありきのような議論というのは好まし

くはないというふうに判断いたします。まず、この内部改革経営強化の検討委員を出した中で、議論する中で、その意見書を見ながら最終的な判断をすべきという形を基本的に考えております。これからもその視点で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○上村高義議長 三好議員。

○三好義治議員 3回目の質問を行います。

地球温暖化防止の関係については、先ほどご答弁いただいたところで、できるだけ早急に進めさせていただきたいなど。特に緑化については民間企業を含めて取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それから、指定管理者制度については、今、副市長から総括答弁をいただきましたけれども、私は、まずその視点の中で、外郭団体に働いている方々の雇用の確保ということを大前提に考えていったときに、先ほどは施設管理公社の平均給与、プロパー職員11名で620万円と言いましたが、シルバー人材センターはプロパー4名で平均730万円ぐらいまでいっています。それを利用者方式でやったときに、民間と競合したときに、本当にそういった基幹的一般経費がそんなに膨らんでいる中で勝てるのかということ、これは指摘しておきますので検討してください。

最後になりますけど、市長、先日も話しましたが、今の摂津市の財政状況は、4指標で見ますと確かに安定した見かけ上の数字になっております。これが第4次行革を進める中で、今、指定管理者制度でいろんな課題を私は申し上げましたが、いろいろやはりひずみが生じているところも多々あると思っております。私は、この際、改めてこの摂津市の財政のあり方、それから、これ

からの第4次の考え方について、これからの方向性も含めて市長のご答弁をいただきたいというふうに思います。よろしく願いします。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 三好議員の質問にお答えをいたします。

私が市長に就任いたしましたときに、ちょうど直後に、「夕張市に続いて摂津市が危ない」と大きな見出しになったことを思い出しますが、一にも二にも財政の建て直し、そこからスタートいたしました。行革、行革、行革に尽きると。そこで、市民の皆さんに辛抱をお願いするには足元をしっかりと見んといかん、そういうことで、まず退路を断って事に当たらないと、これは前へ進まないということで、技術職員の退職不補充、そして一般行政職員の原則6割補充という厳しい足かせをつくりました。そして今日に至っておるわけでございますけれども、議会の皆さんのご協力もいただく中、約5年を要しましたが、行政サービスを大きく後退させることなく、約100名の職員、これの削減ができたと思っておりますが、私は、この第4次行財政改革に当たりましても、この方針は貫いていきたいと思っております。

ところで、ただいま三好議員から指定管理者団体のことについて厳しくご指摘をいただいたわけでございますが、この件につきましては、長い間の経緯から今日までの団体に指定をしてきたことはそのとおりでございます。そして、今日、その中身をしっかりと点検する中、現状のままでは次なる指定に向けて民間との競争に耐え得るものではありません。そのことは私も承知をいたしております。行政が一生懸命頑張っておるのに、もし団体に少し緊張感が欠けて

いるとしたならば、これはやっぱり本来の目的に沿わないわけでございます。一方で、安かろう悪かろうになってもちょっとぐあいが悪いわけでございますが、いま一度あくまでも市民の目線で、今の指定団体を次なる指定に向けてしっかりと耐え得るよう厳しくチェックをしていきたいなど、そういう思いでございますので、またご指摘をいただきたいと思います。

以上です。

○上村高義議長 三好議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

第1点目といたしまして、水道管の耐震化ということにつきまして、お聞かせをいただきたいと思います。

同様の趣旨の質問は、第1回の代表質問の際にもさせていただいたんですけれども、本年第1回の定例会におきまして、水道料金の値下げをするんだという方向性が示されまして、第2回の定例会におきまして、具体的な値下げといったものの議案が上程されまして、議会全員一致で可決がされたわけでございます。その理由といたしまして、長引く不況によって市民生活も今までになく厳しい状況になるだろうと、何とかして行政としても、この市民生活を手助けしていくんだというような趣旨から、方向性、それにつきましては私も理解をしているところであるんですけれども、その一方で、いつ東南海・南海地震が発生するかもわからないと。しかも、その際には非常に大きな規模の災害が想定されるという状況の中で、どのような状況になっても安心して口にすることができる水を、安定的に、

また将来にわたって供給することができるのか、そのための環境整備というのが行政にとって大変に大きな責務であるというように私は思っているところでございます。

そこで、本市における水道管の耐震化といったものは一体どの程度であるのか、また今後の方針といったものはどういったものであるのかということにつきまして、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、仮称でありますけれども、市民保護室の設置についてお聞きをしたいと思います。

記憶に新しいところで、児童の虐待でありますとか、あるいは高齢者の虐待、孤独死、そしてまた高齢者の行方がわからないといったような状況になっておりまして、本当に痛ましい話題が後を絶たない今日になったなというふうに思っております。さまざまな原因があるというふうに思うんですけれども、地域社会における人間関係の希薄さといったものと、こういった問題は切っても切り離せない関係にあるというふうに思っております。このような状況を解決していこうとするには、短期的な視点に立った場合には、市民からの情報を一元的に受けていく、それに伴って動いていくという体制をつくっていくということが重要ではなからうかと思うんですけれども、そのために、これは例えばなんですけれども、仮称の市民保護室といったものを設置していただくということはどうなのか、このことにつきまして、まずお聞かせいただきたいと思います。

1回目は以上です。

○上村高義議長 答弁を求めます。水道部長。

(中岡水道部長 登壇)

○中岡水道部長 それでは、質問番号1、水道管の耐震化についてご答弁申し上げます。

水道管における耐震性につきましては、地震動の大きさによりレベル1及びレベル2があり、大規模なプレート境界地震や内陸の直下型地震のように、発生確率は低い大きな地震動をレベル2と定義されており、水道管の耐震性能として、地震動レベル1及びレベル2それぞれに計算された管体に発生する応力が管の耐力以下であるかどうか、管の継手部伸縮量が地震時に発生する地盤の変化量以上となっているかによって判断するものであり、摂津市では、このような地震動に対し、安全性を確保することのできる耐震性のあるダクタイル鋳鉄管を使用いたしております。

管路における地震対策といたしましては、災害発生時の事態においても、長期間の断水による市民生活、社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、阪神淡路大震災以降、平成8年度より耐震管による配水管整備を進めており、平成21年度末現在、導水管、送水管、配水管の総延長232.4キロメートルのうち39キロメートルの更新を行っております。耐震化率といたしましては、大阪府平均で9.9%、全国平均で10.8%に対し、摂津市は16.8%であり、早期に管種の変更を行い、耐震管への更新を実施してきた成果であると思っております。

今後につきましては、給水収益の増収が見込めない厳しい状況ではございますが、経営収支計画と老朽管路更新計画との整合性を図りながら、平成34年度までに10.2キロメートル、現在の管路延長で申しますと、耐震化率21.2%を目標とし、災害時においても安定的な水の供給を確保すべく、災害に強い水道システムの構築を目指してまいりたいと考えております。

なお、地震などの自然災害などの非常事

態における生命や生活のための水の確保といたしましては、災害時においても水道水の流出防止可能な配水池を設けており、水量にしますと6,700立方メートル、これは災害などにより送水が停止した場合においても、約1週間分の水量を確保する設備を装備いたしております。

以上でございます。

○上村高義議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、(仮称)市民保護室の設置について、ご答弁を申し上げます。

近年、地域社会における人と人とのつながりが希薄化し、それが地域課題や社会問題を一層複雑・多様化させているという状況にあることは認識をいたしております。このような中であって、どのようにつながりを再生し、広げていくのかということが大変重要なことと考えております。

現在、本市では、ひとり暮らしの高齢者を対象に安否確認等を定期的を実施して状況把握に努めるとともに、悩みや不安を抱えている児童とその保護者の問題解決を図るため、家庭児童相談室において相談事業を実施いたしております。そのほか、民生児童委員の皆様をはじめ、市民の皆様からの情報を受け、状況を確認した上でケースに応じて対応をしてきているところでございます。

しかしながら、昨今、虐待等により重大な結果を招いた事件が頻発していることは周知の事実であり、地域のつながりを再生するという中長期的な対応もさることながら、議員ご指摘のとおり、現在の深刻な状況にもしっかりと目を向けることもまた重要なことと考えております。

このような中で、まずは庁内関係部署に

において連携強化を図るとともに情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。また、さまざまな事象に応じて、どこに連絡をすればいいかということを知りやすく市民にお伝えできるよう、市民が気づかれたさまざまな情報をより気軽に伝えやすい環境づくりについて、庁内関係所管部署を中心に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○上村高義議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、水道管の耐震化ということにつきまして、部長からご答弁いただきました。耐震化率の数字をお聞きしまして、今現在、21年末現在ですけれども、16.8%であるという数字ですね。また、34年には21.2%を目指すという数字なんですけれども、市長、私はこの数字を聞いて非常に低いなというのが正直な感想なんです。確かに全国平均あるいは大阪府の平均と比べると高いという状況はあるのかもしれませんが、それは、平成8年の阪神淡路大震災以降、いろいろとご努力していただけてきたという結果であろうかなということで、一定理解はできるんですけれども、ただ、今から12年後にわずか5ポイントだけの上昇と。21.2%を目標にするということ自体、これは低過ぎはしないかなというふうに思うんです。まず、ここについて、ぜひ市長に耐震化率ということについてどうなのかということについてもお聞きをしたいというふうに思っておりますし、我々も第2回の定例会のときには、値下げの議案に賛成をしたわけでありまして、その状況といたしまして、確かに市民生活は非常に厳しい状況にあるであろうと、その手助けをしていくんだということにつきましては

理解をしているんですけれども、ただ、そこで今の市民生活ということを見るとそうなのかもしれませんが、しかし、本当にまちづくりというか、水道事業の運営ということに関しても、今で終わるわけではありませぬし、しっかり将来的なことを考えていくということについて思っていると、やはりもっともっと予算を私は充てていくべきじゃないのかなというふうに思っているんです。

代表質問させていただいた際の市長の答弁として、今後の施設改修費などを考えると、容易に水道料金を値下げできる状況じゃないんだというようなこともお聞かせいただいております。また、以前値下げをした際には、市長は水道料金、たしか10年とおっしゃったと思うんですけれども、上げないよという方針を示されたわけで、じゃ、どうしていくんだということが大事になっていくんですが、私は水道事業の重要性を考えていくと、一般会計から、基準外にはなりませんけれども、繰り入れてでもやっていくべきではないのかなと、特に耐震化という問題について思うんですけれども、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、2点目の仮称の市民保護室の話なんですけれども、この趣旨というのは、市民の方がいろいろと地域で気づかれることを、本当に気軽に行政側に情報として提供できる状況にあるのかなと考えた場合に、これはそうではなかつたと思うんですよ。例えば、あそこの高齢者の方は最近どうしているのかなと気になったとしても、どこに相談していいかわからないという状況があるんじゃないかなと思っております。そういった状況もしっかりと行政側として一元的に把握をしていくことを考え

ていくと、やはり市民の皆さんに情報を提供してくださいというようなメッセージを発信していくということが大事じゃないのかなと考えていまして、そのための一つの方法として、この市民保護室の設置ということを提案させていただきました。今、いろいろと各課で対応していただいているという状況もわかるんですけども、やはり市民の皆さんから情報を提供していただきやすい環境をつくるという点でいうと、何かまた具体的な方策が要るんじゃないのかなと思っておりますけれども、その点につきましても再度お聞かせいただきたいと思います。

2回目は以上です。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 嶋野議員の質問にお答えをいたします。

水道管の耐震等々についてでございますけれども、安心・安全はまちづくりの基本中の基本でございますが、水道は特に私たちの日常生活にとって欠かすことのできないインフラ、ライフラインでございます。そういう意味からいいますと、老朽管の取りかえとか耐震、これは大切な取り組みでございます。先ほどの説明がございましたけれども、全国から見ると摂津市はかなり先進的な取り組みをしてきたことはそのとおりだと思います。しかし、この数字全体から見ると決して安心できる数字ではございません。そういうことで、今までのペースを崩すことなく、さらにペースを上げるべく取り組んでいったらどうかということだと思いますけれども、そのとおりだと思います。

ところで、今のところ水道会計については剰余金を持っておりますけれども、これはいつまでもあるものでもございません。

ただ、先ほど値下げ等々のお話をなさいましたけれども、そのときの社会情勢を見て判断するものと、そして長期的にわたって両方から見て判断をしていくわけでございますけれども、もっと一般会計から繰り出してやったらどうやねんというお話でございますが、これもご承知いただいておりますが、先ほどの質問の中にもありましたように、摂津市の財政支出というのは、非常にそれだけを見るといいんですけれども、中身は決してそんなものではない。この要因の一つは、大阪府下でも一般会計からの繰り出し、これが突出していることにあるわけでございますから、この辺はしっかり目を向けておかないかということでございますので、今の段階で一般会計から繰り出して耐震等々に取り組むことは少し考えられないわけでありましてありますけれども、一方で急がなくてはならない。企業債等々、いろんな知恵を絞って工夫を凝らして、ご指摘の件については今後また取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○上村高義議長 保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 市民が持つておられる情報の提供を進めるための取り組みについてご答弁申し上げます。

100歳以上の高齢者の所在確認をはじめとした昨今の一連のニュース報道などにより、この間、地域で気になる方などについて、市民の皆様から直接あるいは民生児童委員等を通じて寄せられる情報提供が増えてきております。寄せられました情報につきましては、担当課が家庭訪問等により状況の確認を行い、必要に応じてサービス利用の勧奨などに努めております。

また、本年度実施しております、ひとり暮らし高齢者実態把握事業や健診などによ

り、日ごろから高齢者や子どもの状況の確認に努めておりますが、このような取り組みだけでは限界もあり、地域の皆様からの情報提供は極めて貴重なものと考えております。

今後、民生児童委員等に地域の住民の皆様が持つておられる情報の収集に努めていただくように重ねて協力をお願いするとともに、専用ダイヤルの設置など、市民の皆様の貴重な情報を生かすことができるように、その提供を促す取り組みを検討してまいります。

○上村高義議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 水道管の耐震化につきまして、市長からご答弁をいただきました。ありがとうございます。耐震化に努めていくということについての重要性は市長もご認識をいただいておりますけれども、しかし、今の財政状況を考えると、一般会計からの繰り出しは難しいんだというお話でありました。じゃ、どうやって進めていくのか。要は34年に21.2%という目標でありますけれども、これ以上に努めていくとなったときにどうしていくのかというと、企業債を発行するのか、あるいは料金の値上げをするのかということしかなくなってくるわけですね。料金の値上げにしてもそう簡単にできるものじゃないということも理解できますし、あるいは企業債を発行するとしても、それはやはり我々の世代が将来世代に対して負担を回していくんだということに変わりはないというふうに思うんですね。となると、私は難しいとおっしゃられたけども、やはり水道事業の重要性ということを考えて中で、一般会計からどうするんだといったことを決断していただくということになろうかなというふうに思っています。極端な話をすると、

行政にとって私は一番大事な責務がこの水道ではないのかなと。いつでも安心して口にすることができる水を安定的に供給していく、将来的に供給していくということであらうと思っておりますので、ぜひ耐震化率の目標数値も上げていただきたいと思いますし、やはりそういった英断も下していただきたいと思いますというふうに、これは要望として申し上げたいというふうに思います。

2点目の市民保護室の話なんですけれども、理事から答弁をいただきました。専用ダイヤルの設置なんかについても検討してきたというお話でありました。昔であれば、地域の中でいろいろと解決できた問題もあるんだろうと思うんです。ですので、中長期的なビジョンとしては、地域のつながりをいかにして戻していくのかという答弁をいただいたわけなんですけれども、ただ、現状として、なかなかそういうところの対応ができていないという現状があるのだろうと思っておりますので、ぜひこれは市民の皆さんにとにかく情報を提供してくださいというようなメッセージを発信していくと。そのためには一体何がいいのかということをしつかりと協議していただきまして、効果的なものとして取り組んでいただきたいと思いますということを申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○上村高義議長 嶋野議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11時51分 休憩)

(午後 1時 再開)

○上村高義議長 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

初めに、1、小学校へのエアコン設置について、お尋ねします。

今年の夏は、猛暑日や6月から8月の夏全体としての平均気温も全国的な広範囲で記録更新する中で、猛暑の夏との印象を今までになく強く体感いたしました。気象庁の異常気象分析検討会の木本昌秀会長は、中休みの涼しい日がほとんどなかったのは30年に1回の異常気象と指摘され、その上で、地球温暖化が進んでおり、今後は最高気温がどんどん更新されるような夏をまた近々経験する可能性があるとも述べられています。

中学校においてはエアコンが使用でき、勉学に集中できています。生徒の皆さんをはじめ保護者の方からも、熱中症などの対策や学習環境が格段に向上したとの喜びの声を多く聞きます。私は、この夏の7月、9月ともどもに小学校へ行きましたが、連日の猛暑で教室の温度は体温を上回る状態となり、下敷きやうちわであおぎながらの授業風景を見て、勉学への集中力も薄れると感じましたし、先生方も児童が熱中症にかからないよう対策に追われていました。小学校へのエアコン設置につきましては、財政状況等の関係もあると思いますが、児童の学習環境を適切に改善することが重要だと思いますので、ぜひとも設置していただきたいと考えていますが、本市としての計画等についてお答え願いたいと思います。

次に、2、市ホームページへの市内企業の求人募集掲載についてですが、本市は、各事業所の特徴などがわかるデータ掲載などの事業所ネットを運用されています。登録されている市内企業の方からは、技術交

流やビジネスが広がったとの現場の声も聞きますし、登録企業増への働きかけも行っており、一定の評価ができるのではないかと思います。

さて、現在の社会においては大変厳しい景気の状態が続いています。その中で新聞折り込みなどの求人広告を毎週のように市内の数社が出しておられますが、求人を出したいけれども、広告掲載する費用が負担になっていると聞きます。事業所ネットの今後の展開として、技術交流やビジネスのみならず、求人情報の発信活用というのもよいのではないかと思います。お答え願いたいと思います。

次に、3、空き家の管理不全防止についてお尋ねします。

摂津市内におきましても、長期間居住者のいない家、いわゆる空き家になって手入れもされていない荒れ放題の家が幾つか目につきます。特に集合住宅においては、雨漏りや害虫発生などさまざまな弊害が発生し、隣接住宅に居住されている方から、ネズミやダニの発生などがあり、夜も眠れない日があるとの苦情が何度も寄せられています。また、不特定者の侵入や火災の誘発、さらには老朽化もしくは台風の自然災害による倒壊等の心配も持っておられ、地域の防犯上、防災上も非常に大きな問題ではないかと思っております。

この件につきましては、財産権の侵害等の法的問題が大きな障壁となっていると思いますが、行政としての何らかの方法で公権力の行使を可能とするなどの抜本的な解決を図ることができないでしょうか。お答え願いたいと思います。

次に、4、環境美化の協力企業・団体への感謝状贈呈についてお尋ねします。

本市におきましても、行政から収集や清

掃用具の提供を行うなどで連合自治会の各団体などの協力のもと、まちの美化活動に取り組んでおられます。また、長年、清掃用具等を自費で購入され、事業所近くの公園や道路を毎週定期的に清掃されている市内事業者、また団体の方々もおられます。本来、公園や道路などについては、清掃も含めた管理を行政が行うべきところであると思いますが、行政に成りかわって市内事業者、団体の方々が美化清掃を行っていただいている状況を見て、私は、毎年とは言いませんが、何らかの折に感謝状を贈呈してもよいのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。お答え願いたいと思います。

次に、5、道路反射鏡への連絡先表示シールの貼り付けについてですけども、道路反射鏡については、最近では本年3月、そして平成19年12月に事故があり、支柱の根元からの転倒がなくなっていく現在の現状でもございます。道路パトロールの強化・点検などで事故防止に努めておられますが、現在の対応では、完全防止は現実的に困難な状況に感じられます。第4次総合計画においては、協働によるまちづくりを大きな柱とするとされています。より安心・安全なまちづくりに向け、市役所の電話番号、そして道路反射鏡番号を記載したシールを支柱に貼ることで、市民の方など、徒歩、自転車などで日々道路通行されている方からも、現場で危険な事象や改善要望に気づかれたら、市役所に迅速な連絡を行っていただけたらと思います。道路反射鏡の支柱に連絡先表示シールの貼り付けを行うことで、市民とともどもに安心・安全のまちへの一環として転倒未然防止対策が向上するのではないのでしょうか。お答え願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○上村高義議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(馬場教育総務部長 登壇)

○馬場教育総務部長 質問番号1、小学校へのエアコン設置についてのご質問に答弁申し上げます。

まず、現在の小・中学校へのエアコンの設置状況でございますが、平成20年度に小・中学校の図書室、音楽室など、一部の特別教室にエアコンを設置いたしました。また、去年は、中学校において、生徒たちの学力向上のためには学習環境の改善の必要性が高いことから、全普通教室へエアコンを設置完了いたしました。

議員ご指摘のとおり、今年の夏は大変な猛暑が9月上旬まで続きましたが、中学校では快適な環境のもとで学習ができたとの報告をいただいております。

ご質問の小・中学校の普通教室への設置でございますが、平成22年5月1日現在、全小学校で普通教室計156教室とあり、また、未設置の支援学級や少人数指導教室、相談室等々を含めると200教室を超えることから、その設置費用は大変多額になるものでございます。

今年の夏の熱さでのエアコン設置は、学習環境を整えることや熱中症対策などにおきましても大変有効であることから、その必要性は十分に認識いたしておりますが、財源として国から交付される安全安心な学校づくり交付金は、耐震化工事に重点が置かれております。また、本市においては、市税収入が大幅に減収すると見込まれる中で、大変厳しい財政状況にあります。教育委員会といたしましては、校舎の耐震工事や大規模改修工事などの課題も多くあることから、摂津市全体の課題として検討し

ていかなければならないと考えております。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 質問番号2、ホームページへの市内企業の求人募集掲載における事業所ネットを活用した市内事業所の求人情報の発信についてご答弁申し上げます。

事業所ネットは、ホームページのトップ画面に専用ボタンを配置し、スムーズに閲覧できるとともに、仮名検索機能の追加などにより、利用しやすい市内事業所の情報閲覧システムとなっております。掲載件数は年々増加し、現在757件の登録をいただいております。

ご質問の、このシステムに求人情報枠を設定し、求人情報の発信ができないかにつきましては、プログラムの改修により技術的には可能となりますが、登録データ件数が多く、年1回の更新により置きかえを行っており、迅速性が要求される求人情報とは違った動きとなり、現システムを改修する利点は少ないものと考えております。

次に、質問番号3、空き家の管理不全防止についてでございますが、長年にわたり居住がなく、手入れもされていないいわゆる放置家屋の近隣住民の方からの相談は、自治振興課等へも多数寄せられております。ご相談に対しては、現場確認の上、所有者を調べ、適正な管理についての依頼文書の送付や電話による依頼なども行っております。しかし、放置に至る理由が複雑な場合も多く、短期間に解決できない場合がほとんどで、問題解決の有効な手段が見つからないのが実情であります。

放置家屋のみならず、放置空地やいわゆるごみ屋敷などに対して、市が所有者にかわって対処できないかとのお問い合わせでございますが、個人の所有する財産の管理

に対し、公権力の行使による解決は、個人の財産権の侵害という問題を含み、家屋の所有者には民法644条に規定されておりますことから、その処理はあくまでも所有者の責任が前提であり、個人財産を公費で処理することは、相当な緊急性がない限り、現行法上では難しいものと考えております。しかし、放置家屋等の存在は、隣接の方が迷惑をこうむり、さらに地域の環境に悪影響を及ぼすものと認識しておりますので、地域の方々との連携も十分考慮し、実効性のある方策の実現のための法整備について国等への要望を行うなど、引き続き検討してまいります。

続きまして、質問番号4、環境美化の協力企業・団体への感謝状贈呈についてでございますが、市内には環境美化に取り組まれている個人や団体がたくさんおられることは承知いたしております。その活動内容につきましても、道路や公園あるいは水路など、かなり広い範囲を対象とされているところも認識いたしております。そのような環境美化活動は、本市にとっても大変ありがたい活動と考えております。しかしながら、これまで活動いただいている個人や団体につきましては、毎年あるいは周年で行う表彰状や感謝状の贈呈の対象としてされていなかったものでございます。それは、個人や自治会、企業や事業所が行われる環境美化活動には、範囲や内容、経過あるいは事情なども含めてさまざまなものがあり、表彰状や感謝状の贈呈の基準の設定が大変難しいということも一因となっていると推察いたしております。

今後につきましては、環境美化活動に対する市としての評価や感謝状贈呈の基準などにつきまして、関係課と協議してまいり

たいと考えております。

○上村高義議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 質問番号5番、道路反射鏡への連絡先表示シールの貼り付けについて、ご答弁申し上げます。

道路の付属施設としまして、標識、ガードレール、安全柵など各種さまざまな構造物があり、すべての施設に管理者の連絡先を載せることは困難であると考えているところがございます。

ご指摘の道路反射鏡につきましては、点検パトロールを強化し、職員の点検や清掃時の保守点検で、道路反射鏡の情報の把握に努め、転倒事故等の防止に努めているところでございます。また、市民からも道路反射鏡について数多くの情報提供をいただいております。ありがたく感謝いたしておるところでございます。

市民の方々が道路施設の安全点検を行っていただくことは、まさに市民との協働であり、安心・安全を築き上げていくことについては、非常に意義のあることだと考えるところでございます。現在、道路反射鏡の支柱には、管理者、設置場所を示す表示を行っており、ドライバーなどには確認を促す注意のシールも貼り付けられております。

連絡先の周知方法につきましては、今後、研究してまいりたいと考えております。

○上村高義議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1、小学校へのエアコン設置についてですが、ご答弁では、学習環境、熱中症対策などへの必要性は十分認識していると。しかし、耐震化工事、財政など、多くの課題があるところのご答弁であったと思います。

確かに学校の耐震化工事も必要だと十分私も認識をしております。耐震化に関連すれば、大規模災害が発生した場合は、教室も避難所として利用することも考えられ、また、厳寒期や猛暑が続く中での災害を想定すると、エアコンの必要性もあると思います。また、小学校統廃合時にも要望が上がっており、計画的に設置していくことの約束もされていますので、市内児童の教育環境向上なども含めて、早急にエアコンを設置されるよう、これは強く要望させていただきたいと思っております。

次に、2、市ホームページへの求人募集掲載についてですけれども、新聞折り込みの求人広告に掲載する費用は、名刺大の大きさで三、四万円も要します。逆に求職側から見れば、新聞を講読されていない方は、ハローワークなどに出向いていくなどでなければ情報が得られないこともあると思います。先ほどのご答弁におきましては、迅速性が要求される求人情報と事業所ネットのシステム改良利点の事項に課題があるということであったと思いますけれども、それでは、他の方法としてホームページのトップ画面に専用ボタンなどを設定すれば、迅速性にも対応可能なシステムになると思います。また、摂津市ホームページを立ち上げて、他の情報にも目を向けて閲覧していただけるのではないのでしょうか。行政としての地域就労支援の底上げの観点からも、ホームページへの求人募集掲載を行うことが大切だと思いますが、改めてお答えしたいと思います。

次に、3、空き家の管理不全防止についてですが、放置空き家問題については、市民の方からの相談で、自治振興課から所有者に対して依頼文書の送付を行っていただいておりますけれども、何ら返答がないとい

うのが多い現状ではないかと思えます。特に集合住宅においては、隣接住宅に居住されている方から、自分には何も瑕疵がないのに、家屋修繕、害虫駆除などの薬剤散布などを自費対応しないとイケないのかとも言われておりました。行政には市民の安心・安全な暮らしを担保する責務があると考えますし、地域住民の皆さんに清潔で安心・安全の日常生活を送り続けていただけるよう、行政代執行法もありますけども、放置空き家に関して実効性ある法整備の要望と摂津市としての条例制定など、問題解決への取り組みを行っていただきたく、これは要望とさせていただきます。

次に、4、環境美化の協力企業・団体への感謝状についてですけども、やはり感謝の意を形にして表されればうれしいものですし、今後の継続も含めて励みにもなると思えます。贈呈に当たっては、一定の基準設定は必要と思えますが、柔軟な検討をお願いし、これも要望とさせていただきます。

それに関連しまして、市内では大阪府のアドプト・ロード・プログラムの認定を受けて環境美化の活動をされている企業・団体があります。これは大阪府、地元団体・事業所、当該市の3者による契約締結を行い、それぞれの役割分担をもって実施されています。自治会活動ではなく、事業所や団体における市公共施設の清掃活動においては、用具の提供、万が一の事故対応への保険なども含めて、摂津市のアドプト・ロード・プログラム制度をつくってもよいのではないかと思います。問題点も含めてお答え願いたいと思えます。

次に、5、道路反射鏡への連絡先表示シールの貼り付けについてですが、先ほどの答弁からは、今までどおりの情報提供と点検で未然防止に努めていくとの認識で受け

とめさせていただいたような思いでございます。私は、第4次総合計画における協働とは、安心・安全な地域づくりにおいて、行政もしっかりと汗をかきますが、市民の皆様にもご協力願いたいとの意味もあるのではないのでしょうか。そのことから、市民、行政が一体となって、より安心・安全な地域づくりを進めていくためにも連絡先表示シールの貼り付けが必要と思えますし、これは多額の財源を要することではないとも思いますので、検討を行っていただくことをお願いし、要望とさせていただきます。

以上で2回目の質問を終わります。

○上村高義議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 ホームページでの求人情報の掲載につきまして、事業所ネットを活用しての掲載は難しい状況ではございますけれども、この7月の全国有効求人倍率が0.53となっております。新規学卒者の就職でさえ難しい厳しい状況となっておりますことから、地域就労支援の底上げ強化の観点からも求人情報の発信ができないものか、表示の方法、市内の事業者からの求人掲載の依頼方法、ハローワーク情報の活用、また効率的な事務などの課題を見きわめまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 質問番号4番、環境美化の協力企業・団体への感謝状贈呈についての2回目のご質問で、アドプト・ロードについて、市独自の制度はできないのかについてご答弁申し上げます。

まず、大阪府のアドプト・ロードの制度を例にとりますと、市民グループや企業などに道路の一定区画の清掃や緑化活動などを継続的に実施していただくものでござい

ます。その活動の内容でございまして、それぞれに役割分担がございまして、市民グループや企業などの参加団体は、清掃や緑化活動などの美化活動を行うとしております。また、大阪府におきましては、清掃用具等の貸与を行うと。そして、地元市としまして、発生したごみ、それを処理するというような役割分担で行っておる状況にございます。

本市が市道を対象としたアドプト・ロード制度を採用するに当たりましては、大阪府の制度を参考に、今後、関係各課と研究してまいりたいと考えております。現在、既に個人や自治会等が取り組んでおられます町美活動との調整をどのようにするか、対象となる道路と清掃活動の安全確保をどう対処するか、ごみの処理方法をどのように扱うかなどの課題を今のところ想定しておるところでございます。

○上村高義議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、3回目は要望とさせていただきますので、よろしく願いたします。

まず初めに、市ホームページへの求人募集掲載についてですけれども、近年、やはりインターネットを利用して情報を得ることが増えてきていると思います。また、先ほど申しましたように、近年のこの景気の状態に目を向けていくと、やはり地域就労支援の底上げの強化と、そして求人求職の改善などとなるよう、これはホームページへの求人募集掲載をお願いし、要望とさせていただきます。

次に、4番目の摂津市のアドプト・ロード・プログラム制度についてでございますけれども、これは安心して美化活動に取り組んでいただければお願いしたいと思いたすし、先ほど申し上げましたように、自治

会活動については、保険の適用、そういう制度もございまして、個人、団体等ではそういうこともないと思いますので、そういう保険の加入、また用具の提供支援も含めて検討をお願いし、要望とさせていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○上村高義議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目、大阪府の地方分権改革ビジョンにおける市町村への権限移譲第一フェーズについて、全体像と摂津市の目標とする47項目の中身、問題点についてご答弁をお願いいたします。

また、地方分権改革ビジョンとは直接関係ありませんけれども、国民健康保険の広域化の議論が始まっております。その中身と保険料金の大阪府下統一化に向けた動きについてご答弁をお願いします。

2番目に、摂津市第4次行財政改革実施計画についてですが、1番目、年次ごとの進行管理についてどのように考えておられるのか、2番目に、第4次行財政改革の理念にある人材育成実施計画の策定はいつできるのでしょうか。この件につきましては、平成18年3月に人材育成基本方針を約1年間かけて作成され、その後、実施計画に取りかかられています。しかし、平成20年3月当時の市長公室長の答弁では、平成20年度の早い時期に最終案をまとめると言われています。しかし、平成21年3月の答弁では、作成は道半ばや調査研究の域を脱していない項目もあると後退をしました。平成22年3月には今年にまとめてい

くと言われています。一体いつできるのでしょうか。また、この5年間、実施計画の策定にかかりっきりで、人材育成を怠ってきたのではないかとの見方もできますが、実際の人材育成にどのように取り組んでこられたのか、ご答弁をお願いいたします。

3番目には、今後の適切な市債管理・基金管理の考え方についてですが、平成21年度決算において、これまで守ってきた借入額を元金返済額よりも少なくするということができなくなりました。今後、市債償還額がさらに減っていくという中で、経済的にも回復があまり見込めないことや、基金の関係から中期財政見通しを考えていく上で、どのような考え方でいくのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、3番目、摂津市子ども読書活動推進計画についてですが、1番目、平成17年6月に第1次計画が策定され、取り組まれてまいりましたが、5年間の期間を経過して、その成果及び課題はどうか、ご答弁をお願いします。

また、2番目、第2次計画が平成22年から27年まで策定されていますが、その中身についての概略を併せてご答弁をお願いいたします。

次に、4番目、JR千里丘駅西口のエレベーター設置についてですが、現時点でのJRとの交渉の進捗状況と問題点についてご答弁をお願いします。

次に、5番目、吹田操車場跡地のまちづくりについてですが、1番目、工期について吹田貨物ターミナル駅の完成が2年おくられて、平成25年春ごろとなることで、工事の順番が変わってきております。具体的にどのようになっているのか、また、今年度の工事の進捗はどうなっているのか、ご答弁をお願いいたします。

2番目に、工事の工程の説明について、近隣住民にどのように行っておられるのか、ご答弁をお願いします。

3番目に、今までに何度も質問しておりますけれども、山田川河川敷の扱いについて、大阪府の方針、そして本市の方針はどのようになっているのか、ご答弁をお願いいたします。

1回目、以上で終わります。

○上村高義議長 答弁を求めます。市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それではまず、大阪府が進める権限移譲と本市の基本的な考えについてご答弁を申し上げます。

大阪府が進めている市町村への権限移譲は、いわゆる近接性の原理、つまり一番近いところで自治をとり行うのがベストであるという、ニア・イズ・ベターという基本的な考え方に基づきまして、分権時代にふさわしい府と市町村の関係を確立するため、現行法制度の枠組みの中で市町村の自主的判断と選択に基づき、府から市町村への住民に身近な事務の移譲、府の関与の廃止・縮小等、府から市町村への分権を推進するとともに、府・市町村間の連携を一層強化することにより、まちづくりの推進、住民サービスの向上等、市町村行政の充実を図り、併せて大阪が地方分権を先導する役割を果たすことを目的としているものでございます。

大阪府からは、この考え方に基づきまして、平成22年度から24年度までの3か年で、全市町村に特例市並みの権限移譲を目指すとして、昨年7月に102項目の事務が提示されました。その内訳といたしましては、まちづくり・土地利用規制分野51事務、福祉分野18事務、医療・保健・

衛生分野 7 事務、公害規制分野 1 3 事務、教育分野 2 事務、生活・安全・産業振興分野 1 1 事務となっております。

本市といたしましては、市民サービスや利便性の向上につながる事務については、積極的に事務移譲を受けるという基本姿勢を持ちつつ、本市の規模、人員等、各移譲事務の難易度や事務処理件数、事務処理に与える影響等を照らし合わせて最終決定をし、102 項目のうち 4 7 事務について、平成 23 年度及び 24 年度の 2 か年で移譲を受ける権限移譲計画案を本年 3 月に策定いたしました。その内訳は、まちづくり・土地利用規制分野 3 5 事務、福祉分野 6 事務、公害規制分野 1 事務、生活・安全・産業振興分野 5 事務となっております。

大阪府が提示した移譲事務は、全般的に事業の申請、許認可、届け出など、事業者の利便性の向上が図られるものが多く、一般市民へのサービス向上、利便性の向上に資するものは少ないという状況でございますが、地方分権の流れの中、本市といたしましても、先に申し上げた基本的な考え方に基づき対応してまいりたいと考えております。

次に、摂津市第 4 次行財政改革実施計画の進行管理についてご答弁申し上げます。

第 4 次行財政改革実施計画は、ご承知のように、簡素でわかりやすい組織機構づくり、職員 660 人体制の構築、スピード感のある行政経営システムの構築、前例にとられず、みずから考え、勇気を持って行動する職員を育てる人事制度改革、健全で安定した財政基盤の確立の五つの柱を理念として掲げており、5 本の柱のうち 4 本が市役所の内なる改革というふうになっておると認識しております。

これまでの行財政改革は、財政健全化に

重点が置かれておりましたが、今回の第 4 次行財政改革の大きな特徴は、それに合わせまして市役所改革に重点を置いているところがございます。最小の職員、最小の経費で市民満足度を高めることが重要であり、まずは市役所内の仕事のあり方、やり方を徹底的に洗い出し、内部改革を確実に実施していくことに重点を置いております。この計画は、人事制度改革として 1 1 項目、組織機構改革として 5 項目、人材育成として 3 項目、事務事業改革として 5 2 項目、歳入改革として 1 2 項目の計 8 3 項目で構成しており、実施予定年度別で見ると、平成 22 年度に 3 1 項目、平成 23 年度に 3 8 項目、平成 24 年度に 7 項目、平成 25 年度に 2 項目、平成 26 年度に 5 項目を実施する予定となっております。

これら項目の進行管理を行うため、年度中間で各部より報告を求めるとともに、政策推進会議等庁内会議でも進行状況の議論を行い、また行政評価、経常経費ヒアリングや新規政策事業ヒアリング等の中で個別事業の再確認を行ってまいりたいと考えております。今後も定期的に進行状況の把握、議論を行い、ヒアリング等を実施し、その内容を政策推進会議や部長会で情報を共有しながら、多少実施時期に差異が生じることがあるかもしれませんが、着実に計画を遂行してまいりたいと考えております。

次に、第 4 次行財政改革の理念にある人材育成実施計画の策定についてでございますが、今年中には配布をする予定で現在作業を進めており、人材育成基本方針に定めております五つの求められる職員像の実現に向けて、人を育てる職場、能力開発を支援する研修制度、やる気を引き出す人事制度の連携した人材育成システム構築を目標に取り組んでいるところでございます。

この間の人材育成の取り組みでございますが、職場での取り組みといたしましては、OJTの一環として、各職場での朝のミーティングの時間等を利用して、職員の間基礎教育の考え方の理解を深めるとともに、市民への接遇・対応能力の向上や整理整頓された職場づくりなどの取り組みを進め、さらなる市民満足向上に向けて取り組んでおります。

研修制度の取り組みといたしましては、既に先行実施しているものとして、カフェテリア型研修の導入があげられます。カフェテリア型研修とは、従来型の指名研修ではなく、職員みずからが複数の研修テーマの中から選択し、積極的な能力開発を進めていくことを最大の目的として実施しているものであり、職員がみずから希望し受講するため、職員の研修受講に対する姿勢、意気込みが増し、研修効果も高まることが研修後のアンケート調査等からも実証されております。

人事制度の取り組みといたしましては、団塊の世代職員が退職をした後の職員体制を見据え、少数精鋭で業務を遂行していくことが求められることから、採用、評価、昇任、異動などの人事制度全般が効果的に機能することが重要となっており、組織・機構のスリム化や権限と責任の委譲に伴う課長代理級の管理職化を図るとともに、給与や特別休暇などの適正化等の実現に向け、今後とも職員団体等とも協議を進めてまいりたいと考えております。

また、目標管理に基づく人事評価制度の導入に向けては、他市の先進事例等を調査いたしておるところでございます。これらの取り組みについては、第4次行財政改革や人材育成実施計画にも重点項目として盛り込んでおります。また、人材育成実施計

画に掲載しております中で、これからの取り組みの一例といたしましては、摂津市総合計画基本構想にあります市民と協働する職員の育成でございます。まずは協働についての理解や意識を深める研修のほか、協働に必要なコミュニケーション能力やファシリテーション能力などのスキルを育成する研修を実施していくとともに、それぞれの職場での指導を通じて、実践した協働の成果や課題を共有し、協働感覚を養っていく仕組みを構築してまいりたいと考えておるところでございます。

○上村高義議長 保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 質問番号1の(2)国民健康保険料の大阪府下均一化に向けた動きにつきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、現在の状況でございますが、今年5月27日に知事と市町村長の意見交換会が開催され、市町村側から、現在、市町村単位で運営されている国民健康保険を府レベルに広げる広域化が要望として出され、府も基本的に応じる姿勢を示されたため、府と市町村で広域化に向け取り組んでいくこととなり、これを受けて7月22日に府と市町村との協議の場が持たれております。この中で、国民健康保険の府内統一料金化に向けた制度素案を府が年内にまとめることで合意をいたしました。統一料金化の方向性には、保険料の平準化と保険者の一元化がございますが、このうち保険者の一元化につきましては、8月に取りまとめられた高齢者医療制度改革会議の高齢者のための新たな医療制度等について(中間とりまとめ)におきまして、国保の運営のあり方の中で、全年齢を対象とした都道府県単位化の実現について言及されており、国においても検討されているところでございます

が、現行の制度上は不可能となっております。

また、保険料の平準化につきましては、5月の改正で都道府県が広域化等支援方針を策定すれば、調整交付金の減額措置が緩和されることとなりました。都道府県が策定する広域化等支援方針では、保険財政共同安定化事業において、拠出金の算定に所得割を加えることや、保険財政共同安定化事業の対象医療費の下限を、これまでの30万円からゼロ円に引き下げることが可能となっております。仮に対象医療費の下限をゼロ円に引き下げますと、都道府県内の保険料の低い市町村は、おのずと引き上げざるを得なくなります。具体的にどのような方法で府内統一料金化が図られるのかは明らかではありませんが、副知事の発言では、大阪府が料金を決めて、その料金に各市町村がすべてならっていただくなら、法改正は不要とあり、また、橋下知事から年内にという発言もあります。しかし、府内統一料金化につきましては、現在、国保料決定は各市町村の国保条例に基づいて実施してきており、料金決定については、各市町村の国保条例に基づくことが必要になるため、具体化までにはこういう点についてもクリアする必要があるものと認識をいたしております。

○上村高義議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 今後の適正な市債管理・基金管理についてでございますが、平成21年度普通会計決算では、市債発行額が29億8,860万円で、このうち赤字特例債が24億4,870万円で81.9%を占めています。一方、元金償還額は29億2,892万4,000円で、市債発行額を5,967万6,000円下回っています。こ

のような状況が将来にわたって継続することになれば、今まで減少を続けてきました市債残高が増加に転じることになります。市債発行の基本的な考えにつきましては、第4次行財政改革実施計画の財政運営の基本方針に掲げておりますとおり、計画期間内の建設事業債の新規発行を5年間で75億円を上限として枠を設けてまいります。なお、臨時財政対策債等の赤字特例債については、地方交付税の代替財源として措置され、後年度の基準財政需要額に算入されるものであり、また、地方財政法等により定められた制限内での発行となることから、別枠としております。

建設事業債であれ、赤字特例債であれ、いずれにいたしましても、市債を過度に発行しますと、その償還が後年度負担となり、将来の財政運営の圧迫要因となります。本市の債務償還能力に応じた適切な市債発行が必要です。また、今後の税制改正や国庫補助金負担金の一括交付金化議論の方向によっては、市財政は多大な影響を受けると考えております。このため、市の自主財源として基金をできるだけ温存することが重要になってまいります。今後の財政運営に当たりまして、適正な市債管理と一定規模の基金を存続すること、これら二つの課題にしっかり対処していきたいと考えております。

○上村高義議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号3、摂津市子ども読書活動推進計画について、ご答弁申し上げます。

最初に、第1次の摂津市子ども読書活動推進計画の成果と課題でございますが、第1次計画は、平成22年6月に目標年次を迎えましたが、この間、学校、家庭、地域

を通じて多くの市民の方と連携し、一つ目に、読書を楽しむ環境づくり、二つ目に、連携による読書活動の推進、三つ目に、啓発・広報活動の推進の三つの目標と、具体的に51の推進事項を設定し、49項目について実施することができました。市民図書館等での取り組みはもとより、平成20年度から全小・中学校に学校読書活動推進サポーターが配置され、本の読み聞かせや紹介、図書配置の工夫などによって、学校図書室が子どもたちにとって本を選び親しむ空間となったこと、また、乳幼児期からの読書習慣づくり、ブックスタート事業として乳幼児4か月児検診時に絵本の配布や読み聞かせを行うなど、子どもに対する読書啓発活動が大きく前進いたしました。しかし、一方で、各小・中学校の蔵書のデータベースは完了いたしました。学校間で本の貸し借りができるシステムの構築や、子どもたちの読書活動をサポートするボランティアグループの活動支援、連携の充実などは、第2次計画の中で引き続き取り組むべき課題となっております。

今後子どもが本に興味、関心を持ち、本と仲よくなり、もっと読みたいと思う子どもを一人でも多く育てるためには、引き続き学校、家庭、地域が互いに連携し、本に親しむ環境をつくることが重要と考えております。

このようなことから、平成27年3月までの第2次計画では、一つ目に、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進、二つ目に、子どもの読書活動の啓発・広報活動の推進、三つ目に、子どもの読書活動にかかわる人材の育成・活動支援、四つ目に、子どもの読書活動推進のための関係機関等の連携の四つの目標を柱に、摂津市のすべての子どもたちがあらゆる機会と

あらゆる場所において本に親しみ、生きる力、豊かな心を身につけることができるよう、読書活動の推進に取り組むこととしております。

○上村高義議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 質問番号4、JR千里丘駅西口のエレベーター設置に向けての進捗状況と問題点についてであります。進捗状況につきましては、本年度は、駅西口周辺におけるエレベーターの設置箇所の検討及び基本設計などの業務を委託しております。現在は、周辺の測量及び土質調査が完了しており、今後、この調査をもとに設置箇所を確定した後、基本設計を進めてまいります。課題につきましては、エレベーターの設置箇所には限られた範囲であり、選定場所によっては、JR西日本が貸し出しをしている店舗への影響が生じることも予見され、そのため、店舗との交渉が必要となる可能性もあります。

今後の予定につきましては、基本設計後、平成23年度に実施設計を行い、平成24年度には、エレベーター設置工事を行えるよう、関係者との協議を進めてまいります。

次に、質問番号5の(1)吹田操車場跡地のまちづくりについて、吹田貨物ターミナル駅の完成が2年おくれることによるまちづくりへの影響と、今年度の進捗状況についてのご質問であります。吹田貨物ターミナル駅整備につきましては、平成18年の着手合意協定の締結を受け、平成23年度の開業を目指し進められておりましたが、平成22年2月に鉄道運輸機構より開業が平成25年春におくれる旨の報告がありました。まちづくり事業への影響を最小限とするため、支障となる線路の切りかえを先行させることから、一部を除き、当初

の予定どおり平成23年度から区画整理事業に着手することが可能となりましたので、区画整理事業の工事の進め方には一部変更が生じますが、まちづくり全体としては、当初の予定どおり平成27年度の完成が可能であると聞いているところであります。

次に、吹田操車場跡地全体の進捗状況についてであります。吹田貨物ターミナル駅工事におきましては、10月に予定されており線路の切りかえに向けた整備や留置線の整備が進められており、岸辺駅周辺では、平成24年度春の完成に向け、自由通路や橋上駅などの整備が進められております。また、土地区画整理事業におきましては、岸辺駅での駅前広場の整備を先行して進められております。本市域では、現在、文化財調査を実施しておりますが、千里丘地区の民地に隣接しております上り貨物線の切りかえが10月に予定されており、線路が撤去された後は、山田川付近から順次公共下水道などの整備を予定されているところであります。

次に、質問番号5の(2)近隣住民に対する工事説明についてのご質問ですが、これまでは主に吹田市域での工事や貨物駅用地内での工事であったことから、説明会は実施されておりましたが、JR千里丘駅周辺での夜間工事などの際には、自治会を通じて周辺住民の方々に回覧等で周知を図るなど、対応をされているところであります。今年度からは、千里丘地区に隣接します上り貨物線の移設や撤去工事、また土地区画整理事業におきましても、順次下水道工事などに着手されるなど、住宅に近接した工事が予定されておりますことから、7月には鉄道運輸機構が千里丘校区を対象とした工事説明会を実施されております。その後、出席されなかった方々への

対応としまして、自治会を通じ、説明会資料を回覧するなど周知に努められているところであります。

また、9月27日には、味舌小学校区、摂津小学校区を対象とした工事説明会の予定もされているところであります。今後とも近隣住民の方々のご理解を得て、工事が順調に進められることができますよう、引き続き工事説明会等を通じ、周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、質問番号5の(3)山田川河川敷の扱いについての大阪府と摂津市の方針についてのご質問ですが、ご指摘の土地につきましては、吹田操車場跡地の土地区画整理事業区域に隣接します大阪府管理の河川管理通路と、現在、第三者が耕作されております山田川河川敷跡地の2か所があります。いずれの土地も吹田操車場跡地まちづくり用地に隣接しますことから、本市としましても、これを機にまちづくりに合わせた整備ができないか、河川管理者である大阪府茨木土木事務所へ申し入れを行っており、大阪府からも山田川河川敷跡地については、本市と連携をしながら、まちづくりに合わせた対応を検討したいとの意向を伺っており、今後とも茨木土木事務所と協議してまいりたいと考えております。

○上村高義議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目、大阪府の地方分権改革ビジョンにつきましては、摂津市の自主判断に基づき、平成23年度及び24年度の2か年で47項目を移譲する権限移譲計画案を本年3月に策定したとありました。それぞれの事務の受け入れまでのロードマップは作成されているのでしょうか。また、権限移譲により事務量が増加をいたします。市民へ

のサービス向上につながる項目は少ないというふうに今先ほどおっしゃっていましたが、そのことで逆にほかのことがサービス低下になっては何もなりません。職員の体制は大丈夫でしょうか。また、そのための財源はどうなっているのか、それぞれご答弁をお願いいたします。

また、国民健康保険の広域化につきましては、大阪府での経緯、そして料金の統一化に向けての動きについてはわかりましたけれども、いろいろと問題があります。特に統一化に向け、本市のように平均より保険料が安い市は上がるということになりますが、これは到底納得できません。経済不況の中、今年度も保険料のことについては随分と議論を重ねましたけれども、これはとても市民理解が得られるものではありません。このことについて、本市はどう考えておられるのか。また、国の動きが見えてきませんが、本来なら今後の医療費の増加を見据えて、後期高齢者医療費制度のように、先行して国の制度設計の見直しがあって、被保険者の負担増にならないようにする必要がありますが、本市はどう考えているのか、また、国に対してどのような要望等の動きがあるのか、併せてご答弁をお願いします。

次に、2番目、摂津市第4次行財政改革実施計画についてですが、先ほど進行管理については、各部の報告など、さまざまな観点から管理するというふうにありました。その進捗状況を年次ごとに市民にも報告し、また公表すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

2番目には、人材育成については、これまでの取り組みについて答弁をいただきましたけれども、今年で最終年になります団塊世代職員の大量退職に伴います技術やノ

ウハウの喪失の対策について、若干人事制度の関係で、先ほども答弁がありましたけれども、再度ご答弁をお願いします。また、人材育成基本方針の中の高いコスト意識を持つ職員の育成を目指すことについて、これについてどのように取り組んでおられるのか、重ねてご答弁をお願いいたします。

次に、3番目、摂津市子ども読書活動推進計画についてですが、先ほどの答弁で、第1次計画において随分子どもの読書環境が整備されてきたことがわかります。また、学校図書室を利用する子どもたちの数も着実に増えてきているということは、数字を見ても明らかであります。全国学力・学習状況調査の結果において、摂津市の子どもの読書の時間は平均よりも少ないことを見ますと、さらなる取り組みの必要性を感じています。引き続きこの第2次計画の取り組みに全力を傾けていただきますように要望いたします。

そして、この第2次計画の中身について、もう少し質問させていただきたいと思えます。

1番目、市民図書館における読書活動の充実の中にあるインターネットによる本の予約と図書館以外で受け取れるサービスがいよいよ10月末から始まります。その概略と受け取り場所の拡大の展望についてご答弁をお願いします。

2番目には、学校図書館の充実について、地域の方への開放に向けて検討するとありますが、その検討内容はどのようなものなのか、ご答弁をお願いします。

三つ目に、子ども読書活動の普及啓発の中で、4月23日の子ども読書の日のこれまでの取り組みと今後の計画、また、子ども読書推進月間の設定及び考え方についてご答弁をお願いします。

次に、4番目、JR千里丘駅西口のエレベーター設置についてですが、今のところ予定どおり進んでいるとのことですが、千里丘地域は高齢者の大変多い地域であり、今でも多くの方からエレベーターの設置時期について聞かれます。そうした方々の思いに応えるためにも、平成24年度設置予定となっていますが、1か月でも2か月でも早く利用できるように、これはJRと協議を進めていただきますように要望としておきます。

次に、5番目、吹田操車場跡地のまちづくりについてですが、工程関係についてはわかりました。近隣説明の方法については、隣接をしている住民に対しては、もう少し配慮が必要ではないかと思えます。昨年、この操車場内の千里丘4丁目の比較的民家の近くに建っていました古い建物が、何の知らせもなく解体されましたけども、音とほこりが大変ひどかったので、近くの市民から市に対して苦情を訴えられたという経緯がありました。これは、私は鉄道運輸機構の本質を見たような気がしましたけども、これからこの沿線沿いの線路を解体したり、また道路の拡張工事などで多くの工事が予定されていますが、特に隣接する住民に対して特段の配慮をするようお願いするとともに、鉄道運輸機構及びURに対しても申し入れを行っていただきたいと思えますが、この件についてご答弁をお願いします。

また、山田川河川敷については、山田川流域で最後に残された草ぼうぼう地域の解消として、何としても今回のまちづくりに合わせて整備を行っていただきたいと思えます。特に耕作地になっているところは地元でも問題になっており、解決する絶好の機会であります。明年から竹の鼻地域に念願の市民農園が開設するというので進め

られているというふうに地元関係者から聞いていますが、市としては、このことを通じて、耕作地の明け渡しについて、地元自治会に協力をいただき、大阪府に対しては、明け渡しについて摂津市が責任を持って実行するから、管理用通路等の緑道整備については、大阪府の費用負担を求める交渉ができないのでしょうか。そうすればお互いに円満解決ではないでしょうか。コミュニティプラザを寄贈に導いた副市長の手腕なら全然たやすいと思えます。どうですか、副市長。このことについてお考えを述べていただきたいと思えます。

以上で2回目を終わります。

○上村高義議長 答弁を求めます。市長公室長。

○羽原市長公室長 それでは、大阪府からの権限移譲にかかわる2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、権限移譲に向けてのスケジュールでございますが、平成23年度に34事務、24年度には残る13事務の移譲を予定いたしております。これらの事務は、それぞれ内容が多岐にわたるものでございますし、一律に対応するということはできませんので、現在、各所管課におきまして準備を進めており、事務の内容等の確認を行っている状況ということでございます。

大阪府のほうからは、人的支援も含めた研修の実施などが権限移譲に当たる支援として示されておりますが、具体的な内容がまだ現時点では不明ということでございますので、早期に支援の内容を具体化していただく必要があると考えております。

次に、職員の体制でございます。基本的には現行の人員で対応できるものというふうには考えておりますけれども、何分にも初めての事務がたくさんございますので、

平成23年4月以降の事務処理の状況については慎重に見てまいりたいなというふうに考えております。

最後に財源の確保ということでございますが、府のほうからは、権限移譲に当たっては、1団体につき、平成22年度からの3年間で1億円を上限とした交付金、併せて、以後、各事務ごとに年間6時間分の固定経費と処理件数に応じた交付金が措置されるというふうに聞いてはおりますが、それが十分に事務にかかる経費をカバーし得るのかどうか、なかなか不透明なところもあるのではないかとこのように考えております。本市といたしましては、人的支援に要する経費をはじめ、事務処理に要する経費、これはやはり移譲元である大阪府がしっかり担保するということが必要だと考えておりますので、府に対してもきちっと申し入れをしていきたいなというふうに考えております。

次に、行財政改革実施計画の進行状況を報告すべきではないかということでございますが、行財政改革、これまで例えば第3次の実施計画につきましても、各年度ごとの進行状況につきましては取りまとめをいたし、報告書という形で市民に情報を公開いたしておりますので、第4次の実施計画につきましても、同様に各年度ごとの状況の取りまとめをし、報告をしていきたいなというふうに考えております。

最後に、職員の大量退職への対応ということでございますが、団塊の世代が来年3月に2回目の大量退職ということで、相当職場の状況が変わってまいります。組織としての経験・知識が失われるという側面は、やはり現実の問題としてあるのだろうというふうに思っております。それらに対応するに当たっては、業務のマニュアル、

引継書等をきちっと整理していくということもございますが、長年の経験によって蓄積されたノウハウ等につきましては、なかなか得がたい財産というところもございまして、再任用制度などを活用しながら市民サービスの低下を招かないように対応してまいりたいなというふうに考えております。

なお、各職員のコスト意識の問題でございしますが、人材育成基本方針の中でもその項目を重要というふうにとらえているところでございまして、各職員が日ごろ自分の業務を見直し、自分自身にかかるコストと成果を一定勘案しながら仕事をしていく、こういうことも非常に重要と思います。ただ、行政の施策の評価というものはなかなか金額には置きかえられないという側面もございまして、単純にはなかなかまいりませんけれども、やはり自分自身にかかるコストと効率的な時間配分、そのあたりを職員が認識するタイムマネジメント研修、そういうようなものも実施をしながら、職員の意識改革には努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○上村高義議長 保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 国保料の均一化についてご答弁を申し上げます。

先ほど、ご答弁申し上げましたように、保険財政共同安定化事業では、対象医療費の引き下げや所得割の導入などの変更があれば、府内の保険料の低い市町村は拠出金の上昇によりおのずと保険料負担が上昇することになります。しかし、ご指摘のように、府内統一料金化におきましては、これまで本市を含め保険料抑制のためにさまざまな努力をしてきた市町村で保険料が上昇するという点につきましては、十分考慮され

るべきものであると考えております。

また、国に対する財政支援の要望の状況でございますが、本年8月に国に提出をいたしました大阪府市長会の要望書におきまして、国民健康保険事業に係る財政措置につきまして、国保財政基盤強化策や保険財政共同安定化事業を継続して実施するとともに、新たな財源措置を講じること、並びに国庫負担金の負担割合を引き上げることが要望しており、併せて、新たな高齢者医療制度につきましても、国が責任を持って全額財政措置を講じられるよう要望をいたしております。

○上村高義議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 インターネット予約と図書館以外での本を受け取れるサービスについてでございますが、インターネット予約は、市民図書館と鳥飼図書センターの蔵書分をインターネットでご予約いただくもので、11月からの稼働を予定いたしております。

予約の方法でございますが、まず図書館のホームページで予約申し込みボタンを押しますと、図書貸出券の利用者コード、パスワード、予約本の受け取り場所を入力する画面が展開いたします。それらを入力し、予約ボタンを押すことで予約が完了いたします。予約本の準備ができましたら、図書館から予約者に連絡を差し上げ、ご希望の場所にて受け取っていただくというシステムとなっております。

図書館以外の貸出し・返却サービスにつきましては、現在、千里丘公民館で行っておりますが、同様のサービスをこのコミュニティプラザにおいても、環境が整い次第、10月下旬には前倒し実施したいと考えております。

受け取り場所の拡大につきましては、本

の配送・回収方法、また、それらにかかわる費用など、幾つかの課題がございます。新規に開設いたしますコミュニティプラザにおける本の受け渡し状況を見る中で検討してまいりたいと考えております。

次に、子ども読書の日のこれまでの図書館の取り組みでございますが、市民図書館におきましては、幼児の保護者を対象に、子どもが読書に興味を持ち、言葉を学び、感性を磨くことを主題として、実演等を交えて、平成14年から親子絵本教室を開催してまいりました。鳥飼図書センターにおきましても、平成21年から10月27日の文字活字文化の日の取り組みといたしまして、子どもが図書館、そして本に親しめるよう、図書館ツアーや読み聞かせ会を実施いたしております。

読書活動は、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、今後は読書習慣に合わせて子ども読書月間を設定するなど、関係課が連携した講演会や各種イベントを実施してまいりたいと考えております。

○上村高義議長 教育総務部理事。

○市橋教育総務部理事 学校図書館の地域の方への開放について、ご答弁申し上げます。

平成20年度から、全小・中学校に学校読書活動推進サポーターを配置し、学校読書活動の充実に努めてまいりました。その成果として、各学校では、休憩時間や放課後にも学校図書館を開館できるようになり、図書の貸出し冊数は、平成19年度と比較して、平成21年度には約1.4倍に、また、夏休みにおける開館日数も約3.6倍に増加いたしました。このように、児童・生徒の本に親しむ場として、また学習態度や学習方法を学ぶ場として、学校図書館は

充実してきましたが、全国学力・学習状況調査における家庭や図書館での読書時間を問う調査では、全く読書をしていない児童・生徒の割合が全国と比較して10ポイント以上、上回っており、読書が習慣として十分に根付いていない状況がございます。児童・生徒の学校内外での意欲的な読書活動が実現してこそ、学校図書館の充実が真に実現したと言え、家庭、地域への啓発が大変重要でございます。今後、学校図書館での活動の様子をさらに積極的に発信することや学校図書館での活動についての参観の機会も必要であると考えております。

学校図書館の充実のため、そのような開かれた学校図書館を目指しますが、学校図書館法に定義されておりますように、学校図書館は児童・生徒の健全な教養を育成することを目的とした場でございます。したがって、保護者を含めた地域の方々が、児童・生徒の学習支援のサポーターとして学校図書館を訪れていただく形が理想であると考えております。

○上村高義議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 2回目のご質問にご答弁を申し上げます。

工事説明について、近隣住民の方々への周知につきましては、今後とも工事説明会や自治会の回覧を活用し、行ってまいりたいと考えておりますが、工事現場に隣接する住民の方々に対しましては、状況に応じまして、直接面談なども含め、より一層の周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、今後も鉄道運輸機構が行う工事やURが行う区画整理事業の工事につきましても、近隣住民への説明を申し入れてまいりたいと考えております。

○上村高義議長 副市長。

○小野副市長 区画整理事業区域に隣接いた

しております、いわゆる管理用通路、旧河川敷につきましては、現在の現況から見まして、また、過去からさまざまな形で意見なり要望をいただいていることは承知をいたしております。したがって、まちづくりとの整合性は、どうしてもこれはやるべきであるということが一つ、そして、それについては、地域の方々の声を十分踏まえるべきであるということを思っております。できるだけ早期にその方向性を明らかにして実現ができるように努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○上村高義議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、3回目、質問させていただきます。

1番目、大阪府の47項目の権限移譲につきましては、来年1月以降に人的支援を含めた研修が行われ、また、財政的な支援も少しあるようにご答弁いただきましたけれども、具体的な内容は示されていません。本市としては現行の人員体制で臨むと言われてきましたけれども、団塊世代の大量退職がまだ残っておりますし、権限移譲過渡期に他の市民サービスが低下するわけにはいきません。ここは、全職員がさらにスキルを磨いて権限移譲にしっかりと対応できるように早急な人材育成が必要です。何より職員一人ひとりのやる気に期待をしたいと思います。また、大阪府の支援に対しましては、期待外れに終わらないように、支援について積極的な態度で接していただきますように要望しておきます。また、国民保険料の統一化につきましては、市民負担を増加させないことを大前提とした議論を行っていくべきであり、そのためにも国に制度設計の変更を求めていくように、本市として強く働きかけていただくよう要望いたしておきます。

次に、2番目、摂津市第4次行財政改革実施計画についてですが、先ほど市民にその年度ごとの進捗状況を公表するというものでありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

人材育成についてですが、団塊世代の大量退職に伴う技術やノウハウの喪失に対しましては、再任用制度などを活用して継承できるよう取り組んでいるということでもありました。これからも創意工夫をして取り組んでいただけるとともに、新しい視点で改良を加えて継承できるような職員のスキルアップについても取り組んでいただくように要望いたします。

また、コスト意識の醸成については、タイムマネジメント研修を行って、自分自身にかかるコストと効果的な時間配分を認識できるようにされているということですが、まさに民間にあつて職員にないものはそれだと思ひます。さらに重点的に取り組んでいただきますよう要望いたします。

最後に、1回目の答弁に、人材育成実施計画に取り組む一例として、市民と協働する職員の育成をあげられ、その研修内容まで答弁されています。この協働は、第4次摂津市総合計画基本構想にもありますが、市民との協働の市民に対する本市の概念、イメージをどのように共有されているのか聞きたいと思ひます。ご存じのように、今までは自治会に対して町美や歳末警戒、自主防災、ちびっこ広場や防犯灯の管理まで、さまざまに行政にかわつてお願ひをしてきており、これも市民との協働であると思ひますし、時間をかけて築き上げてきた本市の財産だと思ひます。しかし、それだけの概念であれば、今までとは何も変わるものがなく、わざわざ大きく取り上げることもありません。市民活動を行う際には、こう

した自治会とのかかわりもクリアをしていく必要がありますし、市民に対する本市の概念、そして自治会の位置付けなどについてわかりやすく答えていただきたいと思ひます。

また、副市長のほうから、最後に、なぜこの摂津市人材育成実施計画策定が今までかかっているのか。先ほど説明しましたが、20年度の答弁では、もう20年度にはまとまるというふうな答弁もありましたから、そのことと、そして、これから摂津市の人材育成の展望について、総括的にご答弁をお願いします。

次に、3番目、摂津市子ども読書活動推進計画についてですが、長年要望してまいりましたインターネットによる図書館の予約制度がいよいよスタートすることについては一定評価いたしますが、受け取り場所については、どの地域にあつても利便性が向上し、公平性が保てるように拡大していただきますよう要望いたします。

学校図書室の地域への開放については、例えば土曜日親子図書室開放など、子どもたちを主眼に置いて開放が大きく進むように要望いたします。

子ども読書の日、子ども読書月間の取り組みについては、創意工夫をして取り組みの充実を図るとともに、十分なPR活動を行い、市民に周知できるように要望いたします。

次に、5番目、吹田操車場跡地のまちづくりについてですが、阪急摂津市駅工事の際、阪急の沿線住民に対する対応も決して十分なものとは言えませんでした。結局、夜間工事や振動・騒音に対して我慢を強いるだけで、一度もあいさつやおわびもないまま終わったというふうに沿線の住民が訴えておられました。これは、鉄道運輸機構

めるかという点では常に議論があるところでありました。今のこの現状の中で、本市は年内には、若干遅くなりましたが、人材育成実施計画を公表したいというふうに考えております。最終の庁内のコンセンサスを得る取り組みをしております。できるだけ早く議会にもお示ししたいと思っております。

それで、求める人材、職員像にはさまざま求められると思います。例えば、みずからの仕事に関する法令・条例の理解でありますとか、迅速、スピードのある事務処理能力でありますとか、公室長が言いましたように高いコスト意識の改善とか、いろいろあります。まさにどれも重要であります。私は常に職員に言っておりますのは、まず摂津市の置かれている現状の認識をきちっと把握しない限りだめだというふうに思っております。それは、職員に求めるべき認識の前提というのは、いつも言っているんですが、このJR沿線には4市1町がございます。その人口は109万人であります。1市は中核市、2市は特例市。この3市は、これに対しまして一定の権限を有しておると。その立ち位置を十分本市職員が認識をすべきであるということを思っております。

本市の優位な点は、市長もいつも言っておられますように、本市の市域面積、人口からして、職員一人ひとりにとって市民の皆さんの顔が見えるといいますか、市民の皆さんの考え方、求めているものが見えやすい、それが施策に反映しやすいという利点を持っておるというふうに、これが摂津市の市民との近さであります。私は、業務に当たる前提は、本市のまちのテーマ、人間基礎教育を根底に、市長が言われている「やる気」・「元気」・「本気」、市長は「勇

気」と加えられました。私も同感であります。副市長をやっております、この勇気というのは、前例踏襲主義からの脱却であります。少々の失敗を恐れなくて、できない理由ばかりを並べるのではなくて、スピードを持っていかになれば一部でも理解、実施ができるかと、チャレンジする職員像を求めることから始めたいというふうに感じております。いわゆる前例にとらわれず、みずから考え、勇気を持って行動する職員の育成、これを前提として、さまざま求められる職員の資質向上に努めてまいりたいというふうに考えます。

○上村高義議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 それでは、順位に従って一般質問させていただきます。

質問番号1番、摂津市公共交通懇談会について。

毎回、何度となくバスのことについては質問させていただいておりますけれども、前回、平成22年度の第2回定例会において、市内公共交通の課題を検討するために検討の機関の立ち上げを行うということでしたけれども、その後の検討機関の進捗状況についてご質問いたします。

質問番号2番、コミュニティプラザの運営について。

7月に市民の皆さんの待望のコミュニティプラザがオープンいたしました。福祉会館の機能をこのコミュニティプラザに移行ということで、市民の皆さんの要望も聞いた中でのオープンでした。建物は本当にすばらしくてきれいな建物ができたと思います。しかし、オープンして3か月、今、経過している中で、市民の方々からたくさん

の要望が出ております。一例をあげますと、駐車場の台数ですとか、催しをしたときの搬入・搬出が非常に困難である、コンベンションホールの防音設備がない、正面入口から受付まで非常に遠い、男女共同参画センターの中に設置されている開館時間が以前より短い、貸し館の料金が安い、駅とコミュニティプラザが暗いとか、いろんな質問が出ています。こういったたくさんの改善要望が上がっておりますので、現在ある市民の要望を今後どのように集約して、そして、今後改善に対して取り組んでいただけるかということをお聞かせいただきたいと思います。

質問番号3番、市民協働のまちづくりについてということで、平成21年度から市民活動推進センターについて、さまざまな質問を繰り返してきました。センターの運営について、そして人材について、市民活動について、このセンターが市民活動の拠点になれば、市民の活動もますます活性化して、地域に貢献したいという方たちが非常にたくさん出てくるんじゃないか、また、自分に合った活動ができ、新総合計画の協働によるまちづくりにも大きな可能性が広がってくるだろうと、今までさまざまな質問をしてきたわけです。しかし、今現在は、市民活動支援センターという業務が何をもって行われているのか、また、これからコミュニティプラザの運営を市民参画でどういうふうに施策されていこうとしているのか、全く今の状況では見えてこない状況です。これまでの取り組みと、そして今後の取り組みについて質問させていただきます。

そして、もう一つ、今後の協働としての取り組みを先ほどから皆さん質問されておりますけれども、市としてどういうふうにかかわっていこうとされているのか、この

あたりを市長にお聞かせいただければなどというふうに思っております。

以上です。

○上村高義議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 質問番号1番、摂津市公共交通懇談会についてご答弁申し上げます。

市内循環バス、公共施設巡回バスなど、市内の公共交通の検討をされる懇談会の設置、進捗状況についてでございますが、平成22年第2回定例会においてご答弁申し上げたところでございますが、その後の経緯についてご報告申し上げます。

本市のバス路線網につきましては、民間の路線バス、本市が補助を行っております市内循環バス、委託を行っております公共施設巡回バスを運行いたしております。このような状況の中、有料バスと無料バスが運行している形態の異なりや、バス利用者が不便な地域についてなど、議会や市民から多くのご意見をちょうだいしているところでございます。平成22年度、市政運営の基本方針で、公共交通のあり方につきましては、市内公共交通の課題を検討するため、関係機関で構成する懇談会を設置し、地域の事情に即したバス路線網などについて検討してまいりますとしております。第1回定例会におきましても、懇談会構成メンバー、懇談会の開催時期などをご説明申し上げたところでございます。

今年度当初には、現状を踏まえながら課題などを整理するために、庁内関係部局による準備会を開催し、意見交換を行ったものでございます。懇談会構成メンバーの市民代表としましては、市内のさまざまな地域から参画を得るために、自治連合会へメンバーの選考について打診もさせていただ

きました。自治連合会からは、年度当初に役員の改選があることから、それ以降に進めさせていただくとし、6月から改めてメンバー選考や日程調整をさせていただいたところでございます。また、バス事業者につきましては、市内の路線バス主要事業所であります阪急バス株式会社並びに近鉄バス株式会社に対しまして、懇談会の趣旨の説明の上、参画の打診をさせていただいております。

このような中、8月10日に自治連合会代表の方々との懇談会を開催させていただきました。本市のバス交通の現状説明として、市委託バス及び補助運行バスの利用状況、費用負担額並びに本市における現在のバス路線状況の説明を行い、今まで寄せられた要望内容も併せて報告させていただき、懇談会における意見交換でも要望・意見をいただきました。

これらを踏まえ、阪急バス株式会社並びに近鉄バス株式会社に出向き、それぞれに要望内容をお伝えし、バスルートの検討を依頼してまいったところでございます。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 質問番号2、コミュニティプラザの運営について、ご答弁申し上げます。

7月のコミュニティプラザオープンから約2か月半が経過いたしました。新しい施設のご利用にも市民の皆さんには少しずつ慣れ親しんでいただいております。その中で、貸室業務では、市民の利便性を図るため、空き情報のインターネット公開を行い、24時間予約できるシステムを導入し、運営しております。

ご質問の催しなどの開催時の搬入路の確保につきましては、コミュニティプラザ南

側の建設中の高齢者マンション等が完成した際には、その間に設けられます自由通路を利用した搬入が可能と考えております。また、阪急摂津市駅の駅前広場は、一定の照度が確保されていると聞いておりますが、コミュニティプラザ屋上庭園において、3階ホールから出たあたりなど、足元が暗い箇所がございます。安全に利用いただくための照明設備の整備を行っております。

施設を運営していく中で数々の要望等もいただいておりますが、市民交流の拠点として、より一層ご利用いただきますよう努めてまいりたいと考えております。

次に、質問番号3、市民協働のまちづくりについて、ご答弁申し上げます。

新総合計画には、協働によるまちづくりが最重要課題として位置付けられ、今後、全庁的なあらゆる場面において、市民団体、事業者らとの多種多様な取り組みが展開されることとなります。そのために、まず市管理職員研修の一環としまして、今回の総合計画審議会座長であります久教授から協働のまちづくりのあり方についての講演を8月に実施し、協働の浸透を図る第一歩といたしました。講義は、協働を進めていく上での行政と市民、市民と市民とのバランスのとり方など、幾つかの自治体でこれまでかかわってこられた貴重な内容でした。また、市民活動支援課においては、市民協働をテーマにした関西社会人大学院連合連携講座を受講したほか、来年4月からのNPO法人設立の認可等の事務の権限移譲は、北摂で2市目の取り組みであり、それに伴います研修に参加するなど、スタッフの人材育成に取り組んでおります。

住民参加の協働では、よく6段階に分けて考えられます。1段階目の、役割がよくわからないままの参加から始まり、2段階目の

意見が言い放しになる参加は、いわゆるお知らせ、意見徴取と言われ、情報を受け取ることができる、意見を言う場が用意されていることは、住民参加の第一歩目であり、必要な初期段階です。3段目の意見が計画に反映させる参加、4段目の実現に住民と行政が取り組む参加とされ、パートナーシップと言われる段階です。5段目の住民自身による活動、6段目の住民の活動に行政を巻き込む参加が、住民が行政を引っ張っていく、主役である住民がリードしていく段階であります。そのための初期段階としての情報を受け取ることができる、意見を言う場が用意されていることを目指し、市民活動支援課及び男女共同参画センター、シルバー人材センター、そして保健センターとの連携を図り、複合施設の利点を発揮してまいりたいと考えております。

地域で安心して住み続けていくためには、身近に自分を必要としてくれる人がいてくれて、人とつながっているという安心感や自分の居場所があることが必要と言われております。人をつなげていく場としてのコミュニティプラザの環境整備を図り、同時に市民活動支援の市民向けセミナーなどの開催を企画していきます。また、並行して市全体の市民活動を支援するルールや制度を整備してまいりたいと考えております。

○上村高義議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、質問番号1の2回目の質問をさせていただきます。

今回は、準備会として8月10日に意見交換を自治連合会役員の方々と行ったとご答弁いただきましたが、今回の意見交換会での意見とはどのような内容になっているのか、また、前回定例会で市民とバス事業者と個別に懇談会を重ね、その後、市民、バス事業者、行政、またバス運行にかかわ

りや見識の高い方々で構成する懇談会を設置するとのことでしたが、どのような行程で取り組まれているのか、また、市として阪急摂津市駅が開通したことも踏まえて、市内の公共交通をどのような方向性で考えられているのか、お聞かせください。

質問番号2番、現在、実質2か月半ということで、箱の中に中身を入れていく作業を、これから市民の意見をしっかりと取り上げながら改善すべきところは改善していただきたいと思います。そして、特に市民の皆さんが怒りをあらわしていらっしゃるの、実は物理的なことではなく窓口の対応です。先ほども人材育成計画のお話が副市長のほうからお話しされましたけれども、入口から入ったときも奥のいすから出てこないとか、笑顔もなく対応されたとか、そういったマナーに関しての不十分な対応がなされていることが一番多く聞くクレームです。この駅は、摂津市の玄関口として位置付けられた駅です。そして、目の前にあるコミュニティプラザは、市民の方々がにぎわい集う一番活気のあるところでなくてはならないと思います。ですから、建物は立派だけれども中身が伴わないと言われないように、コミュニティプラザにはこれからしっかりと改善点を改善していただき、窓口の対応にも十分配慮していただきたいなと思っております。1年後にはコミュニティプラザが今よりもっと活気があって集えるような場所にしていただけるように強く要望いたします。

以上、質問の2番目は要望とさせていただきます。

そして、三つ目ですが、この三つ目は、平成22年の6月18日の閣議決定の中に新成長戦略というものがあります。その中では、「新しい公共」円卓会議の提案を踏

まえ、新たな担い手による自発的・戦略的な地域、まちづくりの促進という項目というのがあります。これは、「協働」をキーワードに、行政が従来の縦割り、横割りを超えた地域連携主体や新しい公共の担い手に一定の権限を付与し、支援する仕組みを創設するほか、民間の参加を促すための支援を行うというふうに書いてあります。実は、インターネットで見えていただきましたら、新たな担い手による自発的・戦略的な地域のまちづくりの促進という、これはまた確認していただければいいと思いますけれども、この中には、非常に大きく二つのテーマがあります。一つは、官民連携主体による地域づくり、これは、もともとベースは協働というベースですけれども、一つは、つまり国と自治体と、そして官と民が連携して協働し、戦略して実現をしていく事業だということです。そして、もう一つ、二つ目は、新しい公共の担い手を支援する仕組みの構築というのがあります。これは何かといいますと、市民協働、新しい公共の考え方に基づくコミュニティ活動には、地方公共団体による認定を行って、そして、NPOや中間支援組織に対して予算要求の検討と、それから税制特例の検討をしてほしいと、こういったことが書かれているわけでございます。国がこのような戦略を打ち出す方向性の中で、新しい公共、協働を実現するためには、行政と市民の関係のあり方を、これは大胆に見直すしかない、見直すことが必要であるということでございます。それには、自治体の中の各課の壁を乗り越えまして、自治体一体となって整備して推進し、議員の私たちも頭を切りかえていただいて、そして、依存型の補助金や下請業務委託ではなく、新しい発想による民間提案型の業務委託、市民参加

型の公共事業についての新しい仕組みを創設していくことが行政としての協働ではないかというふうに考えているわけでございます。これは国のほうもこういった形で推進しております。

今後、この協働について、国のほうがこういった方針を示している以上、摂津市としては協働について行政がどういう形でかわるかというところを最後に市長にお聞かせいただければなというふうに思います。

以上です。

○上村高義議長 答弁を求めます。土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 懇談会を開催させていただいて、その折の意見といたしますか、要望内容ということでございますが、今回、いろいろご意見をちょうだいいたしております、今回の中で申し上げますと、鳥飼西地区、国体が開催されたあの場所にバスを回らせないかというようなお話。それと、バス乗り入れのステップの高さ、こういうふうなものをもっと低床というんですか、そういう内容のものに改善できないかというようなご意見。それから、これはちょっと反転するのかわかりませんが、公民館の活用により市役所に出向く手間を減らすと、減便向けのご意見かなというふうに承っております。また、民間事業所バス利用の提案もございました。これはいろいろ民間事業者の方々に定期的に運行されている部分を活用してはどうかと、こういうような内容でございます。また、近鉄バス、阪急バスそれぞれを同一ルートで回る案はどうだというようなお話もございました。それと、鉄軌道の最寄りの駅への乗り入れ、こういうご意見もちょうだいしております。この意見につきましては以前もいただいている内容かと思っております。もう一つ

は、従来から運行されていた経路、これが復活できないかと。千里丘ですとか、あるいは一津屋の方々、以前は吹田から八尾までの、そういう経路もございましたので、そういうことの復活要望かなというふうに理解しております。

また、一方で、利用料金のお話も出まして、公平性を保つためには有料でもいいんじゃないか、有料化に一本化してはどうだというようなお話もございました。また、セッピー号といいますか、公共施設巡回バス、これをやはり多用されている方々が結構おいでのようで、この方々からはやはり増便要望という形のものでございました。そういうふうな要望をちょうだいしている状況でございます。

今回、自治連のほうで役員の方々にお集まりいただいてご意見をちょうだいいたしましたけれども、今後、いろんな形のご意見も出てこようかと思えます。そのようなところでは、少子・高齢化というような今の現象もございますので、高齢者の関係のほうにも一声かけさせていただこうかなというふうなところを考えているところでございます。

今後、どのような行程でということなんですけど、私どもとしましては、当初、市民、それからバス事業者、それと行政で、懇談会でいろいろ会議を重ねて意見徴取をしてみたいと、このように考えておりましたけれども、まず素直に要望を聞いてみよう、それを事業者に戻してどういうふうになるかと。最終的には、こういうバス運行はいろいろな形で各種で出されておりますから、そういうところのご意見も参考に進められたらなというふうにご考慮願います。

バスのルートで、今度、阪急に摂津市駅

という駅ができましたから、その辺のお話でございますけれども、今、現行としまして、阪急バス、近鉄バスともに新駅の横の踏切、あそこのバス停にはとまるようになってございます。昼の時間帯ですけれども、阪急バスのほうがロータリーの中に入っているという状況でございます。今後ご意見をちょうだいする中で、それらを調整していかなければならないかなというふうには考えております。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 大澤議員の質問にお答えいたします。

いろいろと大澤議員以外からも協働という言葉がよく出てまいりますけれども、さようにこれからの大切なテーマだと思います。たったの2文字で、言葉にすると非常に耳ざわりのいい言葉でございますけれども、その中身は非常に幅が広いといえますか奥が深い、簡単なものではないと思えます。これは定着さすにはかなり時間が必要だと思います。

そもそも、国はいろんなことを言っておりますけれども、あれは勝手な論理でありまして、しかし、本音というのは、要はお金がたくさんあって、そして十分な人材があって、納めた税金で行政がいいまちをつかっていって、片一方は、市民の皆さんがそれを消費するというか、ああ、よかったなと、そういう時代はもう終わってしまったんですね。これからは限られた人材、限られた予算の中でいかに今までと同等というか、それ以上のサービスを享受していくか、ここにあるんだと思います。さすれば、もちろん行政の仕組みといえますか組織として、今まで同じことをやっていたって、それはできない。市民の皆さんも事業所も同じような意識を持っていたら、まちは動い

ていかないわけですね。そういう意味では、例えば、きのう、おととい、ろうそくファンタジー、生涯学習フェスティバルに参加してまいりましたけれども、あれを見て、ごくごく自然のうちにみんなでつくろうやないかと、すばらしい結果を出しておる事例はたくさん摂津市内にはあります。あんまり難しく考えるんじゃないで、その中から一つ一つ検証する中で、それが言われたからじゃなくて、ごくごく自然に根付いて、それが形になっていくようなまちをつくっていかないと、もう成り立たなくなってくるわけですね。どっちにしろ、市民も、そして我々行政も協働と簡単に言っていますが、慣れていないですね。名前も、ありようについても、まだまだ慣れていません。これは10年間の総合計画を立てます。これからはこういった理念でやっていかないと、もう成り立たないですよ。だから、きょう言うてあしたすぐ形になるものではないし、また、なるとおかしいんですけども、この総合計画の中でしっかりと今までの取り組みを検証しながら、我々はもちろんでありますけれども、市民の皆さんにもしっかりと認識していただくように10年間かけて定着をさせていきたいと思っていますので、またいろいろとご指摘をいただきたいと思います。

以上です。

○上村高義議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、質問1番の3回目の要望をさせていただきたいと思いません。

摂津市内の公共交通の検討をするに当たりまして、高齢者人口の増加に伴う福祉の点から見た必要性、先ほども下水道部長がおっしゃっていましたがけれども、今、いろんな角度から見たことが必要かなというふ

うに思っております。地域の商業の活性化につながる産業振興から見たコミュニティも必要ですし、いろんな角度が必要です。しかし、今後、摂津市のバスをもっと元気にするためにはどうしたらいいかという議論ができる、そういった懇談会を開いていただきたいなというふうに思います。

そして、三つ目の、先ほど市長にお答えいただきました件でございますが、市民が活動することをやはり行政もしっかりと把握して、そして、それを支えるシステム、先日も経産省の方が来られておっしゃっていましたが、これからはもうお金がない時代だから市民にお願いするしかないんだというふうにおっしゃってありました。そういった意味も含めて、市民活動に対して、また市民との協働に対して頑張って取り組んでいただけるような行政の皆さんの応援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。(発言終了のブザー音鳴る)

○上村高義議長 大澤議員の質問が終わりました。

次に、三宅議員。

(三宅秀明議員 登壇)

○三宅秀明議員 では、順位に従いまして一般質問を行ってまいります。

観測史上まれに見る猛暑も、ようやく一段落し、昨年の政権交代から早くも1年余りが経過しました。この間、連立政権は、子ども手当や高速道路無料化の一部実施や事業仕分けなど、マニフェストの履行に取り組んでこられました。今置かれている国家の財政状況や社会経済情勢などの点から、完全実施は難しいとのことであります。事実、日経平均株価はやや持ち直しつつあるものの、為替は円高に振れ続けており、政府日銀による介入が行われました。しか

しながら、単独介入だったこともあり、継続的な効果を期待するのは難しいように思われます。

また、9月7日午前、尖閣諸島久場島沖の我が国領海内で発生した中国漁船による海上保安庁巡視船への追突事件について、24日、船長を釈放するという決定がなされ、25日未明、実行されました。本事件につきましては、21日に那覇市議会で全会一致のもとに可決された中国政府への決議案及び日本政府への意見書案にもありますように、歴史的にも国際法上でも明白に我が国領土である尖閣諸島の周辺海域で起こっており、これまでも我が国の漁業者が多々被害をこうむっていることを考えますと、このたびの釈放は、法治国家、主権国家として看過できない決定であり、今後、民間を含めて経済面などに甚大なる被害、影響が出てくると推測されます。国益はもとより、憲法を頂点とする法治主義という近代民主主義国家の根幹を遵守するという観点からも強く懸念が抱かれます。

さて、過日行われました民主党代表選挙におきましては、そのマニフェストにつき、菅直人総理と小沢一郎前幹事長との間で、今後をどのように対処していくかという論点などにおいて激しい論戦が繰り広げられました。結果、修正容認派の菅総理が再選を果たされたため、純粋な完全実施という形での履行はなくなったと考えられますが、修正の中身次第では、本市をはじめとする地方自治体の負担が増えることも予想されますので、動きを慎重に注視していかねばなりません。

冒頭、少し申し上げましたが、この夏は各地で観測史上最高気温や熱帯夜の最多記録が更新される異常気象と呼ぶべきものであります。我が国では、東南海・南海地

震を中心に、地震対策に力点を置いた防災政策が検討されておりますが、こうした環境を勘案しますと、全く違った災害にも見舞われるかもしれません。嶋野議員は水道管の指摘をしておりましたが、さまざまな観点からの対策が求められます。

このように、現在は内憂外患という情勢ではありますが、地方自治体の政治に携わる者として、少なくとも摂津市、摂津市民は全力で守るという気概のもと、もろもろの課題に取り組んでまいり覚悟でございますので、ここにおられる理事者の方々をはじめとする行政のすべての皆様にも強くご協力をお願いし、本論に入っております。

第1点目は、行政運営と協働についてであります。

まず、第1項目めの住環境について。

これまでにもさまざまに機会をとらえ、また、多くの議員からも多数の指摘がございます。皆様からも多数のご協力をいただいているところではございますが、快適な住環境を阻害するごみの不法投棄につきましては、法令などとの関連もあり、なかなか有効な対策が見つからないのが現状であります。そんな中、テレビの完全地上デジタル化がいよいよ残り1年を切ってきました。これと不法投棄のテレビについての対策につき、どのように考えておられるのかお伺いします。

また、以前、各種の資源価格が暴騰したときには、自治会の廃品回収などにおける資源ごみの持ち去りという事案が近隣他市を含めて多発しました。この対策として、持ち去りを禁止する条例を制定しているところもあるようですが、条例化についての認識につき、併せてお伺いいたします。

次に、第2項目めの交通政策についてであります。

これにつきましては、公共交通懇談会や総合計画基本構想審査特別委員会などでもさまざまな観点から議論されることと承知をいたしておりますので、今回は本市のノーマイカーデーとの連関についての視点でお伺いしてまいります。

まず、このノーマイカーデーについてですが、庁内放送で毎月耳にし、また、部長会などでも、その推進についてたびたび取り上げられておりますが、そもそもこれはどのような経緯で始まったのでしょうか。現在の評価や数値的な効果と併せてお聞きいたします。

第2点目は、危機管理についてであります。

この危機管理という表現につきましては、ともすれば地震などの災害対応のみの意味として使われますが、今回、私が用います折には、突発的あるいは後々への影響が大きな事象についての対応という意味も含まれておりますので、ご理解を願います。

まず、第1項目めの資料の作成と広報のあり方について。

本市では、防災についてハザードマップなどの資料を作成しております。かつて総務常任委員会、その協議会だったと思いますが、その場でご説明もいただきました。このハザードマップなどにつきましては、カラーであればさまざまな色彩を用いて作成されるものでありますが、その色使いについては何か基準を設けておられるのでしょうか。また、これらをもとにした、あるいはそれ以外のケースにおいて、広報活動についてはどのように対応しておられるのか、併せてお聞きいたします。

最後に、第2項目めの庁内体制についてであります。

既にいろいろと広報が行われております

が、10月1日より国勢調査が始まります。過日には指導員が任命され、各位がそれぞれ準備にいそしんでおられることと推察いたしますが、この多忙な状況において、所管課の方が1名退職されるというアクシデントが発生しました。他課より応援をいただくという形で対応されたとのことですが、こうした事例は過去にも数多くあったことと推測いたします。今後、660人体制に向かうに当たり、こうした突発的な欠員への対応は厳しさを増してくるものと確信しておりますが、どのように考えておられるのか、現状の認識をお伺いします。

1回目は以上であります。

○上村高義議長 暫時休憩します。

(午後3時 1分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○上村高義議長 休憩前に引き続き再開します。

答弁を求めます。生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 質問番号1の(1)地デジ化による不法投棄対策と資源ごみの持ち去りについての対応と、その条例化することのメリット、デメリットについてご答弁申し上げます。

まず、テレビの地デジ化については、来年2011年7月から完全移行となります。これにより、廃棄アナログテレビの不法投棄の増加が懸念されます。道路等に不法投棄された家電製品等は、不法投棄された場所の管理者が処理することになり、主に行政が家電リサイクル法によって処理に係るリサイクル料を負担しております。本市のテレビの不法投棄の状況でございますが、20年度61台、21年度61台と、現在のところ大きく不法投棄は増加しておりま

せんが、地デジ化完全移行を視野に入れながら、今後も不法投棄の指導・啓発に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、資源ごみの持ち去りについての対応と条例化することのメリットとデメリットでございますが、自治会等の再生資源集団回収場所や収集ステーションからの持ち去り行為が発見された場合、自治会や摂津市廃棄物減量等推進員の通報があれば、直接現場にて注意を促すなどの指導を行っております。条例化によるメリット、デメリットでございますが、メリットとして、この条例を制定することにより、悪質な持ち去り者への抑止力になること、デメリットとしては、全市域のごみ集積場をパトロールし、持ち去り行為を見張ることは難しく、即効性のある対応ができないなどの課題が多くあると、条例を制定されている近隣市から伺っております。したがって、現状の対策として、自治会、市民団体、廃棄物減量等推進員と情報の共有を図れるよう連携を密にしていきたいと思います。

続きまして、質問番号1の(2)ノーマイカーデーについて、どういう経緯で始まり、どのように評価されているのかについてご答弁申し上げます。

ノーマイカーデーについては、大気汚染の抑制と交通渋滞の緩和を目的として、大阪府下では平成2年から毎月20日のノーマイカーデーを推進していましたが、平成16年には20日に19日を加えた新たな分散型ノーマイカーデーを北摂の7市3町で実施することになりました。その後、地球温暖化対策の機運の高まりなどもあり、平成20年7月からは、原則として毎月20日の1日をノーマイカーデーとして自動車通勤する全職員が参加するよう取り

組み姿勢の強化を図り、今日に至っております。ノーマイカーデーは、地球温暖化が進む今日においては、従来にも増して意義のある取り組みと考えており、昨年度1年間にノーマイカーデーに参加した市役所や市内小・中学校等の職員数は、延べ人数で約5,000人余りとなっております。

○上村高義議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 本市のハザードマップについてでございますが、100年に一度起こる降雨確率を想定し、避難所や避難時の心構え、過去の水害写真等とともに、安威川、山田川、正雀川、大正川、境川の5河川がはんらんした場合と、淀川を含む6河川がはんらんした場合の状況を、市内地図に浸水状況を色分けにして示しております。色使いは5メートル以上を桃色、2メートルから5メートル未満を紫色、1メートルから2メートルを水色、50センチから1メートルを薄緑色、50センチ未満を黄色で表記しております。殊に、色使いの基準は特に定まったものはございません。

また、危機管理の広報についてですが、本市洪水ハザードマップは、平成18年3月に作成し、全戸配布をいたしました。そのほか、緊急の事故・事件等が発生したとき、また、多くの市民に影響が出る場合、市役所に多数の問い合わせがある場合など、その影響が大きいと考えられる場合には、本市ホームページの緊急情報の提供権限が与えられている所管課が広報について対応することとなっております。災害時におきましては、緊急防災無線を利用しまして、市内新旧12小学校屋上に設置しておりますスピーカーから一斉放送により市民に直接情報提供をすることができます。また、市内消防団の団長宅にも受信機を置いてお

りますので、各消防団にも緊急情報を提供することが可能な状況となっております。

以上です。

○上村高義議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 職員の欠員に対応する庁内の職員体制について、ご答弁を申し上げます。

職員が病気等で長期休職となる場合や、退職等で突発的な欠員が生じた場合には、臨時職員を雇用したり、人事異動により業務の停滞が生じないよう対応しておりますが、そのような緊急時に対応するためには、課内の職員全体で業務をカバーしていくことが基本的には重要となります。今後、660人体制に向けて職員が減少してまいりますと、欠員の影響が大きくなると考えられますことから、日常の業務の中で多面的な視点からリスクの洗い出しを行うなど、リスクマネジメントを意識することがより一層大切であり、日ごろから課内で報告・連絡・相談を大切に、職員全体で情報を共有化することが重要になります。

また、業務の主担・副担制や業務のローテーション化の導入を図っていくこともより一層重要になることと認識をしておるところでございます。

○上村高義議長 三宅議員。

○三宅秀明議員 それでは、2回目に入ります。

まず、住環境についてであります。資源ごみの持ち去り対策について、条例化についてメリットとデメリットをご紹介いただきました。確かに条例化は、するに当たれば、やはりそれが実効性を担保しなければなりません。これは交通関係の法規にもよく言われることですが、通行禁止区域、あるいは通行禁止時間帯等に監視がなけれ

ば、その規制はむだになってしまう、有名無実になってしまうと。そういう観点からすると、今回の条例化についても、その結論はそうであろうなという感じがいたします。しかし、いろいろ難しい面があることは承知をしております。この難しいことを、やはり市民の皆様と協働の精神を持って乗り越えていくべく、この持ち去り対策について努力をお願いしたいと思います。

また、テレビの不法投棄について、数の増減こそはありませんが、しかし、年間61台ということですので、これは月に直すと5台程度が捨てられているということがあります。しかし、これはやはり何らかの対策を打たなければなりません。不法投棄というものは、一つのごみがあれば、そこに次から次へのごみが増えていくのが常でありますので、その一つ目の対策をとるべく、やはり市民と一体となった取り組みが必要かと存じます。再びの質問となる感じもありますが、この地域との協働という観点からホットラインのようなものの必要性を強く感じるところであります。この点について、取り組みへの認識についてお伺いをいたします。

次に、交通政策についてであります。ノーマイカーデーの由来や現状について、ご答弁をいただきました。もともとは大気汚染や渋滞の緩和を目的として、そして、今は地球温暖化対策も含んでいるということでございます。延べ約5,000人余りという方が参加されていることですので、一定効果はあるものと感じております。そうであれば、この取り組みを市役所関係だけにとどめておくのではなく、広く市民の皆様や事業所の皆様にも協力を要請してはいかげでしょうか。この夏の猛暑では、車の排気ガスも影響があったのではないかと

う感じもいたしますし、地球温暖化防止、そして協働の観点から、こうした取り組みが必要だと感じますので、考え方をお聞きいたします。

続きましては、危機管理についての資料の作成と広報のあり方についてであります。ハザードマップにつきまして、作成の基準、また広報についてもご答弁をいただきました。色使いについては特段の基準はないということでございました。これまで私は、委員会やさまざまな場で、この色使いというものについて多々質問を何度も触れてまいりました。それは、私自身が色弱であるからという点がございまして。今回は、特に重要性が高いと思われるハザードマップを例示し、その広報もお伺いいたしましたが、そのほかの広報印刷物や広報物などでも、この点について、どの程度周知がされているのかが気になるところであります。現状をどのように認識されているかお伺いいたします。

また、この7月に、東京ビッグサイトで開催された教育ITソリューションというイベントを観覧してきたのですけれども、そのとあるブースで色覚を補正する眼鏡について紹介がなされておりました。その担当の方が、今は学校での色覚検査が行われていないので、ハザードマップや教材などの作成に影響が出ているとおっしゃっていました。現在、この色覚検査についてはどのようになっているのでしょうか。教材や授業での対応と併せてお伺いをいたします。

最後に、庁内体制についてであります。ご答弁には、欠員の影響が大きくなることや、またリスクマネジメントについての意識、職員全体で情報を共有化することなど、私がこれまでこの人材育成について申し上

げてきた必要と考えるエッセンスが多数含まれておりますので、これらの確実かつ反復的な実施を強く願います。また、それと同時に、突発的な欠員補充に関しては、もちろんすべての課を対象とするわけではありませんが、知識や経験が物を言う職場がやはりあるかと思えます。そうした部署において、経験豊富な方を採用するという手段について一つ思いがあるのですが、この点についてお伺いをいたしたいと存じます。

以上を2回目といたします。

○上村高義議長 答弁を求めます。生活環境部長。

○水田生活環境部長 地域と協働を考えて、不法投棄や資源ごみの持ち去り等をホットラインをつくって取り組めないかということでございますが、本市の地域には、自治会長から選任推薦を受けた方の摂津市廃棄物減量等推進員として委嘱された方がございます。推進員の活動といたしましては、不法投棄の巡視活動、不法投棄の予防に努めていただいております。行政への情報提供もお願いしておるところでございます。また、地域での集団回収活動の推進についても行っていただいております。既に地域で実施している場合は、より効果的・効率的な回収ができるよう、実施団体と自治会との連絡調整役を担っていただいております。このように、廃棄物減量等推進員は、市と自治会を結ぶパイプ役としての役割がございまして、市民、行政と一体となった取り組みを行っていただいております。協働で不法投棄や資源ごみの持ち去りについて対応してまいりたいと考えております。

それから、地球温暖化防止の観点からいたしますと、市役所だけではなく市民や市内事業所などにもノーマイカーデーの取り組みを広げるべきではないかというお問い

でございますが、地球温暖化対策の観点から申し上げますと、ノーマイカーデーの取り組みは大変意義ある取り組みでございます。現在、本市では摂津市地球温暖化防止地域計画の策定に着手したところでございますが、ノーマイカーデーのような自動車利用の自粛というのは、市や市民、事業所のいずれにとりましても、必須の取り組みとして、地球温暖化防止地域計画の中に位置付けられるものと考えております。

以上でございます。

- 上村高義議長 総務部長。
- 有山総務部長 色覚異常の方に対する現状認識ということでのお問い合わせでございますが、私どもが現在発行しておりますハザードマップでは、暖色系の淡い色が使用されております。心身障害者へのバリアフリーは社会的な認知がなされており、行政としてもさまざまな取り組みを行っております。しかし、発行物に関して色覚異常の方に対する配慮が十分になされていなかったと考えております。現在、印刷技術の発達により、少し前でしたらモノクロであった新聞、教科書、一般書籍などは、ほとんどがカラー印刷になりました。地図や案内図、電光掲示板も多色のものが普通になりました。また、鉄道の路線図や公共施設や展示会場などの案内図などは、多彩で微妙な色使いが増えてきております。大多数の方にとっては、このような色の表示はわかりやすく、情緒的な情報さえも伝えられる便利な信号なのですが、色覚異常の方にとっては、これら色信号による表示は識別しづらく、かえって不便を感じるというケースも考えられます。議員ご指摘のとおり、今後、ハザードマップのみならず、本市の発行物に対しましては、ユニバーサルデザイン、とりわけ色覚バリアフリーを考え、色覚異常

の方の立場にも配慮していきたいと考えております。

- 上村高義議長 教育総務部理事。
- 市橋教育総務部理事 学校での色覚検査と色覚問題に関する指導について、ご答弁申し上げます。

小学校における色覚検査につきましては、学校教育法施行規則の一部改正により、健康診断項目から色覚検査が削除されたことに伴い、平成15年度から実施しておりません。その際、文部科学省の判断根拠は、色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになっていること、及び色覚問題に関する指導の手引きを作成し、色覚異常のある児童への配慮について指導していることの2点でございます。現在、中学校を含めての学校現場における色に対する配慮は、ユニバーサルデザインの観点から行っているところでございます。

平成15年度に、文部科学省が作成した色覚に関する指導の資料をもとに、知らず知らずのうちに子どもたちの学びを妨げることのないよう、緑色の黒板に赤いチョークをできるだけ使わないよう配慮するなど、取り組んでいるところでございます。また、カラー化が進む中、教科書においても、幾つかの会社がカラーユニバーサルデザインに取り組んでいる状況もございます。

今後も、だれにとってもわかりやすく、よい学びを目指すためにも、さらに教育的配慮に努めてまいります。

- 上村高義議長 市長公室長。
- 羽原市長公室長 欠員補充の対策ということでございますが、一般的には事務補助として臨時職員を雇用したり、人事異動により対応しているところでございますが、業

務の内容によりましては、その業務の知識、経験の豊富な人材を雇用することも必要になるであろうと考えられます。しかし、突発的な欠員に対応するために、迅速に正規職員を雇用するという事は、現行制度上は非常に難しいところでございます。現時点では、長年の経験を持ち、その業務の中心になっている職員の退職などに際しましては、補充要員となる職員をあらかじめ採用するほか、業務の知識、技術の継承や業務の円滑な推進を図ることを目的として、再任用制度や大阪府職員の派遣制度などを活用しているところでございます。今後とも継続的な組織力の維持のために人材の育成には努めてまいりたいと考えているところでございます。

○上村高義議長 三宅議員。

○三宅秀明議員 では、3回目に移らせていただきます。

まず、住環境ホットライン云々について質問をいたしました。先ほど来、登場しておりました廃棄物減量の推進員さん、これがその役割をほぼ担っているという内容であったと理解をいたしました。であれば、やはりこちらのほうを充実していただくほうが、その必要があるのかなというふうに思います。今はインターネットなどのさまざまなツールがあることで、こうしたものも生かしながら、まずはこの地上デジタル化のテレビの不法投棄を端緒として、今後の不法投棄対策等の対応に当たっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、交通政策、特にはノーマイカーデーについてであります。温暖化対策への取り組みの充実等に関連して、地域計画との兼ね合いの重要性をご指摘いただきました。であれば、やはりこれは非常に前向きな答

弁であると私は認識をいたすところであります。市民、また市内事業者にはしっかりとした協力をいただきたいと思います。しかし、去る22日には、市内事業者団体8団体、計151店舗がこども110番の家に加わられたということで、本市の事業者の皆様への協働に対する熱意、高い意識を感じ、感謝をいたすところであります。

そして、このノーマイカーデーを推進するという事は、地球温暖化対策の面はもちろんであります。公共交通機関の利用増にもつながるものであり、ひいてはその周辺商業店舗等の活性化にもつながると思われ。そこで、さまざまな議論の基礎ともなり得る、そして有意義だと思われ。この点について、このノーマイカー政策につき、部長会で厳しく指摘を行われている副市長にお考えをお伺いしたいと思います。

次に、危機管理について。資料の作成と広報について、総務、また教育委員会から前向きな答弁をいただきました。昨今は、さまざまな新しい疾病対策に取り組まれております。これはもちろん重要なことではありますが、今回の私の質問のように、把握されづらい疾病を有する方がおられることもまた事実であります。広報の観点からは、本市のホームページには、色調変換ツールが搭載されております。こうしたものを紙媒体にも取り入れていただきたいと思いますし、また、既に搭載されているこの配慮については、ありがたく思います。また、学校につきましては、チョークの色をはじめ、さまざまな工夫がなされているということでございました。これは、決して検査がなくなったことについて、その当否を問うものではありません。今後、電子黒板や電子教科書などが普及していくに当た

り、一層の労力が必要となってくると思われます。それはどういうことか。色が増えるということは、すなわち脳が処理する情報量が飛躍的に増大するということでもあります。ADHDなどとの関連はもちろんでありますが、集中力の維持などといった授業の組み立て方にも大きな影響が出てくることは避けられません。管理職の皆様には、現場との連携を一層密にし、既に取り組んでおられる学力向上プランなどとともに、子どもたちのよりよい学習環境づくりに努めていただきますよう要望いたします。

最後に、庁内体制についてであります。今後の見通し等についてご答弁をいただきました。以前、私は、この事業継承、知識継承について、伊勢神宮の式年遷宮を例示したことがございます。今回のご答弁でも、そうした継承についての意識に触れておられました。短期的、また長期的な戦略を持ってこうした点に当たっていただきたいと強く思います。仕事は、ますます質の変化が進んでおります。各位が一層の努力をされることを併せてお願いいたします。

そして、最後に、国政はもはや言うに及ばず、大阪府も今や激動の中にありますが、市長にはトップとして摂津市行政をしっかりと牽引し、市民に安心を与えていただく責務があります。そうした意識を、副市長や教育長をはじめとするすべての皆様が共有され、また、状況の共有を意識され行政運営に当たっていかれますよう強く要望し、質問を終了いたします。

- 上村高義議長 答弁を求めます。副市長。
- 小野副市長 ノーマイカーデーの取り組みにつきましては、部長答弁がありましたように、当初は大気汚染の防止もありますけれども、大阪の交通渋滞の解消策ということが大きな観点であったと、そういうことで

理解をしております。そういった意味で、本市はいち早く実施をいたしたところであります。

その取り組みにつきまして、今、考えますと、当市は、ある程度、職員の自主性に重きを置いて実施をしてきたというふうに感じております。例えば、一つには妊娠中の職員の問題だとか、子育て中の職員の問題であるとか、遠方から交通機関不便地からの通勤であるとか、時間外勤務、変則勤務、これは職員団体ともそういう議論をいたしました。考慮して、また強制的に行うのであれば、通勤手当の増加を招くのではないかという議論もきのうのように覚えております。しかし、CO2削減とか地球温暖化防止の観点ということから、車社会から交通機関への利用といった世間一般の高まりといいますか、せめて月1回のノーマイカーデーは例外を設けないで実施をするということにいたしました。

例えば、今後、平成23年には、環境負荷の削減をするための計画を策定していくということを部長が言っておりますが、その中に行革の視点も含めまして、公共施設の附属駐車場、これを有料駐車場にしたいということ。これを第4次行革の中でも言うております。その考え方の中に、いわゆる有料の市営駐車場としての取り扱いをお願いしたい。これはまた今後、議会でご議論を願いますけれども、その視点は、環境問題から、できる限り市民の皆さんについても自転車、徒歩、交通機関の利用をお願いしたいということも一つ考えております。

もう一つは、この駐車料金の一部につきましては、議会でも議論いたしますが、先ほど環境基金ということを申し上げました。その中身については、一部、環境施策推進のための基金を創設ということもその中に

入れ込んでおるといことも検討しております。いずれにいたしましても、先ほど部長から言いましたようなノーマイカーデーの取り組みは、市や市民、事業所の必須の取り組みとして位置付けられるものというふうにも答えておりますように、本市が毎月20日のノーマイカーデーを、マイカー通勤からいかに職員も交通公共機関、自転車、徒歩で来る取り組みということも当然延長線上の中にも入ってくるというふうには思っております。これもいろんな職員の議論もあると思いますが、今後のCO2の削減の取り組みの中でノーマイカーデーの取り組みをどう強化できるか、もしくはマイカーを自粛して、徒歩、自転車等で通勤をするか、こういったことも大きな観点というふうにも考えておりますので、今後十分その中の議論として市としての方向を定めてまいりたいなというふうに考えております。

○上村高義議長 三宅議員の質問が終わりました。

次に、山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 では、一般質問をさせていただきます。

7月22日、府と市町村の協議会を持たれた中で、国民健康保険料の府内統一料金化ということ年内に知事はまとめるということにしたというふうにお聞きをしております。藤浦議員の質問でご説明いただきましたけれども、市の条例を府がさわれないというのは当然のことなんですけれども、相手はマスコミによく出てくるあの橋下知事でありますから、影響がないということにはならないと思っております。7月の協議の最後に副知事が示した方針は、それぞれの自治体で行っている一般会計からの繰

入れ、減免制度、これはないものとして、じゃないと統一できないと言っていますから、そういうことで統一料金を試算するというを言っています。こういう動きが摂津市にもたらす影響は今後どうなっていくか、どう考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、大阪府は8月5日に財政構造改革プラン(素案)を出しまして、パブリックコメントを求めています。ここに示されたプランが摂津市に及ぼす影響について伺いたいと思います。このプランは、国にいろんな制度を求めるという形をとっておりますけれども、それが実現するかせんかにかかわらず、府の仕事ははっきり削っていかうということが骨子になっていると思っております。このプランは、府民生活をさらに苦しめることにならないかと。都市基盤の見直しでは維持補修のみとして建設を行わない、その補修も市町村に振り分けようと。ほかにもたくさんの業務が、先ほどからの議論にも出ています業務の移譲の検討もされています。府の仕事をどんどん減らそうと。また、府税などの徴収業務の強化、教育の分野でも私学助成、修学金の見直し、こういった要するに削減をあげておられるわけです。また、このプランにはありませんけれども、その一方ではWTCの買い上げ、府庁移転もあきらめておりませんし、箕面森町、安威川ダムも断念しないと。こんなプランは撤回すべきだと思っておりますけれども、ここではその中の4点について伺いたいと思います。

まず、中小企業向けの融資制度の見直しについてです。預託資金を引き上げて焦げつきが起こっているのをなくすんだということを言っておりますけれども、平たく言えば、これは府の融資支援をなくしていく

ということではないでしょうか。現状と将来についてお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、来年から廃止としてあげられている事業に千里救命救急センターの支援事業があります。これはどういうことかと、大丈夫なんですかと問わざるを得ません。摂津市からも市民が利用する医療機関だと思えますけれども、現状と見通しを聞かせてください。

次に、素案では公営住宅への行政投資のあり方を見直すとあります。本来、公営住宅は法律で規定をされ、自治体は安価で安定した住環境を保障していくべきだという精神に立つべきだと思うんですけれども、民間家賃と比較をして入居者が不当に利益を受けているかのような議論が展開されている。抽選の高倍率が不公平だと、まるで差別が存在するかのような。また、公営住宅のあり方そのものを否定するような議論が展開されております。これまでは府民の入居希望がかなえられるように増設を求めておりました。その方向で入居希望が困難な問題を解決すべきだとしておりました。ですから、20年近く増設はないわけですが、部屋の増改築改修工事、耐震工事を行っていく中で、少なくとも戸数は減らさないとしてきたものです。それを今回は一転半減の方向、半減するとは書いていませんけど、半分ぐらいは改修が必要だからどうしようというふうな形を書いているわけですね。摂津市における府営住宅、これにどういう影響があるかということをお聞かせいただきたいと思えます。

四つ目に、これまでも府民の運動で福祉4医療の制度を後退させないと頑張ってきました。2度の知事の予算提案を阻止してきたものですが、プランの中で、

国が本来福祉医療を行うべきだと、だからこれを要求するんだと言っていますけれども、その上で、大阪府は福祉を向上するために国の制度に今行っている医療保障を上乗せして充実するというのならわかるんですけれども、国が行う福祉医療制度を重視するとしていますけれども、それが実行されるかされないかわからないけれども、平成25年という期限も切って制度の見直しを行うということを書いています。府が実施すべき守備範囲を検討すると。つまり、府が実施する福祉4医療を府の持ち分ではない、削減して国と市町村でお願いするというような発言が続いているわけですから、25年からの実施がどういうことになるか、お聞きしたいと思います。

1回目は以上です。

○上村高義議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 質問番号1、国民健康保険料の府下統一の協議に反対することにつきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、現在の状況でございますが、先のご答弁で申し上げましたように、本年5月末に知事と市町村長の意見交換会が開催され、国民健康保険の広域化が市町村側から要望として出されました。これを受け、7月22日に府と市町村との協議の場が持たれ、国民健康保険の府内統一料金化に向けた制度素案を府が年内にまとめることで合意をしております。また、統一料金化の方向につきましては、保険料の平準化と保険者の一元化がございしますが、このうち保険者の一元化は、現行制度上は不可能となっております。また、大阪府が標準料金を決めて、その料金に各市町村がすべてなっていたら法改正は不要との発言が

副知事からあり、年内をめどにこのような観点から制度素案をまとめることとなっております。今のところ、具体的にどのような方法で府内統一料金化が図られるのかは明らかではありませんが、保険料については、各市町村の国保条例に基づくことが必要で、具体化までにはこういう点についてもクリアする必要があるものと認識をいたしております。なお、市町村の条例がそのままとなるなら、現行の繰出金や減免制度につきましては、それぞれの市町村がそれぞれの国保運営協議会や議会に諮りながら、あるべき形を検討することとなるものと考えております。

続きまして、質問番号2の(4)福祉4医療制度について、府が実施すべき守備範囲を検討し、見直すことについて、ご答弁を申し上げます。

福祉4医療制度の見直しのうち、まず国への制度提言でございますが、地方単独事業の実施に伴う国保への国庫負担金の減額措置については合理的理由がなく、国が負うべき責務を担っている自治体の努力を阻害するものであり、直ちに廃止すべきであるとの主張は的を射たものであり、また、福祉4医療制度を国において制度化されるべきものとの主張も、安心して医療を受けるため、全国一律に制度を設ける必要性については妥当なものであると考えております。

次に、こうした見直しが往々にして後退につながるという点につきましては、大阪府の福祉医療の現状は全国のレベルに比べ平均点なものであり、決してレベルを下げる状況ではないと考えております。府の福祉医療制度は、福祉4医療制度の基盤であり、府の福祉医療制度をもとにしなければ、市町村単独制度も成り立たないため、非常

に重要なものでございます。具体的なことは、平成24年秋ごろに示すとされており、何をどのようにするのか、現時点では不明なため、福祉医療の後退につながらないように注意深く見守ってまいりたいと考えております。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 質問番号2の(1)大阪府の財政構造改革プランに係る中小企業向け融資制度について、概要と本市の影響にご答弁申し上げます。

府の制度見直し案は、保証残高の債務増加に伴い、預託資金の調達コストや損失時の補償負担が年々増加し、持続可能性に懸念が出ていることから、低金利を実現するための預託金や貸出審査に影響する損失補償の抑制による改革案となっています。本市は、現在、大阪府と連携し、市内中小企業への事業資金融資を積極的に取り組んでおり、平成21年度の対前年比では、市事業資金融資の36件が87件となり、2.4倍の利用となっております。プラン実施による本市の影響につきましては、府融資利率の上昇分が市の融資利率である1.2%に上乗せされるのではないかと考えておるところでございます。

○上村高義議長 保健福祉部理事。

(福永保健福祉部理事 登壇)

○福永保健福祉部理事 質問番号2の(2)大阪府の財政構造改革プラン(素案)のうち、千里救命救急センター支援事業廃止の影響について、ご答弁申し上げます。

8月初旬に示された大阪府の財政構造改革プランの中で、廃止される事業の一つに千里救命救急センター支援事業があげられておりますが、これは、平成18年度に府立千里救命救急センターが社会福祉法人恩

賜財団済生会支部大阪府済生会へ移譲された際、その民営化が円滑に実施できるよう、両者の覚書に基づき、今年度まで5年間の運営費補助等が行われていたものが、補助期間終了になるものと伺っております。救急医療体制につきましては、大阪府が各二次医療圏ごとに主宰する保健医療協議会で体制の確保を図ることとなっておりますことから、豊能二次医療圏に属する千里救命救急センターに関する情報に直接接するという機会は限られておりますが、今回の補助金の廃止に関しましては、経営者である済生会千里病院や吹田市から大阪府あてに存続についての要望が出されていると伺っております。今回、廃止になりますのは、民営化に伴う一時的補助金で、経常的な運営補助につきましては継続されるようです。本市の属しております三島医療圏におきましても、三島救命救急センターに対する国・府からの運営費補助金がございますが、現在のところ影響はないものと考えております。

平成21年度に摂津消防から三次救急医療機関へ搬送された件数は、全体で146件ございましたが、96%に当たる140件が三島医療圏と豊能医療圏の医療機関に搬送されております。医療機関別では、三島救命救急センター47件、千里救命救急センター22件で、全体の搬送件数の半数近くを占めております。

このような状況を踏まえ、市としましては、広域的観点から、北摂市長会を通して財政的支援の充実を要望しているところでございます。

○上村高義議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 質問番号2の(3)大阪府の財政構造改革プラン(素案)のもと

らす摂津市への影響で、公営住宅への行政投資のあり方についてのご質問でございますが、今年8月に大阪府財政構造改革プランの素案が出されました。その中で、公営住宅への行政投資のあり方については、事業目的や内容、府営住宅が抱える課題、住宅政策のあり方、公営住宅経営などが掲げられ、今後、国に対し制度改正を提言されようとする内容となっております。この財政構造改革プランは素案であり、具体的な検討についてはまだ未定であると大阪府から伺っております。そうしたことから、本市における府営住宅の削減については、具体的に示されてはおりませんので、影響についてはまだわからない状況ではありますが、市内の府営住宅は耐震工事も着手されておりますので、現段階ではそのようなことはないと考えております。

また、特別会計の導入で管理コストなどの見直しや一層の収入確保については、府営住宅だけを特化することにより、歳入歳出を明確にし、自立性を高めるもので、住宅家賃については、公営住宅法の規定もあり、直接リンクするものではないと伺っておりますが、今後の大阪府の動向につきましては注視してまいります。

○上村高義議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 大阪府の素案であり決定ではないと。どうなるかわからないでは困るんじゃないかと思っているんです。どうなるか、これがやってきたときにどういう対策を打つか、準備をしましょうという答えをぜひいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、国保料の統一の問題は、国保会計への一般繰入れをやめたいという各自治体の左前の財政事情、こういう発言を市長会などで引き出しております。それを御旗に

統一料金の提案ということを出したわけですね。大阪府知事という立場で府下統一料金というものを言い出して、各自治体に影響がない、こういうことは言えないと思います。先ほどの藤浦議員への説明でもありましたけども、今現在でも、もう府知事の意向の形というか、この流れの中で摂津市が繰入れを減らす、減免を見直すということになれば、現行制度上でも限りなく統一化に近づくことは可能なわけです。ですから、国保が国民皆保険制度で医療を保障していく制度として発展させていくものだという立場に知事は立てていないと思うんですけれども、国が後期高齢者医療制度、これをどうしていくかという中で、高齢者の保険を広域化するという案が検討されております。知事はこれを先取りしたものでないかと思っています。

広域化の議論は、統合でスケールメリットといって職員の削減ができるかのように言っておりますけれども、携わる事務の量や質が変わるわけではありませんし、運営や経費も今現在自治体が負担していますから、保険会計そのものには負担がかかりません。逆に、後期高齢者医療制度のように、独立した機関をつくって経費まで連合体にかぶせると、国民負担というか市民負担が増大することになります。後期高齢者では現役世代の負担も入れましたけれども、国保でしたらそういうわけにもいきませんから、もっとひどくなります。

また、広域化では、各自治体が窓口で被保険者の事情を今現在聞いて、医療が受けられないことのないように一生懸命フォローしております。これが連合体の窓口業務の代行ということになると、滞納者、それから届けが困難なお年寄り、こういう方々にコンタクトをとる努力が小さくなれば、

弱者の切り捨てにつながるおそれがあると。短期証の発行が後期高齢者医療制度では増大しています。短期証や資格証の発行で医療からの締め出しが加速されるおそれがあります。国が社会保障、医療保障として医療に負担をするという立場に立ち返らない限り、府や広域連合、こういった組み合わせを幾ら変えても、医療費、高齢化の増大が保険料など国民負担に直結します。答弁されたように、知事が各自治体の保険料の決定を左右できるものではありません。しかし、ここまで国保料は何円まで上げるべきだと知事がアナウンスをする、この効果は軽視できるものではありません。もう統一保険料算定との発表はやめるよう求めるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。摂津市としては市民の命と健康を守る保障の仕組みとして国保を発展させるべきであり、府の動きを負担の増大の理由にすべきではない。これまで培ってきた委任払いとか減免の制度を堅持して発展させるべきだと思います。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

摂津市の国保では、去年の軽減分が3億2,000万円、これがすべてなくなるという乱暴なものではないにしても、世帯当たり2万円以上の負担をかけるということになります。知事が旗振りをして強権的に推し進めようとしたら、副知事の発言、保険料を示すことで各自治体も値上げができないんじゃないかと苦慮している国保で、府のせいにできるとまで副知事は言っています。市長としてはこんな乱暴な援助は要らないと府知事に伝えるべきではないでしょうか。

次に、府の融資制度、これは昨年从不況業種の緊急支援がありまして、市内の多くの中小業者が受けておられます。お答え

にあったように昨年で2.4倍、今年も続いております。預託を引き上げるということは、保証協会が保証審査をして貸し出していたものが銀行へ直接お願いしに行くことになる。厳しくなります。府や保証協会の果たしていた役割は非常に大きく、銀行から直接借りるとなると、交渉するにも金融機関が今大分撤退をしていますから、また、それから法人向けの融資の審査は東京でしかやらないというところもあるんですね。大変です。また、信託保証がなければ金利が上がることになります。先ほども1.2%上がると言われました。業者にとっては不況からいつ抜け出せるかわからないときに、低利だからこそ借りて運転資金にしていた借金、これがやり繰りが厳しくなったから借り換えようとしても、金利が上がるでは借りれません。低利だから借りれていたものが借りられなくなるということになります。審査も厳しい、経営が苦しくて借金をしてでも商売を続けていたものをもうやめてしまえと言われているようなものだ、それこそ返せません。

運転資金というのは本当に重要で、資金がないというだけで法人がつぶれるということがあるんです。今でもありますけれども、金融危機のときに貸しはがし、貸し渋りが続いて、運転資金が枯れた企業が数日後に入ってくる入金も待てずに黒字倒産ということが続きました。また、知事が、預託金を引き上げたら、預託金の6,800億円、これが浮くと言っていますけれども、焦げつきもなくなるというような言い方もしますけれども、ご存じのように大阪府も5兆円に上る膨大な財政赤字でお金があるわけではありません。府もお金を借りて運用しているわけですから、実質的な府の経費というのは0.1%と言われる公的金利

の7億円程度のものなんです。それで経済的には貸出残高2兆1,000億円の経済効果を生み出しているわけですから、このお金としては非常に生きた使われ方をしているわけですから、2兆1,000億円の流動資本が大阪府から引き上げられたら、それこそ大阪の経済の底が割れてしまいます。やめても、これは知事が言うように使えるお金ではないんです。

そして、融資は市場原理に任せるべきだと知事は言い張ります。一緒に国に対して大阪府が申請しているサラ金特区、多重債務の問題解決に一生懸命弁護士さんとか皆さんが頑張ってきたものを壊そうと。まさしく弱肉強食で放任状態にしようと言うのでしょうか。大きい企業も中小企業も同じ条件でお金を借りろというのでは戦えるわけがない。事実上、中小企業の支援融資なくして銀行金利でお金を借りよ、これでは、公的融資に力を入れて雇用を守ると菅政権が言っていますけれども、これとも真っ向から反対します。沖縄に次いで経済状態が悪く、雇用も落ち込んでいる大阪がとるべき政策では全くありません。

岡山県では、この9月22日、円高対策の融資の緩和の対策を出したところです。これまでも大阪府が中小企業振興費、商業振興関連費を半分にされたり10分の1にされたり、大幅に削られています。それこそ倒産を出さない、失業者を出さないためにこの融資を続けるよう強く求めるべきだと思うんですけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、千里救命救急センターですけれども、千里救命救急センターの約束の期間が終わったということであったとしても、センターの経営が上々というわけではないと聞いております。経済的理由で診療科、職

員、病床、これの削減が行われれば、やはり利用者が困ります。本市の医誠会でも救急を減らされたところでした。各地で経営危機とか医療機関の廃止・削減が続いて、医療の危機と言われている昨今、三次救急の整備には充実を図ってもらいたいと思います。この夏には熱中症の救急搬送が倍加しました。民間であっても医療制度を支える医療機関を支援してほしいという要望はしっかり上げてほしいと思います。3億5,000万円という補助が、新しい形とか、ほかの制度からぶん取ってくるなんていうことは、なかなか望み薄というか、まずないと思うんです。ですから、金額も制度も維持してもらえよう要望していただきたいと思います。要望で結構です。

それから、次、公営住宅では、一昨年から地位承継など制度改定もされて、今年から駐車場の管理が指定管理者制度に移ったんですね。来年からは早速空き駐車場の有効利用ということで、時間貸しの駐車場にされるということが今月の府営住宅のたよりに掲載されておりました。このように、もうける住宅経営のように料金の収容に力を入れるというのもこのプランに書かれています。また、特別会計にして一般会計からの繰入れを行わず独立採算にするというか、公営住宅の精神とはちょっと違っている方策をとろうとしていると思います。摂津市民が住んでいる府営住宅が住み続けられる適正な公的住居としての機能を果たしているか、しっかり市にも注視をしていただきたいと思っております。要望といたします。

次に、4医療制度、これは先ほどの答弁では平均的だとかありましたけれども、いや、医療制度は大阪府下では全国市町村に比べると低いほうです。例えば、幼児医療

やったら2歳までしか大阪府は保障していません。しかし、この4医療の制度は、大阪府が医師会と契約をして医療証を持っていけば患者さんに窓口の負担を求めない制度になっています。どこまで見直しをするかは具体的ではないにしろ、大阪府と契約するのは大阪府、これを一切なくしてしまうということになると、各自治体が大阪府の医師会、例えば摂津市やら吹田市が各大阪府の医師会にお願いしに行かんと、この制度は続けられへんということになりはしないでしょうか。少なくともこの制度をしっかりと残してほしい。かつ、もし残らないということであっても、せつかく中学校の卒業まで入院、それから小学校入学まで乳児医療、子ども医療補助をつけることになった摂津市ですから、もしなくなって各医師会とのコンタクトが、きちんと窓口負担ができないということになれば、還付でもこの補助制度というのは摂津市としては残すというようなことを言っていただきたいと思っております。

以上で2回目とします。

○上村高義議長 保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 まず、国保の保険料の平準化の問題でございますが、これにつきましては、先ほどご答弁でも申し上げましたように、本市の国保料につきましては、国保条例の12条から15条の10までの各項目で子細に保険料率、均等割、平等割の計算式が記載されておりますので、この形というのは大阪府下の大方の市町村がほぼ同一の形態であると、こういう状態がございます。そういう意味で申しますと、大阪府内の国保のすべての加入者の所得を読み込んで、いわゆる大阪府内の市町村が単一の保険者になったときに、大体どれぐらいの保険料率になるのかというようなこと

は、相当計算としては難しい部分もあろうかとは思いますが、技術的には可能かと思えます。ただし、先ほどのご答弁でも申し上げましたように、それぞれの市町村の保険料を決めておるのはそれぞれの市町村の条例ということがございますので、その部分については、それぞれの市町村の中での一定の手続きが要ると。ただし、この手続きがあったとしても、私の認識といたしましては、この12条から15条の10というのは、いわゆる医療費の支払いに必要な財源を賄うための保険料を算出する計算式が条文になっておりますので、それをもとに算出された保険料率を下げることは可能であっても、それ以上に設定するという事は、この条例がある限り、實際上非常に難しいという状態がございますので、先ほどのようなご答弁をさせていただいたということでご理解をちょうだいしたいと。

それから、もう1点は、いわゆる府内のすべての市町村が単一の保険者になる、これも現行の法制度の中ではできないような形になっておりますので、これは国が定める国民健康保険法そのものの改正が必要だというふうに認識をいたしております。

それから、福祉4医療制度にかかわるご質問でございますが、これにつきましても、議員ご指摘のとおり、摂津市が行っております市単独でのいわゆる上乗せ制度、この部分はあくまでも大阪府の福祉医療制度、これを大阪府が実施するという事で、大阪府が府の医師会と協定を交わして、その基盤の上に立って、市町村がそれをもとに、その上に制度拡充をしているというような仕組みになっておりますので、そういう意味で、この市の制度を維持しようということになるのであれば、府の制度がない中では、摂津市が市の医師会だけにとどまらず、

近隣各市ないしは市民の方々が利用しそうな府内の医師会と個別契約をするか、ないしは大阪府の医師会と摂津市が契約すると、こういう手順をしない限り、医療証が流通しないような状態になりますので、そういう意味で、先ほどもご答弁申し上げておりますように、今の府の制度がやはり福祉医療制度の基幹をなすものであるという認識はいたしております。そういう意味で、今回の府のほうでの提言については、趣旨としては十分理解できるところでございますが、決して国に提言をしたら府の分はもうやめてもいいもんやというようなものではないという認識をいたした中で、具体的にどのような対応が出てくるのか、これを十分注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○上村高義議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 中小企業向け制度融資の見直しでございますけれども、本市が中小企業向け融資制度の変更点を府に確認いたしましたところ、現在、概要部分の公表であって、直接影響する融資メニューや利率などの詳細についてはまだ確定していないと聞いております。もちろんプランが実施されますと、利用者は依然厳しい景気の中での利上げなり実質的な負担増が見込まれます。本市といたしましては、府連携融資を継続し、市内事業者の支援を行っていく観点から、詳細情報が示された段階で府や信用保証協会に強く要望してまいりたいと考えております。

○上村高義議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 だから、決定ではなくてこれからのという話を、ぜひ、やられたら大変やという認識を今回持っていただきたいと思って取り上げたんですけれども、ほん

まに摂津市民のために、このプランがた
まにならないということが議論できたらな
と思っております。建設や教育、府下の施設
閉鎖とか売却とか、開発の温存については
議論しませんでしたけれども、大阪の未来
予想をするにおいて大変なことになりそう
やと。市民の言葉を借りると、背筋が寒く
なると言われております。今回議論した国
保を入れた5点だけでも恐ろしいことにな
るんじゃないかと。

まず、国保が府下で統一される、条件を
合わせるために一般会計からの繰入れ、減
免をやらない、保険料は平均で、200万
円の世帯4人家族で摂津市では今19万円
を辛うじて切っています。それが、府下平
均は今現在でも24万円なんです。これが
減免もなくなって延ばされたら25万円超
えてくる、こういうことになるんじゃない
かと。保険料が上がって払えない世帯が増
える、国保財政にもマイナス、広域化で窓
口がもし薄くなれば滞納理由の短期証、資
格証の発行が増えるということにならない
か、医療にかかれない人が増えるのではな
いかと。また、福祉医療が、窓口でお金が
かからなかった人が、摂津市が頑張っても
一たん窓口で負担して還付になるとか、も
しくは医療費がかかるようになります。それ
から、この医療福祉制度の中で使えた受領
委任払いも、府と医師会との連携がなけれ
ば使えなくなってくる部分が出てくるので
はないでしょうか。千里救命救急センター
の補助金がなくなります。ほかの医療補助
もどんどん減らされています。大阪府が医
療とか救急医療に責任を持たなくなってく
ると、本当に行くところがなくなるという
ことが起きるのではないのでしょうか。

一番大変なのが中小企業向けの融資。こ
れまで論じたように、預託金の引き上げと

いうのは低利融資の廃止なんです。その上、
保証協会との保証の府の持ち分まで減らそ
うとしているわけですから、2兆円の経済
の血流に例えられるお金が引き上げられる、
黒字倒産、連鎖倒産、冗談でなくなるわけ
です。大阪の雇用は中小企業が支えている
んです。それこそ雇用も、菅首相が一にも
二にも三にも雇用だと言いましたけども、
ほんまに大阪が大変なことになるんじゃな
いかと。タレント人気かどうか知りません
けども、相変わらず支持率が高い知事です
けれども、摂津市民の生活、命と健康を守
るという点では、国の制度、福祉医療制度、
それから金融支援、住宅政策、地域医療に
ついて、これをしっかり守っていくという
立場で、意見が知事と対立しても、市長と
してはしっかりとそういう態度をとってい
ただきたいと思います。コメントをいただ
ければありがたいと思います。

私からは以上です。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 コメントをいただければという
ことですので、一言。

私は各種のアンケートにいろいろ出すん
ですけど、その中でこんなアンケートに回
答したことがあるんですけども、国と府
と各市町村があるとすれば、それぞれの
役割があると。大阪府しかできない、大
阪府だからやらなくてはとか、とにかく大
阪府が頑張ってもらわないかと。要する
に大阪府、都道府県にはそれなりの役割が
あるわけですね。最近の知事の言を聞いて
いると、地方分権というにしきの御旗のも
とに、どさくさに紛れてという言葉はよく
ないかもわからんけど、何もかも丸投げし
ようとしている、こいつは見逃せないとい
うふうな回答したアンケートがあるんです
けれどもね。このままいくと、大阪府が生

き残って摂津市のような弱小自治体は疲弊してしまおうと答えたんですが、それは報道されなかったんですけども、だと思えます。そういう意味では、やっぱり言うべきときはしっかりとはっきり物は言わないかなとは思っています。

国保の件につきましては、いつでもどこでもだれでもというんですか、安心して医療が受けられる日本の皆保険制度、これは世界に誇る大切な制度だと思います。ただ、ご存じのように、国の制度でありますけれども、各自治体任せみたいなことになっておった、そういう中で、もう成り立たんようになってきたと。そこで何とかせないかんと、我々も市長会を通じて国に何度も何度も意見を言ってきたわけですけども、なかなか国も府も皆それぞれ事情があるということで、そのようにはなっておりませんけれども、国保会計、健全な運営あつての健康でございますから、これをどうすべきか、これはやっぱりしっかりと発言もし、そして現実を見ていかないかんと思っています。

そんな中で広域化という話が出てまいりました。今度は国のほうも75歳以上のお年寄りの広域化というのを打ち出そうとしておりますけれども、いずれにいたしましても、国の法律も改正せないかん話です。各自治体の条例もあるわけでありますから、そんなに簡単に、長い長い間の経緯がありますから、変わるものでもないんです。だから、健全な運営、安心して受けられる一方で、今るるおっしゃったことについての整合性をどこに求めていくか、これは我々もしっかりととらえて、はっきり発言すべきときは市民の立場で発言せないかんと思っています。

ちょっと長くなりますけど、この間、ある会合のときに、府会議員の幹事長さんが

ちょこちょことおられたんです。僕らは市長会でも物はよう言うけれども、どうしても靴の上からかゆいところをかいているような状況になりかねないと、府議会、しっかりとしてくれよと、私はあえて笑いながら言っておったんですけども、そういう意味では、またいろんな折に触れて、いいように変わっていくように私たちも努力していきたいと思えます。

以上です。

○上村高義議長 山崎議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時43分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 上村高義

摂津市議会議員 弘 豊

摂津市議会議員 山崎雅数

摂津市議会継続会会議録

平成22年9月28日

(第3日)

平成22年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成22年9月28日(火曜日)
午前10時開議場
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会	馬場博
教育委員会	市橋正己	教育総務部長	馬場博
教育総務部理事	市橋正己	教育委員会	宮部善隆
水道部長	中岡健二	生涯学習部長	宮部善隆
消防本部理事	浜崎健児	消防長	北居一
		監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局局長	豊田拓夫

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事兼次長代理	池上彰		

1 議 事 日 程

1,

一般質問

原 田 平 議員

山 本 靖 一 議員

本 保 加津枝 議員

弘 豊 議員

森 西 正 議員

木 村 勝 彦 議員

- 2, 議 案 第 5 3 号 平成 2 2 年度 撰津市 一般会計 補正 予算 (第 2 号)
- 議 案 第 6 5 号 撰津市 市民 図書館 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
- 議 案 第 6 6 号 撰津市 立 鳥飼 図書館 センター 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
- 議 案 第 5 4 号 平成 2 2 年度 撰津市 介護 保険 特別 会計 補正 予算 (第 1 号)
- 議 案 第 6 4 号 大阪 広域 水道 企業 団 の 設置 に 関する 協議 の 件
- 議 案 第 6 7 号 撰津市 立 ふれあい の 里 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
- 議 案 第 6 8 号 撰津市 火災 予防 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
- 3, 議 会 議 案 第 2 0 号 子宮 頸 がん の 予防 措置 実施 の 推進 を 求める 意見 書 の 件

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から 日程 3 まで

(午前10時 開議)

○上村高義議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、木村議員及び森西議員を指名します。

本日の日程に入る前に、昨日の一般質問の発言中、不適切な部分などについて取り消したいとの申し出が藤浦議員からありましたので、発言を許可します。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 昨日の私の一般質問におきまして、3回目の質問中の「○○」及び「○○○○○○○○」という発言につきましては、不適切でありますので取り消しをさせていただきますと思います。よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○上村高義議長 ただいまの発言取り消しの申し出を許可することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

原田議員。

(原田平議員 登壇)

○原田平議員 おはようございます。

10番、原田でございます。順番に基づいて一般質問いたします。

まず最初に、市民税の申告についてであります。1番目といたしまして、修正申告についてであります。

例年、毎年ですが、2月になりますと、市民の皆様方が確定申告をしていただきます。そういうところで確定申告をなされて、その後、申告内容で過ちがあったということで、例えば扶養の問題とか、あるいは医療費控除等、控除額の問題や、あるいは所得について誤りがあったということであり

ます。そういったことで、後日、その修正の申告をまたされます。そういったときに、提出をされます修正申告について、税務担当の方はどのような形でされているのか、まず1点お聞きをいたしたいと思います。

2番目に、税の申告は複雑多岐でございますので、市民の方も非常にわかりにくいということで、そういった知識が非常に少ない、知識を十分持っておられない方がおられます。そういった方への対応について、どのようにされているのか、お尋ねをいたします。

2番目に、摂津市セッピー商品券についてであります。

先般、摂津市セッピー商品券の実績報告書として、8月に私どもは産業振興課からそのまとめをちょうだいいたしまして読ませていただきました。そういう中で、いろんなアンケート等もとられまして、いろんな意見が出ておるといことであります。そういった中において質問をいたしたいと思います。

まず、商品券の総括というか検証をどのようになされたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

続いて、その販売等について、市外の方が多数購入されているという状況が載っております。これについてどのようにされているのか総括をお聞きしたいと思いますし、また、1人1冊という決めがあったというふう聞いておりますが、複数求められている方もおられるということでもあります。そういったことへの問題について。そして、取扱店の問題も出ておりました。取扱店のPR、あるいは市外の取扱店の問題。

そして、三つ目に、たばこの販売がありましたので、少し疑問に思いましたので質問いたしたいと思います。他市のこういっ

た種類の商品券の取り扱いについて、たばこについては小売定価以外による販売の禁止ということで、たばこ事業法の第36条にはならないという、こういう定めがあるわけでありましたが、そういったことを踏まえて、例えば茨木市が最近行いましたけれども、商品券にたばこを扱ってはならないというようなことが掲載されて、市民に周知徹底を図られています。本市においては、たばこはたくさん売れたというふうに書いておりますが、これについての考え等もお聞きをいたしたいと思えます。

続きまして、市営住宅の空き家についてであります。

昨日、村上議員が一般住宅の空き家についてのご質問をされておられました。これに少し類似をするわけでありましたが、お聞きをいたしたいと思えます。摂津市の市営住宅の各団地における空き家の状況はどんな状況になっているのか、そして、政策空き家についてどのように考えておられるのか、お聞きをいたしたいと思えます。そしてまた、今後の計画についてもお聞きをいたしたいと思えます。

4番目といたしまして、摂津市のコミュニティプラザ複合施設カフェテナントの出店について、この間、どういった経過で進んできているのか、経過の進捗状況等についてお尋ねをいたしたいと思えます。

これで1回目を終わります。

○上村高義議長 答弁を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 市民税の申告についてでございますが、個人市民税、府民税を合わせた個人住民税の申告は、個人所得税の確定申告の申告時期と同じその年の2月16日から3月15日までの間に前年の所得や控除を申告していただくものでございます。

一般的に給与所得の方であれば、給与支払者が年末調整をして所得税を納め、新年の1月31日までに給与支払報告書を作成し、その年の1月1日の賦課期日現在の住民登録地の市町村に提出し、市町村は給与支払報告書の内容に基づいて個人住民税を決定いたします。また、自営業や給与所得者で年末調整されない、または年末調整ができない方は、税務署へ所得の確定申告をしていただき、市町村はその申告内容に基づいて個人住民税を決定しています。さらに、所得税は課税されないものの、住民税では課税になる住民税の申告をしていただいております。

しかし、年末調整やこれらの申告の内容に誤りがあった場合は、訂正や修正の申告が必要となります。当初の申告内容や年末調整で誤りがあり、所得税が増減する場合は、税務署で確定申告や確定申告の訂正、修正申告、更正の請求をしていただき、その変更された内容で住民税も再計算し決定いたします。所得税が増減しない場合の修正は、住民税の申告の修正となりますので、市民税課で修正申告をしていただき、その変更された内容で再度税計算を行った上で決定を通知いたします。なお、所得税も住民税も、当初の申告から修正する際には、その根拠となる資料として源泉徴収票や控除関係の証明書などが必要となります。必要書類がない場合や申告書の記載内容に疑義がある場合は、修正の申告を受け付けいたしておりません。

次に、税申告の知識が少ない市民への対応策についてでございますが、2月16日から3月15日までの間に行われます個人所得税の確定申告の申告期間に合わせて住民税の申告も同じ時期に行っております。この時期に毎年、広報せつつの2月1日号

と2月15日号で、市府民税と所得税の申告のタイトルで記事を掲載いたしております。その内容は、市府民税の申告について、申告が必要な人、申告をしなくてもよい人、申告に必要なものなどを説明いたしております。これに先立ち、1月下旬に自治会経由で確定申告の申告相談会場開設のお知らせのチラシを回覧していただいておりますが、この中でも市府民税の申告が始まることをお知らせさせていただいております。税の申告以外でも、広報せつつの紙面を活用し、昨年10月から実施されました住民税の年金天引きについては、9月1日号と10月15日号でその内容と具体例をあげて説明させていただきました。また、11月11日から17日までの税を考える週間に合わせて、市民の生活を支える税についての理解を深めていただくことを目的に、毎年、広報せつつの10月15日号で、個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の税率や税額の計算方法も説明いたしております。

なお、市民税課の窓口で申告等でお越しになった方には、職員が住民税をより詳しく説明し、「住民税のしおり」と題した小冊子も配布いたしております。電話やインターネットで税に関する質問等を受けておりますが、担当課では市民が理解しやすい説明ができるよう、その対応に心がけておるところでございます。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 質問番号2、摂津市セッピー商品券に係ります総括、販売、取扱店等の質問にご答弁申し上げます。

商品券の総括といたしましては、昨年12月に販売しました商品券が多く販売所で即日完売となり、事故や苦情もなく無事

に販売することができました。取扱店は、当初200から250店を見込んでおりましたが、商工会の協力もあり、約1.5倍の370店の参加となりました。幅広く使え、環境に優しいコンセプトが市民に受け入れられ、歳末の大きなイベントとして市内消費の拡大が図れたと考えております。

販売時の市外の方が購入している件につきましては、並ばれた方に順次販売をしておりますので、実態の把握は非常に困難となっております。また、1人1冊の取り決めが守られていない件につきましては、窓口では販売は1人1冊での販売となっておりますが、完売までの時間差で別の販売所に行かれて購入される場合、平日販売と日曜販売ともに購入される場合の追跡調査は困難で、若干ではありますが起こり得る事象と考えております。

PRにつきましては、10月議会の承認後の実施となり、実質1か月間の周知となりました。市民への周知は、新聞記事、四大新聞への折り込み、広報紙やホームページへの掲載、商工会報への掲載、商業団体への回覧周知、公共施設や駅舎でのチラシ配置などにより、登録店のPRでは、ホームページに最新一覧を掲載するとともに、商品券購入者には取扱店の一覧を1冊ずつ配布し、周知に努めました。

また、市外の手扱店として、千里丘のイズミヤ店が該当しておりますが、同施設の敷地の半分以上は摂津市の行政区域となっており、区域をまたがる施設のため、取扱店の対象としております。

そして、たばこの販売につきましては、たばこ事業法の第36条、小売定価以外による販売等の禁止に抵触する大阪まると商品券とは取扱方法が違い、セッピー商品券が同法に抵触しないことを近畿財務局に

確認いたしております。また、隣接する自治体が来年1月に発行する商品券もたばこを取扱商品とする予定であると聞いております。

続きまして、質問番号4、摂津市コミュニティプラザ複合施設カフェテナント出店についての進捗状況についてでございますが、コミュニティプラザのカフェテナントの出店につきましては、オープン前に市内に食堂、喫茶等の店舗を有している方を対象に募集を行いましたが、応募がなく、その後、同一条件で市外事業者を対象に募集を行いましたが、それも応募がございませんでした。本年7月、各市のテナント出店の条件などを参考に、南千里丘の現状等を考慮し、基準となる賃料を緩和して、市内事業所を対象に再度募集を行った結果、出店申込みを受け付けておまして、現在、出店計画書などについて、税理士らの専門家を交えて書類審査を行っております。コミュニティプラザの運営において、1階に設置を計画しております喫茶・軽食スペースは、利用者のラウンジコーナーとして、また、コンベンションホール等で行われる催しにとっても必要な施設であるため、オープンした現在、早期の出店を求めたいと考えております。

○上村高義議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 質問番号3、市営住宅の各団地における空き家状況につきましてのご質問でございますが、平成22年8月末現在の市営住宅の空き家状況は、鳥飼野々団地では11戸、鯉生野第1団地と第2団地では8戸、八町団地では2戸であり、一津屋第1団地と第2団地の空き家はございません。合わせまして21戸の空き家となっている状況であります。

政策空き家の考え方につきましては、公営住宅法上の定義はございませんが、一般的には建替計画があり、入居者の退去後、住宅に補修費を投じてまで入居していただくには市の財政負担が大きいと、建て替えが完了するまで空き家として扱うものであります。今後、野々団地と鯉生野団地での空き家となっている19戸分につきましては、建て替え先の(仮称)三島住宅が完成した時点で新規募集してまいります。また、八町団地につきましては、現在2戸の空き家となっている状況でございますが、1戸につきましては近々募集する予定でございます。もう1戸につきましては、火災など緊急時の対応のため、即時入居できる市営住宅を政策的な空き家として扱っていくものでございます。

○上村高義議長 原田議員。

○原田平議員 それでは、2回目の質問をいたします。

市民税の修正申告があった事案で、先ほど十分なお説明をいただきました。やはり問題は、非常に税の知識が乏しいというか少ない方が来られて、窓口の対応が重要だというふうにも感じているわけでありまして。そういう意味で、いろいろ広報活動や、あるいは丁寧にご説明をしていくということでもあります。そういった中で、最終、修正申告をされるわけでありまして、このときに、還付の場合はいいです、税金が返ってきますよという場合はいいですけども、税金が今度増えますよ、たくさん払ってもらいますよということがあります。その場で税額は出ないとは思いますが、おおむねこれぐらいは払っていただかなければなりませんよということをやはり申し添えておかなければいけないと思います。もちろんそれは修正に来られるから、そのこ

とも理解をされているけれども、十分窓口の段階でやるべきだというふうに思うんですけれども、その辺についてもう一度ご見解をいただきたいと思います。

それから、商品券の検証についてであります。やはり幾つか問題を残しております。そして、茨木市の場合を見ますと、ビール券や図書券や、あるいはプリペイドカードなど、換金性の強いものはやってはいけませんよの中にたばこがきちっと書かれておったということでもあります。今後、他市においてもたばこは取り扱われるということでもありますけれども、十分慎重に配慮しなければならないんじゃないか、抵触のおそれがあるということでもあります。ないということでもありますけれども、そういったことも十分考慮した上で取り組まなければならないというふうに思います。

そこで、第1弾ということ去年ありまして、いよいよ今年、第2弾ということあります。市内の消費拡大に一定の役割を果たしていただいているというふうに思いますし、評判もよいということでもあります。そういう意味で第2弾が始まるわけですが、先ほど申し上げましたような問題点等をどのように踏まえて商品券の発行をしていこうとお考えなのか、再度お聞きをいたしたいと思います。

それから、市営住宅の空き家の問題であります。昨日も村上議員からお話がありましたように、空き家で置いておきますと、まずゴキブリが発生をしたり、あるいは一部八町住宅にございますが、庭も草が生えて毛虫等も発生しますし、いろんな問題が出ます。同時に、閉め切ったままでありますから、住まなければ住宅は傷んでまいります。中は非常に湿気を含んだりして、次に入る方については非常に入りにくい、

使いにくいような感じに思います。八町団地において、火災などの災害のために1戸を政策的に空けておきたいということでもあります。そういった火災やとか、あるいは災害等が発生すれば、私はそういった役目として地域の集会所や公民館がありますし、一時的な避難ということで活用するべきだというふうに考えております。

そういう考えを聞きたいのと、それから、第4次の行財政改革の中で、使っていないような用地あるいは施設等は有効活用をするということで、第4次の行財政改革実施計画の事業が書いておまして、事務事業の改善ということで、6番目の項として26ページの上段に書いております。今後、市財政、市政運営を安定的・継続的に行っていくためには、安定した財政基盤の確立が重要な課題であり、これまで以上に市有財産を効果的に活用する必要があるというふうにきちっと書かれています。この方針に基づいて、1戸の空き家でも政策的に空き家として残すんじゃなくして、やはり活用して、市民の住宅の供給に供する、こういうことをやらなければならないというふうに思うのでありますが、どうのお考えなのかお尋ねをいたしたいと思います。

コミュニティプラザ複合施設のカフェテナントは、ようやく見通しが立ってきたような感じのご報告をいただきました。ぜひひとつテナントとして入っていただいて、市民の利用に供していただくというふうに取り組みを強めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上で2回目を終わります。

- 上村高義議長 2回目の質問に対しての答弁を求めます。総務部長。
- 有山総務部長 市民税の修正の申告があったときの対応、また修正後の税額について

の説明についてですが、当初申告いただいた内容の修正申告で、市民税課窓口へ来られた方には、その根拠となる資料として源泉徴収票、また控除関係の証明書、それから確定申告の控えなどを確認した上で申告をしていただいております。そして、税額が増える場合には、具体的にこれぐらいの税額という税額を提示するとともに、例えば、今まで行政サービスにおいて所得制限の関係で受けられた受益がなくなるケースや、それから、所得が増えたことによって負担が増えるケースも、増額になる場合についても、この申告によってこういうことになるという旨を説明しておるところでございます。

○上村高義議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 11月に発売を予定いたしております第2弾のセッピー商品券でございますけれども、前回同様の規模の内容で500円券の12枚つづりで額面6,000円を5,000円で1万セットの販売を予定いたしております。また、スーパーなどの中規模店舗には一定の負担を追加するとともに、小規模店におきましては100%の換金率を維持します。商店街の誘導対策となる抽選会も引き続き継続して行う予定でございます。また、環境に優しい商品券を継続し、CO2の排出にも配慮してまいりたいと考えております。

それから、たばこの商品券の取り扱いでございますけれども、これは大阪府が発行いたしました大阪まるごと商品券がたばこ事業法の第36条に抵触するといったことだと思います。そもそもの商品券というのが、まず1,000円に対しまして府が50円の補助をいたします。それに小売店が100円を負担して1,150円の商品券を発行いたしたというところござい

ます。そのプレミアムの部分に店が100円を負担することに、そのことに対して抵触するというところであります。ですから、そのたばこ店が既に100円を負担しているという行為そのものが、値引きをしてたばこを販売しているといったことの部分で抵触するというところでとまったという部分でございます。

本市の商品券につきましては、店の負担をプレミアムの分に負担するものではなくて、その部分をすべて市のほうで負担するということでございますので、いわゆる定価でもって販売、額面でもって購入するといった形になっております。これはもう近畿財務局のほうに確認いたしております。本市の商品券につきましては、その分については抵触しないといったことで回答をいただいております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○上村高義議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 市営住宅について、2回目のご答弁を申し上げます。

災害時には、市立集会所や公民館などを活用すべきとのご質問でございますが、集会所や公民館は、数日の短期間の使用は可能と思えますが、長期にわたる使用は困難であり、火災や災害時の収容は数か月と長期間にわたるため、救済措置として庁内の関係課と協議した結果、第4次行政改革の中で低未利用地や公共施設の有効活用などを検討されている中でありますが、当面の間、現在空いている八町団地の1戸を政策的に空けるものでございます。

以上です。

○上村高義議長 原田議員。

○原田平議員 修正申告等については、今後、市民にやっぱり丁寧にご説明をいただいて納得をしていただいております。

ようなことをさらに頑張っていたきたいということで要望しておきたいと思います。

セッピーの商品券であります、いろんなことを申し上げて、市の予算を執行していくわけでありますから、やはり現状に満足をする事なく、より投資効果の高い事業となるように、さらに取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

八町団地の問題であります、先ほどもご答弁ありましたように、公営住宅法の定義の中に政策空き家というものはない、しかし、そういったことが起こった場合に政策空き家として活用するんだということですが、庁内で協議をされたというふうに思うのであります、例えば、火災が起こって、そこに入っていたかどうかという場合、それでは、リフォームをして常に快適な状況で維持管理をされた中で入っていたかどうかということになるのか。今の状況であればほったらかしなんですね。前任者が出ていかれたままで、金をかけないでそのまま残しておこうと。それで直ちに使うんだということでは、これは入っていただく方に大変申しわけないというふうに思うわけであります。そういうことで、私の意見として出したわけでありますが、庁内協議も十分されたということでありますけれども、今後どのように取り組みをしていこうとされているのか、副市長からお考えをお聞きしたいと思います。

それだけです。

○上村高義議長 答弁を求めます。市長。

○森山市長 原田議員、副市長の指名でございますけれども、この件については私が当初から大きくかかわっておりますので、ちょっとだけお話を。それでもいいですね。

政策空き家の件についてですけれども、そもそも私が市長になりましたときに、1

年目でしたか、大きな火災がございまして、そのときにどないしようという話が持ち上がりました。直接いろんな話も聞かせていただいたんですけれども、とりあえず集会所等々の緊急避難ということがあったんですけれども、長期にわたる方が何件かございまして、何とかしてほしいという話が直接、間接に伝わってまいりました。取り決めはあつてなかったと思うんですね、当時。私は、建て替えを想定して鳥飼野々団地等々に空き家がかなり出ておったことを承知しておりました。それこそ今言われたようにほったらかしの状態で、もう戸をくぎづけのような形の空き家が何戸かございまして、私は、もう畳もないシゴキブリの巣になっておるのではないかと思ったんですが、大変失礼だと思うけれども、一度被害者の皆さんにご提案してはどうかということで、直接お話を申し上げました。結果的には、被害者の方、後から本当にありがたかったという心からのお礼をいただいたことを思い出します。緊急避難のときには集団で入っておられて、それから少し長期化する場合、やっぱり物理的には大変確かに汚いし、いろいろあつたらしいんですけれども、それよりも何よりも精神的に安住のところを即提供してもらえて、こんなうれしいことはなかったということ私は直接聞きまして、これは、災害というやつはとっさに着のみ着のままでありますから、何よりもぐっすりと眠れるといいますか、そういうところやなど、そういうことを思いまして、たまたまといいますか、そういう建て替えを想定しての空き家がございましたので、それ以来、政策空き家という形で置くことにいたしました。

今、野々団地等々ももう建て替えということになくなってしまいます。そういう中

で、適当な政策空き家につきましては、八町団地については、将来建て替えをするから即そこやというような話じゃございませんで、今、空き家が幾つかあると。そのうちの一つをとっさの場合に備えて政策空き家として置いておいてはどうかということでご現在あるわけでございます。

ただ、その一つが、やっぱり住宅に困っておられる方に供給する、そんなこともあるわけでありまして、ほったらかしにしておいて隣近所に迷惑がかかることも、それはしっかりと踏まえておかないかんわけですが、今、ご指摘がありましたように、全摂津市の中にも有効利用できる施設等々もないこともないわけでありまして、一度しっかりと点検いたしまして、そういう恒久的な政策空き家というものをしっかりと視野に入れて考えていきたいなと思います。

以上でございます。

○上村高義議長 原田議員の質問が終わりました。

次に、山本議員。

(山本靖一議員 登壇)

○山本靖一議員 指定管理者制度について質問をいたします。

昨日、同僚議員から問題点が指摘され、改善するとの答弁をされています。改めてお聞きしたいと思います。

この制度の目的は、自民党政治のもと、規制緩和の流れに沿って10兆円とも言われる公の施設管理を民間に開放し、サービスの向上と自治体のコスト削減を目的として導入されてきました。27、28次地方制度調査員を務められた中央大学法学部教授の今村都南雄氏が、「公共サービスと自治体の役割」という小論の中で、本来、地域公共サービスの供給問題に立ち返るならば、十分にしてくつ良質な公共サービスを

確保するための公共的決定において、自治体が果たすべき役割をしっかりと踏まえることが前提であると。その上で、困難な制約条件のもとで、その役割の遂行能力に限界があるとなれば、外部にある資源の活用を図るしかない。それが本来の姿であって、やみくもに外部の組織団体に公共サービスの供給責任をゆだねてしまうことではないと提言されています。

指定管理者制度を拡大していくとの答弁がありましたけれども、少なくともこれ以上の民間委託を拡大する、そういうことはしない、そして、現状の改善を大いに進める、こういう立場に立つべきではないかと思いますが、見解を示していただきたいと思います。

2点目にお聞きしたいのは、きのうも質問がありました。これまでの総括について、どんな物差しで検証されてきたのか、新たに物事を進めていくとき、これまでの事業についてしっかりとした検証なしに、改善すべき課題も見えず、方針も練り上げていくことはできません。公室長は、一定の評価をしているが課題も残していると抽象的な答弁をされました。具体的に示していただきたいと思います。

教育委員会にお聞きしたいと思います。市長部局は、これから指針をつくるというふうにおっしゃっています。教育委員会は、来年度からこの指定管理者に基づいて民間委託をするということをお決めになりました。選定要綱などはお決めになったようですけれども、どんな指針を持っておられるのか示していただきたいと思います。

次に、バスの問題についてお聞きをしたいと思います。

きのうの議論で示された自治会関係者の方から否定的な声も出されたということ

聞きました。こういう声も理解していただくためには、理念やはっきりした目的を示して税金の使い方について説明責任を果たしていく必要があると思いますが、その目的、理念を改めて示していただきたいと思えます。例えば、高齢者の社会参加を確保していくとか、CO2の削減の問題もありました。それから高齢者の免許証の返還代替措置としても確保していくとか、いろんなことがあると思うんですが、そういうことについての市とした理念とか目的を示していただきたいと思えます。

2点目には、庁内関係者による準備会が設置された。これは何を積み上げていくのかお聞きをしたいと思えます。巡回バスを走らせたときの資料や、12年前にプロジェクトチームでつくり上げた成果を参考に、そういうことも必要ではないかというふうに思うんですが、これは全く活用していないのか、そういうことを聞きたいと思えます。

それから、3番目には、現在の市の持ち出しは約2,300万円ほどですが、財源をどのように見ているのか。当初、来年からの実施を私は想定していたんですけども、このままではいつこのバスが走るのか全く見えてきません。プログラムについても示していただきたいと思えます。

1回目の質問です。

○上村高義議長 答弁を求めます。市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 指定管理者制度に関しましご質問にご答弁申し上げます。

指定管理者制度は、ご存じのとおり、公の施設の管理に当たりまして、直営ではなく、指定管理者にその経営を一時期一定の権限の範囲でゆだねることができるという

制度でございます。そもそも公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設ということでございまして、直営で経営をしていくか、もしくは指定管理者制度にのっとりまして指定管理者を指定して経営をしていくか、選択肢としては二つございます。

ご指摘のとおり、指定管理者制度そのものは、従来の管理委託制度から変更するに当たりましては、規制緩和という流れの中で取り入れられた制度であろうというふうに思いますが、現在、市におきまして、行財政改革を進めるという観点から、さまざまな点で取り組みを進めております。全体の行政コストをやはり一定圧縮し、それに合わせまして行政サービスが低下することのないように取り組んでいくということをして市全体で進めておるわけございまして、そういう観点からいいますと、やはり新たな指定管理者制度を導入する施設ということで、現在の指針の中に一定盛り込んでおるとございまして。

現在の市の42施設につきましては、平成18年4月に指定管理者制度を導入いたしておりますけれども、これまでの評価といたしまして、やはり現在の指定管理者が、従来の外郭団体等をそれまでの実績を評価した上で指定管理者に指定しておりますので、大きなサービス供給の低下ということは認められないというふうに考えておりますし、市の考え方を非常によく理解した上でやっていただいております。ただし、指定管理者制度本来の趣旨である、競争を一定踏まえながら、よりコストを削減し、よりサービスを向上させていくというのが十全に機能しているかということになりますと、やはり検討すべき課題もあるのではないかとこのふうには考え

ておるところでございます。

○上村高義議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 図書館を指定管理する教育委員会の指針ということでございますけれども、図書館は、教育基本法で規定された社会教育施設であり、教育基本法第2条に掲げます教育の目的は、あらゆる機会にあらゆる場所において実現されなければならない、また、第3条、教育の機会均等ということで、すべて国民は等しくその能力に応じる教育を受ける機会を与えられなければならないとされており、それを体現するのが公立の図書館であることは十分認識しております。

行財政改革の視点として、行政サービスを後退させることなく行財政改革を遂行するというところでございますけれども、教育委員会といたしましては、行財政改革を後退させることなく市民サービスの向上を図りたいと考えております。

図書館におきましては、蔵書の充実や開館日、開館時間の拡大、延長、各種イベントの開催など、市民の方からたくさんのご要望をいただいております。そのご要望に応じていくため、市民に親しまれる図書館、生涯学習を支える図書館、子どもの読書活動を推進する図書館、そのための図書館ネットワークの構築・連携を目指して、図書館を運営してまいりたいと考えております。

これまで、直営の図書館といたしましても、いろいろな事業を新たに起こし、図書館運営を進めてまいりましたけれども、この図書館運営を実効性あるものとするためには、館長はじめ図書館運営の核となる職員にかかっておると考えております。行財政改革の中で、今後も660人体制を目指す市の人事制度の中では、正規職員として

これ以上専門職を配置することは困難と考えておりまして、指定管理者制度を導入し、図書館運営の中心となる職員、専門職を配置することによって市民サービスの向上を図り、かつ、結果として行財政改革に寄与したいと考えております。

市民図書館、鳥飼図書センターにつきましては、指針に基づき、5年間の指定期間ということで、選定基準に基づき公募したいと考えております。指定管理に当たりましては、事業の評価、モニタリングを行いまして、公立図書館として十分現在以上の図書館運営をできるように体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 質問番号2番、市内バス交通網について、ご答弁申し上げます。

ご意見といたしまして、ご質問の内容としまして、自治会のほうからも否定的な意見が出たと、こういうようなお話でございます。確かに自治会のほうからも他の施設を利用することで便数を減らすということも一つの方法ではないかと。また一方、税金の使い方といいますか、これはやはり公平な使い方が一つの理念かなと。ただ、バスを今、運行しておる状況の中では、有料と無料という、こういう料金体系の違いもございまして、ですから、ここらに向けましても、やはり税金をいかにうまく活用するかということが一つのポイントになってこようかと思っております。

高齢者の問題ですね。免許証も高齢になってこられまして返還をしなければならぬ時期をお迎えになるかと思っております。今現在、高齢者としましては、本市では約2割弱の人口比というふうに向っております。

このようなことから、やはり今後こういう公共交通バスが求められてくる時期が迫ってきたのかなというふうに感じております。

庁内の準備会ということでございますが、これは私どもとしまして、今の交通対策課のほうにつきましては、非常に新しいメンバーがそろっておるという状況でございます。過去の経緯についてはなかなか十分把握していない状況でございます。そのような中で、まず私どもとしましては、市内の意見といいますか声を聞かせていただいて、福祉的な要素を探るのか、あるいは路線バスとしての性格を探るのか、あるいは補完バスという考え方もあるのではないかと、そういうところを確認させていただきたいということで、準備会を1回開かせていただいたという状況でございます。

私もあまり知らなかったんですが、12年前にバス交通検討委員会というのが立ち上げられているというのをつい最近認識した次第でございます。その資料を今確認中という状況でございます。路線バス、あるいはこういう循環バスに対しましての補助、今現在、両方委託と補助とを合わせまして二千数百万円程度の補助額になっているかと思っております。この分につきましても、今後、懇談会の中でバス体系をどういうふうにするべきか、その中で便数をどうするんだ、エリアをどうするんだ、距離を延ばせばその分時間がかかりますので、今の1台運行の中では便数も減という状況になってまいります。そのようなところから、今後、市の財政のことも考えつつ、懇談会の意見を尊重もさせていただきながら、よりよいバス運行計画を立ててまいりたいと、このように考えるところでございます。

○上村高義議長 山本議員。

○山本靖一議員 バスの便のほうからお聞きをしたいと思うんですけれども、目的、理念をはっきり示していただきたいということを最初に言いました。今の説明ではなかなかどうということなのかなというのが見えません。こういう時期ですから、本当にはっきりとした目的、理念というのを改めて示していく必要があると思うんですけれども、この点についてもう一度答えてください。

それから、今年の4月からそういう懇談会をつくっていくというようなお話でしたけれども、いまだにまだ懇談会ができていない。庁内準備会ということですが、その中で、特に12年前でしたでしょうか、プロジェクトをつくって、5か月間で成果物をつくられた。これは全く知らなかったということでは、どんなことになっているのかなというように思いがするわけです。この成果物の中には、例えば安威川以南、以北、合わせて2ルートを3、200万円ぐらいの積算で走らせるというようなことまで書いてあったんですね。これも全く参考にならないか、そんなことはないと思うんです。こういうことを継ぎ足していけば、今やっているようなことを相当省けて、来年の実施にもそういうことの道が開けてくるのかなと思うんですけれども、庁内の体制の問題もありますし、それと、このスピード、それから財源的な問題についても本当にやる気があるのかどうか、改めてそのことをお聞きしたいと思うんです。今の状況で実際にどれぐらいの財源を見込んでいつから走らせようとしているのか、もう一度この点を聞かせていただきたいと思います。

それから、指定管理者の問題ですが、公室長もやっぱり検証の中身について

具体的にお答えにならなかった、つまりこの検証をしてくれなかったということではないかと思うんですね。きのう、副市長は真剣な反省をとというような言葉の中に、そのことが包含されているかというふうに思うんですけれども、検証する機会があったんですよ。このことを是とするわけじゃないんですけれども、2005年3月、それから2006年の8月だったと思うんですけれども、地方行革の新指針で、指定管理者制度の促進を図ってきた。その中で、現在直営で管理しているものを含めて、すべての公の施設について管理のあり方について検証を行い、検証結果を公表するというのを2度にわたってやられているわけですね。これをやってきたのかやらなかったのか。やらなかったとすれば、国の言うことですから、全部聞くということになりませんし、随分不当なこともありますから、はね返していくという理由もあると思うんですけれども、こういう検証をされていれば、少なくとも新たなこの制度へ移行するときにはきちっとしたものが出てくると思うんですけれども、こういう検証を無視してきたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、指定管理者制度運用上の留意点の中で、指定管理者の選定過程に関する事項、特定事業者を選定する際、当該事業者の選定理由について十分説明責任を果たしているかというふうなものがあります。これは、もう早速、教育委員会が選定基準をつくっていかうとしておられるわけですが、市長部局のほうは、来年からまた2回目、同じ事業者を選定するという事になっているんですけれども、この選定理由について十分に説明責任をする、そういう中身をお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。同時に、住

民から見て透明性が確保されているかということも聞いています。このことも併せて示していただきたいと思います。

2回目といたします。

○上村高義議長 まず、土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 公共交通バスということでの目的、理念ということですが、私どもとしましては、今の生活体系をよりいい方向に向けたい、そういう形の中で、市民の需要に応じた輸送を確保したい、こういうふうに考えるところでございます。そのようなところから、いきなり私どもがどうのこうのと考えるんじゃないし、やはり市民の方々のご意見もお伺いした中で、それも反映できる範囲でさせていただきたいというふうに考えているような次第でございます。

4月から懇談会が開かれていないということでご指摘をいただいておりますが、この件につきましても、私どもとしましては、第1回目をどういうふうに関係すべきかという状況をいろいろ内部的にも考えた次第でございます。先日も申し上げましたように、市民の方々、それから事業者、それと私ども行政とで懇談会を開きたいという思いもございましたが、3者が三様集まってしまうと、それぞれの意見も聞き取りにくい部分があるかというところで、とりあえず要望は要望、回答は回答というふうな形でまずできないかという判断をしたところでございます。

12年前の検討委員会のことのご指摘を受けております。その範囲のことを認識していなかった、実にご指摘のとおりでありまして、まことに申しわけない状況かと思っております。ただ、私どももせっかくそういう経緯があるということをお聞きいただきまして、今後、それもまた参考に

させていただいて、今の時代と時代の流れの差はございますけれども、それも活用させていただいて、できるだけ早い時期にまとめ上げたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○上村高義議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 指定管理者の実績等についてきちっと検証されているかというご質問でございます。指定管理者制度そのものは、公共サービスをきちっと安定的に提供していくという市の責任がございまして、制度の中でも、管理権限の範囲でございますが、事業報告書を毎年出されて点検をする、チェックをしていくという制度がございまして、それに基づきまして、毎年所管課のほうには各指定管理者から報告書が出されているというふうに考えておりますので、それぞれの所管において内容の点検はされているだろうというふうに考えております。

ただ、より高い水準、より拡大したサービスという形で、やはりもう一段も二段も要求をきちっと整理しながら、時代に合わせた検討をしてきたかということになりますと、やはりもう一步踏み込んだ作業が必要であったのかなというふうには考えておるところでございます。

そういうことで、これからの取り組みといたしましては、その辺のことを踏まえまして、現在考えております改定指針では、3年間の猶予の中で改めて検討していくというふうにしておるところでございます。

以上です。

○上村高義議長 選定理由の説明という答弁が抜けていますけれども。

○羽原市長公室長 申しわけございません。

それぞれの指定管理者につきましては、それぞれのサービスの特性、施設の特性が

ございますので、それぞれ施設ごとにどういう団体、どういう者が適切かということの判断は必要になるかと思っております。現行の指定管理者につきましては、従来の管理委託をしておりました外郭団体を指定管理者にいたすという経過から、指定管理者の選定委員会を設けての検討ということはしておりませんが、今後、公募等で行っていくとなりますと、やはりそれぞれの施設ごとに基準を設け、それぞれ検討委員会等を開きながら、市民に説明できる形で議論をし、最終的な業者を決定していくという手続きを踏んでいく必要があるかというふうに思っております。

○上村高義議長 山本議員。

○山本靖一議員 やっぱりきちっとした検証ができていないということは、おっしゃらないけれども、はっきりしているでしょう。今言いました2005年、それから2006年の問題についてもお答えがなかった。非常に不誠実な態度やというふうに思うんです。しかも、今言いましたけれども、この23年から特定事業者にまた選定することになっておるんですけれども、この選定の指針を24年度につくるということになったら本末転倒なんですよ。選んでしまった後、これはまたその指針をつくる、これは何ですかという部分を問われるわけですね。改めてそのことについてお答えください。同時に、管理職が定年で退職された方が2年間また行かれる、今年は残念なことで1か月足らずで退職されたような方がありましたけれども、そういう方が本当にこの中で役割を果たしていくということも重要なことだと思うんですけれども、このことについても、ひとつお答えをいただきたいと思っております。

それから、バスの問題ですね。これは改

めてこれまでのプロジェクトチームをつくった成果物を検証するというふうにおっしゃった。一番大事なものは、いつから実施をするのか、どれぐらいの財源規模を考えているのか。当時は近鉄のお金を引き上げて、そういういろんなことも考えておられたみたいですが、少なくとももう1ルートできるというふうなことにつながるわけですから、具体的な内容についてお答えください。

○上村高義議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 検証ができていないのではないかというご指摘でございますが、私どもは、今回の導入に関する指針第1次改訂版、それをつくるに当たりましては、やはりそのことも踏まえまして、どう対応していくか議論をしてきたというふうに思っております。本来であれば、今回、5年間の時間が過ぎまして、改めて指定管理者を選定していくという作業の中で、本来の趣旨である競争の原理を導入し、公募で進めていくということも論理的には可能と思えますけれども、それぞれの外郭団体の抱えているさまざまな課題、これも現実にあるわけでございますので、私どもといたしましては、これまでの経過を踏まえ、外郭団体の現状も考えますと、もう一段の猶予をもちまして、それぞれの団体のあり方等も含めて議論させていただきたい、その猶予を3年間は申しわけないが与えていただきたいというふうに考えまして改訂版をつくってきたというところでございます。その間にしっかりと議論をしまして、経営の状況等を踏まえて議論をした上で、新たに2次の改訂版をつくり、本来の制度により近い形で、より効率的、より合理的な形で指定管理者制度については運用してまいりたいというふうに考えております。

なお、今、ご指摘がございました人の問題でございます。確かにこれは随分環境が変わってきたというふうに感じております。以前の指定管理者制度に基づく外郭団体のいわゆるトップに当たります人の配置につきましては、退職した職員のうち、しかるべき人間を雇用してもらおうというようなこともございましたけれども、ただ、そういう競争というようなことも視野に入れますと、なかなかそれだけでは難しいのではないかとこのように考えておりますので、そういう人の配置も含めまして、改めて見直していく必要があるのかなというふうには感じておるところでございます。

以上です。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 バスの問題につきまして、いつから実施するのか、財源はどうするのかというようなご質問でございます。非常に難しい状況でございますが、実施時期につきましても、まだ意見集約は整っておりませんし、事業者のほうからの回答もいただけていない状況でございます。また、時期的にも、やはりそれらが決まった中で予算要求もしてまいらなければならないので、申しわけないですが、23年4月はちょっと無理かなという判断をいたします。財源のほうも、補助と、それから委託を合わせまして二千数百万円を組んでおりますけれども、それぞれ近鉄バス、阪急バスをお願いしているバスの台数としましては1台ずつでございます。ですから、これを2台にする、あるいは距離を延ばすということになれば、それなりの比例した範囲の中での予算が増えてくるのではないかなという思いがあります。そういう内容の中につきましては、意見を集約した後に財政部局とも予算の内容について詰めてまいり

たいと考えておりますので、ご理解のほど
よろしくお願い申し上げます。

○上村高義議長 山本議員の質問が終わりました。

次に、本保議員。

(本保加津枝議員 登壇)

○本保加津枝議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

1、特定年齢への子宮頸がんワクチン一斉接種実施とがん予防に対する本市の施策について、お尋ねをいたします。

まず、がん対策基本法施行後の本市のがん予防施策の対応と現状についてお聞かせください。子宮頸がん予防は、現在、世界的に見て非常に大きな国家戦略であり、政治の決断が必要な事柄だと言えます。子宮頸がんは、予防法を獲得した唯一のがんであり、細胞診とHPVヒトパピローマウイルス検査を併用する精度の高い検診とワクチンの両者によって根絶が期待できるからです。ところが、日本の子宮頸がん検診の受診率は、現在20%台にとどまっています。この原因は、検診事業を行っている自治体のほとんどの予算額が対象住民の20%に満たないため、住民に十分な働きかけができないからだと考えられています。質の高い検診を導入して、検診間隔を伸ばせば、医療従事者の負担も減り、医療費の抑制にも力を発揮することになります。子宮頸がんワクチン接種の全国的な広がりが一気に加速してきている現状では、市区町村の公費助成事業は、予防ワクチンの接種費用を全額助成するところもあれば半額助成のところもありとさまざまですが、本年7月の時点で114自治体が公費助成を行い、うち78自治体が1万2,000円以上の助成を行っていることが明らかになりました。また、特定年齢へのワクチン接種

については、12歳の女兒全員を対象にワクチンの接種を実施したとき、おおむね210億円の費用を必要とするが、医療費や労働損失を減らすことができるため、400億円の効果があり、社会全体で190億円の損失を減らすことができるとの見方もあります。

そこで、本年6月の第2回定例会においても質問をいたしました特定年齢への子宮頸がんワクチンの一斉接種実施について、課題も含め、その後、どのような形でご検討いただいたのかお聞かせください。どのような人が発がん性HPVに感染後、子宮頸がんを発症するのか、そのメカニズムは解明されていないため、感染したすべての女性が子宮頸がんを発症するリスクにさらされています。0.1から0.15%の発症率は、個人から見ると低い可能性に見えますが、それが累積して年間1万5,000人が新たに罹患し、約3,500人の方が命を落とされていると推計されています。

既に申し上げたように、子宮頸がんの原因は、ヒトパピローマウイルスの感染です。性交渉によって感染しますが、特別な人だけに感染するのではなく、HPVはだれにでも感染の可能性があります。子宮頸がんは、最初のころは全く症状がないことがほとんどで、自分で気づくことがありません。そのため、異変に気づいたときには、がんはかなり進行していることがあります。子宮頸がん予防ワクチンは、子宮がんの原因となるウイルスに免疫をつくらせるものです。このワクチンは、既に感染しているHPVを排除したり、既に起こっている子宮内部の前がん病変やがん細胞を治したりするものではありません。反対に、がんの症状を悪化させたり、がん化を促進させるこ

ともまたありません。このようなワクチンの性質を踏まえ、がん予防対策における子宮頸がんワクチンの有効性について、本市ではどのように認識をしておられるのか、併せてお聞かせください。

1 回目は以上です。

○上村高義議長 答弁を求めます。保健福祉部理事。

(福永保健福祉部理事 登壇)

○福永保健福祉部理事 特定年齢の子宮頸がんワクチン一斉接種実施とがん予防に対する本市に施策について、ご答弁申し上げます。

平成18年にがん対策基本法が施行され、それに基づくがん対策基本計画が策定され、がん検診受診率を5年で50%以上とすることが国の目標として掲げられております。本市におきましては、平成13年度から乳がん検診でマンモグラフィーによる検診をはじめ、また、平成16年度には子宮頸がん検診の対象年齢の引き下げなどを行い、現在、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5種類のがん検診を実施しているところでございます。特に、平成21年度には、一定の年齢に達した女性に対し、乳がん、子宮頸がん健診の無料クーポン券と健康手帳を個別送付し、受診勧奨を図ってまいりました。こうした取り組みによりまして、平成21年度の各種がん検診の受診者数は、乳がん検診で1,364人、子宮頸がん検診で2,499人となり、がん対策基本法が施行されました平成18年度と比較して、ほぼ倍増しております。また、胃、大腸、肺がん検診では、平成20年度の特健診への制度変更の影響もございまして、やや受診者数が減少しており、今後一層受診促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がんワクチン一斉接種の実施についての考え方でございますが、現在、厚生労働省の厚生科学審議会に設置されました予防接種部会におきまして、子宮頸がんワクチンを予防接種法に位置付けるかどうかについての議論が行われているところで、市長会等を通じて国策として定期接種への位置付けを要望しているところでございます。また、がん対策という側面からいたしますと、定期的な検診とワクチン接種で予防できる唯一のがんということから、この子宮頸がんワクチンは非常に有効でございます。がん対策基本計画におきましても、がんの予防ということが大きな柱の一つとなっており、厚生労働省でも23年度予算の概算要求で、市町村が実施する事業に対して補助する制度が盛り込まれております。今後、こうした国の動向に注目してまいりたいと考えております。

○上村高義議長 本保議員。

○本保加津枝議員 それでは、2回目の質問を行います。

本市のがん予防施策への取り組みにつきましては、5種類のがんに検診を実施されているとの現状をお聞かせいただきました。女性特有のがんである乳がん、子宮がんと同様に前立腺がんなどの男性特有のがんも増加傾向にあり、がん検診の対象に組み込み、予防及び早期発見に力を入れなければならないと考えます。また、特定検診の制度変更の影響を受け、胃がん、大腸がん、肺がんについては、やや受診者数が減ったとのことですが、がん対策推進基本計画の中にがん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、目標の達成状況の把握及び効果に関する評価があげられています。受診率の低下が平成20年度の特健診の制度変更による影響だけであっ

たのかどうかについて、受診率の推移を見る上でも、受診促進と併せて原因を正確に検証しておく必要があったのではないかと感じましたので、今後はこういった点についても留意していただきたいと思っております。

本市における今後のがん予防施策に期待する点といたしましては、男女の性による格差のないがん予防検診の受診機会の均てん化を図るとともに、罹患率の高いがんにも敏感に反応し、検診対象として適切に取り組むことができる体制づくりと柔軟な姿勢で予防検診の拡大に取り組まれ、平成23年度まで、5年以内に目標とされるがん早期発見のためのがん検診受診率50%の達成を目指して頑張っていたいただきたいと思います。これらがん予防施策の拡大等につきましては要望といたします。

さて、特定年齢への子宮頸がんワクチンの一斉接種実施についてでございますが、事業として取り組んでいただいた場合を想定して、次の3点についてお聞かせいただきたいと思っております。

まず、1点目は、子宮頸がん予防ワクチンの接種は、10歳から可能とされていますが、抗体価の獲得や接種率の効果を考えると、特定年齢として接種を実施する場合、対象年齢は何歳の女子が適正だと考えられるのでしょうか。お聞かせください。

2点目に、国の動向を見守っていききたいとのご答弁でしたが、厚生労働省が来年度予算概算要求で求めたとおりの事業費が国で予算化され、本市で実施された場合の予算規模はどの程度見込めばよいのかお聞かせください。

3点目は、予防ワクチン接種の実施方法においては、個別接種と学校現場で一斉に実施する集団接種の二通りの方法があると

思いますが、それぞれのメリット、デメリットについてはどのように認識しておられるのかお聞かせください。

2回目は以上です。

○上村高義議長 保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 子宮頸がんワクチン接種を実施する場合の予算規模についてでございますが、抗体価の獲得や接種率などの効果を考慮し、小学校6年生あるいは中学校1年生の女子を対象にして、放課後等に集団接種を行う方法が接種率を確保する上で望ましいと考えております。集団接種を前提とした場合、医師、看護師の person 費、ワクチン代を含め、3回の接種に係る概算で、およそ1,600万円が見込まれます。市内の医療機関での個別接種の場合、診療報酬に基づいた注射料等が加算されるため、2,000万円程度の予算が必要となります。今回、厚生労働省の概算要求では、事業費の3分の1が補助金として計上されておりますので、一般財源としておよそ1,000万円から1,300万円程度が必要と見込まれます。

集団接種につきましては、効率的な実施方法ではございますが、過日、市の予防接種検討委員会で一部検討していただきましたところ、個々人の体調管理面や保護者の同伴をどう取り扱うのかといった集団接種での課題も指摘されたところでございまして、実施する場合の方法についても、今後の検討課題として認識をしているところでございます。

○上村高義議長 本保護員。

○本保加津枝議員 それでは、3回目の質問を行います。

質問の1点目につきましては、本市においてのワクチン接種の特定年齢については、小学校6年生か中学校1年生を対象にどの

ご答弁でした。

2点目の接種費用の公費助成につきましては、国の事業費が3分の1の場合、およそ1,000万円から1,300万円程度の一般財源が必要となるとの認識をされているということでお答えをいただきました。本市の今年度補正後の予算総額が約320億円余りですので、ワクチン接種費用を1,300万円と仮定すると、公費助成を実現するためには、予算全体の約0.04%程度の費用の捻出が必要になります。

3点目の実施方法については、放課後に集団接種を行う方法が望ましいが、集団接種については課題もあるとのことのお答えでした。検討課題を解決するためには、保護者の皆さんが子宮頸がん予防ワクチンについて、正しい知識を得るための詳しい情報の提供とワクチン接種後の副作用についての丁寧な説明会等の実施が必要であり、接種対象者個人個人の体調管理面の確認作業は不可欠であると思えますし、保護者同伴の取り扱いについても同様の対応が必要であると考えます。この点につきましては、ご苦労をおかけいたしますが、教育委員会、学校関係者の皆さん、医療機関関係者の皆さんに連携とご協力をお願いいただき、保護者の皆さんのご理解とご納得のもとで効率的な集団接種実施体制の構築を実現していただきますようお願い申し上げます。

本市におかれては、がん予防への取り組みの中で、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの検診に対し、積極的にお取り組みをいただいておりますが、既にご承知のとおり、他のがんと子宮頸がんの違いは、現状において、一定の条件のもと、唯一ワクチンで予防できるがんとされる点であります。ご認識いただいておりますように、現時点における国の動向は、来年度

予算概算要求では、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン助成事業などに対して補助する制度が盛り込まれることになっていきます。ただし、同事業では助成事業を実施していない市区町村は対象に含まれておりません。この点に留意され、本市におかれては直ちに子宮頸がんワクチンの特定年齢一斉接種実施助成制度の創設と、これに対する予算措置をはじめ、必要な体制を整え、国の施策が明確になった段階では既に対象事業となっているよう、早急にお取り組みをいただきたいと考えます。

コンパクトな摂津市だからこそ可能ながん予防施策の実現をぜひともお願い申し上げます。前回の定例会に引き続き、今回も質問させていただきました。ワクチンの特定年齢一斉接種に対する第一歩として、まず、ワクチンの特定年齢一斉接種事業に着手していただきたいとの思いでございますので、国の助成事業の創設を踏まえ、極めて有効とされる子宮頸がん予防ワクチンの特定年齢一斉接種事業に対する本市の今後の取り組み方について森山市長にご答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 本保護委員の質問にお答えをいたします。

この件につきましては、今日まで何度かご質問をいただいております。以前、この議会で前立腺がんの話も出てきたと思っておりますけれども、たくさんこういった同種の問題があると思っております。いずれも大切な問題で、しっかりと目を向けないかんことは承知をいたしております。その都度お答えしてきたと思っております。問題はしっかりとらまえているけれども、市独自ですべて

ということはなかなかかなわないと、一つ基準を設けておきますと。それは、法定といえますか、国の認知をされたもの、これを一つの基準として、今後しっかり目を向けていきたいというような答弁をしてきたと思います。

今、ご指摘があったんですけど、今日までその都度、市長会等々を通じて、厳しくといえますか、国に対して申し入れをしてきたところをございますから、このたび来年度の概算要求に盛り込まれるやの話を承っておるところをございます。国がしっかりと予算を組むという前提のもとではございますけれども、この子宮頸がんのみならず、他の施策との整合性も図りながら、先ほどおっしゃいました、がん撲滅先進市を目指せたらなと思っておりますので、るる検討したいと思えます。

以上です。

○上村高義議長 本保護議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

第1に、子育て支援にかかわって、子ども手当の支給と就学援助制度についてそれぞれ伺います。政府の少子化対策、子育て支援の目玉としてスタートした子ども手当ですが、国会でも十分な議論が尽くされておらず、解決していないさまざまな問題を残しています。当面の財源を所得税、住民税の年少扶養控除の廃止などと抱き合わせで始まった点、こうした増税は保育料決定などに連動して雪だるま式の負担増となっかぶさる可能性もはらんでいます。また、2011年度、政府予算の概算要求が出され、検討が進められていますが、子ども手

当の上乗せ額は示されておらず、全額支給は当面ないものと考えられています。今後の財源のこととなると、配偶者控除、成年扶養控除の廃止など、子どものいない世帯には丸々負担となること、子育て関連予算の相互の食い合い、ましてや消費税増税なんてことは決してあってはならないと考えています。そうしたもつで、トータルで見たときに、本当に子どもにとって、子育て世代にとって暮らしをしっかりと支えるものになっていくのかどうか、注意して見ていく必要があるのではないのでしょうか。

さて、厚生労働省では、この9月、子ども手当を受給する対象者のうち、未申請が30万人にも上るとの見通しを発表しました。手当受給の対象者で申請を行わない場合は、そっくりそのまま税の負担増です。定額給付金の際のように、制度そのものに反対の意思を持って受給されない方が中にはいるのかもしれませんが、手続きできない何らかの事情をお持ちの方も中にはいることも考えるべきです。摂津市における手当の申請状況と未申請に対する取り組みについてお聞かせください。

一方、就学援助制度については、2005年、当時の小泉政権時代に国庫補助が一部廃止となり、一般財源に置きかえられ、それに伴って市町村によって基準の切り下げ、制度の縮小の動きが進みました。摂津市では、就学援助を広く子育て支援の施策ととらえて認定基準は維持してきたわけですが、2月に示された4次行革案で、今年度見直し検討、来年度実施のスケジュールが記されています。雇用の不安定化や景気状況の悪化は若い世代に、暮らしに一層深刻にあらわれています。支援の強化・拡充こそ大事だと考えますが、見直しの中身をお聞かせください。

第2に、今年の猛暑に対する熱中症対策の取り組みについて伺います。

全国的に記録的猛暑となった今年の夏、摂津市でも熱中症になられる方が多く出ましたし、それ以上に多くの方が予防や対策に気を配っていたかと思います。そこで、摂津市における今期の熱中症患者の状況について把握しているところをまず伺いたいと思います。

次に、市の取り組みとして、公民館での一時避難所の設置が緊急に取り組みましたが、それも含めて予防や対策をどのように取り組まれてきたのかについてもお聞かせください。

続いて、学校における対策について伺います。きのうの村上議員の質問でも、小学校の普通教室ではエアコン未設置の状況が指摘されましたが、なかなか授業に集中できないことももちろんありますし、今年のような場合、安全面からいっても、子どもたちの健康は大丈夫かなと、こういった心配の声も聞きました。今年から夏休み期間も若干少なくなって、8月末から新学期を迎えました。9月の中ごろまで本当に残暑もきつかったわけですが、学校施設の対策がどのように取り組まれたか、お聞かせください。

第3に、ワクチン接種における公費負担について伺います。きのう川端議員、先ほど本保議員から、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、それぞれ質問が行われましたが、国のワクチン政策における取り組みのおくれは本当に明らかです。本来的には、国が責任を持って対応するべきと、予防接種法の改正で定期接種に切りかえていくことが大事であると、こう思いますが、ただそれを待っているだけでは救えるはずの命が救えないということが起きているのも実

際のところではないでしょうか。ヒブについても子宮頸がんについても、既に自治体独自の公費助成を実施している市町村が増えてきています。府内各自治体の動きや本市の助成制度をつくることについてのお考えをお聞かせください。また、全額自己負担でのワクチン接種を希望しても、すぐには受けられない状況も問題です。市内医療機関での状況についてお聞かせください。

以上、1回目の質問です。

○上村高義議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 子ども手当の申請状況等についてご答弁を申し上げます。

子ども手当は、中学生までの年齢拡大と所得制限がなくなったことにより、児童手当に比べて対象が拡大し、本年3月31日時点で児童手当を受給していない方については、新しく申請が必要となっております。新しく対象となられた方の中で最も多いのは中学校2年生、3年生で、これらの対象者に対しては、本年4月に制度のお知らせと申請書を送付し、9月末までに申請があれば、4月にさかのぼって支給されることをお知らせするとともに、広報やホームページ、学校等を通してチラシ配布などにより周知を図ってまいりました。この結果、9月14日現在では、対象者1,454件のうち1,230件から申請を受理しており、未申請は224件、15.4%となっております。9月には、中学校を通じて2年生、3年生の生徒全員に子ども手当の申請に関するお知らせを配布するとともに、広報9月1日号やホームページで周知を図っておりますが、未申請の方の中には、公務員の扶養家族については勤務先の官公庁で支給されるため、市への申請は必要のな

い方も含まれており、これらの方々の区分けは困難な状況にあります。しかしながら、支給漏れを防止し、すべての方々に子ども手当を受給していただくことは必要でございますので、改めて未申請の方全員に対し、お知らせと申請用紙等を再度郵送し、確認を行う予定をいたしてあり、子ども手当の支給については今後も制度の周知を図り、申請の促進に努めてまいります。

○上村高義議長 教育総務部長。

(馬場教育総務部長 登壇)

○馬場教育総務部長 質問番号1の(2)就学援助制度の充実について、ご答弁申し上げます。

就学援助制度は、学校教育法において経済的理由により就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされ、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び教育委員会が要保護に準ずる程度に困窮していると認める者を対象として運用しているところでございます。また、教育基本法第4条教育の機会均等を保障する上でも重要な制度であると認識いたしております。

ただし、現行の就学援助制度は、議員のご指摘のように、平成17年度に国の補助金が廃止され、市町村が実施主体となりました。したがって、援助の対象となる世帯の所得水準や援助費の支給水準を市町村が独自に決定する制度のもとでは、市町村の財政力に左右されず、国の示す制度を運用することは非常に困難になってきております。したがって、本市におきましても、今後、現行の就学援助制度のあり方について議論の必要があると認識しております。

次に、質問番号2の(3)夏の猛暑に対する熱中症予防の取り組みについてのうち、

学校施設での対策について、答弁いたします。

この夏の猛暑に対する小・中学校、幼稚園において実施いたしました熱中症予防対策といたしまして、2学期の始業時に各学校・園に対し、熱中症の危険度を測定できる簡易型の測定器や、児童・生徒の体温を下げる冷却用ジェルシート、また、水分、塩分補給のために長期間保存できるスポーツドリンクの錠剤などを熱中症対策用として購入し、緊急時に対応できるよう配布いたしました。

また、学校では児童・生徒に対し、水筒やタオルの持参、帽子の着用、水分、塩分の補給、教室の換気等を徹底したほか、日々の健康チェック、野外でのテントの活用、また、エアコンの設置教室の活用、家庭での規則正しい生活などを指導してまいりました。この結果、幸い本市におきましては、学校の授業中に熱中症にかかった児童・生徒はございませんでした。

次に、熱中症対策としての小学校への普通教室へのエアコンの設置についてのご質問でございますが、現在の小学校へのエアコンの設置状況は、平成20年度に図書室、音楽室などの一部の特別教室に設置いたしました。今年の夏は大変な猛暑が9月上旬まで続きましたが、中学校では昨年に普通教室にエアコンを設置したことから、快適な環境のもとで学習できたとの報告を得ております。小学校の普通教室の設置でございますが、全10小学校で普通教室や支援教室、また少人数指導教室や相談室等々を含めると、200教室以上となることから、その設置費用が非常に多額となるものでございます。

エアコン設置は、学習環境や熱中症対策などにおきましても大変有効であることか

ら、設置の必要性は十分に認識いたしておりますが、財源として国から交付される安全安心な学校づくり交付金は、耐震工事に重点を置いており、また本市においては、市税収入が大幅に減少する見込みで、大変厳しい財政状況にあります。今後、教育委員会といたしましても、引き続き校舎の耐震化工事や大規模改修工事などの課題も多くあることから、摂津市全体で取り組む行財政改革の課題として各事業の見直しを行い、財源確保に向けて市全体で調整していかねばならないと考えております。

○上村高義議長 消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 質問番号2番、夏の猛暑に対する熱中症予防の取り組みについて、
(1) 今季の熱中症患者の状況について、
ご答弁申し上げます。

今季における本市での熱中症患者の救急搬送状況であります。搬送人員は、平成22年9月27日現在63名でありまして、昨年の同時期に比しまして52名の増加、約6倍の搬送人員数となっております。傷病程度の内訳は、軽症、中等症がすべてを占めておりまして、重症事例はございません。発生原因につきましましては、高温環境下における屋内外での作業が、また、年齢別では65歳以上の高齢者が多く見受けられました。

消防本部の熱中症対応としましては、防災演習など、屋外におけるイベント時には救急車を会場に待機させるなど、緊急事態に対処してまいりました。今後もこのような経験を生かし、市民の安全・安心の確保に努めたいと考えております。

○上村高義議長 保健福祉部理事。

(福永保健福祉部理事 登壇)

○福永保健福祉部理事 質問番号2の(2)

熱中症に対する市の取り組みについて、ご答弁申し上げます。

この夏は猛暑日が続き、熱中症による救急搬送も多く、お盆を過ぎても猛暑日が続いていたことから、8月24日から9月9日までの17日間、市内六つの公民館の1室に、熱中症一時避難所として、飲料水、毛布を用意した休憩室を設けさせていただきました。休憩室の設置に当たりましては、公用車による広報活動をはじめ、民生児童委員等に情報の提供を行い、市民の皆様への周知に努めたところでございます。また、一時避難所の利用者は、高齢者1名、成人4名、子ども5名の計10名でございました。そのほか、リハサロンなど多くの高齢者が参加する事業におきまして、保健師などによる熱中症予防のミニ講話を行い、ひとり暮らし世帯や介護保険サービス利用世帯などにホームヘルパーや地域包括支援センターの職員が訪問した際には、熱中症に対する注意喚起を行うなど、例年以上にきめ細かい取り組みを進めてまいりました。来年度に向けましては、一時避難所の開設など、今年度の取り組みについて改めて検証を行い、熱中症予防の取り組みをさらに充実させることができるように検討してまいります。

次に、質問番号3、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンについてのご質問にご答弁申し上げます。

平成22年3月に、厚生労働省が調査しました公費助成を実施あるいは予定している市区町村調査では、ヒブワクチンは全国で204市区町村助成しており、大阪府内では河内長野市と寝屋川市が一部助成を実施しております。また、7月時点の子宮頸がんワクチン調査では、全国で126市区町村の実施報告中、大阪府内はゼロでした

が、その後、池田市がヒブと子宮頸がんの二つのワクチン、堺市が子宮頸がんワクチンの一部助成を発表しております。

本市における状況は、ヒブワクチンが市内14医療機関、子宮頸がんワクチンが6医療機関で実施されております。ヒブワクチンについては供給量がまだまだ十分ではなく、各医院1ないし3か月待ちであること、子宮頸がんワクチンは、供給量はあるが接種希望者が少ないと伺っております。

これら二つのワクチンは、法律によって接種が定められた予防接種ではなく、希望者がおのおの判断で接種を受ける任意接種のワクチンでございますが、予防接種後、副作用による健康被害の救済についても、法律に規定された定期接種に対する救済と比較し、死亡時の見舞金など大きな差がございます。今後におきましては、引き続き市長会等を通じて法定の予防接種となるように要望してまいりたいと考えております。

○上村高義議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目の質問です。

子ども手当の未申請の問題では、224件ということですが、このうち多くは公務員などの扶養家族であるため、既に申請も済ませ、支給されているところについても市では把握できないということです。ここに制度の不備といいますか、児童手当の制度をそのまま残して上乘せしてつくった、そうした設計に矛盾があらわれていることも感じましたが、私が問題だなと感じるのは、手続きできていない世帯が一定数残っていることです。

きのう、野原議員の質問で給食費の滞納世帯の質問のやりとりがありました。滞納率は0.2%ほどでしたから、実数は10件以下だと思えるんですけども、こうして実態がわかれば手を打てます。経済的に

本当に困窮している世帯が大半でという答弁をされていまして、就学援助制度か何らかの手続きを進められたんだと思うわけですが、子ども手当の未申請についても、ぜひこれは手を打っていただきたいと思っております。申請するかどうかは親の責任で、子どもにとっての利益が損なわれることになれば、広く社会で子どもを育てていこうとした制度の趣旨が生かされないことになると思います。昨今の子どもの虐待の事例を見ても、親が子どもの養育にかかわって、本当にさまざまな社会制度との結びつきから外れていることも指摘されています。この機にどうか丁寧な実態把握と、そして支援に取り組んでくださいますようによろしくお願いします。これは、答弁は結構です。

次に、就学援助についてですが、4次行革との関係で、あらゆる事務事業の総点検という中で出てこざるを得なかったのかもしれないかもしれませんが、次世代育成支援のすこやか子育てプランにも、大阪府下でトップの認定率、広く子育て支援策と定着している、このことが紹介されています。対象を切り縮めるとは一言も書いていません。深刻な少子・高齢化の中で、この次世代育成支援後期行動計画も進められていますが、昨年3月のアンケート調査の中で、今、現に摂津市で子どもを産み育てている世代の多くが、実際欲しい子どもの数より実際の子どもの数は少なく、主な原因は経済的な環境と答えています。子ども手当の創設につながった背景には、7割の子育て中の親が経済的な支援が必要と求めた、そうした調査結果もあると思います。そこで、就学援助ですが、この間、多くの自治体で認定基準の引き下げが行われたわけですが、摂津市ではずっと維持しているかといえば、必ずしもそうとは言えない現状もあると思

ます。5年前の生保基準の見直しの際、4人家族で18万4,000円所得限度額が引き下げとなり、その年の議会のやりとりでも、約41名がボーダーラインで認定から外れるというような報告がされています。府内トップの認定率ですが、昨年の決算資料で小学生37.72%という数字が出ていますが、5年前の切り下げ前は小学生41.53%という数字です。実際、今度の見直しで何人の児童・生徒に影響が出ると考えておられるのか、また、同時に行革の効果額についてもお聞きしたいと思います。最初の質問の中で、この実施のスケジュールについてのご答弁はなかったかと思いますが、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

本来、義務教育は無償であるべきと憲法26条に記されていますが、子どもの教育費に出費が多いというのは多くの方の実感です。仮に就学援助を受けていれば、すべて学校に係る経費はなくなるかといえば、PTA会費や生徒会費、クラブ活動費など、先の第2回定例会で山崎議員が質問しましたが、こうしたものは対象外に現状でもなっています。小学生、中学生、それぞれ学校や部活によって違うと思いますが、平均して年間幾らぐらいの出費になるのか、この点についても伺いたいと思います。

次に、熱中症の対策にかかわってですが、摂津市での救急搬送は63名、そのうち28名が高齢者ということでありました。すべてが軽症、中等症ということでしたが、日によっては1日7件、そのうち6件が中等の症状だったということも伺いました。最近、よく軽症の場合は救急車を呼ぶのはどうかといった議論もありますが、熱中症の場合、適切に処置をしないと、時間を置けば、軽症であっても、中等、重症と

どんどん症状が悪化します。埼玉のある市では、80歳のひとり暮らしの女性を心配して見に来た大家さんが119番連絡を入れたにもかかわらず、聞き取りで緊急ではないと判断し、別の回線を案内するが、その際、結局本人がもういいと言って、その3時間後に亡くなる、そんなニュースの記事を目にしました。新聞やテレビなどでも熱中症による死亡のニュースが相次ぎましたが、ひとり暮らしの高齢者や広がる貧困の問題、経済的な事情でエアコンがない、あっても電気代が払えないので使わない、認知症で使い方がわからないなどなど、いろんなケースを耳にします。支援が必要なところへ行き届く、そうした支援やつながりの輪の大切さを改めて感じさせられます。

また、公民館での一時避難所についてありますが、予防と啓発の意味で、広報カーの案内の音などを耳にすると、気をつけないといけないと意識します。しかし、実際利用するかといえば、近くに公民館がない方からは、そこに行くまでに暑さで倒れてしまうという意見を聞きました。そこで、例えばですけれども、摂津市には地域に51の集会所がありますが、憩いの場として有効活用がされているかどうか、総合計画の市民会議提言書の中に問題提起がされています。①高齢者が安心して安全に暮らせるまちへの項目で触れられています。もちろん今回の避難所のような意味合いで言っているのではないと思いますが、地域包括支援センターと集会所の管理者が連絡をとり合って支援を受けられるようにするという具体的なことまで踏み込んでいます。この際、自治会長や集会所の管理者に過剰な負担にならないような工夫ももちろん要りますし、51の集会所それぞれ条件は違いますから、すべて一概にはいかないと思

ますが、高齢者のより身近なところで支援を考えていただきたいと思います、今後の取り組みについてお考えをお聞かせください。

学校での対策ですが、子どもの安全に気をつけて取り組んでおられることと思いますが、やはりエアコンがなくても問題がないということではないわけだと思います。他市の例で業務用の大型扇風機を急遽購入したという市や、屋外のテントで水を霧状に出すホースを取りつけたなど、さまざまな取り組みが紹介されていましたが、工夫をしてしのげるものであれば、それも考えていくべきだと思います。小学校で、今、エアコンがある特別教室をほかの時間も代用して使う、そうしたことも聞きましたが、そういうことであるならば、やはり早急に設置のスケジュールを組むべきだと思います。小学校で特別教室にエアコンを設置した際、初期投資で既に骨格部分はできているように聞いていますが、先ほど答弁で200基以上必要ということですが、今ある普通教室をすべて一斉に取り付けると156、半分入れれば幾らになるか、段階的にも予算を組んで実行に移していただきたいと思います。設置費用が全体で幾らぐらいになると見込んでおられるのか、この点についてもぜひ答弁を聞きたいと思います。

次に、ワクチン接種についてであります。この問題では、やはり国が任意ワクチンをきちんと国で費用も負担する定期接種に切りかえていく、そういうことがなければ大きくは改善していかないというふうに思います。しかしながら、やはり地方自治体として助成制度を取り組んでいる、そういう市もあるわけです。保健福祉部理事のほうからは、この間の質問の中でも、ワクチンといってもヒブや、また子宮頸がんだけで

はなく、おたふく風邪、水ぼうそう、B型肝炎や肺炎球菌、さまざまあるということではありますが、今、定期接種に取り組まれている種類は6種類、任意接種になっている種類が11種類、こういう数であります。その中でどれを優先的に行っていくのか。それぞれの自治体の判断、これは政治的、政策的な決断の中で取り組まれているかというふうに思います。決して今、地方自治体として独自の助成制度を行っている市が財政的にゆとりがあってということではないというふうに思います。先ほどの本保護議員の質問の中でも、ぜひとも子宮頸がんワクチンの接種をお願いしたいというようなこともあります、子どもの命を守る、そういった点では、ヒブワクチン、また小児用である肺炎球菌（7価）、そうしたワクチンについても早急に決断していただきたいと思います、このように思うわけですが、ぜひともこうした問題について前向きに積極的に取り組んでくださいますように、この点を要望としておきたいと思います。

以上、2回目の質問とします。

○上村高義議長 暫時休憩します。

(午前11時54分 休憩)

(午後 1時 再開)

○上村高義議長 休憩前に引き続き再開します。

答弁を求めます。教育総務部長。

○馬場教育総務部長 まず、就学援助に関しまして、幾つかご質問がございましたので、答弁申し上げます。

就学援助の見直しで何人に幾らぐらいの影響が出るかということでございますが、これにつきましては、第4次行革の中で22年から26年の間に見直しをするという形が規定されておりますので、今現在、ど

ういう形で見直しするかを検討し始めたところでございますので、何人で幾らの影響があるという、そういう形まではまだいたしておりません。

次に、スケジュールですが、これは今申し上げましたとおりで、4次行革が22年から26年でございます。ですから、この間に4次行革の中で示されました単独扶助費の見直し、これは教育委員会の分もありますし、市のほかの分もございますので、当然全体的なスケジュールの中で、この4次行革の中で見直しをしていくと、そういう形を考えております。

それから、教育費にどれぐらいの支出がということだったと思いますけれども、これにつきましては、教育委員会のほうで一定公費で出していく分につきましては、もちろんこれは税金のほうで出してありますのであれなんです、学校のほうで各種徴収金というのがありますので、そのことをお問い合わせになっているのかなと思っておりますが、この学校の各種徴収金につきましては、学校でさまざまな教材費でありますとか活動、そういう形で徴収しておりますので、私どものほうで一定幾らというような把握はいたしておりません。学校によっても学年により6年生と1年生とは違うでしょうし、そういうことがございますので。ただ、言えることは、この就学援助の中に学用品であるとか体育実技の用具費であるとか通学用品であるとか校外活動費、林間とか臨海ですね、それとか、あと修学旅行の費用とか医療費とか給食費とか、そういった部分で就学援助で出してありますので、必要な額の多くについては、この就学援助の中で一定カバーができていくというふうな形を考えております。

それから、二つ目の質問のエアコンの件

でございますが、設置のスケジュールと費用をどの程度見ているかということでございますが、基本的にエアコンにつきましては、中学校までは終わりましたが、小学校につきましては、まだ設計もできておらない段階でございます。最初の答弁で申し上げましたように、非常に暑い中で必要だということについては、教育委員会としては認識しておりますが、やはり多額の財源がかかるということで、これにつきましても、市全体の施策の中でこういった形にするかと、その財源をどこに求めるかということが今後議論されると思います。仮に200教室で幾らぐらいかということですが、これも積算もいたしておりませんので、非常に雑駁な数字になりますが、大体今考えておりますのは、1教室100万円から150万円程度の金額がかかるであろうと考えております。そうしますと、200教室すれば2億円から3億円ぐらいの歳出予算額が予定されると。ただ、これも設計しますと、やはり1階と4階では違いますし、いろんな形状で額が変わってきますので、この2億円から3億円をあくまでも目安の数字として考えていただいて、もし仮に予算がつけば必要な設計をして、必要な額について算定していきたいと思っております。

以上でございます。

○上村高義議長 保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 では、熱中症対策、高齢者等への今後の取り組みについて、ご答弁申し上げます。

現在、本市では、65歳以上の単身世帯へのアンケートや訪問によるひとり暮らし高齢者実態把握事業を実施しております。今後もひとり暮らしや高齢者のみの世帯などの生活状況の把握に努めてまいりたいと考えております。その上で、民生児童委員

や介護保険事業所など、これまで以上のご協力をお願いして、きめ細かな家庭訪問を行い、熱中症予防の注意喚起や状況観察に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者に限らず、イベントなどのさまざまな機会をとらえて、そしてさまざまな広報媒体を活用して、幅広く市民に注意を促してまいりたいと考えております。

集会所における一時避難所の開設につきましては、管理運営上の問題等もあることから、今年度の取り組みの検証を行い、さまざまな観点から検討してまいります。

○上村高義議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、3回目の質問です。

最初に、就学援助の問題ですけれども、私の認識では、この行革のスケジュールを出されていますね。これで22年度に検討というようなことがずらずらと各項目について書かれています。23年度に実施と書かれている分と、24年度に実施と書かれている分と、それぞれ矢印が黒く塗りつぶされていますけれども、それで見ましたら、就学援助金制度の実施が23年かなと思っていただけですけれども、これは23年から26年までの間のどこで実施するかというのが決まっていけないというようなことで受け取っていいわけでしょうか。これについてはお答えを願いたいというふうに思います。

それから、児童・生徒にどれぐらいの影響が出るのか、また、効果額が幾らぐらいになるのかというようなことで、今年の9月時点において、今の時点でここで明らかにできないというようなことでありましたら、来年度から実施というようなことはまずないのだなということにとらえたわけなんですけれども、見直すということで、本心に慎重にといいますか、できるだけこれ

以上基準を下げてはいけないというふうに思っているわけです。

例えばですけれども、ちょっと私が調べた資料の中で、文部科学省の中で設けられた教育安心社会の実現に関する懇談会というのが昨年7月に設置されています。その資料なんですけれども、全国的に見ましたら、就学援助の中で準要保護の児童・生徒の数というのは年々増えていっています。やはりこれは今の経済状況や子育て世代のそういう暮らしぶりを反映しているのかなというふうに思うわけなんですけれども、その中で、資料で注意して見ないといけないのが、東京、山口、大阪、兵庫、こうした都府県では逆に受給率が下がっています。これは、やはり従来の認定率が引き下げられていっている、そういう状況の中で、こういうものがあらわれているというふうにとれるかと思います。また、その懇談会の中で指摘はされているんですけれども、財源が一般財源から切りかえられてというふうなことです。そういう中で、市町村による就学援助が適切になされないということが増えてきていることについては、社会的な不安につながるというようなことで、ここは注視していかないといけないということ。それから、その最後には、国庫補助や地方財源措置が十分なされていない部分について、やはり国の財政を増額すべきではないのかというようなことが、具体的な提案も昨年行われているこの懇談会の中では、文部科学省の中でも提案されています。今回、今年の例えば概算予算要求の中にはこういうようなものは盛り込まれていませんけれども、やはりこの点については、国が切ったから、これはもうずっと切られたままだというようなことではないというふうにとらえておく必要もあるのではない

でしょうか。この間、子ども手当の支給が開始されて、来年度は全額にはならないということから、現物支給みたいなことの考えも出ているようですが、それはどういう形で使われるのかということはまだまだ不透明な状況です。やはりしっかりと子どものための施策を守っていくために、摂津市としても声を上げていてもらいたいと思いますし、ここの制度についてはしっかりと守っていてもらいたいというふうに思っております。

高齢者の身近な支援というようなことになりますけれども、地域包括支援の取り組みがやっぱり大事やというふうに思いますし、先日の市の広報せつの中でも触れられている中で、出張サービスも行っているけれども、まだまだやっぱり足りないというふうに思います。千里丘小校区とか鳥飼の東側とか、こういったところにもしっかりと目の行き届くような、そういったところも要望しておきたいというふうに思います。(発言終了のブザー音鳴る)

○上村高義議長 答弁を求めます。教育総務部長。

○馬場教育総務部長 4次行革の中の検討・実施の矢印等々の意味合いでございますが、当然、4次行革の中で平成22年検討、それから23年から26年で実施というふうになっておりますので、この4次行革の中で検討・実施をするという形の計画になっております。私どもは、この4次行革の中で書いておりますように、従来の個人給付から社会的自立を支援するサービスや、よりよい効果的なサービスへの転換が可能かどうか検討するというところでございますので、その視点に立って、今現在検討いたしております。その選択肢の中に、国が今年度から始めました子ども手当、コンクリー

トから人へということで、子育て世帯に多くの財源をとということで、国が一般化していただいた施策でございますが、摂津市は今まで他市よりもやはり就学援助をより広く子育て施策という位置付けの中でやってまいりました。そのことが一定国において評価していただいて、そういう子ども手当の充実をしていただいた中で、それでは、私どもの今やっている就学援助の考え方、それを先ほど言いました行革の見直しの検討の中に入れてまして、よりよい効果的にサービスに使う、そういった方法、手段、そういうのがあるのかないのか、それを検討して、よりよい税の使い方、最大の効果を上げるべく検討していきたいと、そういうふうに考えている次第でございます。

○上村高義議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。

市内での硬式野球場の利用場所についてですけれども、市内には本格的に硬式野球の練習や試合ができる野球場や運動広場がなく、硬式野球チームが練習場所の確保に苦慮をされております。以前から他の議員からも質問が出ていますが、スポーツ振興の観点からも、硬式野球ができる環境を整備すべきではないか、見解をお聞きます。

続きまして、産科・産婦人科の市民の市内での診療についてでありますけれども、現在、市内には産科・産婦人科の診療ができる病院がありません。多くの妊婦、子育て世代の市民から、市内で産科・産婦人科がなくて大変不便だ、市内に産科・産婦人科をどうにかしてほしいという声を聞きま

す。市民の産科・産婦人科の受診動向はど

のようになっているのか、市内に産科・産婦人科のない状況を市としてどのように認識しているのかお聞きします。

続きまして、淀川と新幹線を活かしたまちづくりについてですが、森山市長は、平成16年、1期目の選挙公報で、摂津市の大動脈、淀川と新幹線基地を活かしたまちづくりと公約をされていました。では、現在の進捗状況と今後のまちづくりの方向性をお聞きしたいというふうに思います。

1回目は以上です。

○上村高義議長 答弁を求めます。生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号3、市内での硬式野球の利用場所について、ご答弁申し上げます。

摂津市内には、野球が楽しめる施設として、青少年運動広場、スポーツ広場を管理運営いたしておりますが、いずれも野球専用球場といった位置付けではなく、多種目、多目的に使用していただく施設として位置付けております。現在、市内の硬式野球チームは、市内高等学校野球部や少年硬式野球チームとして活動されている団体がございますが、本市では施設管理上、各団体の簡易な練習場所の提供として、青少年運動広場Bコートをストックやトスバッティングに限り使用許可しております。

本格的な硬式野球練習や試合となりますと、軟式野球やソフトボールに比べ、ボールがかたく、打球も速いことから、バックネットや防球ネットの新たな設置や補強など、現在の施設を改良する必要が生じてまいります。また、他の利用者の安全面や金属バット特有の金属音など、付近住民の方への影響などを考えた場合、多くの課題があると考えております。

○上村高義議長 保健福祉部理事。

(福永保健福祉部理事 登壇)

○福永保健福祉部理事 質問番号2、市内に産科の医療機関がない現状と、市民の受診状況につきまして、ご答弁申し上げます。

全国的な医師不足の影響が特に著しい産科につきましては、大阪府の方針といたしましても、集約化・重点化の方向でございます。以前に南千里丘の開発に合わせまして、民間主導により産科の誘致を要請いたしましたが、実現には至らず、産科開設の厳しい現状を実感したところでございます。しかしながら、長らく産科のない状態が続いておりましたが、このほど千里丘地区で産科開設予定地の看板が掲げられ、開発許可に伴う事前協議を終え、近々正式な申請がなされると伺っております。今後、法に定められた手続きが進み、早期に開設されるよう期待しているところでございます。

この計画されております産科の開設に伴いまして、市民の受診の利便性も高まるものと期待しておりますが、現状では全体の7割以上の妊婦の方が近接の吹田市と茨木市内の医療機関を受診されているという状況でございます。本市は全国的にも比較的恵まれた医療圏域である北摂地域のはぼ中央にありまして、特に市民の受診の多い医療機関としては済生会吹田病院がございしますが、当該病院は、地域の周産期医療の拠点の一つとして緊急時にも対応できる体制が整っており、安心して受診できる環境にあるのではないかと考えております。今後とも医師会と連携しながら、本市の置かれている医療環境の中で市民の皆様が不安に陥らないよう取り組んでまいりたいと考えております。

○上村高義議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 淀川と新幹線を活かしたまちづくりについて、ご答弁を申し上げます。

本市域には、淀川、安威川をはじめ数多くの河川が流れているとともに、水路も多く、また、新幹線基地はJR東海の西の拠点として本市に建設されたものであり、それぞれ本市の特徴となっているものでございます。これらを活かしたまちづくりの取り組みでございしますが、新幹線基地につきましても、これまで何度かJR東海に対して何らかの形で市民に開放できないかといった打診をしておりますが、治安、安全面から困難との回答に終始いたしております。

一方、淀川の広大な河川敷は、貴重な水辺空間として多くの市民の憩いの場として親しまれており、現在、地域の皆様も参画されている地域協議会でさまざまな方向からの検討がなされているところでございます。今議会に上程いたしました摂津市総合計画基本構想におきましても、摂津市らしさ、摂津市の強みを最大限活用し、また地域特性も活かしたまちづくりを進めることといたしており、淀川をはじめ市域を縦横に流れる河川や水路、そして新幹線基地なども貴重な資源としてとらえ、本市の魅力として発信していくことにより、市全体のまちづくりをよりよい方向に導いていけるよう、市民とともに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○上村高義議長 さっきの答弁の中で、生涯学習部長が質問番号1のところを3と言いましたので、一応1ということで訂正をさせていただきます。

森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

市内での硬式野球場の利用場所について

ですけれども、整備には多くの課題があるという答弁でありましたが、市内にせめて1か所は硬式野球ができる、フリーバッティングができる施設を整備すべきであるというふうに考えます。ある硬式野球チームは、青少年運動広場で週3回程度、夕方から練習を行っております。しかしながら、青少年運動広場は、11月から3月までの間、午後5時までの使用時間となっており、11月から3月までの間は、午後5時以降、市内で唯一硬式ボール使用可能な場所での練習さえもできない状況にあります。夏季だけでなく冬季も夜間照明を検討すべきだと思います。考えをお聞かせください。

続いて、産科・産婦人科の市民の市内での診療についてですが、医療圏域が北摂地域のほぼ中央にあつて、そして安心して受診できるのではないかという答弁でありましたけれども、実際に不便であるという声があります。私も千里丘の府道大阪高槻京都線沿いに産婦人科予定地という看板が掲げられているのを拝見いたしております。早期の開設を期待しますけれども、開設予定地はJRの北側になりますので、安威川以南の市民、妊婦の方からしますと、不便の解決には至らないのではないかというふうに思います。千里丘地区に新しく開設をされても、今までどおりに吹田市、茨木市内の医療機関を受診されるのは、変わりはないのではないかというふうにも思います。南千里丘の開発に合わせて、民間主導により誘致を要請したが実現に至らなかったと、産科開設の厳しい状況を実感したということでもありますけれども、民間の開設がなければ、これは行政の介入も必要ではないかというふうに思います。当然、医師会は、医師情報、医療情報を持ち合わせておられるわけですから、医師会の連携はもとより、

千里丘地区に新規開設される病院の動向を見ながら、医師会に産科・産婦人科の誘致を申し入れていくことも必要だと思います。市内すべての地域の市民が安心して身近で子どもを産むことができる体制を考えていただきますよう、これは要望とさせていただきますというふうに思います。

続いて、淀川と新幹線を活かしたまちづくりについてですが、淀川については、淀川河川公園の整備状況と今後の方向性についてお聞きしたいというふうに思います。新幹線については、新幹線公園の現状と今後の方向性についてお聞きしたいというふうに思います。

以上、2回目です。

- 上村高義議長 生涯学習部長。
- 宮部生涯学習部長 硬式野球の簡易な練習場所の確保として、青少年運動広場のナイター時間の延長でございますが、議員ご質問のとおり、現在、青少年運動広場のナイター使用は、4月から10月までの間、午後9時までと定め、多くのスポーツ愛好団体にご利用いただいております。青少年運動広場のナイター照明は6基で、グラウンド全体を照らす設計となっており、外部へ光が漏れないように照明角度を調整いたしております。企業等のグラウンドが減少する中、硬式野球に限らず練習場所の確保に苦慮されていることは十分認識しておりますが、年間を通しての使用となりますと、地元自治会、近隣企業の方の了解に加え、利用ニーズや維持管理費、他市の状況などを参考に、冬季のナイター使用について検討してまいりたいと考えております。
- 上村高義議長 土木下水道部長。
- 宮川土木下水道部長 淀川と新幹線を活かしたまちづくりについての2回目のご質問にご答弁申し上げます。淀川河川公園の整

備についてでございますが、現在、国土交通省が進めております淀川河川公園の整備につきましては、平成20年度の淀川河川基本計画の改定によりまして、淀川の自然を取り戻す計画に変更となっております。その変更に基づきまして、本市が要望しておりますグラウンドゴルフが可能な多目的広場の整備に向けまして、現在、地元住民と利用者等の声を聞くための淀川河川公園中流右岸地域協議会の開催も順調に進んでいるところでございます。

次に、新幹線公園につきましてですが、展示車両であります0系新幹線の引退に伴いまして、公開日には1日に200名程度の来場者があり、人気が高まっているところでございます。また、新幹線公園の中央環状線側入口から鳥飼水路沿いに現在のところ164本の桜の並木がございます。春の桜の花見の時期には隠れた桜の名所ともなっております。また、既存桜の樹齢も約30年が経過しておりますので、樹木の延命とともに桜並木を延ばす取り組みを平成22年度から継続して実施していく予定でございます。桜並木を延ばすことで新たな名所づくりにも取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

- 上村高義議長 森西議員。
- 森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

市内での硬式野球場の利用場所についてですけれども、ナイター設備に関しては、硬式野球に限ったことではなくて、サッカー、ソフトボール、軟式野球など、多くの種目に当てはまります。青少年運動広場のナイター設備の設置時には、地元の同意を得て設置されたというふうに伺っております。ただ、ナイター設置時にあった隣接する矢崎の社宅は現在取り壊されております

し、当時とは近隣の状況が変化をしております。また、4月から10月までの間だけナイターが了解されて、11月から3月までの間は了解されないということはないと私は思います。まず、地元自治会、近隣企業の了解を得る働きかけをしていただき、11月から3月までの間もナイターが使用でき、グラウンドが開放できますように要望をぜひともいたします。第二中学校、第四中学校のナイター使用についても4月から10月の間だけであります。併せて第二中学校、第四中学校のナイターについても11月から3月までの間のナイター使用を検討すべきだと思います。要望いたします。そして、何よりも市内に硬式野球ができる環境を整備していただきますよう、強く要望したいというふうに思います。

続いて、淀川、新幹線を活かしたまちづくりについてですけれども、淀川河川公園整備の具体的な内容と地域協議会後の具体的なスケジュールについてお聞きをします。新幹線公園は、大阪ミュージアム構想のベストセレクションであり、橋下知事一押しとなっております。にもかかわらず、新幹線公園利用者の駐車場はなく、大阪中央環状線側道に駐車していることが多く見受けられます。いつ事故が起こっても不思議でないくらい危険であります。駐車場を確保するのが困難ならば、市役所を利用者の駐車場として案内すべきだと考えます。公園みどり課の新幹線公園のホームページを見ると、駐車場はありませんとなっております。ホームページに市役所の駐車場を利用させていただくように掲載すべきだと思いますが、見解をお聞きします。

以前に水上バスについて質問をしたことがありますけれども、現状では運航は困難であるということでしたけれども、水上バ

スの運航というのは、これは不可能であるのか。川の駅はちけんやが天満橋に誕生しましたけれども、摂津市で川の駅というのは検討できないものか。淀川河川公園整備、その他さまざまなことを考えることができるとは思いますけれども、そして、新幹線基地については、市民への開放は治安・安全面から困難とJR東海から回答が来ているということですのでけれども、JR東海の須田寛相談役は、歴史的・文化的に価値のある工場や機械などの産業文化財や産業製品を通じて、ものづくりの心に触れることを目的とした産業観光を提唱されておられます。新幹線基地はまさしくそのとおりであると思います。宮城県にあるJR東日本新幹線車両センターは、基地の一般公開をされております。年間7万人の来場者が来られるそうであります。新幹線基地の見学、新幹線公園の充実など、さまざまなことを考えることができますが、市長の言う淀川と新幹線基地を活かしたまちづくりというのはどういうものなのか、1期目の選挙公約と6年後の現在とでは考えの変化はあるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○上村高義議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 淀川と新幹線を活かしたまちづくりについての内容でございますが、淀川河川公園の整備内容とスケジュールということでございます。平成22年3月5日に第1回の淀川河川公園中流右岸地域協議会が開催されております。協議会で提案のありました鳥飼下地区の整備内容としましては、既存サッカー場、フットサル場と淀川本川との間の空間に多目的広場の整備と、河原樋樋門から淀川上流側に既存のわんどがございまして、現在、樹木が生い茂り、ちょっと見えない状況にはございますが、樹木の伐採や水草の除去によ

り、わんどの保全を行う内容となっております。

また、多目的広場の整備内容では、本市が要望しておりますグラウンドゴルフが可能な整備内容を盛り込んでいただく内諾はいただいております。第2回地域協議会の開催日程も平成22年10月4日に決まり、利用者のアンケート調査も現在実施されているという状況でございます。本年度、関係機関の意見徴取を行い、整備内容の取りまとめができ次第、工事实施のための実施設計業務委託を経て、工事实施へ取り組んでいただく運びとなっております。

次に、新幹線公園利用者の駐車場についてでございますが、現在、周辺に駐車場をつくる用地もないのが現状でございます。したがって、新幹線公園のアクセスの問い合わせの折、市役所駐車場を案内させていただいている状況でございます。また、春の桜の花見の時期にですが、近畿自動車道高架下の本市職員駐車場も開放させていただき、来園者の利便性を高めているという状況でございます。

議員ご提案のホームページへの掲載につきましては、速やかに取り組むことが可能でございますので、その段取りに入りたいというふうに考えております。

○上村高義議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 ご質問のうち、水上バスに関しましてご答弁申し上げます。

議員ご承知のとおり、現在、本市が淀川を利用した船の運航ということで議論しておりますのは、淀川舟運整備推進協議会というのがございます。平成12年から立ち上がった協議会でございますが、大阪府下では大阪市をはじめ6市1町、京都府からは京都市をはじめ3市が参加をいたしまして、淀川における船の活用ということにつ

いての検討をいたしております。この中には、さまざまな論点がございますけれども、一つには川のしゅんせつの問題もございますし、大阪市内であれば、非常に水面から橋げたの下までの距離のない橋もございますので、場合によったら船の一からの設計というような議論もされております。特に船着場につきましては、大阪市内のようなまちと川が接近しているところはまだ別かもしれませんが、淀川本川となりますと、堤防から水面まで広い河原がございますので、相当距離もございますし、増水時の対応、そういう問題もございますので、なかなかやればできるという道筋が現在まだ見えておりませんし、仮にやるにしても相当大きな費用が必要になるだろうというふうに考えております。本市といたしましても、淀川は一つの財産でございますから、それをいかに活用できるか、この舟運の協議会の中でも各市と協力しながら検討していきたいというふうに考えております。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 森西議員の質問にお答えをいたします。

新幹線、淀川等々につきましては、議会ごとにいろんな議員からもご質問をいただいております。またご提案をいただいておりますが、6年たってどう思っているのかというふうな質問だと思います。そのまち、その市には、それぞれそこにはないといえますか、そのまち独特なものがありますね。これは、そのまちの特徴というのだと思いますけれども、摂津市にも特徴は幾つかあると思いますが、その中でも、先ほど来出ておりますように、摂津のまちのど真ん中といえますか、中心部を東西に貫いておるといえますか、日本最大の国土軸、東海道新幹線の鳥飼基地がどっか

りと居座っております。一方で、南の端っこには、これまた日本を代表する一級河川、母なる川淀川、これが東西に流れております。この二つは、摂津市ならではの一つの特徴だと思っています。ということで、まちをつくっていくとき、この二つの特徴を生かさない手はありませんし、また意識をせざるを得ないということだと思えます。そこで、私は、そのことをまちをつくっていく上で大切にしたいということを市民の皆さんに申し上げてまいりましたし、今日もそのとおりでございます。

ところで、この二つの特徴を見たとき、まち全体から見て、この地形をいかに生かしていくのか、また、その二つのそのもの自体から見てどうまちをつくっていくか、この二つからまちづくりを見ていく必要があると思えます。摂津のまちは、私はよく言うんですけれども、15平方キロと非常に小さなまちです。山も谷もありません。市の60%以上が準工地帯ですね。そんな中であって、新幹線の広大な基地がどっかりと中央に居座っておるわけですから、これは、それだけでなくもごつごつとした粗削りなまち、それを象徴的なものにして一つの新幹線の基地だと思っています。私は時々思いますね。この基地が端っこにあって、あの淀川の河川敷が真ん中にあつたらよかったのにな、そんなことを思うこともあります、それはかないません。ということで、どっかりと居座ってしまつてハードなごつごつとしたまちづくりにつながっておるわけですから、このことを意識してまち全体を考えていくから、私は就任以来、いつもこのまち、一方で優しさといいますか、ソフトなまちづくり、こっちのほうにしっかり目を向けておかないと、このまちはほんまに住みにくいまち

になってしまいます。そのことばかり言い続けてきたわけでありまして、それに基づいて、何かやるときに環境環境という言葉が出てまいりますし、また、ソフトなまちづくりの象徴、スポーツ文化の振興、こっちにもしっかり目を向けないかな、そんなことを言い続けてきたわけでございます。そういう意味では、私は全体から見たこの地形でいうと、市民の皆さんも、そうだな、このまち、バランスのとれたまちをつくっていこうという意味で、環境とかスポーツ文化等々に対する思い、意識は、私は大阪府下でもすぐれたものがあるのではないかと考えておりますので、これは全体から見た一つの形態から見たまちづくりの一面だと思っています。

新幹線の基地、それからまた淀川堤防敷、これをそのものから見たまちづくりになってまいります、これは、今、具体的に一つ一つお話をされているような問題であろうかと思えます。もうだれしもがあそこを通ると、危ない、何とかならんやろうかと、私は毎日あそこを通ってきておりますから、よくわかっております。今までも議会でも何度も何度もその話も出ました。何とかあそこに観覧席をつくって、子どもたちの夢、新幹線の見えるああいう場所にならんやろうかなと。歴代の国会議員を通して、国に対していろんな働きかけをしてまいりましたが、いかんともしがたいということでもあります。それだけに、あの基地は全国にある基地と少しレベルといいますか、位置付けが違うらしいです。そういうことで、観覧席はかなわない。これはいつも思っているんですが、何とかならんかな、これは質問された森西議員もそのとおりでございます。しかし、それでほっておくわけにもまいりません。そういう意味では、民間の

団体の皆さん、新線組等々を中心に新幹線公園を非常に一生懸命守り育てていただいております。等々をしっかりと応援する中、新たなる新幹線を活かしたまちづくりをしっかり今後も見続けていかないかなとは思っています。

淀川敷公園についてもそうであります。私は、以前、あの淀川沿いに桜をずっと摂津市で植えるから、うちで管理するから目をつぶれというようなことを国土交通省に言ったことがあるんですけど、あかんあかんですわね。とにかく頭がかたいというか、堤防の安全・安心もあるからでしょう、なかなかかなわないんですけれども、要するに、そのものを中心に活かしたまちづくりを考えると、あの新幹線、そして堤防敷ともどもに国のものでありまして、相手があるわけでありまして、こちらから必死になっているような働きかけをしても一向に動かない、そういう現状がありますので、これからも粘り強く、やっぱりこの二つを活かしたまちづくり、さらに前を向いて取り組みたいと思いますので、またいろいろご提言をいただきたいと思います。

以上です。

○上村高義議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 それでは、第3回定例会の一般質問、最後の質問をさせていただきます。

まず最初に、地上デジタル放送への移行に伴う電波障害地域の対策についてであります。

平成13年に電波法が改正をされ、平成23年7月24日、テレビ放送はアナログ放送から地上デジタル放送に完全移行され

る予定であります。近隣の寝屋川市ほか多くの自治体で、マンション配信施設廃止に対して、今さら独自アンテナなんてと周辺住民から反発が相次いでいることが報道されています。摂津市でも、味生体育館建設に伴う電波障害に対して、現在まで共聴アンテナで対応しています。今後、摂津市は、地デジになれば電波障害がなくなるので共聴アンテナの対応はしないという方針で、電波障害地域の住民に地デジに関する文書を詳しい説明もなくポスティングされています。住民は、共聴アンテナが設置された時点でアンテナの必要がなく取り外してしまっ、今は屋根のアンテナもない、今さら費用をかけてアンテナを立てるなんてと困っています。

高齢化が進んで年金生活者が多く、チューナーやアンテナの費用をかけることは負担が大き過ぎる、せめて府営住宅あるいはUR都市機構鳥飼野々2丁目団地並みの対策を摂津市として講じてもらいたいと、別府2丁目味生体育館近隣の住民代表が過日陳情に来られました。摂津市は、地上デジタル放送移行に伴って、市の公共施設による電波障害対策を終了するのか、お答えください。

2番目に、別府公民館の建て替えについてであります。

別府公民館は、市内公民館の中で最も古くて手狭で使い勝手が悪いという市民の声が強いという状況を踏まえて、市内の公民館の建て替え、改修計画についてお示してください。摂津市の財政が厳しい中でハコモノを建設することは当面大変困難な状況であります。しかし、費用を抑えるためのいろんな選択肢を追求すべきであると考えます。その一つとして、近くに北大阪農協別府支店の空き店舗があります。これを借り

上げることが可能であれば、北大阪農協としても固定資産税の減免を受けることが可能となり、メリットがあります。交渉してはどうかと考えますけれども、市の見解を求めます。

ところで、北大阪農協別府支店は、市民団体が借りる方向で計画を進められておると聞き及んでいます。どのような団体なのか、どのような計画で何を目的としているのか、わかればお答えください。また、その団体の企画書案が既に提出をされていますけれども、その中に摂津市の補助金団体である農業団体が掲載されていると聞き及んでいるが、それは事実なのか、そして、その申請はどこまで進んでいるのか、この件に関して摂津市はどこまでかかわっているのかお答えください。

1 回目を終わります。

○上村高義議長 答弁を求めます。市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 市の公共施設による電波障害対策についてご答弁申し上げます。

本市では、これまで公共施設の建設に伴い電波障害を起こしていた地域において、共聴アンテナ方式により対策を実施してきたところでございますが、平成13年に電波法が改正され、平成23年7月24日正午をもって地上アナログ波の配信が停止され、地上デジタル放送に切りかわる旨の決定がなされております。今回の地上デジタル放送への切りかえは、あくまで国の決定した施策であり、総務省は電波障害地域への対策として、受信障害の原因者が受信調査を行い、受信障害が解消されることを確認して、個別受信への移行、施設の廃止を決定した場合は、施設の利用者、つまり受信世帯は、自己負担等によりUHFアンテナ

の設置やケーブルテレビ等への移行を行う必要があるとの総務省見解を出しております。これを受けまして、本市でも地上デジタル放送への移行後に公共施設による電波障害がどうなるのかについて、平成18年に専門業者に委託し、市内190地点において調査しましたところ、近畿広域圏放送及び大阪府を放送対象地域としている地方局の地上デジタル放送は、アンテナを上げると環境を整えれば受信できるとの結果が出ております。加えて、総務省テレビ受信者支援センター、通称デジサポ大阪により、地上2メートルの高さにおいてデジタル放送の受信可否が調査されておりますが、この調査においても、摂津市内での受信障害は報告されておられません。総務省の見解と二つの受信調査の結果を考えますと、今回の地上デジタル化により従来の電波障害は解消されることから、さまざまな市民の負担の公平性を図るという観点からも、本市における電波障害対策は、地上アナログ波の配信停止に合わせ終了してまいる予定でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○上村高義議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号2番、別府公民館の建て替えについて、ご答弁申し上げます。

現在の公民館の建設年、建て替えの時期と今後の建替計画についてでございますが、本市には現在6館の市立公民館がございます。別府公民館は昭和47年に建設され、築38年が経過しております。千里丘公民館は昭和49年に建設され、築36年、新鳥飼公民館は、昭和56年に建設され、築29年、味生公民館は、昭和60年に建設され、築25年、鳥飼東公民館は、昭和6

1年に建設され、築24年となっております。安威川公民館は、老朽化により平成11年に建て替え、現在10年が経過いたしております。

別府公民館は最も古い公民館で、老朽化が進み、地域住民からも建て替えの要望が出ている公民館であることは十分承知いたしております。議員ご提案の旧北大阪農協別府支店につきましては、支店統合の際の条件といたしまして、2階部分は農協組合員女性部が優先利用できること、組合員の福利厚生等に利用することなどが取り決められているとお聞きいたしており、事実上、2階部分は他の用途に使用できない状況となっております。また、廃止店舗については、経営が苦しくなるまでは売却はしない、貸付けする場合にも、農業関連事業に資する用途にするの方針が示されたようにもお聞きいたしております。このようなことから、旧北大阪農協別府支店を別府公民館の代替施設として利用することは非常に難しい状況にあると考えております。いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、本市の生涯学習施設全般にわたって老朽化が進行する中、別府公民館の建て替えにつきましては、今後、建て替えを必要とする公共施設全体の中で検討していかなければならないと考えております。

○上村高義議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 旧北大阪農協別府支店に係ります質問にご答弁申し上げます。

市民団体とはどのような団体なのか、どのような計画、何を目的とされているのかについてでございますが、その市民団体は、農業支援学校の設立を計画されており、地域のさまざまな主体に対し、ボランティア募集して、協働で別府支店の空き店舗を教

室として借り上げ、農業体験等を含め、援農ボランティアの育成をすることが目的とわかれております。近畿農政局のホームページでは、都市農業振興促進事業の都市農業の振興及び都市農業保全のためのモデル的取り組みとして、摂津市農業支援学校設立協議会が補助金交付候補者として選定されているのが掲載されております。今後、平成22年度中に事業企画案に基づいて、摂津市農業支援学校設立協議会を設立するとともに、事業実施計画を策定して、国に提出し、事業採択選定委員会に図られることとなります。

市はどこまでかかわっているかについてでございますが、この補助金については市が関与するものではありませんが、市民団体から市に対し、近畿農政局に事業企画案を提出したとの報告がありました。その事業企画案を確認したところ、協力団体として農業振興会が記載されていたことから、この企画案について問題があると指摘したところであります。

○上村高義議長 木村議員。

○木村勝彦議員 1点目の地デジの問題ですけれども、国の決定した施策であるという答弁がありました。これは、先ほど申し上げましたように、寝屋川市での説明会で「国策ですから」と繰り返すばかりだったという報道があったのと全く同じものであって、納得するものではありません。弱者の視点が全く欠落しています。高齢者や寝たきりの人にとって、テレビが唯一の楽しみであり情報源であるという場合が多く、国策とはいえ、市として弱者保護の観点から何らかの対応ができないのか、お伺いしたいと思います。

2点目の別府公民館の問題ですけれども、摂津市が団体補助をしている農業振興会の

名前が使われているとすれば、農業振興会の三役会での協議を経て、総会で承認が得られているのかどうか、そのことについて、補助金を交付している市としてどういうふうに考えておられるのか、お答え願いたいと思います。もし承認が得られていないということになれば、無断で団体名を使用しているということは、コンプライアンスに反する暴挙であり、ゆゆしき問題であります。近畿農政局のホームページでは、先ほど答弁がありましたけれども、都市農業振興促進事業の都市農業の振興及び都市農地保全のためのモデル的取り組みとして、摂津市農業支援学校設立協議会が補助金交付候補者として選定されていることが掲載されるということでもあります。もし仮に近畿農政局が、摂津市の農業振興会が承認しているものとして補助金交付候補として決定したとなれば大きな問題であります。摂津市は、この件について、補助金団体である農業振興会に対してどのような助言なり対応をされておられるのか、お答えください。

ほかにも同じような団体の承認なしに企画書に社団法人の団体名が入っているケースもあります。これもお聞きしますと、その法人の中でも議論をされたこともないし承諾もしていないということでもあります。昨日も質疑応答されている協働という視点とは全く異質でかけ離れたものであり、協働は何でもありではなく、あくまでもコンプライアンスに立脚をして取り組むことが前提であることを肝に銘ずるべきであります。

以上で2回目の質問を終わります。

- 上村高義議長 答弁を求めます。市長公室長。
- 羽原市長公室長 地上デジタル放送への円滑な移行についてのご質問にご答弁申し上

げます。

平成23年7月の地上デジタル放送への移行に伴いまして、市民生活に何らかの影響を与え、一部で混乱が生じるのではないかとのご指摘につきましては、市としてもいささかの危惧をいたしておるところでございます。市では、広報紙をはじめホームページで地上デジタル放送への移行を呼びかけるとともに、関係各課との連携によりまして、デジタルチューナーの無償配布、アンテナ改修の対象世帯の皆様への周知及び申請支援を行っております。地上デジタル放送への移行につきましては、第一義的には国がしっかりと対応すべきことは言うまでもございませんが、市民生活に大きな影響が出る可能性があるということに関しましては、市といたしましても看過できないものと考えております。今後の円滑な地上デジタル放送への移行の対応につきましては、国の動向を注視してまいらなければならないと考えておるところでございます。

以上です。

- 上村高義議長 生活環境部長。
- 水田生活環境部長 農業振興会は、市が団体補助をしておる団体でございます。このことで農業振興会会長に協力の承諾をされているかについて伺いますと、企画案について事前に説明もなく承諾もしていないとのことでございます。
- 農業振興会の名前の使用につきましては、農業振興会三役で協議を経て、総会において承認されることが必要なことから、農業振興会の名前の無断使用について抗議し、企画案から名前を削除するよう市民団体に申し入れされたと伺っております。
- 上村高義議長 木村議員。
- 木村勝彦議員 地デジの問題、何遍も繰り返していますけれども、答弁を聞く限り、

市の姿勢は国任せの印象が強く、やはり弱者の視点が欠けていると思います。市長は、平成20年度の市政運営に関する所信表明の中で、国において骨太の方針等々を進められる中で、末端の自治体にしわ寄せが来ている、特に弱者に重くのしかかっていることも事実であると、最前線を預かる者として、何ともしもそのしわ寄せをできる限り最小限に食い止めなくてはならない、これらについてもしっかりと目を向けていくと表明されています。地デジ移行に伴う弱者に対する市長の見解を求めます。

公民館の問題ですけれども、今後、各種団体が、先ほどいろいろ答弁がありましたけれども、やはりとりあえず当面公民館の建て替えが困難であるとなれば、短期間の対応でも結構ですから、今後、各種団体が北大阪農協別府支店を利用した計画を立てて借り上げ交渉してくる可能性があります。摂津市の市民憲章にうたわれているかおり高い文化のまちづくりに向けて、地域文化の支え手である別府公民館の建て替えが当面財政的に困難であるとするれば、北大阪農協別府支店の空き店舗の借り上げも視野に入れて、旬を失うことにならないように、早急に検討すべきであると考えます。設置義務者である摂津市長としての見解を求めます。

○上村高義議長 市長。

○森山市長 木村議員の質問にお答えをいたします。

地デジの話ですけれども、以前にも同様の質問が何度か出ておるとおもいますけれども、テレビを見ていると、このごろいつも下に7月ですよということはよく出ています。いよいよ1年を切ったということで、国民性といいますか、火がつかないとなかなかその気にならないというのがあります

から、早くからということだと思いますが、そういうことで、近寄ってくるいろいろな課題が次から次へと出てきております。国のほうでも以前とは違ったいろんな方針を打ち出されようとしておるようです。

以前にもお答えしたと思うんですけども、この地デジ対策につきまして、摂津市の因果関係のある地区の皆さんに対してどうあるべきかということであったとおもいますが、第一義的には電波障害がないということを確認いたしました。ところで、府下の状況等々、国の方針等々、いろんなことを見た上でですけども、電波障害がない場合、公費の投入は各市ともしないと。公費の投入をしているところはどこがあるんだらうかということをお調べしたんですけども、何らかの形で電波障害があるところ、そして、市独自で三セクで経営しているところ、ここについては公費の投入という方針が打ち出されております。よって、私どものまちにつきましても、電波障害がございませんので、地デジ対策としての公費投入は行いません。ただ、国のほうでもいろんなチューナー等々の対策を打ち出されて、いろいろ変化をしてきておりますので、対象地域に限ってですけども、福祉の観点から弱者の視点で何ができるのか、これは今後一遍みんなでお考えしていきたいなと思っております。以上でございます。

それから、別府農協の話でございますけれども、いろんな文化施設として考えたらどうかというお話ではないかと思っておりますけれども、先ほども話に出ていましたけれども、市内に四つの農協の空きがあるわけでございます。何とかそれぞれのいい場所にいい施設があるわけでありまして、摂津市と農協と力を合わせて何か地域の振興にな

ればいいのになという思いは同じだと思います。ところで、農協さんの立場からいきますと、何らかの形で農業に資する活用方法という一つの枠があるようがございますけれども、それを拡大解釈し、地域の福祉につながっていくようなことがあれば、ともどもに協議しながら考えていったらいいと思います。

以上でございます。

○上村高義議長 以上で木村議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第53号など7件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第53号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分及び議案第68号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件の以上2件について、9月14日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○上村高義議長 建設常任委員長。

(山本靖一建設常任委員長 登壇)

○山本靖一建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号、大阪広域水道企業団の設置に関する協議の件について、9月13日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○上村高義議長 文教常任委員長。

(柴田繁勝文教常任委員長 登壇)

○柴田繁勝文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第53号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分、議案第65号、摂津市民図書館条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第66号、摂津市立鳥飼図書館センター条例の一部を改正する条例制定の件の以上3件について、9月14日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査いたしました結果、いずれも賛成多数をもって可決すべきものと決定しましたので、報告をいたします。

○上村高義議長 民生常任委員長。

(森西正民生常任委員長 登壇)

○森西正民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第53号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分、議案第54号、平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)及び議案第67号、摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件の以上3件について、9月13日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第53号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○上村高義議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 では、日本共産党議員団を代表いたしまして、議案第53号、議案第65号及び第66号に対する反対討論を一括して行います。

第53号については、本補正予算案の問題点は、一般廃棄物収集運搬業務委託事業と学校給食調理業務等委託事業の債務負担行為です。以下それぞれについて反対討論を述べます。

まず、一般廃棄物収集運搬業務委託事業の債務負担行為は、一般ごみ収集運搬業務の民間委託を拡大するために、平成23年から平成27年度までの5年間で7億7,560万円を限度額とする契約を締結するものです。ごみの収集運搬などの環境業務は、これまで環境センターの炉の延命の課題もあり、1炉運転で対応可能な量までごみ減量を推し進めてきた経過があります。分別リサイクルの徹底などを呼びかけ、現場の職員が実態に応じた減量案を策定し、地域や事業所へ直接足を運んで市民に訴え、協力を訴える中で、10年前に4万5,000トンあったごみ総量が2万8,000トンにまで減らすことができています。一人当たり家庭から排出されるごみ量も、北摂各市と比べても一番少なく、市民と職員との協働でつくり上げてきた成果と言えます。現状でも市の収集車と民間業者の車とで分別の徹底や収集時の市民への声かけなどには明らかに差が存在します。指名型プロポーザル方式の選定と仕様書で業務内容の質は守られると言いますが、利潤追求を優先する私企業が業務を請け負うことがごみ減量の流れや市民サービスについて、これまでの水準を維持・発展していくことにつながると思えません。

次に、学校給食調理業務等委託事業の債務負担行為は、平成20年、摂津市で初めて締結した鳥飼西小学校の給食調理業務民間委託契約が今年度末に更新時期を迎え、さらに平成23年度から25年度までの3年間、6,150万円を限度とする更新契約を行うものです。学校給食は、教育の一環として学校設置者が直接責任を持って実施するものです。現に摂津市の学校給食は安心・安全のおいしい給食を児童に提供するために、教育委員会、学校、栄養士、調理師の皆さんの創意工夫の積み重ねによって、児童・保護者の信頼を勝ち取ってきました。ところが、1985年の文部省通知「学校給食業務の運営の合理化について」をきっかけに、全国で給食調理員の非正規化、調理業務の民間委託がどんどん進みました。摂津市でも退職者不補充の方針が調理現場の正職員を減少させ、安全・安心度の確保を危うくし、調理現場にやむなく民間委託を選択せざるを得ない状況をつくり出し、平成20年に鳥飼西小学校で、平成22年には鳥飼北小学校で民間委託となりました。業者選定においてはプロポーザル方式を導入、メニュー、食材購入、調理方法など、直営と同じ1年に1回検証委員会を開催してチェックを行うことによって安全・安心が確保される、直営よりも多く人員配置がなされ、サービス向上につながっていると報告されています。しかし、こうした厳しい条件のもとで人員を増やしても民間会社の経営が成り立つのは、極端に低い人件費によるものであることははっきりしています。厳しい労働環境の割に低い報酬と不安定な身分となる調理員によって担われている職場であることをしっかり認識するべきです。

全校民間委託している自治体では、質の

低下による安全性が確保されない問題や、委託費用の上昇によって民間委託の重要な目的だった経費削減も果たせないという事態を招いているケースもあります。加えて、学校給食調理業務の民間委託は、偽装請負の疑いも指摘されています。今回の契約更新時期にあらゆる面で検証を行い、民間委託を見直すべきです。

ごみの収集業務でも、学校給食調理業務でも、行革と称して職員660人体制を金科玉条のごとく掲げ、市民の評価が高い市民サービスの担い手である職員や職場を疲弊させ、さまざまなチェック体制をつくり検証しなければ安全性を保障することができない、また、必ずしも経費削減につながっていない民間委託を選択するようなやり方は、行革の最大目的が市民サービスの向上であるならば、本末転倒と言わなければなりません。必要な業務には必要十分な人員を配置し、公共サービスの充実を図る方向に切りかえることを求めます。

次に、議案第65号及び議案第66号に対する反対討論を行います。

本議案は、直営で運営してきた市民図書館と市立鳥飼図書館センターの管理運営業務を指定管理者に行わせる条例改正です。指定管理者制度の導入の目的は、民間事業者のノウハウを生かして、市民サービスの向上と経費の削減を図ることとされています。しかし、図書館における指定管理者制度の導入は、ほかの公の施設ほど進んでいません。今回の指定管理者の導入は、大阪府内では3番目、北摂では初めてとなります。日本図書館協会が2010年7月に報告している図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について2010年調査によると、2009年までに指定管理者制度を導入したのは220館、2010年度導入

予定は55館にとどまり、逆に514の市町村が導入しないとしています。また、一度は導入しつつ直営に戻した自治体も生まれています。それは、3年ないし5年という短期間の指定管理者制度では、長期的視野に立った運営が難しくなり、図書館になじまないとする2008年6月の文部科学大臣の国会答弁、そして、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこととする国会の附帯決議、また、19項目に及ぶ指定管理者制度の検証、見直しの留意事項を示した2008年の総務省の通知などを総合的に検討すると、図書館への指定管理者制度の導入には無理があることが明らかになってきたからではないでしょうか。

また、摂津市の指定管理者制度の指針については、今年6月に第1次改訂案が出され、指定管理を行ってきた外郭団体のあり方、指定管理者制度のあり方など、広く意見を徴取して、3年かけてこれから2次指針を策定していくとしています。摂津市の図書館で働く司書資格を持った非常勤職員、図書館センターで働く施設管理公社の、これも司書資格を持つ職員さんの雇用問題、地元書店の安定に資する図書購入など、課題もあります。

市の教育委員会が掲げている平日の開館時間の延長、開館日の拡大など、市民のニーズに応えるための努力は当然です。しかし、そのための人員や経費が賄えないからと安易に指定管理者制度の導入では、市民の図書活動、社会教育に責任を持つ教育委員会の姿勢に疑問を抱かざるを得ません。摂津市指定管理者選定委員会設置要綱は先月8月中旬につくられたばかりです。今議会で条例改正、10月から11月に指定管理者候補を選定し、12月議会に決定して、

来年4月には直営から指定管理者へ移行するというスケジュールはあまりに拙速です。総務省の指定管理者制度の運用上の留意事項の中で示されている選定委員会のあり方について、十分説明責任を果たしているか、情報公開等を十分行い、住民から見て透明性が確保されているかという点でも問題があります。

以上、反対討論といたします。

○上村高義議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 以上で討論を終わります。

議案第53号、議案第65号及び議案第66号を一括採決します。

本3件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○上村高義議長 起立者多数です。

よって、本3件は可決されました。

議案第54号、議案第64号、議案第67号及び議案第68号を一括採決します。

本4件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、本4件は可決されました。

日程3、議会議案第20号を議題とします。

お諮りします。

本件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第20号を採決します。

本件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義議長 異議なしと認め、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了し、これで散会します。

(午後2時21分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長

上村高義

摂津市議会議員

木村勝彦

摂津市議会議員

森西正

摂津市議会継続会会議録

平成22年9月29日

(第4日)

平成22年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成22年9月29日(水曜日)
午後 2時58分 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	中岡健二	消防長	北居一
消防本部理事	浜崎健児	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員会・ 固定資産評価審査委 員会事務局局長	豊田拓夫

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

1 議 事 日 程

- | | | | |
|----|-------|-------|--------------------|
| 1, | | | 議長辞職許可の件 |
| 2, | 議 選 第 | 1 号 | 議長選挙の件 |
| 3, | | | 副議長辞職許可の件 |
| 4, | 議 選 第 | 2 号 | 副議長選挙の件 |
| 5, | 議 案 第 | 6 9 号 | 監査委員の選任について同意を求める件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 5 まで

(午後2時58分 開会)

○上村高義議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、嶋野議員及び柴田議員を指名します。

この場で暫時休憩します。

(午後2時59分 休憩)

(午後3時 再開)

○安藤薫副議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま上村議長から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げること異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程1、議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

上村議長の議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長辞職のあいさつを受けます。上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 議長退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年10月8日、この場で皆様方にご推挙いただき、摂津市の市議会議長に就任をさせていただきました。そして、きょうまでの1年間、安藤薫副議長、そして同僚議員、先輩議員、そして議会事務局をはじめ

理事者の皆様に大変お世話になり、そしてご協力賜りましたことを、この場を借りまして厚く厚く御礼を申し上げます。議長の仕事を通じて、いろんな貴重な体験もさせていただきました。今後は一議員として摂津のまちづくりに誠心誠意取り組んでまいりたいと思っております。

今後とも何とぞご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、退任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○安藤薫副議長 あいさつが終わりました。お諮りします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げること異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議選第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

藤浦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました藤浦議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫副議長 異議なしと認め、藤浦議員が議長に当選されました。

藤浦議員が議場におられますので、当選の告知をします。

議長就任のあいさつを受けます。藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 このたび、皆様方の温かい配慮によりまして、議長という大任を拝命することになりました。まことにありがとうございます。若輩ではありますが、皆様のご協力のもと、議長の名を汚すことなく、全身全霊を傾けて議長職を全うしてまいりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

摂津市議会は、先輩諸氏のもと、今日まで他市に先駆けてさまざまな議会改革を進めてまいりました。その伝統を守り、さらに本市の発展と摂津市民の生活向上に資することができますよう努めてまいります。

何とぞ皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお祈りを申し上げます。簡単ではございますが就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○安藤薫副議長 あいさつが終わりました。

この場で暫時休憩します。

(午後3時3分 休憩)

(午後3時4分 再開)

○藤浦雅彦議長 それでは、休憩前に引き続き再開します。

ただいま安藤副議長から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、副議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

安藤副議長の副議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

副議長辞職のあいさつを受けます。安藤議員。

○安藤薫議員 副議長退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この1年間、議会議員の皆様を支えられて副議長の職務を果たすことができました。まことにありがとうございました。

上村議長をはじめとした先輩諸氏のご指導のもと、議会の民主的運営のあり方や二元代表制たる議会のあるべき姿など、これからの私の議会活動にとっても大変重要な、そして大事な体験をさせていただくことができました。これから一議員に戻りましても、この経験をしっかりと生かして、市民の暮らしを守るといふ摂津のまちづくりのために全力を尽くしていきたいと思っております。

本当にありがとうございました。簡単でございますが、退任に当たってのごあいさつとさせていただきます。(拍手)

○藤浦雅彦議長 あいさつが終わりました。

お諮りします。

この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

森西議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました森西議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、森西議員が副議長に当選されました。

森西議員が議場におられますので、当選の告知をします。

副議長就任のあいさつを受けます。森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 このたびは皆様方のご推挙をいただき、副議長に就任させていただくこととなりました。議会制民主主義としての活発な議会運営を図り、藤浦議長をサポートし、摂津市発展のために全力で頑張りますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

本当に簡単ではございますけれども、副議長就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いします。(拍手)

○藤浦雅彦議長 あいさつが終わりました。

お諮りします。

この際、議案第69号を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程5、議案第69号を議題とします。

本件の除斥に該当する野口議員の退席を求めます。

(野口博議員退席)

○藤浦雅彦議長 提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第69号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成22年9月29日付の南野直司氏の辞職に伴いまして、野口博氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

簡単ではございますが、提案理由のご説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第69号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

(野口博議員着席)

○藤浦雅彦議長 お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後3時10分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会旧議長 上 村 高 義

摂津市議会旧副議長 安 藤 薫

摂津市議会新議長 藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 柴 田 繁 勝

摂津市議会継続会会議録

平成22年9月30日

(第5日)

平成22年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成22年9月30日(木曜日)
午後3時開議場
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	中岡健二	消防長	北居一
消防本部理事	浜崎健児	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員会・ 固定資産評価審査委 員会事務局局長	豊田拓夫

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

1 議 事 日 程

- 1, 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件
 - 2, 特別委員会委員選任の件
 - 3, 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件
-

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程3まで

(午後 3 時 開会)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、三好議員及び原田議員を指名します。

日程 1、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件を議題とします。

本件は配付の名簿のとおり指名します。

この際、特別委員会委員の辞任の報告をします。本日、藤浦議員、森内議員、原田議員及び野口議員から駅前等再開発特別委員会委員を、また、森西議員から総合計画基本構想審査特別委員会委員を辞任したい旨の申し出があり、これを許可したことを報告します。

お諮りします。

この際、特別委員会委員選任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 2、特別委員会委員選任の件を議題とします。

駅前等再開発特別委員会委員は、配付の名簿のとおり指名します。また、総合計画基本構想審査特別委員会委員は、木村議員を指名します。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 3、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了し、これで平成 22 年第 3 回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後 3 時 1 分 閉会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

摂津市議会議長

藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員

三 好 義 治

摂津市議会議員

原 田 平

☆ 添 付 資 料

平成22年第3回定例会審議日程（案）

月日	曜	会議名	内 容	開議時刻
9 / 10	金	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 （議会議案届出締切 17:15）	10:00
11	土			
12	日			
13	月		建設常任委員会（第一委員会室） 民生常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
14	火		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室） （一般質問届出締切 12:00）	10:00 10:00
15	水			
16	木			
17	金			
18	土			
19	日			
20	月			
21	火			
22	水		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
23	木			
24	金			
25	土			
26	日			
27	月	本会議（第2日）	一般質問	10:00
28	火	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
29	水	本会議（第4日）	役員改選	15:00
30	木	本会議（第5日）	役員改選 議会運営委員会（第一委員会室）	15:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成 2 2 年第 3 回定例会

〈総務常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 1 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 5 号 平成 2 1 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 53 号 平成 2 2 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
- 議案 第 68 号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 1 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 2 号 平成 2 1 年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認定 第 6 号 平成 2 1 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 64 号 大阪広域水道企業団の設置に関する協議の件

〈文教常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 1 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 議案 第 53 号 平成 2 2 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
- 議案 第 65 号 摂津市民図書館条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 66 号 摂津市立鳥飼図書館センター条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 1 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 3 号 平成 2 1 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 4 号 平成 2 1 年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 7 号 平成 2 1 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 8 号 平成 2 1 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 9 号 平成 2 1 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 53 号 平成 2 2 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
- 議案 第 54 号 平成 2 2 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案 第 67 号 摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 1 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 1 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

〈総合計画基本構想審査特別委員会〉（9月10日設置予定）

- 議案 第 58 号 摂津市総合計画基本構想について議会の議決を求める件

平成22年 第3回定例会 一般質問要旨

質問順位

1番	野原修議員	2番	川端福江議員	3番	三好義治議員
4番	嶋野浩一朗議員	5番	村上英明議員	6番	藤浦雅彦議員
7番	大澤千恵子議員	8番	三宅秀明議員	9番	山崎雅数議員
10番	原田平議員	11番	山本靖一議員	12番	本保加津枝議員
13番	弘豊議員	14番	森西正議員	15番	木村勝彦議員

野原修議員

- 1 安全で災害に強いまちづくりについて
 - (1) 女性消防団の取り組みについて
 - (2) 消防職場における学生インターンシップの取り組みについて
- 2 ゴミ収集業務について
 - (1) 民間委託について
 - (2) ゴミ減量と業務について
- 3 給食費滞納について
 - (1) 本市の現状と取り組みについて

川端福江議員

- 1 交通安全対策について
 - (1) 都市計画道路新在家鳥飼上線の歩道確保について
 - (2) 鳥飼北小学校の正門の歩道安全柵の設置について
 - (3) おぼろげ橋交差点、別府小学校の近くの信号を歩車分離式にすることについて
- 2 公共施設巡回バスのバス停を都市再生機構鳥飼野々団地（野々公団）前に設置することについて
- 3 脳脊髄液減少症の学校現場での現状と周知対策について
 - (1) 小冊子を市内全小・中学校の教職員に配布することについて
- 4 ヒブワクチンの公費助成について
 - (1) 細菌性髄膜炎から子どもの命を守るための公費助成について

三好義治議員

- 1 地球温暖化防止地域計画の進捗状況について
- 2 指定管理者制度について

嶋野浩一朗議員

- 1 水道管の耐震化について
- 2 (仮称)「市民保護室」の設置について

村上英明議員

- 1 小学校へのエアコン設置について
- 2 市ホームページへの市内企業の求人募集掲載について
- 3 空き家の管理不全防止について
- 4 環境美化の協力企業・団体への感謝状贈呈について
- 5 道路反射鏡への連絡先表示シールの貼り付けについて

藤浦雅彦議員

- 1 大阪府の地方分権改革ビジョンにおける市町村への権限移譲第一フェーズについて
 - (1) 地方分権改革ビジョンの全体像と摂津市の目標とする47項目の中身、問題点について
 - (2) 国民健康保険料の大阪府下均一化に向けた動きについて
- 2 摂津市第4次行財政改革実施計画について
 - (1) 年次毎の進行管理について、どのように考えているのか。
 - (2) 第4次行財政改革の理念にある人材育成実施計画の策定はいつできるのか。
 - (3) 今後の適切な市債管理・基金管理の考え方について
- 3 摂津市子ども読書活動推進計画について
 - (1) 平成17年6月からの第1次計画の成果と課題について
 - (2) 後期計画の考え方について
- 4 JR千里丘駅西口のエレベーター設置に向けた交渉の進捗状況と問題点について
- 5 吹田操車場跡地の街づくりについて
 - (1) 工期について吹田貨物ターミナル駅の完成が2年遅れて、平成25年春頃となることで工事の順番が変わっているが、具体的にどのようなになっているのか、また、今年度の工事の進捗はどうなっているのか。
 - (2) 工事説明について、近隣住民にどのように行っているのか。
 - (3) 山田川河川敷の扱いについて、大阪府の方針と本市の方針はどうなっているのか。

大澤千恵子議員

- 1 摂津市公共交通懇談会について
- 2 コミュニティプラザの運営について
- 3 市民協働のまちづくりについて

三宅秀明議員

- 1 行政運営と協働について
 - (1) 住環境について
 - (2) 交通政策について
- 2 危機管理について
 - (1) 資料の作成と広報のあり方について
 - (2) 庁内体制について

山崎雅数議員

- 1 国民健康保険料の府下統一の協議に反対することについて
- 2 大阪府の「財政構造改革プラン（素案）」のもたらす摂津市への影響とこれに反対することについて
 - (1) 中小企業向け制度融資の見直しについて
 - (2) 廃止8事業にあげられた千里救命救急センター支援事業について
 - (3) 公営住宅への行政投資のあり方見直しについて
 - (4) 福祉4医療制度を「府が実施すべき「守備範囲」を検討」し、見直すことについて

原田平議員

- 1 市民税の申告について
 - (1) 修正申告について
 - (2) 税申告の知識が少ない市民への対策等について
- 2 摂津市セッピー商品券について
- 3 市営住宅の空家について
- 4 摂津市コミュニティプラザ複合施設カフェテナント出店について

山本靖一議員

- 1 指定管理者制度について
- 2 市内バス交通網について

本保加津枝議員

- 1 特定年齢への子宮頸がんワクチン一斉接種実施とがん予防に対する本市の施策について

弘豊議員

- 1 子育て世帯の実態と就学援助金制度について
 - (1) 子ども手当制度の開始について
 - (2) 就学援助金制度の充実について
- 2 夏の猛暑に対する熱中症予防の取り組みについて
 - (1) 今季の熱中症患者の状況について
 - (2) 公民館での一時避難所設置など市としての対応
 - (3) 学校施設での対策について
- 3 ワクチン接種への公費負担について

森西正議員

- 1 市内での硬式野球の利用場所について
- 2 産科・産婦人科の市民の市内での診療について
- 3 淀川と新幹線を活かしたまちづくりについて

木村勝彦議員

- 1 地上デジタル放送への移行に伴う電波障害地域の対策について
- 2 別府公民館の建て替えについて

選任名簿

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務常任委員会	三好 義治	村上 英明	川端 福江 三宅 秀明 上村 高義 野口 博
建設常任委員会	山本 靖一	大澤千恵子	藤浦 雅彦 木村 勝彦 原田 平
文教常任委員会	柴田 繁勝	野原 修	南野 直司 渡辺 慎吾 安藤 薫
民生常任委員会	森内 一蔵	嶋野浩一朗	本保加津枝 弘 豊 山崎 雅数 森西 正

《議会運営委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員
議会運営委員会	南野 直司	木村 勝彦	大澤千恵子 三宅 秀明 上村 高義 山崎 雅数 原田 平

特別委員会委員選任の件

委員会名	委員長	副委員長	委員
駅前等再開発 特別委員会	木村 勝彦	渡辺 慎吾	大澤千恵子 南野 直司 上村 高義 弘 豊 三好 義治

議会運営委員会の所管事項に関する調査表

(平成22年第3回定例会)

調 査 事 件	調 査 期 限
1. 議会の運営に関する事項について	委員の任期満了まで

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告第13号	平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	(9月10日 報告)	
認定第1号	平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	9月10日	閉会中の継続審査
認定第2号	平成21年度摂津市水道事業会計決算認定の件	9月10日	閉会中の継続審査
認定第3号	平成21年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9月10日	閉会中の継続審査
認定第4号	平成21年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件	9月10日	閉会中の継続審査
認定第5号	平成21年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	9月10日	閉会中の継続審査
認定第6号	平成21年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	9月10日	閉会中の継続審査
認定第7号	平成21年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	9月10日	閉会中の継続審査
認定第8号	平成21年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9月10日	閉会中の継続審査
認定第9号	平成21年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	9月10日	閉会中の継続審査
議案第53号	平成22年度摂津市一般会計補正予算(第2号)	9月28日	可決
議案第54号	平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)	9月28日	可決
議案第55号	副市長の選任について同意を求める件	9月10日	同意
議案第56号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	9月10日	同意
議案第57号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	9月10日	同意
議案第58号	摂津市総合計画基本構想について議会の議決を求める件	9月10日	閉会中の継続審査
議案第59号	工事請負契約締結の件	9月10日	可決
議案第60号	動産取得に関する件	9月10日	可決
議案第61号	動産取得に関する件	9月10日	可決
議案第62号	動産取得に関する件	9月10日	可決
議案第63号	動産取得に関する件	9月10日	可決
議案第64号	大阪広域水道企業団の設置に関する協議の件	9月28日	可決
議案第65号	摂津市民図書館条例の一部を改正する条例制定の件	9月28日	可決
議案第66号	摂津市立鳥飼図書館センター条例の一部を改正する条例制定の件	9月28日	可決
議案第67号	摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件	9月28日	可決
議案第68号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	9月28日	可決
議会議案第20号	子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書の件	9月28日	可決
	議長辞職許可の件	9月29日	許可
議選第1号	議長選挙の件	9月29日	決定
	議長辞職許可の件	9月29日	許可
議選第2号	副議長選挙の件	9月29日	決定
議案第69号	監査委員の選任について同意を求める件	9月29日	同意
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	9月30日	選任
	特別委員会委員選任の件	9月30日	選任

議案番号	件名	議決月日	結果
	議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	9月30日	閉会中の 継続調査